官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委六）　二
〔法規的告示〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件について（財務二〇〇）　七
○計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件の一部を改正する告示（経済産業八六）　八
〔その他告示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（総務二六〇）　九
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同二六一）　九
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二〇一～二〇四、二〇六、二〇七）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二〇五）　一三
○建築基準法第七十七条の二十一第三項及び第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通八三二）　一四
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
生命保険契約者保護機構令和七年度決算、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一〇三
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令及び代執行・除却命令関係　一〇四
会社その他
会社決算公告　一〇五
一二

規　則

○原子力規制委員会規則第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条第二項、第四十三条の三の二十二第二項及び第四十八条第二項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防護措置） **第十四条の三**　（略） ２　前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） 十一の二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条において「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。 ロ　イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。 十二～十八　（略） 十九　特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。 イ　妨害破壊行為等の脅威に関する事項 ロ～リ　（略） 二十～二十三　（略）	（防護措置） **第十四条の三**　（略） ２　前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～十八　（略） 十九　特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。 イ　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）の脅威に関する事項 ロ～リ　（略） 二十～二十三　（略）

3　第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号、第八号ロ、第十一号の二及び第十八号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。

4　前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第二項第十七号ロから二までに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。

5～7　（略）

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第二条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとし、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防護措置） **第十六条の三**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） 十一の二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条及び第十九条第一項第十六号において「妨害破壊行為等」とい	（防護措置） **第十六条の三**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） （新設）

3　第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号、第八号ロ及び第十八号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。

4　前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第一項第十七号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。

5～7　（略）

う。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ　イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二～二十三　（略）

二十四　妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五～二十八　（略）

3　（略）

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第三条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防護措置） **第九十一条**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一～十一　（略） 十一の二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあっては、次に掲げる措置を講ずること。 イ　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下この条及び第九十六条第一項第十七号において「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。	（防護措置） **第九十一条**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～二十三　（略） 二十四　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 二十五～二十八　（略） 3　（略）

ロ　イの設備又は装置を構成する物であって小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであって見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二～二十五　（略）

二十六　妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七～三十　（略）

3　（略）

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第四条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防護措置） **第八十六条**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一～十一　（略） 十一の二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあっては、次に掲げる措置を講ずること。 イ　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条及び第九十一条第一項第十七号において「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。 ロ　イの設備又は装置を構成する物であって小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであって見張人が常時監視できる位置に設置すること。	（防護措置） **第八十六条**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～二十五　（略） 二十六　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 二十七～三十　（略） 3　（略）

十二～二十五　（略）

二十六　妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七～三十　（略）

3　（略）

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第五条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防護措置） **第十七条**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～十一　（略） 十一の二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあっては、次に掲げる措置を講ずること。 イ　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下この条において「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。 ロ　イの設備又は装置を構成する物であって小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであって見張人が常時監視できる位置に設置すること。 十二～二十五　（略） 二十六　妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 二十七～三十　（略） 3　（略）	（防護措置） **第十七条**　（略） 2　前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～二十五　（略） 二十六　特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 二十七～三十　（略） 3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条及び次条第一項において「法」という。）第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の対象原子力事業所に法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している者に限る。次項において「核物質防護規定認可者」という。）については、法第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による当該核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（次項において「新試験炉規則」という。）第十四条の三第二項第十一号の二、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（次項において「新再処理規則」という。）第十六条の三第二項第十一号の二、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新実用炉規則」という。）第九十一条第二項第十一号の二及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新研開炉規則」という。）第八十六条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2　核物質防護規定認可者については、新試験炉規則第十四条の三第二項第十一号の二、新再処理規則第十六条の三第二項第十一号の二、新実用炉規則第九十一条第二項第十一号の二及び新研開炉規則第八十六条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（核物質防護規定認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は適用しない。

第三条　この規則の施行の際現に法第六十四条の三第一項の規定による実施計画の認可を受けている者（次項において「実施計画認可者」という。）については、同条第二項による実施計画の変更の認可を、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（次項において「新東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2　実施計画認可者については、新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（実施計画認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は適用しない。

法規的告示

○財務省告示第二百号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［略］	［略］　［略］
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］ 厚生労働省　厚生労働省大臣官房の歳入歳出外現金出納官吏 都道府県労働局の歳入歳出外現金出納官吏	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］ 厚生労働省　厚生労働省大臣官房の歳入歳出外現金出納官吏 国立感染症研究所の歳入歳出外現金出納官吏 都道府県労働局の歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［略］	［略］　［略］

防衛省	防衛省
［略］	［略］
防衛医科大学校の歳入歳出外現金出納官吏 海上自衛隊の歳入歳出外現金出納官吏 航空自衛隊の歳入歳出外現金出納官吏 情報本部の歳入歳出外現金出納官吏 地方防衛局の歳入歳出外現金出納官吏 防衛装備庁の歳入歳出外現金出納官吏	防衛医科大学校の歳入歳出外現金出納官吏 防衛装備庁の歳入歳出外現金出納官吏 地方防衛局の歳入歳出外現金出納官吏 東海防衛支局の歳入歳出外現金出納官吏 熊本防衛支局の歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第八十六号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第百七十五号（計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　（略）	**第一条**　（略）
第二条　規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	**第二条**　規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四の事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
（略）	（略）	（略）
四　音圧レベル	イ　音圧レベル校正器	日本産業規格Ｃ一五一五（二〇〇四）に規定するクラス一のもの又は日本産業規格Ｃ一五一五（二〇二〇）に規定するクラス一のもの
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

規則別表第四の事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
（略）	（略）	（略）
四　音圧レベル	イ　音圧レベル校正器	日本産業規格Ｃ一五一五（二〇〇四）に規定するクラス一のもの
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

その他告示

○総務省告示第二百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶
船舶番号　船舶名　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	船舶番号　船舶名　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　37)　略］	［(　1)～(　37)　同左］
［削る］	(　38)　11154　レットスター２　兵庫県知事
(　38)　11599　ジェノバⅠ　兵庫県知事	(　39)　11599　ジェノバⅠ　同
(　39)～(　186)　［略］	(　40)～(　187)　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第二百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 ［1・2　略］ 3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	一　［略］ ［1・2　同左］ 3　［略］
所有者　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者　価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　92)　略］	［(　1)～(　92)　同左］
(　93)　ＵＳエナジー株式会社（亀山ソーラー発電所に係るものに限る。）　同	(　93)　ロイヤルリース株式会社（亀山ソーラー発電所に係るものに限る。）　同
［(　94)～(　134)　略］	［(　94)～(　134)　同上］

（135）　合同会社オブノ12号（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する　同太陽光発電に係るものに限る。）	（135）　合同会社ＳＳ山鹿10M（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在す　同る太陽光発電に係るものに限る。）
［（136）～（149）　略］	［（136）～（149）　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

○財務省告示第二百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1384回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,355,780,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,044,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,348,404,432,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,041,904,848,400円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年６月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭７厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭２毛
12　償還期限	令和８年８月31日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年６月１日

○財務省告示第二百三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1385回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,133,480,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で966,500,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,126,275,744,500円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	964,278,016,500円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年６月８日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭８厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭１毛
12　償　還　期　限	令和８年９月７日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年６月８日

○財務省告示第二百三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1386回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,670,170,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で829,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,657,091,505,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	825,733,980,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年６月10日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円50銭６厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円51銭
12　償　還　期　限	令和８年12月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年６月10日

○財務省告示第二百四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1387回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,129,370,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で970,600,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,122,136,395,550円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	968,355,972,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年６月15日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭６厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭８厘８毛
12　償　還　期　限	令和８年９月14日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年６月15日

○財務省告示第二百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1388回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,135,570,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で809,238,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,326,331,300,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債について、額面金額で664,400,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,111,191,415,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	656,812,552,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年６月22日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円85銭２厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円85銭８厘
12　償　還　期　限	令和９年６月21日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年６月22日

○財務省告示第二百六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月二十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1389回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,150,380,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で949,600,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,143,009,677,400円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	947,377,936,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年６月22日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭３厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭６厘
12	償還期限	令和８年９月24日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年６月22日

○財務省告示第二百七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1390回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,128,470,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で971,500,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,121,382,424,500円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	969,298,581,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年６月29日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭３厘４毛
12	償還期限	令和８年９月28日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年６月29日

○国土交通省告示第八百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　確認検査本部　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 ハ　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 ニ　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 ホ　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 ヘ　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 ト　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号	平成十二年十月二十日

改正前

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　確認検査本部　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 ハ　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 ニ　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 ホ　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 ヘ　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 ト　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号	平成十二年十月二十日

チ　さいたま支店
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号
リ　千葉支店　千葉
県千葉市中央区新町三番地十三
ヌ　東京支店　東京
都千代田区神田須田町二丁目六番六号
ル　立川支店　東京
都立川市錦町三丁目五番二十二号
ヲ　横浜支店　神奈
川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号
ワ　新潟支店　新潟
県新潟市中央区東大通一丁目三番十号
カ　金沢支店　石川
県金沢市西念一丁目九番三号
ヨ　長野支店　長野
県長野市西後町千五百九十七番地一
タ　松本支店　長野
県松本市中央一丁目十七番十六号
レ　静岡支店　静岡
県静岡市駿河区森下町四番三十号
ソ　名古屋支店　愛
知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号

チ　さいたま支店
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号
リ　千葉支店　千葉
県千葉市中央区新町三番地十三
ヌ　東京支店　東京
都千代田区神田須田町二丁目六番六号
ル　立川支店　東京
都立川市錦町三丁目五番二十二号
ヲ　横浜支店　神奈
川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号
ワ　新潟支店　新潟
県新潟市中央区東大通一丁目三番十号
カ　金沢支店　石川
県金沢市西念一丁目九番三号
ヨ　長野支店　長野
県長野市西後町千五百九十七番地一
タ　松本支店　長野
県松本市中央一丁目十七番十六号
レ　静岡支店　静岡
県静岡市駿河区森下町四番三十号
ソ　名古屋支店　愛
知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号

ツ　三重支店　三重県津市羽所町七百番地
ネ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ナ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号
ラ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ム　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号
ウ　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
ヰ　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号
ノ　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
オ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号
ク　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

ツ　三重支店　三重県津市羽所町七百番地
ネ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ナ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号
ラ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ム　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号
ウ　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
ヰ　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号
ノ　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
オ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号
ク　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

| | | |

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、静岡県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域	ハ　福岡支店　福岡県福岡市中央区天神四丁目三番三十号				
（略）					

官　庁　発　表

官　庁　事　項

人事院年次報告（業務状況報告）

国家公務員法第24条第１項の規定に基づいて、人事院から、令和７年度の人事院の業務の状況について報告があったので、同条第２項の規定により次のとおり公表する。

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等その使命の達成に努めてきており、人事院勧告制度を始めとする公務員制度は、行政運営の基盤として重要な機能を果たしている。

人事院のこれまでの改革の成果を継続し、更に高めていくためには、改革を新たなフェーズに進める必要がある。このような認識の下、令和７年８月の人事院勧告では、同年３月の「人事行政諮問会議」最終提言を真摯に受け止め、多様で優秀な人材が集い、職員の成長と挑戦を支える「これから」の公務の実現のため、新たな時代にふさわしい真の人材マネジメント改革を迅速に進めることを示した。そして、実現を目指す「これから」の公務として、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」の４つの柱を掲げ、現在、具体的な施策を迅速かつ着実に実装すべく取組を進めている。

本報告書は、主として令和７年度における人事院の業務の状況をまとめたものであり、第１編は「人事行政」全般について、第２編は「国家公務員倫理審査会の業務」の状況について記述している。このうち第１編は３部からなり、第１部は、令和７年度における人事行政の主な動きについて記述している。次いで第２部では、「公務における転勤の現状と今後について　～時代に応じた持続可能な公務を目指して～」と題し、職員の働き方や価値観が多様化する中で、職員の意向に配慮した転勤とするための施策や転勤に係る負担軽減・円滑化のための施策について提案を行っている。そして第３部では、令和７年度の人事院の業務状況について、各種資料を掲載して記述している。

本報告書により、人事行政及び公務員に対する理解が一層深まることを願うものである。

目　　次

はじめに
第１編　人事行政
第１部　人事行政この１年の主な動き
第１章　適正な公務員給与の確保等（令和７年勧告・報告）
　１　官民給与の比較方法の見直し
　２　官民給与の比較結果
　３　勧告・報告の概要
第２章　公務員人事管理における主な課題の取組状況
　第１節　高い使命感とやりがいを持って働ける公務
　　１　国家公務員行動規範の策定・浸透
　　２　「選ばれる」公務職場の実現～公務のブランディング～
　第２節　実力本位で活躍できる公務
　第３節　働きやすさと成長が両立する公務
　　１　超過勤務の縮減―月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて
　　２　時代に即した働き方の推進等
　　３　職員のWell-beingの土台づくりのための取組
　　４　主体的な学びと成長の支援等
　第４節　誰もが挑戦できる開かれた公務
　　１　ＣＢＴ方式の導入を始めとした採用試験の抜本的見直し
　　２　採用におけるインターンシップの更なる活用
　　３　官庁訪問プロセスの改善
　　４　アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化
　　５　技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築
第２部　公務における転勤の現状と今後について～時代に応じた持続可能な公務を目指して～
はじめに
第１章　転勤の意義と制度
　第１節　転勤の意義
　第２節　職員の転勤に関する現行の人事運用や制度の概要
　　１　人事運用
　　２　転勤に関する現行の制度概要
第２章　各府省・職員の転勤に対する意識等
　第１節　各府省の転勤に対する意識・対応等
　　１　転勤を含めた異動パターンについて
　　２　転勤を行う意義・目的について
　　３　転勤の有無や範囲等の説明について
　　４　転勤をめぐる人事管理上の課題等について
　　５　職員の意向に配慮した転勤について
　　６　転勤した職員に対する配慮について
　　７　転勤の代替手段の検討について
　第２節　職員の転勤に対する意識等
　　１　アンケート方法、回答状況
　　２　アンケート結果
第３章　民間企業等における転勤の実態と取組
　第１節　民間企業等における転勤の実態
　第２節　民間企業等における転勤に関する取組
　　１　民間企業の取組
　　２　地方公共団体の取組
　第３節　諸外国政府・国際機関における転勤の実情
　　１　転勤の意義・必要性
　　２　人事運用・転勤に対する支援・インセンティブ
　　３　職員の意向への配慮、職員の理解の確保
第４章　転勤の必要性・課題等の再整理と今後の施策の方向性
　第１節　公務における転勤の必要性・課題等の再整理
　第２節　転勤に係る施策の方向性
　　１　職員の意向に配慮した転勤とするための施策の方向性
　　２　転勤に係る負担軽減・円滑化のための施策の方向性
おわりに

第３部　令和７年度業務状況
第１章　職員の任免
　第１節　人材確保
　第２節　採用試験
　　１　2025年度における採用試験の実施
　　２　2026年度採用試験の改善等
　第３節　任用状況等
　　１　令和７年度における採用状況
　　２　「一般職の国家公務員の任用状況調査」の実施
　　３　特定官職（本府省の課長等）への任命等
　　４　幹部職員人事の一元管理
　　５　女性職員の採用・登用の拡大
　　６　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用
　　７　法科大学院等への派遣
　第４節　民間人材の採用の促進
　　１　公務の活性化のための民間人材の採用
　　２　任期を定めた職員の採用
　　３　研究公務員の任期を定めた採用
　　４　官民人事交流
　第５節　分限処分の状況
　　１　降任・免職
　　２　休職
　　３　降給
第２章　人材の育成
　第１節　人事院が実施する研修の概要
　第２節　役職段階別研修
　　１　行政研修
　　２　地方機関職員研修
　第３節　派遣研修
　　１　在外研究員制度
　　２　国内研究員制度
　　３　留学費用償還制度
　第４節　テーマ別研修
第３章　職員の給与
　第１節　給与に関する勧告と報告
　　１　給与勧告制度の仕組み
　　２　令和７年の給与に関する勧告・報告
　　３　公務員給与の実態調査
　　４　民間給与の実態調査
　第２節　給与法の実施等
　　１　給与法の改正に伴う規則改正等
　　２　行政組織の新設等に伴う規則改正
　　３　級別定数の設定・改定等
　　４　独立行政法人等の給与水準の公表
　◎第３章　補足資料
第４章　職員の生涯設計
　第１節　定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、再任用制度等
　　１　定年退職及び勤務延長の状況
　　２　管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の状況
　　３　定年前再任用制度の状況
　　４　暫定再任用制度の状況
　　５　定年の引上げの円滑な実施に向けた対応
　第２節　生涯設計セミナーの実施等
第５章　職員の勤務環境等
　第１節　勤務時間及び休暇等
　　１　超過勤務・年次休暇の使用の状況
　　２　勤務時間・休暇制度等に関する調査研究
　第２節　健康安全対策
　　１　健康の保持増進
　　２　安全の確保
　　３　健康安全管理の推進（国家公務員安全週間・健康週間）
　　４　職員の放射線障害防止のための訓練等
　第３節　ハラスメント対策
　　１　ハラスメント防止対策に関する研修の開催等
　　２　国家公務員ハラスメント防止週間
　第４節　育児休業等制度
　　１　育児休業制度等の利用の促進
　　２　育児休業等の取得状況
　第５節　自己啓発等休業制度及び配偶者同行休業制度
　第６節　災害補償
　　１　災害補償の制度改正
　　２　災害補償の実施状況
　　３　災害補償制度の運営
　第７節　監査
　　１　給与簿監査
　　２　健康安全管理状況監査
　　３　災害補償実施状況監査
　第８節　服務及び懲戒
　　１　服務
　　２　懲戒
　　３　兼業
第６章　職員団体
　第１節　管理職員等の範囲
　第２節　職員団体の登録
　第３節　職員団体のための職員の行為
　　１　在籍専従
　　２　短期従事
　第４節　職員団体等の法人格
　　１　登録職員団体
　　２　認証職員団体等
　第５節　職員団体との会見

第７章　公平審査
　第１節　不利益処分についての審査請求
　第２節　勤務条件に関する行政措置の要求
　第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て
　第４節　給与の決定に関する審査の申立て
　第５節　苦情相談
第８章　国際協力
　第１節　派遣法による派遣状況
　第２節　国際協力・国際交流
　　１　ＡＳＥＡＮ諸国との国際協力
　　２　日中韓人事行政ネットワーク事業
　　３　日シンガポール知見交換プログラム
　　４　開発途上国等に対する技術協力
　　５　マンスフィールド研修
　　６　外国からの調査訪問対応等
第９章　人事院総裁賞及び各方面との意見交換
　第１節　人事院総裁賞
　第２節　各方面との意見交換等
　　１　公務員問題懇話会
　　２　企業経営者等との意見交換
　　３　参与との意見交換
　　４　有識者の職場訪問
第２編　国家公務員倫理審査会の業務
この１年の主な施策
倫理法及び国家公務員倫理審査会について
第１章　職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土の構築
　　１　国家公務員倫理月間における取組
　　２　その他の倫理審査会における取組
第２章　倫理法に基づく報告制度の状況
　　１　報告制度の概要
　　２　各種報告書の提出状況等
第３章　倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応
　　１　調査及び懲戒手続の概要
　　２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

第１編　人事行政

第１部　人事行政この１年の主な動き

第１章　適正な公務員給与の確保（令和７年勧告・報告）

◉　行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較するよう官民給与の比較方法を見直した。

◉　国会及び内閣に対し、①国公法に定める情勢適応の原則に基づき、官民の給与水準を均衡させるための月例給及び特別給の引上げ、②職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築に向けた検討を行うこと等を内容とする勧告及び報告を行い、法改正を経て、勧告どおりの給与改定がなされた。

１　官民給与の比較方法の見直し

官民給与の比較方法について、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視したものとするため、より規模の大きな企業と比較するよう見直しを行った。具体的には、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」とし、本府省職員との対応関係については、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識し、東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引き上げた。令和７年の改定に当たっては、見直し後の方法で官民給与の比較を行った。

２　官民給与の比較結果

月例給について、民間と公務の令和７年４月分給与を調査し、前記１の見直しを行った上で主な給与決定要素を同じくする者同士を比較した結果、国家公務員給与が民間給与を平均15,014円（3.62％）下回っていた。また、特別給（期末手当及び勤勉手当）について、直近１年間（令和６年８月～令和７年７月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較した結果、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。

３　勧告・報告の概要

令和７年８月７日、国会及び内閣に対し、国公法に定める情勢適応の原則に基づき、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるため（民間準拠）、比較方法の見直し後の官民給与の比較結果を踏まえ、月例給及び特別給を引き上げるとともに、職務・職責をより重視した給与体系を含む新たな人事制度の構築に向けた検討を行うこと等を内容とする報告及び勧告を行った。

内閣は、法律事項について勧告どおり給与改定を行うこと等を閣議決定し、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第89号）が制定され、勧告どおりの給与改定がなされた。

これらによる給与制度の改定の概要は次の⑴～⑶のとおりである。

（特記するものを除き令和７年４月１日実施）

⑴　俸給表の引上げ改定

採用市場での競争力向上のため、初任給を高卒で12,300円、大卒で12,000円、それぞれ大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も令和６年を大幅に上回る引上げ改定を行った。これにより、本府省勤務の総合職試験（大卒程度試験）採用者の初任給月額は、諸手当を含めると30万円を超えた。

⑵　ボーナス（期末手当・勤勉手当）を含む諸手当の改定

ア　初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当

医師の初任給調整手当や委員、顧問、参与等の手当について所要の改定を行った。

イ　地域手当

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（給与制度のアップデート）の一環として、地域手当の見直しを段階的に行うことに伴い、令和８年度における支給割合を設定した（令和８年４月実施）。

ウ　通勤手当

㋐　自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮し、「100㎞以上」を上限に５㎞刻みで新たな距離区分を新設した（令和８年４月実施）。

また、従来の距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行った。

加えて、民間の支給状況等を踏まえ、１か月当たり5,000円を上限とする駐車場等に係る通勤手当を新設した（令和８年４月実施）。

㈠　月の途中に採用された職員等の通勤手当

職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、支給方法の見直しを行うこととした（令和８年10月実施）。

エ　宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行った。

オ　期末手当・勤勉手当

㈠　支給月数の改定

支給月数を0.05月分引き上げて4.65月分とし、引上げ分は民間の支給状況等を踏まえ、期末手当・勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分した。

㈡　交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

国と民間企業との間の人材の往来を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が採用前に民間企業に雇用されていた期間を在職期間等に通算することとした。また、研究休職がより一層活用されるよう、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を在職期間等に通算することとした（令和８年４月実施）。

カ　第二種初任給調整手当

一般職の国家公務員には最低賃金法（昭和34年法律第137号）が適用されないが、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設した（令和８年４月実施）。

⑶　職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等に先行した見直し

第２章第２節で述べるとおり、人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。一方、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、先行して以下の見直しを行った。

ア　本府省業務調整手当

本府省の業務の特殊性・困難性が一層高まっていることを踏まえ、本府省業務調整手当の支給対象に、指定職俸給表の適用を受ける本府省の職員並びに本府省の課長級及び室長級職員を加え、51,800円を支給することとした。また、本府省の課長補佐級職員の手当額を10,000円、本府省の係長級及び係員級職員の手当額を2,000円、それぞれ引き上げた。

イ　在級期間に係る制度

職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇の確保を引き続き推進するため、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止した。また、これに関連する初任給制度等についても見直しを行った（令和８年４月実施）。

ウ　特地勤務手当等

㈠　特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止

職員の転勤に対する忌避感が高まる中で、勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との調整措置を廃止した。具体的には、地域手当が支給される場合に特地勤務手当の支給額を減ずる措置及び広域異動手当が支給される場合に特地勤務手当に準ずる手当の支給割合を減ずる措置を廃止した。

㈡　特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

近年、採用時から特地官署等に勤務する職員が生じていることを踏まえ、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても、特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

㈢　その他の見直し

特地勤務手当の額等の算定基礎について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いることとした。また、特地官署等の見直しは、これまで規則の規定に基づき５年ごとに行うことを例としてきたが、適時適切に見直しを行えるよう、当該規定を廃止した。

さらに、最新のデータを踏まえ、特地官署等の見直しを行った（令和８年４月実施）。

第２章　公務員人事管理における主な課題の取組状況

第１節　高い使命感とやりがいを持って働ける公務

◉　全ての国家公務員が「全体の奉仕者」として職務を遂行する上で常に意識すべき、求められる行動の指針として、「国家公務員行動規範」を策定し、職員への周知・啓発に取り組んだ。

◉　採用試験の見直しのほか、超過勤務の縮減や柔軟な働き方の推進、給与の改善等を進めてきたが、公務の魅力や改善の方向性が十分に伝わっているとは言えないため、34府省等が参加する府省横断チームを立ち上げ、複数回にわたるワークショップを実施して、公務全体のブランドメッセージを策定した。

◉　府省横断チームにおける検討に加え、近年の学生の就職活動の動向等を踏まえて、広報戦略を策定した。新規採用職員や学生の公務に対するイメージ等の調査結果等を踏まえ、令和８年度の人材確保活動を戦略的に実施する。人材確保をめぐる課題も踏まえつつ、対外的なメッセージ発信とともに、公務内の職員へのメッセージの浸透を図っていく。

1　国家公務員行動規範の策定・浸透

公務において多様な人材の活躍が見込まれる中、世代や経験を問わず職務を遂行する上でよって立つ価値観を共有し、組織と職員の目的や方向性を一致させる必要がある。この価値観を言語化し意思決定の土台とすることが、職員の高い使命感と創造性を持った行動ややりがいを生み、さらには、組織のパフォーマンスの向上にもつながる。

こうした認識の下、令和７年５月15日、人事院は、人事行政諮問会議最終提言を踏まえ、国家公務員行動規範（以下「行動規範」という。）を策定した。

行動規範は、以下の３つの柱からなり、全ての国家公務員が「全体の奉仕者」として職務を遂行する上で常に意識すべき基本認識を言語化したもので、求められる行動の指針となるものである。

①「国民を第一」に考えた行動

②「中立・公正」な立場での職務遂行

③「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

人事院は、各府省への周知ポスターの配布や研修等の機会を通じて、行動規範の職員への周知・啓発を行った。こうした取組を通じて、行動規範の職員への浸透を図り、公務組織の活性化につなげていく。

【国家公務員行動規範】

1　「国民を第一」に考えた行動
- 国を支える国家公務員としての使命感の下、国民を第一に考え、志と意欲を持って誠実に行動する
- 確かな行政サービスを提供し続けるため、限りあるリソースを効果的に活用し、最大のパフォーマンスを発揮する

2　「中立・公正」な立場での職務遂行
- 特定の個人や組織など一部の利害を偏重せず、中立・公正な立場で職務を遂行する
- 行政に対する多様なニーズや様々な立場があることを理解し、広い視野を持って職務にあたる

3　「専門性と根拠」に基づいた客観的判断
- 国民からの信頼が得られるよう、常に透明性の高い行政運営を意識した上で、根拠に基づいた客観的判断を行う
- 知識を深め、スキルを磨き、行政のプロフェッショナルとしての誇りと責任感を持つ

2　「選ばれる」公務職場の実現～公務のブランディング～

公務においては、採用試験の見直しのほか、超過勤務の縮減や柔軟な働き方の推進、給与制度のアップデートなどに取り組んできた。

しかしながら、国家公務員として働くやりがいや仕事を通じた成長、働く環境の現状や今後の改善の方向性などが、公務外に十分に伝わっているとは言えない。そのため、特にこれからの社会を担う若年層が国家公務員の仕事に対して持つイメージと実態の間にはギャップが存在し、就職先として国家公務員を選択しない一因となっている。こうしたイメージと実態のギャップを埋めるため、公務のブランディングを戦略的に進めることとした。

令和７年７月には、人事院、内閣官房内閣人事局及び各府省が連携して34府省等の約130人の職員が参加する府省横断チームを立ち上げ、令和７年度中に７回の会合を開催した。会合では、現役の大学生の協力も得て、学生を惹きつける公務の魅力を議論するとともに、学生たちの実際の経験を基にしたカスタマージャーニーマップ（仕事観形成→情報収集→深掘・選定→意思決定）を作成し、志望動機形成に有効な広報戦略等の検討を行った。これらの検討を踏まえ、令和８年３月に、公務全体に共通するブランドメッセージとして「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を策定した。また、メッセージに込められた国家公務員の多様な魅力を言語化したコンセプトブックを作成した。

さらに、人事院では、総合職試験等に合格して令和７年４月に採用された職員に対するアンケートや学生に対する公務のイメージ調査等を実施し、国家公務員の志望理由や公務に対するイメージ等の把握・分析を行った。このほか、近年における学生の就職活動の動向等も踏まえて、広報戦略の策定を行った。

今後は、府省横断チームでの議論や各調査結果、広報戦略等を踏まえ、戦略的に令和８年度の人材確保活動を計画し、着実に実施することとしている。その際、後述のように特に技術系区分の採用が極めて厳しい状況にあることなどの人材確保をめぐる課題にも対応した取組も推進する予定としている。

なお、公務組織に対するイメージは、国民が直接接する職員の姿や行動を通じて形成されるため、職員一人一人が国家公務員の仕事のやりがいを認識して誇りを持って働く姿を見せることが公務のブランディングにつながる。このため、対外的な発信に加えて府省横断チームで策定したブランドメッセージを公務内の職員にも発信するとともに、行動規範の周知・啓発や各府省におけるＭＶＶ等を通じて、自らの仕事の意義への気付きを促し、志高く業務に専念することができるよう、各府省へ働きかけていく。

コンセプトブックの概要

〔公務全体のブランドメッセージ〕

国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある

〔６つの国家公務員の魅力〕

① ルールメイキングの醍醐味
「守るべき日常を守り、新しい日常も創る」

② 攻めと守りを圧倒的なスケールで実現可能な仕事
「主語は「日本」対象は「国民」日本まるごと、自分ごと」

③ 国民の「あたりまえ」をつくり・守る、対価性のない感謝
「人を想い、社会のあたりまえをアップデートする使命」

④ 多様な経験を積むキャリア形成ができる
「キャリアの可能性は、この国いっぱいに広がっている」

⑤ 共通認識をもって目的に向かい、仲間とともに仕事ができる
「国家公務員、すべてが仲間　「きれいごと」を本気で形にできる場所」

⑥ 入省してから見つけられる価値
「社会に感じる「？（はてな）」のため、私たちの挑戦がある」

第２節　実力本位で活躍できる公務

◉　人材獲得競争が激しくなる中、特に政策の企画立案等の業務については、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題であることなどを踏まえ、優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討する方針を示した。

人材獲得競争が激しくなる中、多様な人材確保策、勤務環境の整備、給与制度の見直し等の施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていくことがこれまで以上に求められている。特に政策の企画立案等の業務については、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題である。

こうしたことを踏まえ、人事院は、令和７年の公務員人事管理に関する報告において、優秀な人材が魅力と受け止めるものとなるよう、毎年の適正な人事評価に基づき高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることや、人事給与業務の効率化の視点も踏まえ、諸手当が簡素で分かりやすいものとなるよう抜本的な見直しを検討する方針を示した。

特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、職務・職責をより重視した給与体系、時間に縛られない勤務を可能とする制度、メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方について、一体的に検討を進めることとし、令和８年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な措置内容を報告できるよう見直しを進めることとしている。

一方、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、前記第１章３⑶に記載のとおり、先行して見直しを行った。

第３節　働きやすさと成長が両立する公務

◉　勤務時間調査・指導室による調査等を通じて、超過勤務の縮減に取り組むとともに、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化に取り組んだ。

◉　職員の自己実現や社会課題の解決につながるような自営兼業が可能となるよう、自営兼業制度の見直しを行った。

◉　ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、不可欠な転勤をする職員の一部に給与上のインセンティブを先行して付与したほか、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方を推進するため、年次休暇の取得単位及び非常勤職員の休暇制度の見直しを行った。

◉　一人一人の職員が生き生きと働き、パフォーマンスを最大限に発揮できるよう、より実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組を行った。

◉　職員の健康増進に向け、各府省の健康管理担当者間・産業保健スタッフ間の意見交換の実施、心の健康の問題による長期病休者の職場復帰のための資料の作成・各府省への提供、女性の健康について相談できる窓口の新設・運用を行った。

◉　カスタマー・ハラスメントについて、民間労働法制の施行時期に遅れることなく、必要となる取組を人事院規則に明記して各府省における対策を支援することを表明し、関係規定の整備に向けた検討を進めた。

◉　主体的な学びと成長の支援のため、「スキル一覧」などを作成し、各府省に提供しているほか、自己啓発等休業の対象となる事由を拡大した。

◉　公平審査制度や苦情相談の迅速性や実効性を高める方策を検討するため、有識者で構成する「公平審査充実研究会」の第１回を開催した。

1　超過勤務の縮減―月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて

月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、まずはこのような超過勤務の最小化が喫緊の課題であることから、各府省が自律的に取組を進められるよう、新たな取組として、長時間の超過勤務が行われている個々の職場の実情に応じた実効的な縮減策を示し、その着実な実施を伴走支援する取組を開始した。

また、各府省を直接訪問して勤務時間の管理等に関する調査を実施し、超過勤務の縮減に向け、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理やその他の指導・助言等を行うことに加え、調査・指導を行っても取組が不十分な場合は、新たな取組として、臨時調査を実施し、該当府省に対して、より一層の取組と改善状況の報告を求めた。

さらに、特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務）の範囲に関する判断を厳格にするよう指導を強化するとともに、通知の改正を行った。このほか、超過勤務の上限制度が適正に運用されるよう、月100時間等の超過勤務の最小化や制度の概要などに関する職員向け周知用資料を作成し、各府省に提供した。

2　時代に即した働き方の推進等

⑴　自営兼業の承認基準の新設等

自営兼業制度において、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用を確保するとの制度趣旨を前提としつつ、職員が有する知識・技能をいかした自営兼業及び社会貢献に資する自営兼業が承認可能となるよう、承認基準を新設する等の見直しを行った（令和８年４月１日施行）。

⑵　転勤を伴う異動への配慮

近年、共働きが増加し、働き方への価値観も多様化する中、転勤を伴う異動が、人事管理や人材確保を困難にしている。

転勤を伴う職員の異動に当たっては、本人の意向を把握し、職員の育児・介護等の事情に配慮するなど、きめ細やかな人事管理が必要である。一方、国家公務員は全国各地で行政サービスを提供する必要があるため、転居等を伴う転勤を行わなければならない場合もある。

このような状況を踏まえ、公務上の必要性から不可欠な転勤をする職員への給与上のインセンティブを付与するため、特地勤務手当等について、前記第１章３⑶ウに記載のとおり、その他の転勤に関する手当に先行して見直しを行った。

また、勤務地に対する希望等を理由に国家公務員を志望しなかった層に対しても、公務への関心を喚起し、人材獲得につなげるため、初任地の希望を受験時に聴取する採用試験を令和８年度に実施するとともに、地域ごとに作成する採用候補者名簿の作成単位の見直し等、地元志向に対応した採用の仕組み等について検討を進めた。

⑶　勤務時間・休暇制度等の更なる見直し

休暇制度の更なる見直しについて、ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化に応じた勤務環境の整備が求められていることを踏まえ、個人の事情に配慮した働き方を推進し柔軟な働き方ができるよう、常勤職員及び非常勤職員の年次休暇について15分単位での取得を可能とした。あわせて、非常勤職員について、①年次休暇の付与の時期を見直すとともに、②保育時間、子の看護等休暇、短期介護休暇及び骨髄等ドナー休暇を有給化し、③通勤上傷病休暇（無給）を新設した（令和８年４月実施）。

3　職員のWell-beingの土台づくりのための取組

⑴　より実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組

令和６年度に実施した公務の勤務間のインターバル確保状況等に関する調査結果を踏まえ、勤務間のインターバル確保に向けた課題の解消に資する取組例や、毎日、インターバルを確保することが難しい職場等における対応を各府省に具体的に示すため、「勤務間のインターバル確保について（通知）」（令和６年３月29日職職―78）を改正した。本通知の改正も踏まえ、より実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組を推進している。

⑵　職員の健康増進に向けた取組

職員の健康増進に向けて、人事院は、令和７年10月に「職員の健康の保持増進のための各府省連絡会議」を開催し、職員の多様化を踏まえた健康管理への配慮や健康管理の推進、産業医資格を有する医師や保健師等の配置など健康管理体制の整備充実に取り組むよう各府省に対し説明を行った。また、本府省の健康管理担当者間・産業保健スタッフ間の意見交換をそれぞれ実施し、資質向上の支援を実施した。

また、心の健康の問題による長期病休者への対応として、令和７年５月に「心の健康の問題による長期病休者の職場復帰のための職員向け手引き」及び「担当者向けマニュアル」を作成し、各府省に提供した。

さらに、令和７年５月に女性の健康について産婦人科医や助産師に相談できる窓口を新たに設置し、運用を開始した。

⑶　ゼロ・ハラスメントの実現

近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化されているカスタマー・ハラスメントについて、公務においても対策を更に講じる必要があることから、民間労働法制の施行時期に遅れることなく、カスタマー・ハラスメントについて必要となる取組を人事院規則に明記して各府省におけるカスタマー・ハラスメント対策を支援することを表明し、関係規定の整備に向けた検討を進めた。

4　主体的な学びと成長の支援等

⑴　主体的な学びと成長の支援

若手職員を中心とする自身のキャリア形成への関心の高まりや一人一人の職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことができる環境を作ることが重要である。そのような認識の下、その環境づくりの土台として、国家公務員に求められるスキル（公務で獲得できるスキル）を整理し、スキルごとに名称や育成手法の類型を記載した国家公務員の「スキル一覧」などを作成し、各府省に提供している。

また、職員の主体的な学びを支援する一環として、自己啓発等休業の対象となる事由として国際連合ボランティア計画の要請に応じて参加する外国における活動を追加した（令和８年７月実施）。

⑵　人事管理のデジタル化

国家公務員の人事管理分野は、事務手続全体の電子化や府省等共通システムの構築、各種システム間の連携を通じたデジタル化による業務効率化の余地が大きい。また、職員の働き方やキャリアの希望等に配慮した人事管理が一層求められる中、職員に係る諸情報をシステムで統合的に蓄積・管理することが有効である。

人事院は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定）を踏まえ、内閣官房内閣人事局及びデジタル庁と連携して、各府省共通の勤務時間管理システムについては、他のシステムに先行して令和８年度末までに基本機能を整備し、令和９年度から段階的に導入することとしている。また、職員の基本情報を蓄積・管理する職員情報管理共通システムについては、要件の調整やデータ基盤に係る実証を進め、段階的に整備を進めている。このほか、研修受講履歴のシステム管理などについても併せて検討を進めている。

加えて、人事院は、各府省からの人事制度に関する問合せの受付から回答までのやりとり等をデジタルデータとして記録、蓄積、共有する情報システムである「国家公務員制度ナレッジベース」（通称ＳＥＤＯ）を運用し、人事制度に関する問合せに係る業務の効率化を進めるとともに、問合せの傾向等から制度に対するニーズ等を把握していく。

⑶　不服・苦情等への対応の充実

人事院は、職員の利益保護と公正な人事管理の確保のため、公平審査制度や苦情相談を通じて公務職場の様々な問題の迅速・適切な解決を図っている。

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する現在、多様な人材をいかし、その能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備が求められている。そのためには、個々の職員の勤務条件・勤務環境に関する不服・苦情・紛争等への対応方策を充実させ、早期かつ終局的な解決を図ることも重要となる。

このため、公平審査制度や苦情相談の迅速性や実効性を高める観点から、既存制度の見直しや、不服・苦情・紛争等の早期かつ終局的解決を図る上で有効な方策を検討するため、令和８年３月から「公平審査充実研究会」を開催し、有識者の意見を聴取しながら更なる検討を進めている。

第４節　誰もが挑戦できる開かれた公務

◉　令和９年度からのＣＢＴ方式の段階的導入を目指し、令和８年度に試行試験を実施することとし、そのために必要となる問題バンクの構築や試行試験の実施に向けた準備を進めた。

◉　国家公務員の志望者の減少が続く中、令和４年度から取り組んでいる採用試験の改革の一環として、一般職試験（大卒程度試験）における「教養区分」の新設を行った。

◉　民間人材等を係長級の官職に採用するため、経験者採用試験において、主に政策・事業の実施等を担う職員として採用する府省合同試験を新設し、第１次試験地を拡大した。

◉　公務経験者を含む専門人材を適切なタイミングで柔軟に選考により再採用できる制度の運用を令和８年度から開始できるよう、能力実証方法や公募手続の簡素化等の制度整備を行った。

◉　技術系人材を安定的に確保するため、「技術系国家公務員の採用強化に関する検討会」を立ち上げ、既に採用試験に合格している者を通常の官庁訪問よりも早期に確保するための仕組みを整備した。

１　ＣＢＴ方式の導入を始めとした採用試験の抜本的見直し

⑴　ＣＢＴ方式の段階的導入

採用試験における受験者の利便性の向上及び受験機会の拡大を図るため、海外を含めた受験会場及び受験日の選択が可能となる、ＣＢＴ（Computer Based Testing）方式による採用試験の段階的な導入を目指し、効率的で質の高い試験運営を実現し得る民間のWebテスト等の活用も視野に入れつつ検討を進めた。

令和９年度の経験者採用試験の基礎能力試験へのＣＢＴ方式の導入に向け、令和８年度に模擬受験者を対象とする試行試験を実施することとしている。

⑵　一般職試験「教養区分」の新設等

現行の試験についても、受験しやすく時代に即した形へと更に見直しを進めており、受験可能年齢を一般職試験（大卒程度試験）の他の試験区分よりも１歳低い「20歳以上」とし、大学３年生の受験も可能とした「教養区分」を一般職試験（大卒程度試験）に新設した。

⑶　総合職試験「教養区分」の年２回実施等

総合職試験（大卒程度試験）のうち専門分野に関係なく受験できる「教養区分」については、申込者数が堅調に推移し、総合職試験からの採用者全体に占める同試験区分の採用者の割合も年々高まってきている状況を踏まえ、令和８年からは、現行の秋の実施に加えて春にも実施することで、年に２回受験することを可能とするため、人事院規則等の改正を行った。これらの採用試験見直しが受験者層に広く認知されるよう、大学等ガイダンスを始めとする人材確保活動の場面でＰＲ活動を展開した。

このほか、既に一部開始している採用試験実施の外部委託の拡大に取り組んだ。

２　採用におけるインターンシップの更なる活用

学生の就職活動において、インターンシップの重要性が増している中、公務においては、令和７年度大学等卒業予定者等の官庁訪問において、タイプ３インターンシップで取得した学生の情報を、広報活動及び選考で使用することができることとした。令和７年度の各府省におけるインターンシップの実施状況、官庁訪問での活用状況を確認したところ、多くの府省では、タイプ３に該当するインターンシップを実施していない状況にあった。

今後、このような状況も踏まえ、実際の職場に適した優秀な人材を誘致するための方策としてインターンシップを実効的に活用していけるよう、各府省におけるインターンシップの実施拡大に向けた支援の提供等に取り組むこととしている。

３　官庁訪問プロセスの改善

総合職試験合格者を対象とする官庁訪問については、約２週間にわたって実施され、受験者、特に地方在住者にとっては負担が大きい。近年では、オンライン面接を活用しているが、更なる受験者の負担軽減を目的として、各府省で申し合わせている官庁訪問ルールについて、取りまとめを行っている内閣官房と連携し、各府省の意見を聞きながら、官庁訪問プロセスの改善に取り組んだ。

具体的には、訪問の負担を減らすべく、各日の面接終了時刻の前倒しを図り、各府省に対して選考プロセスの更なる合理化に向けての検討を促すこととした。また、地方在住の受験者の経済的負担を軽減するため、宿泊施設のあっせんを拡大する取組を行った。引き続き、受験者の多様な事情に対応すべく、各府省と連携して検討を進める。

４　アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化

行政課題の複雑・高度化に加え、公務における若年退職者の増加に対応するため、民間企業等における多様な経験や専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠である。このため、募集から定着までの一貫した支援として体系的なガイドを作成した。

また、政策・事業の実施等を担う係長級の職員の府省合同の経験者採用試験を新設し、第１次試験地を全国９試験地に拡大したほか、次のような取組を行った。

⑴　公務経験者を含めた専門人材の円滑な採用を可能とする制度整備

公務を一度離職した者は、民間経験や新たな視点を有しつつ、業務内容や公務組織への理解も備えており、専門性を有する即戦力としてのみならず、組織を安定的に支える存在として非常に重要な人材となる（いわゆる「アルムナイ人材」）。このため、各府省において、一定のルールのもと、専門的なスキルを有する民間人材とともに、アルムナイ人材を適切なタイミングで柔軟に選考により再採用できる制度の運用を令和８年度から開始できるよう、能力実証方法や公募手続の簡素化等の制度整備を行った。

⑵　各府省が採用の際に活用できる人材プールの整備

各府省が必要な人材をタイムリーに確保するためには、採用候補となる人材情報が可視化され、採用プロセスにおいて円滑に活用できる状態にあることも不可欠である。このため、採用希望者と各府省との効率的なマッチングが可能となるよう、採用候補者名簿に記載された試験合格者のほか、専門的知識又は技術を有する人材等の採用希望者の情報を一元的に集約し、各府省に共有する「人材プール」の整備の検討を進めた。

また、総合職試験や一般職試験の最終合格者の意向情報の可視化を図るため、意向届システムの改修を実施し、先行して令和７年度から経験者採用試験の意向情報を各府省担当者が確認できる仕組みの整備を行った。

5　技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築

技術系職種における人材の確保は深刻な課題となっている。技術系人材の不足が全国的に深刻化する中、民間企業では多様な手法を駆使した人材獲得競争が激しさを増している。

このような中、各府省が連携して技術系人材を安定的に確保するための施策を検討するため、令和７年12月に「技術系国家公務員の採用強化に関する検討会」を立ち上げた。本検討会は、外局を含む19機関から構成されている。

本検討会においては、技術系国家公務員の一体的な魅力発信や技術系人材の早期の確保に向けた仕組みに関する議論を進め、既に採用試験に合格している者を通常の官庁訪問よりも早期に確保するための仕組みを整備した。また、技術系に特化した新たな採用の入口となる採用試験等の採用手法についても検討を進め、令和８年度に具体像を示すこととしている。

【コラム】　シンガポール首相府公務員局との人事交流プログラム

～日シンガポール首脳共同声明に位置付けられた「日シンガポール知見交換プログラム」を通じてシンガポールとの間で公務員交流を強化～

１．「日本とシンガポール共和国間の戦略的パートナーシップ立上げに関する共同声明」の発出

令和８年は、日本とシンガポールの外交関係樹立60周年に当たり、これを機に、シンガポールのウォン首相が来日し、３月18日に首脳会談が行われた。その成果として、「日本とシンガポール共和国間の戦略的パートナーシップ立上げに関する共同声明」が発出された。同声明において、両国の関係が「戦略的パートナーシップ」へと格上げされるとともに、同パートナーシップにおける５つの協力優先分野が定められた。その一つである「パートナーシップと交流」の分野に、人事院が取り組む「日シンガポール知見交換プログラム」も位置付けられた。

２．「日シンガポール知見交換プログラム」の推進

本プログラムは、日本とシンガポールの人事行政に携わる職員の交流、公務における共通課題に関する意見交換、先進事例の相互共有を目的とするものであり、令和７年１月の川本総裁のシンガポール訪問時に、人事院とシンガポール首相府公務員局（Public Service Division：ＰＳＤ）との間で合意された。令和７年10月には、シンガポールからＰＳＤ職員２名を受け入れ、「公務における価値提案（Employee Value Proposition：ＥＶＰ）」をテーマとして、意見交換及び情報共有を行った。シンガポール側からは、社会構造の変化や多様化するニーズに対応するため、職員の能力を起点に、採用及び人材育成を戦略的に進め、個人と組織の持続的な成長を図る「能力主導型の成長」の取組などが紹介された。

３．本プログラムに基づく今後の取組

日本とシンガポールは、少子高齢社会の進行や、民間企業との厳しい競争の中で優秀な人材の確保が困難となっている点など、共通する課題も多い。こうした共通課題やその対応策について継続して情報共有することは、双方にとって有益である。令和８年度にはシンガポールに人事院から職員２名を派遣し、「持続的な公務組織の構築」をテーマに意見交換を行うなど、今後も両機関間の協力関係を一層強化していくこととしている。

第２部　公務における転勤の現状と今後について～時代に応じた持続可能な公務を目指して～

はじめに

国民が、全国どこに住んでいてもあまねく行政サービスを受けられるよう、各府省は、東京の本府省だけでなく、離島やへき地を含む全国各地の職場で業務を行っている。そのため、必要な人材を確保し、全国各地にある職場に職員を配置するとともに、職員の成長を支援し、円滑な昇進や人事運用を行い、職場の活性化や組織の健全性を保つことが重要となる。

こうした観点から、国家公務員にとって転勤（異動や組織の移転により勤務地が変わり、転居（引っ越し）する必要があるもの。以下同じ。）は、これまで不可欠なものとされてきた。

一方で、転勤は職員の生活に大きな影響を及ぼす。家族との同居、子育てや介護との両立、地域コミュニティとのつながりなど、個人のライフスタイルや価値観に深く関わる問題でもある。近年は、情報通信技術の発達等により、必ずしも勤務地に縛られない働き方が可能な職種・職域も増えてきた。また、働き方やライフスタイルが多様化する中で、官民を問わず、転勤を避けたいと考える人が増えているとの指摘もある。

こうした状況を踏まえると、転勤の意義や必要性について、改めて見直すことが求められている。特に、転勤は国家公務員を目指す人の応募意欲にも影響を与え得るため、人材確保の観点からも重要な課題である。転勤によって幅広い業務経験を積み、キャリア形成につながるという利点がある一方で、それが本人の望むものではない場合には、仕事へのモチベーションの低下や離職につながるリスクも否定できない。

このように、職員の転勤をめぐっては、行政サービスを安定的に提供するための必要性と、職員一人一人の生活の質や希望との間でどのようにバランスを取るかという難しい課題がある。令和７年３月に取りまとめられた人事行政諮問会議の最終提言においても、「ワークスタイルやライフスタイルが大きく変わるような転勤の必要性を改めて見直すべき」とされている。人事院としては、こうした提言や最新の実態を踏まえ、公務の持続可能性を高める観点から、職員の多様な価値観やライフスタイルに配慮した、これからの転勤の在り方と考えられる施策を提案したい。

本報告を執筆するに当たり、アンケートやインタビューに御回答いただいた職員、ヒアリングに御協力いただいた各府省人事担当部局、民間企業、地方公共団体、外国政府等の方々には感謝申し上げたい。

第１章　転勤の意義と制度

第１節　転勤の意義

「転勤」という用語は、国家公務員法には規定されていない。本稿では、異動に伴い転居する必要があるものを転勤として取り扱うことは先に述べたとおりであるが、国家公務員制度において、昇任、降任、転任、配置換等の異動によって職員を配置すること（任用行為）は、各省大臣等の任命権者の権限とされている。行政機関においては、行政組織法令に基づき、本府省には局や課が、全国には地方機関が置かれ、そこに職（官職）が置かれている。国家公務員制度においては、欠員が生じた官職に職員が任命されるとされており、職員の働く場所について、官職への任命にはその官職が置かれる官署で勤務することが含意されていると考えられる。そのため、異なる官署に置かれる官職への任命（転任発令）には、職員がその官署において勤務することの命令も含まれていることになる。転任、配置換の法的性質について、多くの判例は民間企業における労働契約とは異なる職員本人の同意を要しないものとして取り扱っており、任命権者の裁量に委ねられるものとしている。したがって、異動に当たって職員の意向を事実上考慮することはあるものの、国家公務員制度において、職員の転勤は、任命権者が一方的に決めることができるものであり、裁量の逸脱又は濫用がある場合にのみ違法とされ得るものである。

様々な地域に職場がある組織においては、組織や職員の一体性・一体感を確保する観点から、地域をまたいだ人事交流を行うことが重要である。転勤の必要性については、平成６年に人事院に設けられた転勤問題研究会の報告においても議論されていたが、具体的な転勤の必要性を今日的な観点から整理すると、⑴行政内容の統一性保持、⑵人材育成、人材の効率的配置、⑶人事管理上の要請、⑷組織の健全さの維持及び⑸へき地勤務の公平性等の確保の五つと考えられ、それぞれ次のとおりである。

⑴　行政内容の統一性保持

官署が全国に存在する国の行政機関においては、国全体として行政内容を統一的に実施し、組織としての一体性を確保するため、転勤が行われている。様々な官署間で人材が異動し、その地域で一定期間勤務することによって、本府省の方針を全国に浸透させ、又は様々な現場の実情を全体方針に的確に反映させることが期待されている。

このように、地域をまたいで職員個人が身に付けた知識や経験を組織内で移転し共有することは、組織全体としての公務能率の向上にもつながるものと考えられる。

⑵　人材育成、人材の効率的配置

各府省では、人材育成の観点から、本府省等で政策の企画・立案等に当たる職員に地方の現場における政策執行の経験を積ませること、又はその逆に、地方の現場で政策執行を担当する職員に本府省等における全国的規模での政策の企画・立案等の経験を積ませること、将来の管理職候補となる職員に比較的小規模な組織でマネジメント経験を積ませることなどが行われている。本府省職員にとっての地方の現場での勤務経験、地方機関職員にとっての本府省での勤務経験や、知らない土地で人的ネットワークを構築する経験等を他の方法で代替することは困難と考えられる。

さらに、地域によって必要な業務量や確保できる人材に違いがあることから、地方の現場における業務や海外での勤務を担う人材の量と質を調整して効率的な配置をするため、また、本府省における要員確保等のため、転勤が行われている。

⑶　人事管理上の要請

⑵でも述べたとおり、人材育成の観点で転勤により管理職候補となる職員に様々な経験を積ませる例が見られる。

また、例えば、地方の事務所の所長をより上位の官職に昇進させる場合など、その官署には職員を配置すべきより上位の官職が他にないときには、転勤によって別の官署に職員を異動させる必要がある。昇進する職員以外についても、人間関係や業務が硬直化して職場に活気が失われることによる弊害を避ける観点から転勤が行われている。

これらは長期勤続雇用を前提とした人事運用であり、硬直化の弊害を避けることについては、近年の中途採用者の増加等を始めとする人材流動化が進めばある程度解消が図られていくことも考えられる。

⑷　組織の健全さの維持

各種の許認可、監査、補助金の交付等を担当する組織では、特定の地域における当該行政事務の対象者との人間関係の固定化が癒着につながることを防止し、組織の健全さを維持する観点から転勤が行われている例がある。

⑸　へき地勤務の公平性等の確保

離島やへき地に所在する官署等での勤務については、現地に居住するなど、その官署に通勤可能な者のみで必要な人材を確保することが困難であり、転勤によって人材を配置する必要がある。

また、離島やへき地、開発途上国等の海外で勤務することの負担が特定の職員に偏らないよう、公平性を確保するため、定期的な転勤が行われている。

第２節　職員の転勤に関する現行の人事運用や制度の概要

１　人事運用

各府省において、職員の人事管理・人事異動は、専門の別（事務系・技術系等）や採用機関の別（本府省・地方機関）等を元にした人事グループ別に行われることが一般的である。このような人事慣行を前提に、前記の転勤の目的や必要性に加え、新規学卒者の一括採用、長期勤続といった人事運用の中で、各府省人事当局の権限により、多くの転勤は定期的な人事異動の一環として行われているものと考えられる。

なお、国家公務員においては、民間企業の地域限定職のように転勤範囲を限定した人事グループとして職員を採用する制度上の仕組みはない。一般職試験（大卒程度試験）「行政」及び「教養」区分のように、国家公務員採用試験のうち一部には、関東、中部、近畿といった地域区分が設けられているものがある。しかし、これらの地域区分はあくまでも採用時の勤務地域に係るものであって採用後の人事異動における勤務地を限定するものではない。

２　転勤に関する現行の制度概要

転勤に関連する現行の仕組みとしては、次のようなものがある。

⑴　旅費（移転料等）

転勤に伴う引っ越し費用については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、転居の実態を勘案して財務省令で定める方法により算定される額を上限として実費額が支給される。

なお、国費の適正な支出を図る観点から、転居にかかる費用であっても多くの民間企業において支給を制限している経費など国費による支給が適当ではない経費（追加料金等）は対象外とされ、経済性を担保するために複数の引っ越し業者による相見積りを取るなど旅費の支給に際しては一定の手続を行うことが求められている。

⑵　広域異動手当

広域的な異動（異動等前後の官署間の距離及び異動等の直前の住居と異動等の直後の官署との間の距離が60㎞以上である場合等）を行った際に、異動等の日から３年間支給される。

官署間の距離区分に応じた支給割合となっており、距離区分が300㎞以上の場合には俸給等の10％、距離区分が60㎞以上300㎞未満の場合には俸給等の５％が支給される。令和７年国家公務員給与等実態調査によると、広域異動手当の受給者は３万3,553人（受給者割合は約13％）となっている。なお、地域手当が支給される場合には、当該地域手当の支給割合を減じた割合となる。

⑶　地域手当の異動保障

民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給される地域手当（東京都特別区の場合には俸給等の20％）を支給される職員が、支給割合の低い地域に異動した場合等に激変緩和措置として支給される。

異動１年目は異動の日の前日に勤務していた地域等に係る支給割合（100％）、２年目は１年目の80％、３年目は１年目の60％の地域手当が支給される。令和７年国家公務員給与等実態調査によると、地域手当の異動保障の受給者は３万5,243人（受給者割合は約14％）となっている。

⑷　特地勤務手当等

離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署（特地官署）に勤務することとなった職員に対して、最大で俸給等の25％が支給される。これに加え、特地官署等への異動等に伴って住居を移転した職員には、３年間にわたって最大で俸給等の６％が支給される。令和７年国家公務員給与等実態調査によると、特地勤務手当等の受給者は2,590人（受給者割合は約１％）となっている。

⑸　単身赴任手当

官署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活している職員に支給される。職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じて、月額３万円～10万円が支給される。令和７年国家公務員給与等実態調査によると、単身赴任手当の受給者は１万7,198人（受給者割合は約７％）となっている。

⑹　配偶者同行休業

職員が、海外勤務等のため外国に居住する配偶者と生活を共にすることを可能とするための休業で、無給ではあるものの、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことができる。

仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和６年度）によると、新たに配偶者同行休業をした常勤職員は78人となっている。

これらの制度に加え、外務公務員に対しては、外務公務員給与法に基づき在外公館で勤務する際に支給される在勤手当や外務公務員法（昭和27年法律第41号）に基づく休暇のための帰国の制度がある。

このほか、本府省の業務に従事する職員に支給される本府省業務調整手当については、地方機関から本府省に異動する場合には新たに支給されることとなる一方、逆に本府省から地方機関に異動した場合には支給されなくなるため、これらの異動によって、職員の給与額に影響が出ることになる。

また、国家公務員宿舎は、国家公務員が職務を能率的に遂行できるようにすることで、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としており、転勤する職員のみを対象とするものではないが、都市部の宿舎や独身・単身者用の宿舎が不足していることを踏まえた対応や、宿舎の老朽化への対応等が進められており、このような取組は転勤の円滑化にも資すると考えられる。

なお、近年のテレワークの浸透や新幹線通勤に係る通勤手当の拡充等については、転勤対策のみを目的としたものではないが、これらの施策により従来よりも居住地から離れた官署での勤務が可能となっている場合もあると考えられる。

第２章　各府省・職員の転勤に対する意識等

第１節　各府省の転勤に対する意識・対応等

職員の転勤の実態を把握するため、令和７年12月から同８年１月にかけて、転勤する職員が多い11府省の人事担当者に対し、⑴転勤を含めた異動パターン、⑵転勤を行う意義・目的、⑶転勤の有無や範囲等の説明、⑷転勤をめぐる人事管理上の課題等、⑸職員の意向に配慮した転勤、⑹転勤した職員に対する配慮、⑺転勤の代替手段の検討などについて、ヒアリングを行った。

１　転勤を含めた異動パターンについて

職員の転勤パターンには様々なものがあり、必ずしも全てを網羅することはできないが、今回のヒアリングを踏まえて各府省における転勤パターンを大まかに分類すると、次の五つの転勤パターンに分類することができる。なお、同じ府省内でも複数の人事グループに分かれている場合があり、一部の人事グループでは原則として転勤がないこともある。また、各人事グループのほか役職段階によって転勤パターンが異なっている場合もある。

⑴　本府省を中心に勤務

東京の霞が関等に所在する本府省での勤務が多く、転勤は少ないが、例外的に転勤によって地方公共団体や在外公館等に出向することもある。

デジタル庁の職員など地方機関がない府省で勤務する職員のほか、地方機関がある府省であっても一部の人事グループでは原則として転勤がない場合がある。

⑵　本府省を中心とする全国異動

本府省での勤務が多いが、その府省の地方機関への転勤に加え、転勤によって地方公共団体や在外公館等に出向することもある。転勤の頻度や転勤先については府省や人事グループによって違いがあるが、概ね２、３年で本府省に戻ることが多い。

警察庁や厚生労働省等に総合職試験から採用された者のほか、一般職試験等により本府省に採用された者もこの異動パターンに該当することがある。また、国土交通省の技術系の職員など、本府省と地方の現場とを往復する転勤を繰り返す異動パターンもある。

本省と在外公館等との転勤を繰り返し、場合によっては在外公館から在外公館への転勤となることがある外務省職員についても、広い意味ではこの異動パターンと言える。

⑶　地方出先機関を中心とした全国異動

本府省や管区機関と地方出先機関との往復ではなく、全国の地方出先機関を転々と異動し、本府省での勤務を経験することもある。

法務省の少年鑑別所を始めとする矯正施設に心理職として採用された職員や海上保安大学校を卒業した海上保安官など、専門的な職種で、勤務官署が全国の都市部以外の地域に点在している職種にこの異動パターンが見られる。

⑷　管区機関を中心に勤務

関東、近畿等の複数の都道府県をまとめて担当する組織である管区機関での勤務が多く、転勤は少ないが、本府省や他のブロックの管区機関に転勤することがある。経済産業省の経済産業局等に採用された職員にこの異動パターンが見られる。

⑸　管区内異動

管区機関での勤務が多いが、転勤によって管区機関の管轄範囲内にある出先機関等で勤務することがあり、場合によっては本府省や他のブロックの管区機関に転勤することもある。総務省の管区行政評価局に一般職試験から採用された者や、財務省の財務局、税関及び国税局等、国土交通省の地方整備局・地方運輸局に採用された職員等にこの異動パターンが見られる。

２　転勤を行う意義・目的について

転勤を行う意義・目的については、府省や人事グループによって重視する要素に一定の違いはあるものの、ほとんどの府省が前記第１章第１節に掲げた、⑴行政内容の統一性保持、⑵人材育成、人材の効率的配置、⑶人事管理上の要請、⑷組織の健全さの維持及び⑸へき地勤務の公平性等の確保などを挙げた。

転勤の意義・目的を前記⑴から⑸までのいずれか一つに限定する回答はなく、各府省では、必ずしも意義・目的の違いを明確に区別せずに、これらの要素を総合的に考慮しつつ、広く従来から行ってきた定期人事異動の一環として転勤を行っていることがうかがわれた。

具体的には、次のような回答があった。

○　全国統一の行政サービスを行う観点から、能力、年齢構成、性別などに配慮して各現場に職員を配置するため、転勤が必要である。

○　人材育成のほか、特定の職種に必要な資格や専門性を有している者の適正配置、許認可や契約事務等を担当する職員の癒着防止、離島やへき地勤務の負担が偏らないようにして公平性を確保することが目的である。

○　現地の実態を知らないことには所管行政全般を指揮監督することはできない。そのため、地方で現場の経験を積むことは、キャリアパス上必須である。現場においては、本省と地方両方の事情をよく理解した者が本省と地方間の連絡調整役として必要という面もある。

○　管区内には、都道府県の中心都市だけでなく中心部から離れた周辺地域の官署もあり、そのような官署に職員を配置するためには転勤が避けられない。離島やへき地については、居住地から離れた官署で勤務せざるを得ず、一部の職員にのみそのような勤務をさせることの公平性も問題となる。

３　転勤の有無や範囲等の説明について

ヒアリングを行った府省のほとんどが、転勤は学生等の公務員志望者の関心事項であるとの認識の下、説明会や採用パンフレット等を使って、転勤の有無、転勤の範囲、キャリアパスの中で転勤する時期等について説明をしている。

また、採用後についても、職員に対して転勤の時期を丁寧に説明しているとする府省や、職員からも質問が寄せられるため、イントラネットに転勤の目的を掲載しているとする府省もあった。このほか、キャリアパスの一部として転勤が確立しているため、職員は当然に転勤があり得ることを認識していると思われるといった回答もあった。

このような取組に関連して、転勤を肯定的に受け止める次のような回答もあった。

○　学生は、育児や介護といった転勤のハードルとなる部分について実感がないためか、地方や海外への転勤があることに対してマイナスの意識がないようで、むしろ良い経験が積めるというポジティブな方向で受け止められている印象がある。

一方、転勤の説明内容や受け止め方によっては、人材確保に影響が生じているとの指摘もあった。

○　一部の職種では転勤があることを説明しているため、人材確保に苦慮している。家族が転勤を敬遠して、市役所等を勧めるケースがある模様である。

○　海外への転勤があること自体は理解しているものとして採用しているが、先進国のみならず、開発途上国にも行く可能性があることをイメージせずに採用された職員が多いため、そのような場所には独身のうちに行かせるような運用もしている。

4　転勤をめぐる人事管理上の課題等について

全体として転勤を敬遠する職員が増えており、転勤が人事管理上の喫緊の課題となっているという府省が多いが、現時点では転勤が具体的課題であるとは考えていない府省もあった。また、転勤に関する課題の有無については、原則として転勤がない人事グループを除き、転勤パターンによる大きな違いは見受けられなかった。

転勤に関する課題が生じているとした府省からは、次のような回答があり、個々の事情は異なるものの、「転勤を敬遠する職員の増加」、「希望地域の偏り」、「職員の選定や人事配置の困難性」が課題としてうかがわれた。

【転勤を敬遠する職員の増加】

○　特に地方で採用した職員について、転勤を敬遠する職員は増えている。望まない転勤をせざるを得ない場合に、辞めるという選択肢のハードルが低くなっている。

○　共働きの職員が増えており、子育て、介護などの事情で転勤が困難という職員が増えている。東京都内は子育て環境が整っている一方、特に海外で勤務するとなると必ずしも現地の生活環境が整っていないケースがあり、そのような転勤を敬遠する人が以前より増えている印象である。

○　地方では管理職になることを望まない職員が増えてきており、そうした層が転勤をより敬遠する傾向にある。管理職になると転勤範囲が広がることが、管理職になりたくない理由の一つになっているのかもしれない。

【希望地域の偏り】

○　全国に現場があるという業務の特性上、全体としては転勤に対し理解はあるが、近年は、職員の都市部志向が高まっている。現場志向が強く、本省以外は行きたくないという職員はあまりいないが、現場の中でも都市部に近い官署にしてほしいという要望は全世代的に高まっている。

○　業務量が多く人材の需要がある地域と、需要に見合う人材がいる地域が異なっているために出身地とは異なる地域で採用した職員から、地元に戻りたいという声が上がっている。

○　海外への転勤の場合には配偶者同行休業制度があり、また、地方公共団体への出向による転勤の場合にはワーク・ライフ・バランスを充実させやすいため希望する者が一定数いるが、転勤先の国や地方公共団体によっては希望者が少なく、人事管理に苦慮している。

【職員の選定や人事配置の困難性】

○　基本的には転勤のない組織であることを前提に働いている職員が多かったが、組織改正により新たな地方機関ができたため、そこに配置する職員の選定に苦慮している。

○　転勤する職員に偏りが生じて不公平感が高まっており、人事を組みにくくなってきている。

一方、現時点では転勤は具体的な課題とはなっていないとする府省からは、「業務上、転勤があることは当然であるということを職員も理解している」との回答や、「管区機関では転勤があることは採用時に丁寧に説明して納得を得た上で採用している。他府省の管区機関採用者は本府省に行ける者が限られているのに対して、当省の管区機関では、むしろ地方採用者のほぼ全員が本省勤務を経験できるというキャリアパスが確立していることが人材獲得上のアピールポイントとなっている。」といった回答があった。

このほか、地方出先機関においてほとんど転勤がない職場があり、人事が硬直化していることから、新たに転勤を行うことを検討していると回答した府省もあった。

5　職員の意向に配慮した転勤について

職員の意向に配慮した転勤を行うための取組として次のような回答があった。

○　転勤に対する職員の意向を丁寧に把握し、転勤ができない職員以外を必要なポストに配置している。

○　転勤が可能な職員のみを必ず同意の下で転勤させている。

○　次の異動時に可能な限り希望を踏まえた配置とする旨を伝えるといった方法で職員の理解を得ている。

○　転勤の必要があるポストは基本的には公募制としており、希望する職員を優先的に配置している。

○　どうしても適任者がいない場合には、現任者の配置期間を延ばす、専門性が異なる職員や従来よりも役職段階が低い職員等を配置する、任期付職員や非常勤職員の採用によって補充するといった方法によりやり繰りしている。

6　転勤した職員に対する配慮について

転勤した職員に対する配慮として次のような回答があった。

○　厳しい場所に転勤した職員には、次の異動では希望地に優先的に配置するなどの配慮をしている。

○　転勤が当たり前であるため、基本的には特別な配慮はないが、離島・へき地に転勤した職員に対しては、配置期間を限定したり、次のポストを都市部にしたりするなどの計らいをすることがある。

○　転勤に伴う引っ越しの円滑化のため、異動時期を３月中旬、４月１日又は４月中旬に三分割している。

他方で、「転勤があることが当然の職場であり、様々な事情によりどうしても転勤ができない職員との公平性の観点等を理由に特段の配慮等はしていない」という回答や、「転勤は全員が経験することとして公平性を維持している」といった回答もあった。

7　転勤の代替手段の検討について

業務の合理化や働き方の見直しの観点から、事務の集約、ＡＩの活用、外部委託の促進、手続のオンライン化等は行っているものの、転勤により職員を配置しなければならないポストはテレワーク等が困難な現場であるといった回答をする府省が多かった。

一方、次のような回答をした府省もあった。

○　転勤をできる限り減らせるよう、業務経験を積ませるに当たっては、転居が必要ない範囲で異動を行うなどの工夫を行っている。

○　昇任に当たっては原則として管区外への異動を経験させることとしているが、他機関での管理職ポスト経験や人事評価の要件を満たせば、転勤せずとも昇任できるという例外を設けて試行している。

○　管区内の複数県にまたがるエリア限定採用を試行的に開始しており、今後エリア限定の人事グループを作っていくことを検討している。

第２節　職員の転勤に対する意識等

1　アンケート方法、回答状況

職員の転勤に対する意識等を把握するため、令和７年12月から同８年１月にかけて、一般職の国家公務員（常勤職員）約28万人に対して、無記名によるＷｅｂアンケート（以下「アンケート」という。）を実施した。

今回のアンケートに当たっては、回答者である職員の属性として、年齢、性別、本府省・地方機関別、採用試験の種類、家族構成、転勤の経験回数等を把握することとした。

一部未回答のものなどを除き、有効回答数は、107,662であった。

有効回答者の属性別の内訳は、図２－１から図２－９までのとおりであり、転勤を１回以上経験した職員の割合は７割を超え、３回以上転勤した職員は５割弱となっている（図２－９）。なお、割合については、小数点第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0とならない場合がある。

図2-1　年齢別回答者内訳

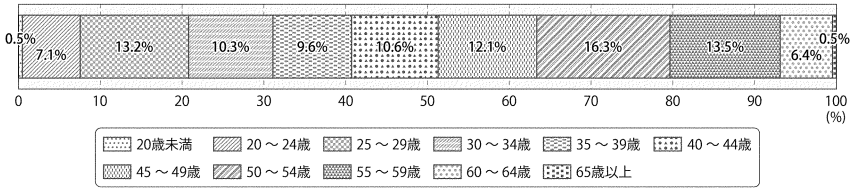


図2-2　性別回答者内訳

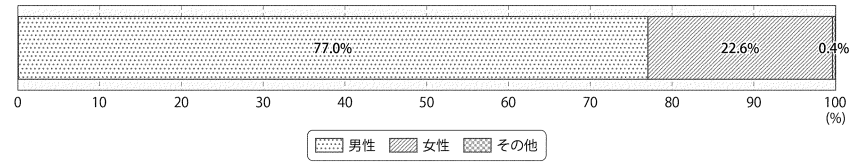


図2-3　本府省、地方機関別回答者内訳

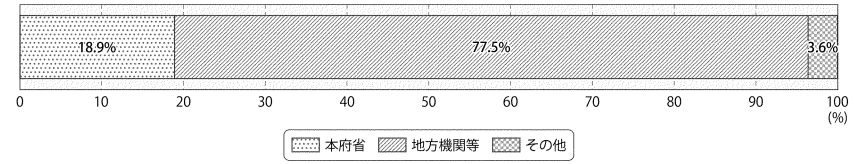


図2-4　採用試験の種類別回答者内訳

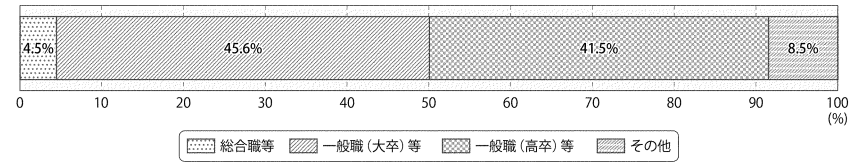


図2-5　家族構成別回答者内訳

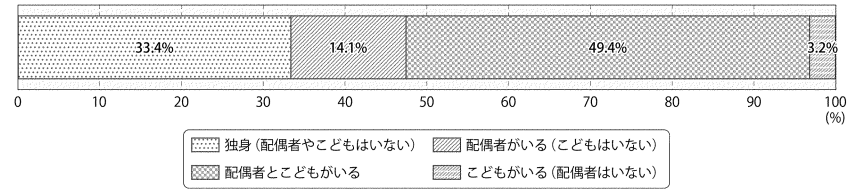


図2-6　配偶者の就業の有無別回答者内訳（「配偶者がいる」と「配偶者とこどもがいる」を選んだ者への質問）

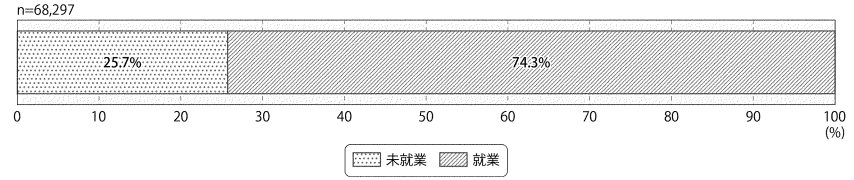


図2-7　こどもの状況別回答者内訳

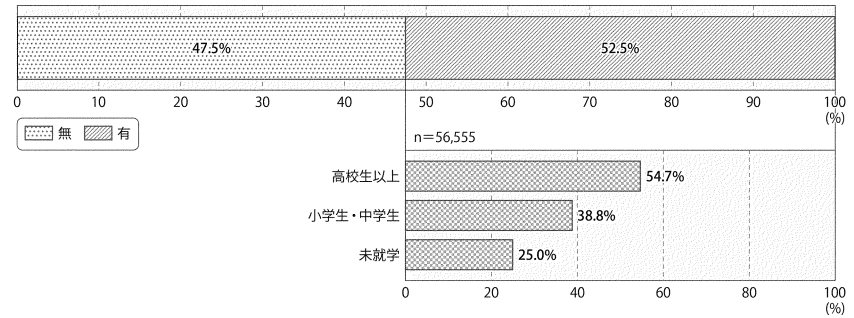


図2-8　介護が必要な親族の有無別回答者内訳

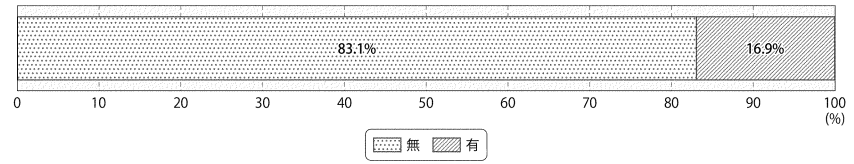
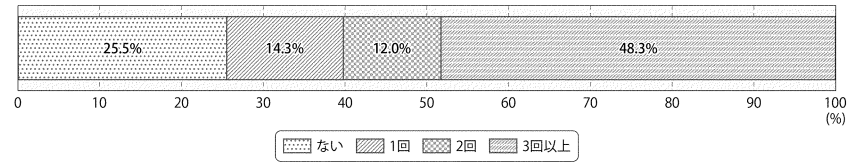


図2-9　転勤の経験回数別回答者内訳

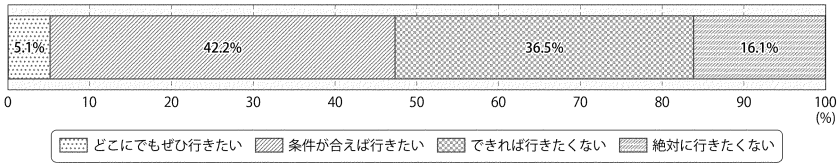


2　アンケート結果

(1)　転勤に対する意識

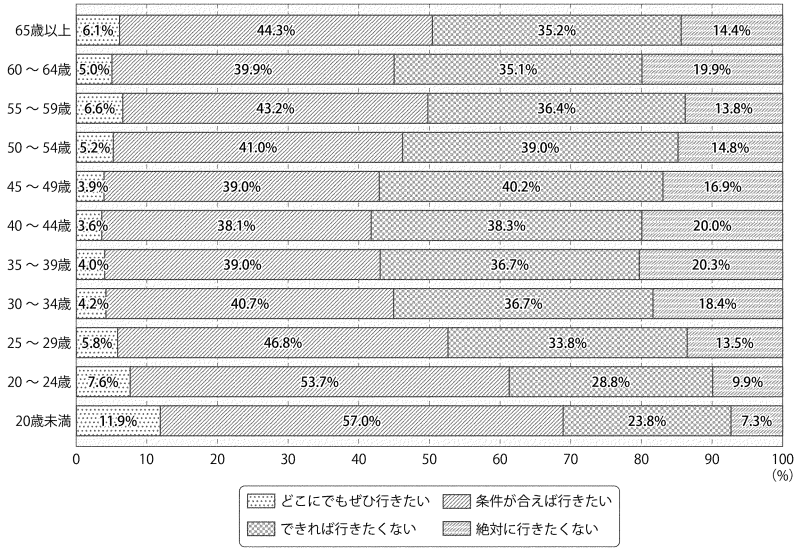
転勤に対する意識について、全員必須の質問として、「どこにでもぜひ行きたい」、「条件が合えば行きたい」、「できれば行きたくない」、「絶対に行きたくない」のいずれかを選択するよう求めたところ、以下のとおりとなった。「どこにでもぜひ行きたい」又は「条件が合えば行きたい」という転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は５割弱となっている一方、「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」という転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は５割強となっている。

図2-10　転勤に対する意識



当該質問について、さらに、年齢、性別、採用試験の種類、配偶者の就業の有無、こどもの状況、介護の状況、転勤の経験回数別でそれぞれで集計すると、以下のとおりとなった。

図2-11　年齢別の転勤に対する意識

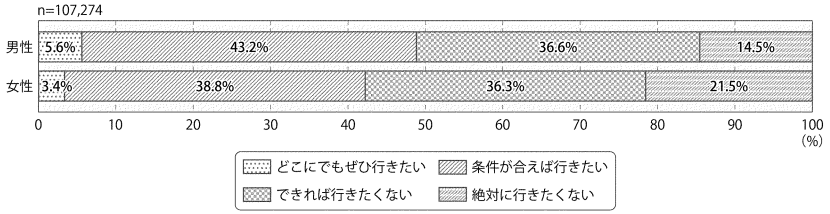


「どこにでもぜひ行きたい」又は「条件が合えば行きたい」という転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は、20歳台までは年齢が上昇するとともに減少傾向にあるものの５割を超えている。

30歳台以降では、年齢が上昇するとともに転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は増加傾向にあり、40～44歳で６割近い割合となっている。その後、45歳以降をみると、50歳台までは減少傾向に転じている。

また、「絶対に行きたくない」との意識を持っている職員の割合は、特に、35～39歳、40～44歳及び60～64歳で多く、２割程度となっている。

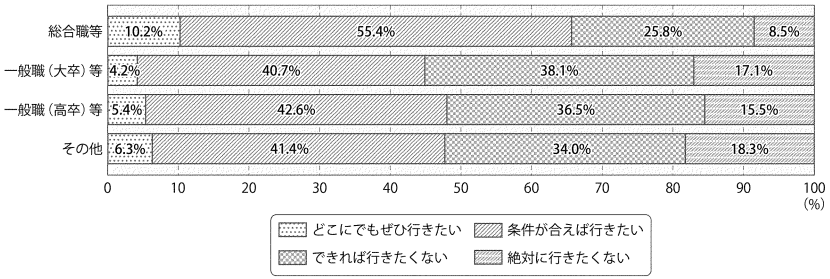
図2-12　性別の転勤に対する意識



男性は、「どこにでもぜひ行きたい」又は「条件が合えば行きたい」という転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合と、「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」という転勤に否定的な意識を持っている職員の割合とが拮抗している。

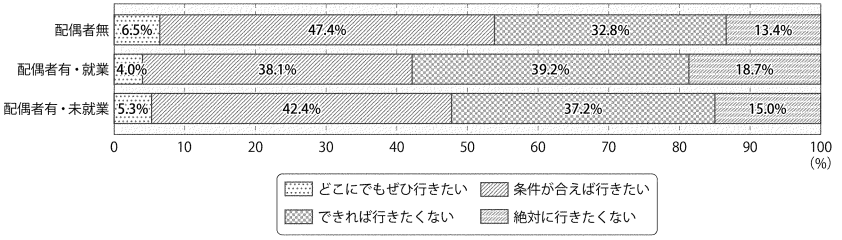
女性は、転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は４割程度であり、転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は６割弱となっている。

図2-13　採用試験の種類別の転勤に対する意識



総合職試験等（Ｉ種試験を含む。）からの採用者は、「どこにでもぜひ行きたい」という意識を持っている職員の割合が１割を超え、「条件が合えば行きたい」という意識を持っている職員の割合と合わせると６割強となっており、他の試験等からの採用者と比べ、転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合が高い。

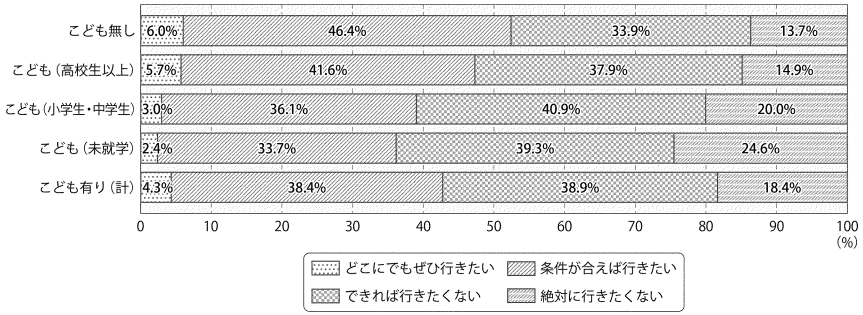
図2-14　配偶者の就業の有無別の転勤に対する意識



「どこにでもぜひ行きたい」又は「条件が合えば行きたい」という転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は、配偶者がいない場合には５割強となっており、「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」という転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は５割弱となっている。

配偶者がいて就業している場合は、転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は６割近くとなっているが、「絶対に行きたくない」との意識を持っている職員の割合は２割程度であり、配偶者がいて就業している場合でも、４割を超える職員は転勤に肯定的な意識を持っている。

図2-15　こどもの状況別の転勤に対する意識

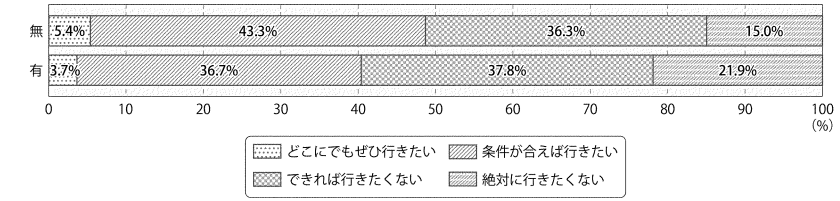


「どこにでもぜひ行きたい」又は「条件が合えば行きたい」という転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は、こどもがいない場合には５割強となっており、「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」という転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は５割弱となっている。

こどもが幼いほど転勤に否定的な意識を持っていることがうかがわれ、未就学又は小学生・中学生のこどもがいる場合は、転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は６割を超えている。

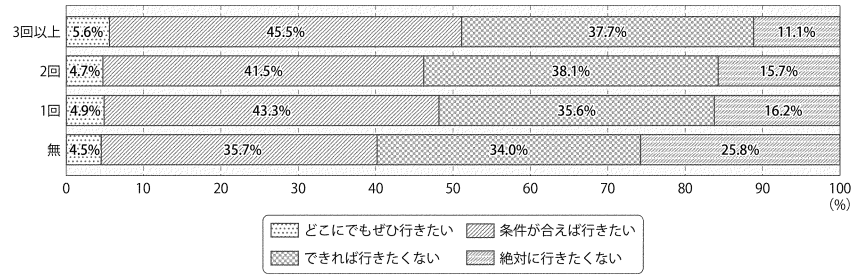
また、「絶対に行きたくない」との意識を持っている職員の割合は、未就学のこどもがいる場合は２割を超えており、小学生・中学生のこどもがいる場合は２割程度となっている。一方、高校生以上のこどもがいる場合は、転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は５割弱となっている。

図2-16　介護が必要な親族の有無別の転勤に対する意識



介護が必要な親族がいる場合、「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」という転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は６割近くとなっており、「絶対に行きたくない」との意識を持っている職員の割合は２割を超えている。

図2-17　転勤の経験回数別による転勤に対する意識



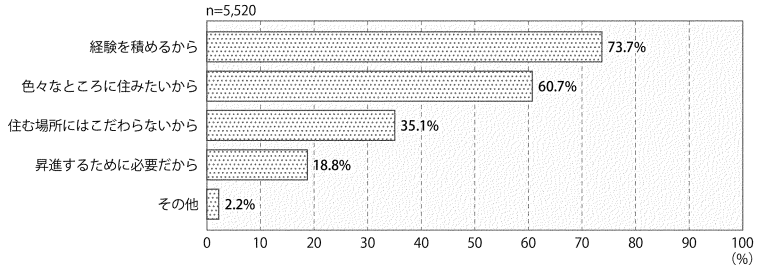
これまでの転勤の経験回数が３回以上である場合、「どこにでもぜひ行きたい」又は「条件が合えば行きたい」という転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合と、「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」という転勤に否定的な意識を持っている職員の割合とが拮抗している。

これまで転勤を経験したことがない場合、転勤に否定的な意識を持っている職員の割合は６割近くとなっており、「絶対に行きたくない」との意識を持っている職員の割合は２割を超えている。

(2)　転勤をしたくない理由、転勤してもよい条件等

転勤に対する意識について冒頭の全員必須の質問（図２―10）について、それぞれの選択肢を選んだ理由等を把握するための質問を行ったところ、以下のとおりとなった。

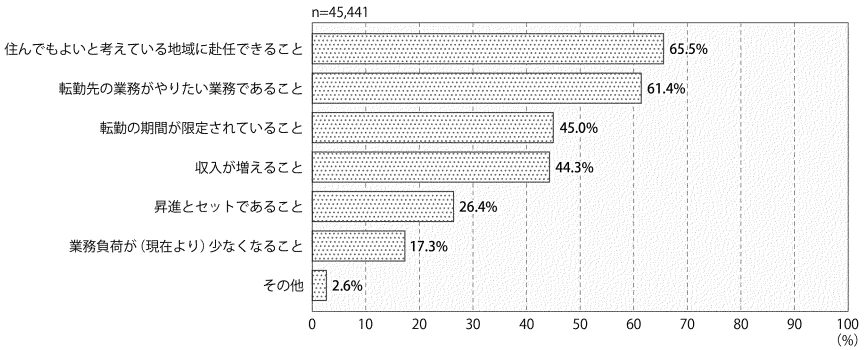
図2-18　「どこにでもぜひ行きたい」理由（「どこにでもぜひ行きたい」を選んだ者への質問）



「どこにでもぜひ行きたい」を選んだ者について、その理由を質問（複数回答可）したところ、７割を超える者が「経験を積めるから」を挙げ、６割を超える者が「色々なところに住みたいから」を挙げている。

なお、自由記述の中には、公務の要請を理由として挙げているものも一定数見られた。

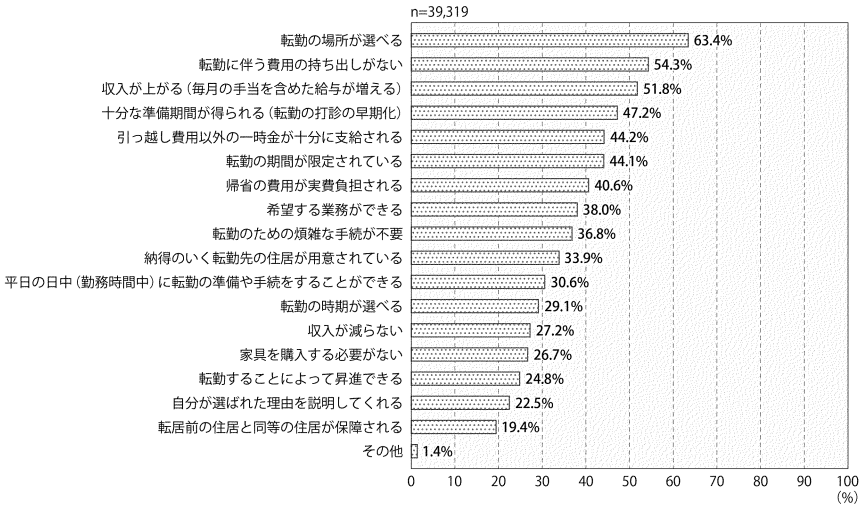
図2-19　転勤してもよい条件（「条件が合えば行きたい」を選んだ者への質問）



「条件が合えば行きたい」を選んだ者について、転勤してもよい条件を質問（複数回答可）したところ、６割を超える者が「住んでもよいと考えている地域に赴任できること」、「転勤先の業務がやりたい業務であること」を挙げ、４割を超える者が「転勤の期間が限定されていること」、「収入が増えること」を挙げていた。

職員が転勤をする上で、転勤先（地域）や転勤先での業務が選択できることは大きなインセンティブとなり、また、転勤の期間の限定や収入の増加も一定程度のインセンティブとなり得ることがうかがえる。

図2-20　どのようなことがあれば転勤をしてもよいか（「できれば行きたくない」を選んだ者への質問）

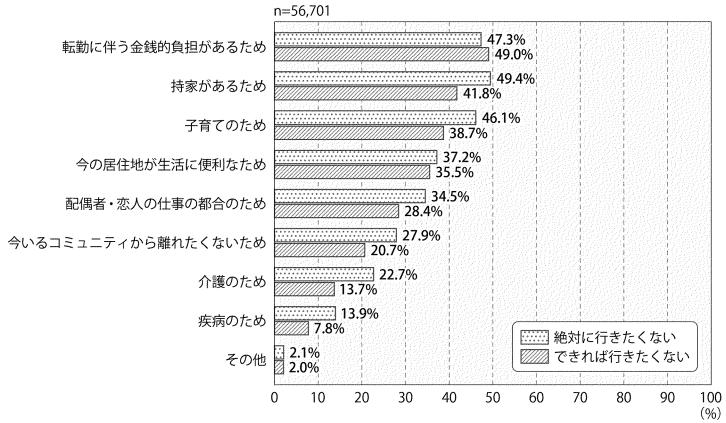


「できれば行きたくない」を選んだ者について、どのようなことがあれば転勤をしてもよいと考えるかを質問（複数回答可）したところ、６割を超える者が「転勤の場所が選べる」を挙げ、５割を超える者が「転勤に伴う費用の持ち出しがない」、「収入が上がる（毎月の手当を含めた給与が増える）」を挙げ、４割を超える者が「十分な準備期間が得られる（転勤の打診の早期化）」、「引っ越し費用以外の一時金が十分に支給される」、「転勤の期間が限定されている」、「帰省の費用が実費負担される」を挙げていた。

転勤してもよい条件での分析と同様に、転勤先の地域が選べることが最も大きな要素となることが分かる。

それに加えて、現在生じている各種費用の自己負担を補填することや、給与面でのインセンティブをつけることなどが、転勤に否定的な意識を変えていくために効果的な方策となるものと考えられる。

図2-21　転勤したくない理由（「できれば行きたくない」又は「絶対に行きたくない」を選んだ者への質問）



「できれば行きたくない」を選んだ者に、その理由を質問（複数回答可）したところ、「転勤に伴う金銭的負担があるため」が最も多く、これに「持家があるため」、「子育てのため」が続いて多かった。

同じく「絶対に行きたくない」を選んだ者に、その理由を質問（複数回答可）したところ、「持家があるため」が最も多く、これに「転勤に伴う金銭的負担があるため」、「子育てのため」が続いた。

特に、「転勤に伴う金銭的負担があるため」の理由については、「できれば行きたくない」と「絶対に行きたくない」の双方で５割に迫っており、転勤に伴う様々な費用の自己負担を補填することが、転勤に否定的な意識を変えていくために効果的な方策であると考えられる。

【コラム１】　転勤を経験した職員の声

１　国土交通省課長補佐（技術系）　Ａ氏

⑴　これまでの経歴

平成25年に国土交通省に入省し、最初の約２年、地方機関の事務所で勤務した。その後、本省に異動・転勤した後、６年目から10年目まで地方機関での異動・転勤を経験し、現在は本省で勤務している。

⑵　転勤があることを、採用時に理解していたか

もともと転勤があるだろうと思っていた。

⑶　転勤を打診されたときにどう思ったか

採用６年目に本省から地方の事務所に異動したときには３週間前に内々示があり、引っ越しが間に合うか、また、見知らぬ土地での生活や子育てに不安を感じたが、現場を重視する組織ということもあり、断るという選択肢は浮かばなかった。

⑷　転勤に当たっての組織からの配慮

引っ越しは大変だったが、赴任先の事務所の職員から、転入手続き等を気にかける声がけをいただいた。

⑸　実際に転勤に行ってみて、良かったこと・苦労したこと

地方では、直接プレーヤーとして施策を実践している感覚が持てたり、計画づくりで技術的な素養が活かせる場面があったり、手触り感を感じられた。また、事務所の課長として赴任し、若手の時期に管理職を経験することができた。今までの職位で見えていなかった部分が実感でき、大変ではあったが、とても良い経験をさせてもらったと思う。

苦労したのは、主に生活面で、家族、特に配偶者のコミュニティづくりや、慣れない土地での子育てである。配偶者にはかなり負担をかけていたと思う。

⑹　転勤の経験が業務上活かされていること（その他、転勤の意義として考えられること）

現場経験があることで、現場の様子が想像でき、その問題意識に基づいて施策を考えることができる。また、施策を全国に広げていくときに、現場となる地方機関で実行可能かどうかという部分にも思いを馳せることができる。さらに、地方で管理職をしたことがあるからこそ、本省に戻っても上司の大変さが分かることも挙げられる。

様々な規模の地方機関を経験するのは意義があることだと感じており、実際に身を置かないと分からないことも多いので、テレワークなど転勤以外の方法で代替するのも難しいと思う。

仕事面では間違いなく意義はあるが、職員のライフステージによってバランスが変わってくるとは思う。自分も、こどもの成長などもあり、前回本省から地方に転勤したとき以上に家族が動きづらい状況になってきていると感じる。

⑺　転勤に関する改善点（要望したいこと）

赴任するに当たって、しっかり準備ができる期間を担保してほしい。職員数が多いので、内々示の時期を抜本的に早めるのは難しいのではと思うが、事前のコミュニケーションで補完していくことを追求してもよいと思う。

また、人事異動についても、周りの状況も聞くと、かなり希望を聞いてくれるようにはなっているが、より一層、職員のライフステージ、育児・介護の状況などにしっかり耳を傾け、年１回の身上書だけではなく、中長期的なキャリアパスを人事担当者と職員個人がしっかり擦り合わせられれば、転勤もより建設的となり、納得感も生まれると思う。また、内々示の際に、管理職が、転勤がキャリアにどう役立つか、どういう意義のある仕事ができるかなどを説明してくれることはモチベーション向上につながる。

その他、地方に転勤すると、家族に大きな負担をかけることはもちろん、自家用車がないと生活が難しいなど、東京よりもお金がかかる場面が多いにもかかわらず、地域手当や広域異動手当などの制度上、地方に行くと給与が下がるという実態があるため、転勤が敬遠される大きな要因になっており、改善をしていくべきではないかと思う。

2　外務省大臣官房人事課　主査　B氏

⑴　これまでの経歴

平成19年に外務省に入省し、最初は本省で勤務していた。採用５年目にイスラエルに転勤となり、日本に戻ることなくその後家族帯同でベトナムへ、更にカナダへの転勤を経験し、現在は本省で勤務している。各国での勤務期間は、それぞれ３、４年程度だった。

⑵　転勤があることを、採用時に理解していたか

転勤（在外公館勤務）があることは採用前から理解しており、海外勤務に関心があったため外務省に入省した。

⑶　転勤を打診されたときにどう思ったか

イスラエルへの転勤の打診があった際、治安への不安を感じたが、イスラエルでの勤務経験者に話を聞くなどして自分なりに調べた結果、抱いていたイメージとは違うことが分かり転勤を決めた。実際にイスラエルでは公私にわたり充実した日々を過ごすことができ、住めて良かったと思っている。

⑷　転勤に当たっての組織からの配慮

海外赴任の省内手続等をまとめた資料が整備されており赴任準備の参考になった。職員の在外赴任に伴う同伴子女の海外での学校問題等に係る相談窓口も設置されている。

また、自身が転勤した際はなかったが、外務省として引っ越し業者と契約することで、引っ越し業者を指定できる場合には、各職員において業者の選定を行う必要がなくなるとともに、一時立替払いをする必要もなくなり、引っ越し手続の負担を減らす取組も行われている。

⑸　実際に転勤に行ってみて、良かったこと・苦労したこと

赴任先にもよるのだろうが、本省に比べて終業時刻が早いことに加え、通勤時間もかからなかったので、家族と過ごす時間が作れた。また、現地では色々な場所に旅行に行くことができた。こどもは今でもカナダに戻りたいなどと言っている。

一方で、海外への引っ越しは大変であり、家具等の大型の荷物は基本的には船便を利用することになるが、転勤先への到着は数か月先になるので、前任地で使っていた家具は処分して転勤先で買い揃えることもあった。

⑹　転勤の経験が業務上活かされていること（その他、転勤の意義として考えられること）

実際に現地に行ってみて分かることがある。在外勤務を経験したことで、現在外国で勤務している職員の立場に立って物事を考えることができるようになった。外務省職員として大きく成長できたと思う。

⑺　転勤に関する改善点（要望したいこと）

自分自身は海外で勤務したいと思っているが、こどもの学校や配偶者の仕事のことを考えると、次に海外に転勤となったら単身赴任になるかもしれない。日本での家族の生活と、海外での自身の生活の二重生活を金銭的に賄えるかに不安がある。在外職員にも単身赴任手当と家族が居住する借家の住居手当が支給されるようになったが、家族が住むこととなる都内の借家の家賃は高額であるため、家族が居住する借家の住居手当について、金銭的支援をもっと増やしてほしい。

3　国税庁課税部法人課税課総務係　国税実査官　C氏

⑴　これまでの経歴

平成28年に国税庁に入庁し、採用後、まず京都の税務署で３年間勤務した後、沖縄に転勤となり２年間勤務した。その後、大阪で４年間勤務し、現在は東京の国税庁本庁で勤務している。

⑵　転勤があることを、採用時に理解していたか

転勤があることは理解していたが、関西から出ることは予想していなかった。

⑶　転勤を打診されたときにどう思ったか

沖縄への転勤は予想外だったが、とても嬉しく思った。

本庁への転勤は、内心ではずっと行ってみたいと思っていたが、結婚してこどもも小さかったので、配偶者の理解を得る必要があった。単身赴任することと、毎月２回は自宅のある大阪に戻ることを条件に、配偶者の理解を得た。

⑷　転勤に当たっての組織からの配慮

転勤に関して配慮してほしい事情の有無などについて、所属長から確認があった。

⑸　実際に転勤に行ってみて、良かったこと・苦労したこと

転勤先で様々なことを見聞きするだけで良い経験になっている。本庁ではスケールの大きい仕事ができており、また、予想していたよりも業務のペーパーレス化が進んでいて、ワーク・ライフ・バランスも確保されている。本庁では、超過勤務は多いが、休暇は取りやすい印象があり、出勤時間も遅くてもよいので働きやすい。

他方、若い頃は旅行気分で転勤が楽しかったが、家族ができてからは考えることが増えた。

⑹　転勤の経験が業務上活かされていること（その他、転勤の意義として考えられること）

転勤によって様々な人とのつながりができることは大きいと思う。今後、何か分からないことがあっても詳しい人に聞くことができる。また、本庁に転勤になったことで、多様な業務が経験でき、スケールの大きな仕事ができている。

⑺　転勤に関する改善点（要望したいこと）

自分のように単身赴任をすると、帰宅費用、二重生活の食費や家賃のほか、家具等を揃えるための費用がかかる。これらの費用をカバーできるよう、単身赴任者への金銭的支援を増やしてほしい。

また、東京に引っ越した際は、宿舎が古くて大変だった。今は別の宿舎に移ったが、特に地方から転勤してくる者は新しい宿舎に入れるよう、配慮してほしい。

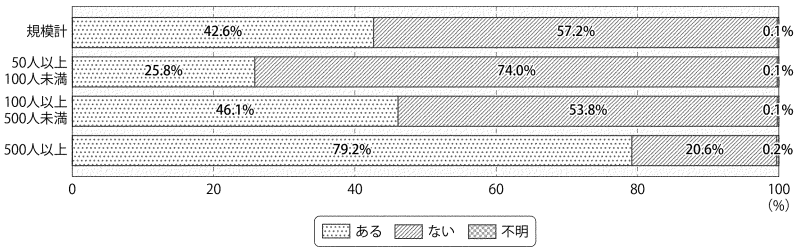
第３章　民間企業等における転勤の実態と取組

第１節　民間企業等における転勤の実態

転勤は、国に限らず民間企業や地方公共団体でも広く行われている。近年、一部で見直しの動きが進みつつあるものの、なお多くの民間企業等で転勤が行われている。

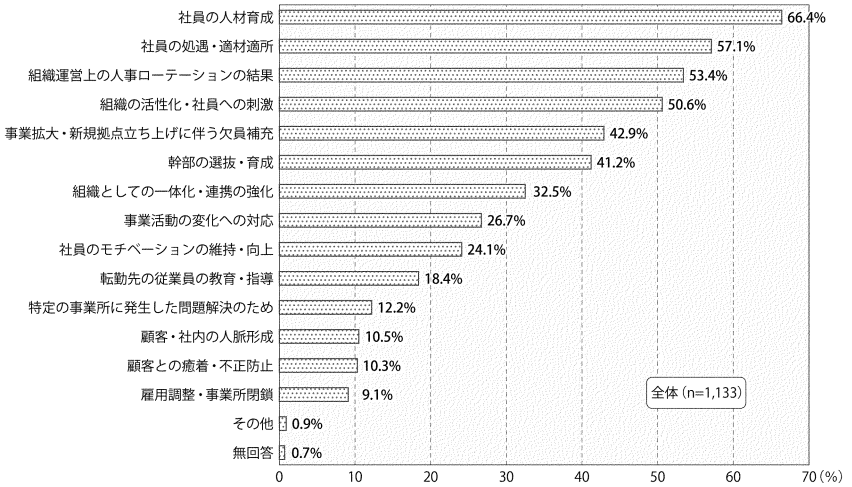
令和７年９月に公表した令和６年「民間企業の勤務条件制度等調査」（人事院）によると、転居を伴う転勤がある企業は42.6％となっている。企業規模が大きくなるにつれて、転居を伴う転勤がある企業の割合は高くなっており、500人以上の企業では、転居を伴う転勤がある企業の割合は79.2％となっている。

図3-1　転居を伴う転勤の有無別企業数割合



また、「企業の転勤の実態に関する調査」（平成29年10月25日独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、転勤の目的として「社員の人材育成」が最も多くなっており（66.4％）、この点は前記の各府省ヒアリングにおける回答と大きな違いは見られない。

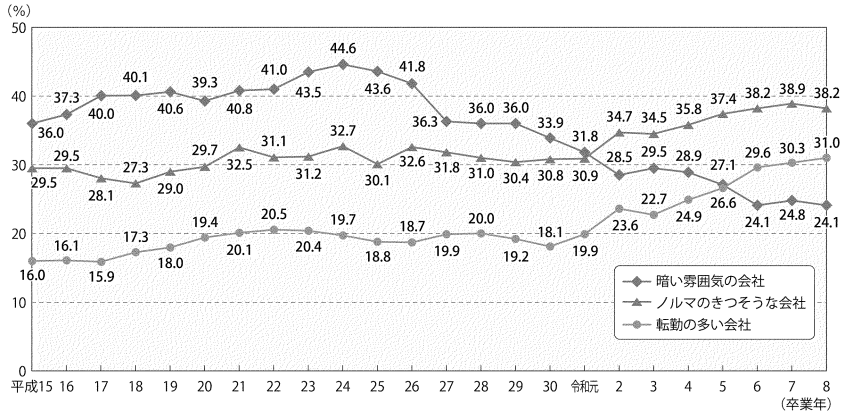
図3-2　転勤の目的（複数回答）



（注）１　「企業の転勤の実態に関する調査」（平成29年10月25日独立行政法人労働政策研究・研修機構）より作成。
２　転勤がある企業（「正社員（総合職）のほとんどが転勤の可能性がある」と「正社員（総合職）でも転勤をする者の範囲は限られている」の合計）を対象に集計。

これに対して、「マイナビ2026年卒大学生就職意識調査」（令和７年４月23日株式会社マイナビ）によると、行きたくない会社（あてはまる項目を二つ選択）として、「ノルマのきつそうな会社」に続き、「転勤の多い会社」が多くなっており（31.0％）、５年連続で増加している。

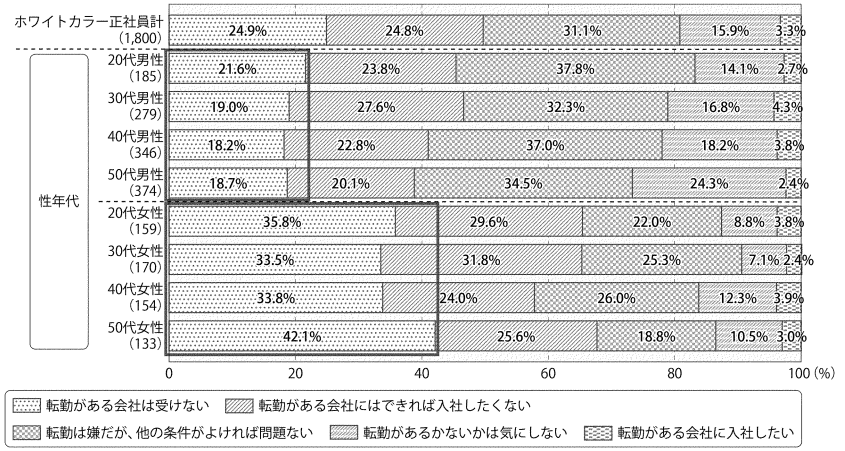
図3-3　行きたくない会社（上位３項目のみ抜粋）



（注）「マイナビ2026年卒大学生就職意識調査」（令和７年４月23日株式会社マイナビ）より作成。

また、転勤に対する意識やニーズを調べた「転勤に関する定量調査」（令和６年５月30日株式会社パーソル総合研究所）によると、社会人（ホワイトカラーの正社員）においては、どの年代も、女性では３割以上、男性では２割近くが「転勤がある会社は受けない」としている。

図3-4　社会人中途入社意向



（注）１　「転勤に関する定量調査」（令和６年５月30日株式会社パーソル総合研究所）より作成。
２　括弧内はサンプル数。

このように、新規学卒者か転職者かにかかわらず、就職先の選定に当たって転勤がある企業を敬遠する者が相当程度に上っている。

第２節　民間企業等における転勤に関する取組

このような状況の下、民間企業等では転勤について様々な見直しが行われている。

1　民間企業の取組

民間企業においても、転勤は、事業やサービスの広域展開、適材適所の人員配置、多様な経験付与による人材育成などを目的として行われているが、働き方に関する価値観の多様化や法令改正を背景に、その在り方を見直す企業が出てきている。そこで、令和７年12月から同８年２月にかけて、転勤に関する取組について複数の企業にヒアリングを行った。

ヒアリングでは、事業展開上の理由などから社員の転勤が避けられないといった事情がある中でも、「働く場所を選びたい」という社員のニーズに向き合い、転勤の有無・範囲を社員が選択することを前提としたものへと人事制度を全体として再構成した上で、転勤に応じる社員には、転居に伴う単なる実費補填、従来の単身赴任者に対する手当の支給等を超えた金銭的支援のほか、引っ越しサポートや転居先住居を探す際のサポート、転居・帰宅のための休暇付与など、様々な支援を行っていることが確認できた。

それらの取組の主な傾向をまとめると次のとおりである。

(1)　転勤の有無・範囲を社員が選択することを前提とした制度の導入

○　入社時に分けた人事グループによって転勤の有無も分かれていたことを見直し、人事グループを統合した上で転勤の有無や勤務エリアが選べる制度を導入している例が見られた。育児・介護等を理由とした転勤の一時免除制度を設けている例も見られた。

○　拠点となる勤務地を社員自身が選択し、当該勤務地から転居を伴う異動をすることに対して補償やインセンティブを与える仕組みを導入している例が見られた。

⑵　実際の転勤に伴う負荷に見合った補償・支援の充実

○　将来転勤があり得ることを考慮した処遇ではなく、実際に転勤があった場合に、その転勤に伴う様々な負担に見合った補償・支援を行うという企業が多かった。

○　従来から設けられていた家族と別居になった場合の手当のほかに、遠距離異動そのものへの手当・一時金を新設した例が見られた。

○　単身赴任（家族と別居）している場合は、別居手当のほかに帰宅のための交通費が実費で支給される例も見られた。

○　転勤、帰宅のための休暇制度を設けている例が見られた。

○　引っ越しに係る費用は、全ての企業において負担していた。業務の引継ぎと併せて実施する場合も含め、転居先の内見の費用についても負担する例が複数の企業で見られた。

○　その他、引っ越し業者・不動産業者の紹介、部屋探しや引っ越し手続の支援等の取組が見られた。

【コラム２】　ヒアリングを行った主な民間企業の具体的な取組

（株式会社ＪＴＢ）

株式会社ＪＴＢは、平成30年から、入社時に事業所へ通勤可能な範囲内で生活の拠点とする住所（居住登録地）を登録した上で、①全国転勤可能、②居住登録地を含むエリア内での転勤あり、③居住登録地から通勤可能な事業所でのみ勤務という三つの勤務地区分を選択させ、①から③までの勤務地区分それぞれで基本給に差を設けている。また、希望するエリア外で勤務することとなった場合には、①との基本給の差に相当する額を「基本業務・勤務地外手当」として支給している。

居住登録地外への転居を伴う異動を命じられた社員が、新任地において異動と同時にパートナー又は扶養家族と別居する場合には別居手当を支給し、帰宅旅費は年12回まで会社で負担するとともに、新任地における生活に必要な備品購入といった出費への補填を目的として赴任手当を支給している。

令和２年10月から、テレワークをベースに業務に従事することで、自身の希望する場所にいながら遠隔地の拠点に勤務することができる「ふるさとワーク制度」を導入した。転居が必要な遠隔地の事業所への異動自体は発生するが、実際の転居は伴わず、生活の拠点である居住登録地に住みながら働くことが可能となる。また、転勤中の社員の場合、この制度を利用して、途中から転勤を解消することもできる。

（東京海上日動火災保険株式会社）

東京海上日動火災保険株式会社では、社会的な共働きの普及や働き方に対する価値観の多様化に伴い、転勤への抵抗感が高まってきていること等を背景に、令和８年度から総合職とエリア総合職を一本化するとともに、全従業員が生活の拠点となる「本拠地」を定め、転勤については、毎年、①国内外問わない、②本拠地を含む一定の地域内、③本拠地からの転勤には同意しない、の三つから選択できる仕組みとする。実際に転勤が生じた場合には、転勤に伴い発生する経済的負担や生活の拠点から離れることによる心理的負担などを考慮し、本拠地と勤務地との距離等に応じて毎月10万円～13万4,000円の「転居転勤サポート手当」が支給される。

さらに、こうした転勤政策の転換と併せて、社員が自ら希望するポストに応募する「ＪＯＢリクエスト制度」や、現行業務を担いながら社内プロジェクトに参画できる「プロジェクトリクエスト制度」を強化・充実させ、主体的なキャリア形成や成長機会の提供にも取り組んでいる。

（ＡＩＧ損害保険株式会社）

ＡＩＧ損害保険株式会社は、平成31年４月から、全社員に、①全国どこでも異動可能か／異動範囲を特定のエリアに限定したいか、②全国11エリアのうち異動を希望するエリアはどこか、③②のエリア内で異動を希望する都道府県はどこかをそれぞれ記載させ、原則として希望する地域の範囲内で異動させる「Work@Homebase制度」を導入した。

転勤する職員本人が選んだ賃貸住宅を社宅として借り上げているが、令和３年10月から、転勤する職員全員への補助を廃止し、希望する都道府県（③で記載したもの）以外に勤務となった場合にのみ、その地域の賃料平均額の80％を会社が負担することとした。

また、単身赴任手当や一時帰省旅費も廃止し、家族帯同の有無にかかわらず、希望するエリア（②に記載したもの）以外に勤務している間、毎月15万円の「モビリティ手当」を支給することとした。

これらは、「希望しない地域での勤務か否か」に重きを置くという考え方に基づくものであり、これに基づき、寒冷地において支給される暖房手当など地域の特性に応じた手当も廃止した。

（大成建設株式会社）

大成建設株式会社は、令和７年７月に社員の転勤に伴う処遇を大幅に引き上げた。従来から、引っ越し費用のほか、赴任手当、単身赴任者への別居手当を支給してきたが、これらの手当額の引上げに加え、転勤時に一時金を支給することとし、特に社員の「家族との時間を大切にしたい」という声を受け、家族帯同の場合には、最大（転居距離が500㎞以上の場合）で100万円を支給する。

また、育児・介護等を理由とした最大５年間の転勤免除制度や、従来の専任職を総合職に一本化することにより、勤務エリア限定型の総合職の制度も設けた。なお、社員は引っ越しに当たり同社が提携する運送会社を利用でき、また、条件を満たせば社宅・寮や借上げ住宅に居住できる。

国内外の各地で事業を手がけていることや、キャリア形成の観点もあり、多くの社員は転勤を経験するが、会社として、「転勤に伴う負担に配慮し、報いる」というメッセージを打ち出すことにより、人材確保や離職防止を目指している。

（東日本旅客鉄道株式会社）

東日本旅客鉄道株式会社は、令和８年度から遠距離異動手当を新設した。転勤の発令等を受けた際、現勤務箇所から新勤務箇所までの距離が100㎞以上ある場合は、遠距離の転勤等に対する一定の負担に配慮し、１回につき30万円の一時金を支給する。家族と別居する者には、遠距離異動手当に加えて別居手当が支給される。

同社における転勤は、社員の能力開発に加え、近年では活躍フィールドの拡大を目的として実施しているが、遠距離の通勤や転居への不安を持つ者もおり、そのような通勤や転居の負担に配慮する姿勢を示している。なお、社員が転居する際は、グループの物流会社を利用して自己負担なく引っ越しができ、一定の要件を満たせば各地の社宅や社員寮に入居できる。

さらに、令和８年度の採用者から、これまでのエリア職を改め、より多様な役割を果たし、各地域の事業運営を担うことが期待される「地域総合職」を新設した。

（中部電力株式会社）

中部電力株式会社では、転勤者が利用できるサポート制度として、転勤休暇制度、部屋探しサポート制度を設けている。

転勤休暇制度は、転居を伴う異動について、年次有給休暇とは別に、異動前４日間、異動後４日間の計８日間休暇を取得できる制度である。役所への転居届など、転勤者のニーズに応じて、休暇を取得できる。

また、部屋探しサポート制度は、各事業拠点に存在していた社宅の廃止・縮小を背景に平成30年４月から導入した。同社が、不動産の賃貸仲介会社と提携し、社員が専用サイトに広さや家賃などの希望の条件を入力すれば、該当する物件を紹介してもらえるという仕組みであり、部屋を探す負担を軽減している。

これらのサポート制度に加え、赴任旅費の支給、転居に係る雑費の一括支給、引っ越し費用の支給のほか、単身赴任者には単身赴任手当の支給がある。

（総合商社Ａ社）

Ａ社では、「経済的な水準（購買力）の維持」と「生活環境格差の補償」という２つの側面から、海外在勤中の給与・厚生制度を整備している。

基本給については、月例給を、日本での手取りと同等となるよう税・社会保険料等を控除して算出した上で、購買力補償の考えに基づき、任地・本邦間の物価差等を反映した調整給を併せて支給し、経済的な水準の維持を図っている。

海外勤務に対する手当では、本邦とは異なる生活様式へ適応することによる精神的・経済的負担に対して補償を行っているほか、気候・インフラの充実度合い・治安等の生活環境や、就業日数や現場の状況等の就業環境が著しく厳しいと認められる社員については、その厳しさに応じた更なる手当の支給を行っている。これらの要素には時間と共に変化するものも含まれることから、人事担当者が定期的に現地調査を行い、手当額の見直しを行っている。

その他、社員本人・帯同家族の医療費及びこどもの教育費に対する補助や、特に生活環境が厳しい都市における有給休暇取得時の旅費補助等、福利厚生面のサポートも提供している。

（日揮ホールディングス株式会社）

日揮ホールディングス株式会社では、世界・日本各地で主にエンジニアリング事業を展開しており、横浜にある本社をベースとしながら、一部の社員は国内外の多様なプロジェクト現場・拠点で就業している。令和６年４月には、国内転勤者のための制度を改正し、転勤に対するインセンティブとして、月３万円の給与上乗せ支給に加え、帰宅に要した費用の月２回の実費支給、月１日の休暇付与を行っている。

海外の現場に駐在する場合には、一時帰国サイクルを90日から56日に短縮し、一時帰国時にはリフレッシュのための休暇を取得できる。厳しい環境にある地域での駐在に対しては、ハードシップ手当を支給等している。また、海外での子女教育費は、幼稚園から高校までの費用を会社が全額負担し、家族の帯同も後押ししている。

さらに、国内・海外の赴任者のいずれに対しても、単身赴任等で残された家族の負担軽減のため、月３万円相当を上限に育児・介護・家事代行サービスが使える仕組みがある。

2　地方公共団体の取組

地方公務員についても、国家公務員と同様に、その地方公共団体内への行政サービスの均質な提供等のため転勤が必要な場合がある。今回調査した二つの地方公共団体における転勤に関する取組状況は、以下のとおりであった。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）において、地方公務員の給与は、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とされている。また、「給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされている。

このため、多くの地方公共団体において給与制度等は国と同様の仕組みとなっているが、今回調査した地方公共団体においては、人材確保や離職防止等の観点から、以下のような独自の取組が見られた。

○　引っ越し等に係る費用（引っ越し等に伴う諸雑費を含む。）の支援
○　混雑期の引っ越しを避けるための対応
○　宿舎等の住環境の整備（民間住居の借上げ、若手職員への家賃割引など）
など

【コラム３】　地方公共団体の具体的な取組

（北海道庁）

北海道庁では、転居に当たって、公宅（宿舎）の確保や運送事業者の繁忙期を避けた引っ越しの実施に向けた取組が見られた。北海道は広大な地域であることから広域異動が多く、公宅が各地域に確保されている。若年層職員へのインセンティブとして、30歳以下の職員は世帯用の公宅であっても家賃が安くなるように設定されている。公宅が少ない地域では、民間企業が建設したアパートを１棟ごと長期間借上げし、転勤を行う職員や若年層職員に対し安定的に住居を提供する取組も行っている。引っ越し費用の高騰する時期を避けるため、赴任期間の延長や、４月上旬の引っ越し時期を遅らせ、一時的にホテルに滞在する場合には宿泊費等を支給するなどのサポートを行っている。また、地方公務員には広域異動手当制度がないため、転勤に係る独自のインセンティブとして、平成27年から、昇給区分の判定において、人事評価結果に加え、300㎞以上の異動があった場合に「公務貢献」として考慮する等の取組も実施している。

（Ａ県庁）

Ａ県庁では、引っ越し費用は実費精算ではなく、「移転料」として定額で支給されている。移転料の支給額は移動距離に応じて10万7,000円～32万4,000円となっており、扶養親族を帯同しない場合においては、その２分の１に相当する額が支給される。定額支給であることから、転居時期によっては実際に要した引っ越し等の費用が移転料を上回るケースもあり得る。また、上記移転料とは別に、赴任直後の諸雑費に充当することを目的とした費用として、着後手当（移動距離と転勤先の地域に応じて１万7,400円～５万9,000円）を支給している。

第３節　諸外国政府・国際機関における転勤の実情

日本とは人事管理の前提・実情が違う部分があるものの、今回、英国、タイ、米国及びマレーシアの４か国の各政府並びに国際連合事務局及び国際連合の基金・計画（以下「国連関係機関」という。）における転勤の実情について調査を行った。

1　転勤の意義・必要性

制度設計や運用の細部において差異があるものの、転勤そのものの意義については各国・各機関で大きな違いは見られなかった。すなわち、転勤は、人材育成、本部と現場との知見の循環、組織の新陳代謝の確保、不正や癒着の防止、地域間・勤務地間の負担の公平性確保といった観点から、組織運営上不可欠な手段として位置付けられている点は共通している。これらは、日本の国家公務員の人事管理において従来から指摘されてきた転勤の意義ともおおむね重なるものである。

2　人事運用・転勤に対する支援・インセンティブ

多くの国や国際機関においては、組織や職種ごとに、転勤の必要性や目的を吟味した上で、それに応じた人事運用や制度設計がなされている。例えば、現場経験を特に重視する組織では一定期間ごとのローテーションを制度化する一方、専門性の継続的な発揮が重要なポストでは、比較的長期の在勤を認めるなど、転勤の強度や頻度に差を設けている。

また、職員の自発的な異動が原則とされている組織においても、完全に職員の意思に任せるだけでは一部の職員が同一勤務地に長期滞留する可能性があることから、転勤を適切に促すために、金銭的・非金銭的なインセンティブを組み合わせて運用されている。転居費用や生活費の補填、勤務地ごとに設定された困難度に応じた手当の支給など、転勤のマイナス面を補う措置に加え、転勤ごとに支給される一時金や転勤回数に比例して増加する手当を設けている事例もあった。

さらに、制度上又は運用上、昇進時に転勤経験を重視するなど、キャリア上のメリットが明確に示されている例が多く見られた。これにより、転勤は単なる「負担」ではなく、将来のキャリア形成に資する重要な経験として位置付けられていることが見て取れる。

3　職員の意向への配慮、職員の理解の確保

転勤の意義や必要性について、職員に対して丁寧に説明し、理解を促す取組が重視されている点も多くの国で見られる特徴である。採用段階から転勤の可能性やキャリアパスとの関係を明示したり、評価面談やキャリア面談を通じて転勤経験の意味付けを行ったりすることで、職員が自らのキャリアの中に転勤を位置付けられるよう工夫がなされている。これにより、希望に沿わない転勤を最小限に抑えつつ、組織として必要な人材配置を確保することが図られている。

また、へき地や生活環境が厳しい地域における勤務について、組織のミッションを最前線で体現する重要な役割として位置付け、その意義ややりがいを職員に浸透させている点も重要である。困難な地域で勤務することが組織や社会にとって不可欠であること、また、その経験が職員自身の成長や評価につながることを繰り返し発信することで、そうした勤務地で働くことに誇りを持つ文化が形成されている例が見られた。

【コラム４】　調査を行った外国政府・国際機関の状況

1　英国

⑴　転勤の状況

英国政府の職員の異動は、ポストに空席が生じた際に自ら公募に応募する方式であり、転勤についても同様に、職員自身の意思によることとなる。そのため、英国政府においては希望に沿わない転勤は原則として起こらない。

例外として、ファストストリーム試験と呼ばれる幹部候補を採用するためのプログラムを通じて採用された者を全国で様々な経験をさせるという観点から半年程度で繰り返し転勤させるケースが挙げられる。しかし、近年はファストストリーム試験で採用された者であっても、希望に沿った対応がなされており、職員の希望に沿わずに転勤させるという考え方からは遠ざかってきている。

また、政府機能の移転でポスト自体が別の地域に移り、それに伴い職員が異動するケースも存在する。政府機能の移転の例として、過去には財務省の一部が英国中部の都市であるダーリントンに移転し、最近では「Places for Growth」(以下「PfG」という。)と呼ばれるプログラムにより、ロンドンに所在する約２万3,000ポストが移転した。

PfGでは、ポストが空席になったタイミングで当該ポストを地方に移転する方法が採られており、職員の転勤は最小限に抑えられている。移転したポストは主に、ポストの移転先の人材で埋められており、例えばスコットランドにあるグラスゴーに移転した内閣府のポストのうち、95％程度はスコットランド出身者が就き、残りがロンドンなど別の地域から転勤してきた者が就いている。

職員を転勤させる際には、ロンドンでのキャリアと同等の十分に魅力的なキャリアを歩むことができることを示しており、それが機能移転を進める大きな成功要因となっている。キャリアの明確化に加え、移転先の家賃の安さ、教育環境など、転勤によって生活の質がどのように上がるかを示したパンフレットを配布したり、転勤予定先で２週間程度業務を体験する機会を付与したり、移転先での生活を実感しやすくする取組も実施している。

PfGに伴う移転では、「職員のキャリアを移す」という視点に立っており、各職員は転勤先で今後のキャリアを築いていくことを前提としているため、家族帯同で移っている。日本のように単身で赴任するということは考えられないとのことであった。

⑵　転勤に対する支援・インセンティブ等

職員を転勤させる場合、各府省の判断により、転勤の費用として最大１万4,000ポンドまで支給可能なパッケージが用意されている。ただし、そのための予算は、内閣府が政府統一であらかじめ確保しているわけではなく、各府省が独自に予算を確保する必要があり、また、真に職員を転勤させる必要性の有無も検討する必要があるため、実際の利用は限定的である。この１万4,000ポンドについては、引っ越し費用も含めて支給するものであり、インセンティブというよりは、移転に伴い生じる経済的な不利益を補う側面が強い。

また、ロンドンでは物価等を踏まえ、特別な給与体系（London weighting）が適用されているが、ロンドン以外に移った際にも、給与の減額へ対応するため、２年間はこの給与体系が適用される仕組みとなっている。

2　タイ

⑴　転勤の状況

欧米諸国と同様に、基本的には職員が自発的に異動していく方式である。国の行政機関は、バンコク及び各地方に所在しているが、職員は採用時に希望する勤務地を選ぶことができる。本省と地方機関で昇進ペースに変わりはなく、給与水準も同じであるため、職員の多くは自らの出身地での勤務を希望する傾向にある。

本省の局長級以上に昇進するには、三つの異なる地域で勤務する必要がある（異なる地域の定義は府省によって異なる）ため、上位のポストを目指す職員は自らの意思で他地域のポストに転勤することとなる。また、現在の勤務地において現職位より上位のポストに空きがない場合に、昇進のために自発的に別の地域のポストに移る職員も存在する。

当局側の命令により転勤させるケースは少ないが、各府省では職員の異動計画を作っており、人員不足の地域に職員を補充する場合のほか、人材育成の観点で他地域での経験を積ませたい場合や異なる仕事を経験させたい場合に、局長等の上司の判断により転勤を命じる場合もある。転勤を命じられた場合には、従うことが義務と考えられており、拒否することはできない。

転勤命令の前段階で打診等のプロセスはないが、日常的に職員の将来のキャリアプランを話し合っており、上司から、転勤が成長の機会であることをしっかりと説明しているため、職員側も基本的には拒否することはない。仮に転勤に不服がある場合には、人事担当部局に相談することは可能であり、転勤が不当なものと判断された場合には転勤前の職場に戻す判断がなされることもある。

なお、へき地には軍隊が駐在しており、一般の事務系職員はへき地の官署に常駐することはなく、必要に応じて都市部の官署から出張するなどして事務を行っている。

⑵　転勤に対する支援・インセンティブ等

転勤に対するインセンティブ等は基本的にはなく、引っ越し費用も職員の自己負担である。引っ越し費用は、従来から支給されておらず、タイでは引っ越し費用が安く、バンコクから国境付近まで異動しても、2,000～3,000バーツ（約１万～１万5,000円。令和８年３月31日時点）程度しかかからない（初任給は日本円で10万円程度）こともあり、職員から不満が出ていることは特にないとのことである。

タイ政府の場合、上記のとおり、給与水準が本省と地方で変わらない中、バンコクの生活費が高いこと、本省の業務は責任が大きいことなどから、地元での勤務を希望する職員が多く、本省で勤務している職員は、既にバンコクに家を持っているバンコク出身者が多い。バンコクの民間企業は国家公務員と比べて給与水準が高いこともあって、国家公務員志望者は減っており、本省で勤務する人材の確保が難しくなってきている。

3　米国

⑴　転勤の状況

米国政府において、海外赴任も含む転勤を前提とした人材育成や人事配置が体系的に行われている職種の一つとして外交官が挙げられる。米国内で勤務する職員とは手当等の処遇面で異なる面はあるが、転勤の意義、インセンティブや支援を考える上で、職員のキャリア上、転勤が体系的に取り入れられている事例として、本稿では外交官に着目して整理を行った。

外交官は、採用後最初の２ポストについては、人事当局が約15か所の勤務地候補を職員に提示し、職員から提出された希望順位や人材育成上のニーズを踏まえて配属先を決定する。最初の２ポストを終えた後は、幹部層を含め、夏と冬の年２回の異動サイクルごとに公示される空席ポストに対し、職員が自ら応募して異動することが基本となる。

公募ポストは通常、着任の約１年前に示され、選考に当たっては職員の等級、必要とされる語学要件、語学習得に要する期間、志望動機、生活が困難な地域での勤務経験などが総合的に考慮される。実際の着任時期は、赴任する官署と調整の上、子の学校の日程等の家庭事情も考慮の上で決定される。なお、例外的に、生活が著しく困難な地域のポストや、要人支援に伴い長期出張を要する等、極めて負荷の高い国内ポストに配属された場合には、着任後短期間で人事当局の指示の下で職員を異動させる場合がある。

人材育成と人事配置の公平性を確保する観点から、外交官にはキャリアを通じて海外勤務を行うことが強く期待され、同一ポストでの連続勤務は原則５年、米国内での連続勤務は原則８年が上限とされている。また、幹部への昇進には、原則として２回、生活が困難な地域での勤務経験が求められている。家庭の事情や重大な健康上の理由により、生活が困難な地域での勤務を経験できない場合には、昇進資格を維持するための申立てが認められる場合もある。

このように、米国政府の外交官については、公募による異動を基本としつつも、特定の業務や勤務地に偏らない配置が実現されるよう、定期的な人員の循環を促す仕組みが設けられている。

⑵　転勤に対する支援・インセンティブ等

米国内の転勤の場合、特別な手当は支給されないが、引っ越し費用は官費で賄われる。また、国務省本省（ワシントンＤ．Ｃ．）から国際連合米国政府代表部（ニューヨーク）への異動など、勤務地の物価水準が大きく異なる場合、住宅手当や地域調整手当が支給され、生活費の差異に対する調整が行われている。

海外転勤の場合、家財の輸送には重量枠が設定され、その範囲内での輸送費は官費負担となるほか、自動車１台分の輸送費も官費の対象とされている。赴任時には、一時宿泊手当が支給され、宿泊費、食費、交通費など赴任初期の生活立ち上げに要する費用が補助される。また、生活が困難な地域での勤務など、やむを得ない事情により家族が米国内に残留せざるを得ない場合、二重生活に伴う経済的負担を軽減するため、単身赴任手当が支給される。赴任や帰朝、外国間の転勤に伴う引っ越し費用は、米国内での自動車保管料などごく一部の費用を除き、ほぼ100％官費で支給され、職員の自己負担は最小限に抑えられている。

子女教育に関しては、在外においてもワシントンＤ．Ｃ．と同等の教育機会を確保することを基本方針として教育手当が支給される。特別支援教育、家庭教育、寄宿学校の授業料・寄宿学校に通う子の帰宅旅費についても、条件に応じて実費精算が認められている。一方で、ベビーシッター代や学童保育料等については私費負担とされている。

金銭的支援のほか、在外公館には円滑な赴任を支援するための担当者が配置され、職員本人のみならず家族の生活面も含めた支援が行われる。具体的には、帯同した家族の現地社会への適応支援や、子女の教育に関する手続・調整に加え、教育に関する特別なニーズがある場合には、適切な支援機関や支援サービスへの紹介も行われる。

４　マレーシア

⑴　転勤の状況

マレーシア政府においては、本省と地方機関との間や、同一地域内であっても異なる機関間での異動など、転居を伴う転勤が存在している。職員の異動は、必ずしも本人の自発的な応募のみに委ねられているわけではなく、人事当局の命令によって行われるケースも一般的である。異動の形態としては、同一機関内での異動、他機関への異動、昇進に伴う異動の三類型があり、組織運営や人材育成の観点から計画的に運用されている。

人事当局は、転勤や異動を政府全体のパフォーマンスを高めるために不可欠なものと位置付けており、特に会計や給付決定などに関わるポスト（センシティブポスト）については、不正や汚職、権限の濫用を防止する観点から、一定期間ごとに異動させる必要性が高いとされている。具体的には、センシティブポストでは３～５年、そうでないポストでも３～８年程度を目安に異動が行われており、専門性の蓄積と人材の固定化防止のバランスが意識されている。

職員の異動は原則として各府省単位で管理され、ポストの必要性や職員の能力実績を踏まえた上で、上司の承認を得て行われる。異動命令は14～30日間の通知期間を置くこととされている。転勤命令に先立って全職員に一律に事前面談を行うことが制度化されているわけではないが、実際の運用では、家庭や介護などの事情が聴取され、考慮されることもある。

転勤命令を受けた場合、原則として拒否することは認められておらず、正当な理由なく応じない場合には懲戒処分の対象となり得るが、転勤命令に対して不服を申し立て、命令の妥当性を争うことは可能である。この場合、不服申立て手続には一定の時間がかかり、通知期間である14～30日の間で行うことはできないため、いったんは次の勤務地に異動した後、不服申立てを行い、転勤命令が不適当と判断されれば、元の勤務地に戻ることとなる。

異動や転勤は昇進やキャリア形成の一環として前向きに捉えられており、現職の職員や国家公務員の志望者の間で強い抵抗感が生じている状況にはないと考えられている。

⑵　転勤に対する支援・インセンティブ等

転勤という仕組みを支えるため、給与・手当制度を通じた支援が講じられている。2024年には新たな報酬制度が導入され、基本給は固定しつつ、勤務地や業務内容に応じて手当の給付額を調整する仕組みが整備された。異動に関連する手当の支給額は、業務の困難度、職員の役職段階、地域間の生活費や物価の差、追加的な業務責任の有無など、複数の要素を勘案して決定される。

国全体を複数の地域に区分し、地域間で異動する場合には地域手当が支給されるほか、転勤インセンティブとして１か月分の給与を一度だけ支給する制度が設けられている。また、職員本人に加え、家族の帰宅費用も支給対象であり、年に１回実家を訪問するための航空運賃や、介護・忌引きといった事情に配慮して支給される手当も存在する。

引っ越しに伴う実費についても、交通費や梱包費、引っ越し期間中の食費などについて補償を求めることが可能であり、転勤によって職員が過度な経済的負担を負わないよう配慮がなされている。一方、金銭以外の支援、例えば、住居探しや生活立ち上げに関する支援については、特段の制度は設けられていない。

こうした仕組みにより、転勤は個々の職員に一時的な負担を伴うものの、制度全体としては生産性の確保や人材流出の防止、地域間格差への対応を目的とした合理的な人事運用として受け止められている。

５　国連関係機関

国際連合（国連）は、1945年に設立された国際機関で、平和と安全の維持、開発、人権、人道支援など幅広い課題に取り組んでいる。国連システム全体の「行政・調整の中枢」として国連事務局があり、事務総長の下、ニューヨーク本部を中心に安全保障理事会や国連総会を始めとする加盟国の会議の運営や政策立案等に関する事務を担っている。また、紛争地域や政情が不安定な地域には、現地拠点としてＰＫＯ（国連平和維持活動）ミッションや特別政治ミッションが置かれ、当地の平和維持活動や政治・外交的手法による紛争解決支援に従事している。

一方、国連の基金・計画は、国連総会決議に基づき、開発、こども支援、人口・保健などの特定分野に特化した実施機関として設置され、それぞれ独自の予算・事務局を持つ。各国に国事務所（Country Office）、各地域に複数の国事務所を統括する拠点として地域事務所（Regional Office）を置き、各国政府や現地機関と連携して事業を実施している。

国連事務局と各基金・計画はそれぞれ別組織であり、採用や任用などの人事運用は個別に行われているが、給与制度は共通のものが適用されている。

今回は、ニューヨークに本部を置く国連事務局、国連児童基金（ＵＮＩＣＥＦ）、国連開発計画（ＵＮＤＰ）、国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）に対して調査を行った。

⑴　転勤の状況

国連関係機関は世界各地に拠点を有するため、共通して、世界各地で活動することを前提とした人事運用が行われている。国連の職員規則においても「職員は事務総長の権限により国連のいずれの活動や事務所にも配属される」旨が規定され、国をまたいだ転勤も頻繁に行われている。

各機関の人事当局に転勤の意義を聴取したところ、①多様な環境を経験することで現場の実情を踏まえた質の高い意思決定を行えるようにすること、②本部と現場の知識・経験を循環させること、③危険地域や生活が困難な地域に勤務する負担を職員間で平準化すること、④特定勤務地への長期滞留を防ぎ組織の新陳代謝を確保することなどが挙げられた。

国連関係機関における職員の異動は、欧米諸国と同様、空席ポストが生じた際に選考に応募して異動する形態が基本であり、転勤についても同様である。一方、ニューヨーク等の生活が便利な地域に長期勤続する職員が存在したり、危険地域や生活が困難な地域への人事配置に苦慮し、一部の職員に負担が偏ったりといった問題もあり、当局側の差配により転勤を行う仕組みも存在する。

国連事務局やＵＮＩＣＥＦでは、困難度に応じて、当該勤務地に在勤できる最大勤務年数（例：ニューヨーク本部の場合、５年間）を設定し、一定期間経過後には当局主導で異動を行う仕組みが導入されている。私的事情、医療事情又は組織運営上の事情については、特別に組織されるパネルによる審査を通じて、転勤対象からの免除や延期が認められる場合もあるが、例外的である。

この仕組みで異動する場合、当局が異動候補ポストの一覧を異動対象となる職員に提示し、職員が提出した希望を踏まえてマッチングが行われ、職員に異動先ポストが示される。異動ポスト提示後に正当な理由なく異動を拒否した場合は職務放棄として懲戒・免職の対象となり得る。

ＵＮＤＰでも同様の仕組みが導入されているが、ニューヨーク本部の最大勤務年数は７年間と長く設定され、同一勤務地内での異動でも勤務年数がリセットされる（国連事務局及びＵＮＩＣＥＦでは、同一勤務地内で別のポストに異動しても勤務年数はリセットされず、最大勤務年数が18か月延長される）など、緩やかな運用がなされている。

ＵＮＦＰＡは、現場志向の強い組織であり、組織として現場での経験を重要視している。また、困難度の高い勤務地ポストを確実に充足すること、長期滞留による組織硬直化を防ぐことを主な目的として、国事務所の管理職等（全職員の約６割）を対象として、人事当局が差配して一定年数（困難度の高い勤務地は２年、それ以外は４年）ごとに転勤させる人事ローテーションが行われている。

⑵で述べるように、国連関係機関においては、転勤に伴う金銭的インセンティブが設けられているが、人件費も含めた国連予算は加盟国からの拠出で賄われており、近年は非常に厳しい財政状況にあることを反映して、上記の当局側が職員を異動させる仕組みは一部機関では停止されている状況である。

⑵　転勤に対する支援・インセンティブ等

上記のとおり、今回調査した機関では、一部で当局側による異動の仕組みが設けられているものの、基本的には、職員が空席に公募することによって転勤することが期待されている。そのため、まずは職員による自発的な転勤を促すために金銭的・非金銭的なインセンティブや支援が存在する。

国連共通の給与・手当制度の中では、異動奨励手当が設けられている。異動奨励手当は、国をまたぐ異動の回数に応じて支給額が増加し、かつ、本部に勤務している間は支給されないため、本部外への転勤を促すインセンティブとして機能している。

また、民間賃貸住宅に居住する際に支給される住宅補助手当は、同一勤務地に勤務する年数に応じて支給額が減少し、７年間で支給されなくなる仕組みとなっており、勤務地を移るインセンティブとなっている。また、危険な地域や生活が困難な地域に勤務する職員の負担軽減を図るため、危険手当や困難度に応じて支給額が増えるハードシップ手当、心身の回復を目的として一定期間ごとに通常の年次休暇に付加して付与される休暇（Rest & Recuperation）などが設けられている。

その他、国によって教育の整備状況が異なる中で、職員の子女がインターナショナルスクールも含む様々な形態の学校に通学するための費用を補填するため、教育補助手当（Education grant）が支給されている。

非金銭的なインセンティブとしては、機関によって差はあるが、昇進において、本部外の現場経験、特に困難度や危険度の高い地域での勤務経験が考慮されることが挙げられる。これにより、国連職員としてキャリアを積んでいく上で、転勤は重要な要素として受け止められている。

国連事務局では、制度上、一定以上の職位への昇進において、転勤回数が要件の一つとなっている。その他の機関では、制度上の要件とはされていないが、困難地勤務が昇進機会の拡大に直結することは周知され、空席公募においても現場経験の重要性を明示している。

これに加えて、ＵＮＩＣＥＦでは、キャリア面談や評価面談の機会を通じて、職員の長期的なキャリア展望を聴取し、当該キャリアパスにおける転勤の重要性に対する理解を促している。あわせて、困難度・危険度の高い地域で組織のミッションを果たすことの重要性ややりがいを職員に浸透させることで、転勤して本部以外の現場で勤務することに誇りを持つ文化が形成されている。

第４章　転勤の必要性・課題等の再整理と今後の施策の方向性

第１節　公務における転勤の必要性・課題等の再整理

前記第３章第１節のとおり、民間企業においても、様々な施策を講じつつも転勤がある企業が相当数に上っている。公務においては、法令で定められた職務の遂行のため、例えば、海上保安官、刑務官、入国警備官など現場に多大な人的リソースを投入する必要がある場合や、へき地や海外で勤務する要員を確保しなければならない場合など、職員を配置すべき職場と必要とする人材の居住地が遠く離れているときには、採用時の配置又は採用後の転勤によらざるを得ない。

このように、転勤によらざるを得ない場合がある一方、近年の情報通信技術の発達や交通の利便性の高まりによって、その場所に職員を配置する必要性自体が薄れているなど、必ずしも転勤によることなく行政上の目的を達成できる場合もあると考えられる。例えば、人材育成のための転勤のうち、マネジメント能力のかん養という点については、転居が不要な職場において必要な経験を付与することで、必ずしも転勤を経験させずとも一定の効果を上げることが可能と考えられる。

前記第２章第１節のとおり、各府省ヒアリングを通じて、府省ごとや人事グループごとに様々な観点で転勤を行っているものの、各府省では、必ずしも目的に応じた転勤の重要性や必要性の違いを明確に区別せずに、従来からの定期人事異動の一環として転勤が行われていることがうかがわれた。

前記第２章第１節の各府省ヒアリングでは、子育て、介護等で転勤が困難な職員に配慮している結果、転勤する職員に偏りが生じているといった声も聞かれた。第２章第２節の職員アンケートの結果（図２―10）によれば、転勤に肯定的な意識を持っている職員の割合は全体として５割弱は存在する中で、転勤に対する意識は配偶者の有無等によって大きく傾向が変わるものではなく、配偶者がいて就業している場合でも、４割を超える職員は転勤に肯定的な意識を持っていることも確認できる（図２―14）。

これらのアンケート結果や各府省ヒアリングを踏まえると、各府省においては、職員の外形的属性による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって、例えば、家族を有する職員に対して転勤の可否を深く確認せず、まずは独身の職員を転勤の候補者とするなど、実際には転勤が可能な者を十分に把握できていない可能性もある。

また、若年齢層の職員、子育てや介護を行っていない職員の中にも、転勤に否定的な意識を持っている職員が一定割合存在することからすると（図２―11、図２―15及び図２―16）、既に転勤が人事管理上の喫緊の課題となっている府省はもとより、ヒアリングで現時点では転勤は課題とはなっていないとした府省においても、今後、人材確保や円滑な組織運営に当たって問題が顕在化する可能性がある。

以上のような状況の下で、個々の転勤を検討するに当たっては、各府省において単に従来どおりの慣行として転勤を続けるのではなく、人材確保や円滑な組織運営の観点から、改めて転勤の必要性を検討することが必要ではないか。

その際には、どのような目的で転勤を実施するのか、従前は相応の目的があったとしても、社会情勢が変化する中で現在も相応のコストをかけて実施する必要性があるのか、転勤可能な職員が確保できるのか、転勤以外の手段により代替できないのかなど、様々な観点から転勤の必要性を検討することが必要である。

その上で、組織としての必要性が必ずしも高くない転勤があれば、その職員を転勤させる必要があるのか、転勤を伴わない現地の職員を異動させること等を含め、代替措置について検討を行うことが必要である。

例えば、前記第２章第１節７のとおり、多くの府省では、業務の合理化や働き方の見直しの観点から、事務の集約、ＡＩの活用、外部委託の促進、手続のオンライン化等を既に行っているが、これらの取組を更に推進していくことが考えられる。

このほか、異動範囲の限定や遠距離通勤を認めることによる転勤を伴わない人材育成やジョブローテーションの強化、官署が所在する地域での採用強化、府省や人事グループをまたいだ地方機関同士の人事交流・併任、転勤ではなく引っ越しを伴わない一定期間の出張による業務への対応、地方公共団体との連携、定期的な監査・内部チェック体制の徹底による不正防止など、様々な方法を具体化することにより前記の目的を達成できる転勤については、見直していくことが考えられる。

また、今後、日本の人口減少が見込まれる中で、将来にわたって公務を担う人材を確保するとともに、全国津々浦々に必要な行政サービスを提供し、様々な課題に対応していくためには、府省間の連携や役割分担のほか、地方公共団体や民間企業等との協力の在り方なども検討の対象になると考えられる。

なお、例えば、配偶者の転勤に同行することや高齢の親を介護するため地元に戻ることを希望する場合のように、職員側が特定の地域への転勤を希望することも考えられる。このような転勤希望に対しては、個々の職員と丁寧にコミュニケーションをとりつつ、仕事と生活の調和の観点から、可能な範囲で勤務地の希望を踏まえた人事配置に努める必要があると考えられる。

第２節　転勤に係る施策の方向性

前節で述べたとおり、転勤の意義や目的に照らしてその必要性を見直すことは、持続可能な公務のためにも重要である。しかし、その結果、一部の転勤を廃止・縮減したとしても、職員が全国津々浦々で働き行政サービスを提供するためには、転勤自体がなくなることは考え難い。

このような状況の下、転勤に対する職員の意識は様々であることを踏まえると、転勤を命じるに当たっては、職員の意向や事情を具体的に把握し、勤務地・官職と職員の意向を丁寧にマッチングしていくことが重要である。

また、転勤は職務命令に基づいて行われることからすると、本来、金銭面を中心とした負担を職員に負わせることは適当でない。職員アンケートにおいても、「できれば行きたくない」者にとって「転勤に伴う金銭的負担がある」ことが転勤したくない理由で最も多く、転勤に対する金銭面での負担感が強いことが転勤を敬遠することにつながっていることがうかがえる（図２―21）。したがって、職員がその転勤を希望するか否かにかかわらず、少なくとも転勤に対する金銭的負担感を軽減することが必要不可欠である。

これらを前提に、職員の意向に配慮した転勤とするための施策や転勤に係る負担軽減・円滑化のための施策の方向性を以下検討する。

1　職員の意向に配慮した転勤とするための施策の方向性

転勤を円滑に行う観点からは、採用時に転勤の有無等についての実情を踏まえた情報開示をより積極的に行うとともに、採用後も職員の転勤に対する意識を把握し、今まで以上に丁寧な説明で理解を得ることなどにより、職員の希望に沿わない転勤を減らしていくことが考えられる。

⑴　採用時の情報開示・発信

国家公務員志望者が転勤の可能性があることを理解した上で働くことができるよう、特に転勤が避けられない職種・人事グループへの採用に当たっては、多くの府省で既に行っているとおり、転勤の有無、転勤の範囲、キャリアパスの中で転勤する時期等について、採用後に認識の齟齬（そご）が生じないよう、志望者に転勤の実態を可能な限り具体的に説明し、理解を得た上で採用することが必要である。

その際、転勤や異動のパターンは府省や人事グループによって様々であり、必ずしも全ての職員が全国異動となるわけではなく、また、転勤に対する理解や考え方は人によって異なることから、画一的な説明にとどまることなく、その時点における対象者の理解や採用過程の進捗も踏まえつつ、場合によってはネガティブな情報も含めて、採用後の転勤の実情を丁寧に説明することが必要である。

なお、公務職場における転勤について正しい情報を発信するとともに、本稿で言及したような課題や今後の改善の方向性を合わせて提示し発信することは、公務全体の魅力向上にも資するものと考えられる。

⑵　職員への説明と理解の確保

採用時には転勤があることに納得していた職員又は支障がなかった職員であっても、結婚、出産、育児、介護のほか自身の健康状態など、採用後の様々な生活環境の変化によって、転勤に対する考え方や許容性が変化することは避けられない。このため、各府省においては、志望者のみならず、現に勤務している職員に対しても、その転勤が当該職員のキャリアパスにおいてどのような意味を有するのかも含めて、転勤の目的や必要性を継続的かつ具体的に説明していくことが求められる。

その際、職員アンケートで「どこにでもぜひ行きたい」理由として「経験を積めるから」「色々なところに住みたいから」が上位に挙がっているように（図２―18）、転勤によって得られる能力、赴任先の職場や地域においてこそ得られる経験等について、より分かりやすく言語化し、発信することも考えられる。

また、職員の側においても、転勤によってどのような経験が得られるのか、絶対に転勤できないのか、転勤しないことによって自身にどのような影響があるのか、転勤しない場合にはどのように業務上の実績を積み上げるのかなど、各職員が人生設計や生活環境の変化等を踏まえ、自身のキャリアプランにおける転勤の位置付けについて考え続けていくことが重要である。

人事管理を行うに当たっては、職員の意向を十分に把握することが必要であるが、とりわけ転勤については、転勤の可否、転勤可能な地域や時期、住居についての考え、それらの背景となる職員の事情等、職員それぞれが転勤に対してどのような考えを持っているのかを具体的かつ的確に把握した上で、可能な限り職員の事情に配慮することが必要である。前記の職員アンケートにおいて転勤先の地域を重視する旨の回答が多かった（図２―19及び図２―20）ことも踏まえると、例えば、部内公募等によって希望する勤務地に転勤させることが考えられる。このほか、一部の府省で既に行っているように、転勤の期間をあらかじめ明示すること、配偶者が職員である場合に同一又は近隣の官署に転勤させること、職員のライフステージを踏まえて転勤を一時的に免除して職員が対応可能となった時点で転勤させることなども考えられる。

その上で、必ずしも職員の希望に沿えない転勤を命じざるを得ない場合には、可能な限り丁寧に当該転勤の意義や目的を職員に説明し、理解が得られるよう努める必要がある。

⑶　希望勤務地域に限定した人事配置の検討

転勤に関する職員の意向を反映させる観点から、民間企業における地域限定社員のように、職員の転勤の範囲を制限することも考えられる。

もっとも、現状、各府省では、一部の地域に限定して異動するような人事グループを除き、一定程度の転勤を前提とした人事管理がなされており、採用時から勤務地を限定することに対して各府省のニーズは見られない。また、前記⑵のとおり、採用時点では転勤に支障のない職員であっても、キャリアの途中で育児や介護等の事情により転勤できなくなるケースも多く、職員の事情や転勤に対する考え方は常に変化する可能性がある。

前記のとおり、転勤の必要性を改めて見直す中で、各府省の人事管理の在り方が変わっていけば、勤務地域が限られた職員が採用されて活躍する余地が広がっていくものと考えられる。勤務地域が限られた職員のキャリアパスが確立され、対外的にも示されることで地元志向の優秀な人材を公務に惹きつけることができれば、人材確保の裾野を更に広げることができるものと考えられる。

なお、人事院では、令和８年度から、一般職試験（大卒程度試験）合格者の採用において活用されるよう、初任地に関する受験者の希望を聴取し、各府省に提供することとしている。今後、勤務地に関する職員の希望や各府省における人事管理上のニーズ等も踏まえ、地域ごとに作成する採用候補者名簿の作成単位の見直し等、地元志向に対応した採用の仕組み等について更なる検討を進める。

2　転勤に係る負担軽減・円滑化のための施策の方向性

前記のとおり、実際に転勤する職員に対しては、職務命令に応じて転勤することとなる以上、少なくとも転勤によって生ずる負担を軽減する必要がある。

加えて、第２章第１節４で述べたとおり、全体として転勤を敬遠する職員が増えており、一部の府省では人事管理上の課題となっていることに加え、転勤に伴う職員及びその家族等への影響もあることを踏まえると、転勤可能な要員を確保するため、転勤のインセンティブとなり得る措置やサポートを講じることが考えられる。

その際、育児や介護等のやむを得ない事情によって転勤することができない職員がいることを踏まえると、新たな措置を講じるに当たっては、転勤をすることができない職員の勤務条件を切り下げるのではなく、転勤することとなった職員に対する追加的な措置を講じることが適当と考えられる。

前記の職員アンケート結果や民間企業等の取組を踏まえると、新たな金銭的インセンティブの創設、引っ越し準備のための時間の確保、居住環境等を整えるための取組を講じることが考えられる。

⑴　新たな金銭的インセンティブの創設

現状、家財道具の購入・整理を始めとする引っ越しに付随する費用（引っ越し費用・旅費を除く。）や、不在自宅の管理、赴任先からの帰宅費用、引っ越しに伴う諸々の手続の作業負担のほか、転勤することに伴う精神的負担など、転勤する職員には既存の仕組みではカバーしきれない様々な負担が発生することになる。

また、例えば、本府省から地方機関に転勤となる場合には、本府省業務調整手当が支給されなくなるとともに、地域手当の異動保障はあるものの、段階的にその支給割合が下がっていくことなどにより、給与支給額が下がることとなる。給与は職務等に応じて変動するものではあるが、このことが転勤に対する否定的な意識につながっていることは否定できない。

上記の費用や負担への対応に加え、職員の属性や転勤の態様にとらわれず、転勤することに対するインセンティブを設ける観点から、既存の転勤に関する手当を再編・統合すること等により、転勤に伴う新たな金銭給付制度を創設することが考えられる。その際には、民間企業での取組例を踏まえ、一時金として支給することも考えられる。

⑵　引っ越し準備のための時間確保

転勤は、本人のみならずその家族等にも影響を与えることから、各府省における運用上の取扱いとして、余裕を持って準備ができるよう、転勤を命じる場合には可能な限り早期の打診、内示等を行うことが考えられる。また、転勤に伴う引っ越し業者の選定、荷造り、各種住所変更手続等のための時間を確保できるような仕組みを設けることなどが考えられる。

なお、引っ越しに当たっては、様々な作業や手続が必要となる中で、各職員が行っている引っ越し業者の選定等を効率化するとともに、職員の負担を軽減する観点からも、組織としてこれらの手続を包括的に支援する仕組みを設けることも考えられる。

⑶　居住環境等を整えるための取組

転勤が円滑に行われるためには、転勤先の居住環境を整えるほか、当該転勤に伴って別居する家族への対応も含めて、負担を軽減する方策を講じる必要がある。このため、転勤に当たって民間の賃貸住宅等を借り受ける職員に対する金銭給付との関係も踏まえつつ、前記第１章第２節２のとおり、宿舎が不足する地域における対応を更に進めることが必要である。

なお、持ち家の状況や宿舎入居の希望等、職員の住居に関する事情や考え方は区々であり、転勤に当たっては、各府省人事担当と宿舎担当との間において、その職員の住居に関する事情等を早期に共有することによって、宿舎への入居を希望する者がスムーズに入居できるよう努めることが重要である。

また、赴任先の地方公共団体等において移住者への支援策がある場合には、当該支援策等を各府省が転勤する職員に紹介することや、赴任先の住居とは別に住居を有する職員等が帰宅しやすくなるように職場で配慮すること等、転勤する職員に対するサポートを充実させることも考えられる。

おわりに

本報告では、まず第１章において、転勤の意義や制度の概要について整理した。続く第２章では、各府省の人事担当者へのヒアリングや職員を対象としたアンケートを通じて、転勤に対する人事当局及び職員の意識の現状をまとめた。さらに第３章では、民間企業等における転勤の実態や転勤に関する取組の例を紹介した。これらを踏まえ、第４章では、公務における転勤の必要性や課題を改めて整理するとともに、今後の転勤に係る施策の方向性について示した。本報告が、公務における転勤の在り方や転勤に関する施策についての議論を深めるきっかけとなることを期待したい。

近年、職員の働き方や価値観が多様化する中で、従来と同じ形で転勤を続けていくことは難しくなっている。今後、各府省においては、人材マネジメント全体の在り方を見直す中で、転勤を行う目的や必要性について、改めて検討していくことが求められる。また、職員一人一人においても、自身のキャリア形成の中で転勤をどのように位置付けるのかを考えることが重要である。

その上で、転勤を円滑に行う観点からは、採用時における情報開示を適切に行うことに加え、採用後においても、職員に対し丁寧な説明を行い、十分な理解を得ることが必要である。また、実際に転勤する職員の負担に十分配慮することが重要である。具体的には、転勤によって生じる経済的・生活上の負担を適切に補填することが求められる。さらに、転勤を敬遠する職員が少なくないという現状が人事管理上の課題となっていることを踏まえれば、転勤可能な人材を確保するためには、転勤に対して前向きになれるようなインセンティブ措置を講じることが必要である。

人事院としては、各府省や職員の意向を十分に踏まえつつ、内閣官房内閣人事局を始めとする関係機関とも連携しながら、第４章で提案した施策を含め、転勤に関する様々な施策の実現に向けて取り組んでいきたい。

第２部執筆メンバー（五十音順）
蘆田　麻喜
植田　有佐
川島　貴子

佐藤　一人
下野　剛史
鈴木　祥吾
田口　弘之
中嶋　範子
橋本　信之
原　悠起
原田　佳澄
松本　彩
諸星　渚
谷内　絵理
若林　大督

第３部　令和７年度業務状況

第１章　職員の任免

職員の任用は、成績主義に基づき、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証により行うものとされている。職員の採用は、公開平等の競争試験によることを基本とし、これによらない場合は選考によっている。このような中、近年においては、公務の活性化のために、公務外での専門的な実務経験等を有する人材を採用する制度や任期付職員制度等各種の制度が整備され、公正な能力実証や採用手続の下、多様な民間人材が公務に選考採用されている。

また、採用後の昇任、転任などの任用についても、この成績主義の原則に基づき、公正に実施されなければならず、人事評価の結果を任免に活用すべく、各府省に対して、制度の趣旨にのっとった運用を行うよう指導を行っている。さらに、人材育成、公務の活性化等の観点から、官民人事交流制度についても、公正を確保しつつ、円滑な推進のための環境整備を進めている。

一方、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、職員が一定の事由に該当する場合には、その意に反して免職、降任、休職等の処分を行うことができることとされている。

第１節　人材確保

行政課題が一層複雑・高度化している中で、国民全体の奉仕者として公務能率を維持・向上させていくためには、時代環境に対応できる多様で有為な人材を確保していくことが重要な課題である。

若年層において進路選択の早期化や就業意識の多様化が顕在化する中、公務と民間企業等との人材獲得競争は一層激しくなっている。

このような中、時間や場所に縛られずに様々な活動を展開できるオンラインによる配信やアーカイブの公開を積極的に活用しながら、国家公務員が社会への貢献とやりがいを感じられる魅力的な職業であること等を発信し、また、新たな志望者層を開拓するため、民間就職支援会社が開催する合同説明会の場も一層活用するなど、各府省や大学等との連携・協力の下、積極的な人材確保活動を展開した。

また、現下の公務組織における職員の年齢階層別の在職状況の偏りを踏まえれば採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しいことに加え、行政課題の複雑・高度化に対応するための多様で有為な人材を確保していく必要があることから、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致することが不可欠な状況にある。

このような中、国家公務員として働く魅力や採用プロセス等を民間転職情報サイトに掲載し情報発信を行うとともに、経験者採用試験の紹介を中心にした経験者採用に関するオンライン説明会を申込受付期間中に開催したほか、民間就職支援会社が開催する転職希望者向けの説明会への出展など、これまで国家公務員への転職を検討してこなかった層も対象に人材確保のための活動を行った。

表1-1　令和７年度人材確保のための活動の実施状況

開催イベント	開催時期	実施回数	参加者数
公務研究スタートダッシュ	令和８年３月10日、３月11日	２回（対面）	約200人
WEB公務研究セミナー	令和７年６月８日	１回（WEB）	延べ10,000人 アーカイブ公開
公務研究セミナー	令和７年９月～	７地区８回（対面）	延べ　約2000人
公務研究セミナーin霞が関	令和７年12月３日～12月７日	１回（対面及びWEB）	延べ5,300人
申込直前WEB公務研究セミナー	令和８年１月31日	１回（WEB）	延べ　約6,600人
WEB国家公務員テーマ別クロストーク	令和７年８月～令和８年２月	10回（WEB）	延べ　約12,000人
国家公務員OPENゼミ	（理系学生限定） 令和７年７月26日～７月30日	１回（対面及びWEB）	延べ　約500人
	（文系・理系学生対象） 令和７年８月27日～８月31日	１回（対面及びWEB）	延べ　約350人
霞が関OPENゼミ 地方機関OPENゼミ	令和８年２月13日～２月17日 令和８年２月、３月	１回（対面及びWEB） ７地区７回（対面及びWEB）	延べ　約7,500人 延べ　約12,000人
経験者採用試験WEB説明会	令和７年７月	１回（WEB）	延べ　約6,900人 共催する内閣官房内閣人事局からアーカイブ公開
国家公務員経験者採用試験WEB説明会	令和７年８月	２回（WEB）	延べ　約1,800人 アーカイブ公開
国家公務員中途採用WEB説明会	令和８年３月	２回（WEB）	延べ　約200人 共催する内閣官房内閣人事局からアーカイブ公開
各地方事務局（所）主催のその他のイベント	随時	100回程度	延べ　約13,000人

その他	開催時期	実施回数	参加者数
大学等主催就職ガイダンスへの登壇	随時	134回（対面及びWEB）	延べ　約4,600人
民間企業等主催合同説明会・WEBセミナーへの登壇	随時	32回（対面及びWEB） ※うち転職希望者向け11回（対面及び動画配信）	延べ　約3,700人 ※うち転職希望者向け841人
メールマガジンの配信		週１回程度	有効配信数 約17,000人/回
Instagram、X（旧Twitter）、note、YouTube及びThreadsの配信		随時	―

公務研究スタートダッシュ

公務研究スタートダッシュは、学生に公務の魅力を知ってもらい、国家公務員が将来の職業の選択肢となるよう、就職活動を始める前の大学２年生以下を主な対象として、令和５年度から実施している。

本年度は、３月に事務系と技術系の日程を分けて対面形式で実施し、総合職と一般職双方の仕事の魅力や職場の雰囲気等を参加者に伝えた。

公務研究セミナー

公務研究セミナーは、各府省の業務概要、直面する政策課題（現在の取組、今後の展望等）、仕事のやりがい、職場の雰囲気等の紹介を通じて、国家公務員の仕事の魅力や勤務の実情等について理解を深めてもらい、学生の職業観の育成を図りつつ、公務に関心を持ってもらうこと等を目的として、国家公務員への志望形成期から申込期まで、各時期に応じた情報を発信する一連のイベントである。

本年度は、以下のとおり実施した。

６月　ＷＥＢ公務研究セミナー

９～12月　公務研究セミナー（全国主要８都市で対面開催）

12月　公務研究セミナーin霞が関（霞が関周辺の本府省で対面・オンライン開催）

１月　申込直前ＷＥＢ公務研究セミナー

国家公務員ＯＰＥＮゼミ（職場訪問）

国家公務員ＯＰＥＮゼミは、国家公務員が実際に勤務する職場や現場等を開放して、実際の仕事の見学・体験や職員との座談会等により、仕事の魅力をリアルに体感してもらい、国家公務員の業務に興味や関心を持ってもらうことを主な目的とするものである。

本年度は、中央省庁及び地方機関において、以下のとおり実施した。

７月　〔理系学生限定〕１Day職場訪問・仕事体験～（対面・オンライン開催）

８月　〔文系・理系学生対象〕１Day職場訪問・仕事体験～（対面・オンライン開催）

２月　霞が関ＯＰＥＮゼミ（霞が関周辺の本府省で対面・オンライン開催）

ＷＥＢ国家公務員テーマ別クロストーク

ＷＥＢ国家公務員テーマ別クロストークは、国家公務員志望者等が関心を持つと考えられるテーマを毎回設定し、各府省の若手・中堅職員を交えた対談形式により、様々な角度から国家公務員の仕事の魅力を伝えることを主な目的として、令和３年度から実施している。

本年度は、８月から２月にかけて計11回、学生等が視聴しやすい夕方から夜の時間帯にライブ配信を行い、うち４回は各府省職員に加えて民間企業からの参加者も交えて実施することにより、公務と民間で悩んでいる潜在的な公務志望者層にも視聴してもらえる内容で実施した。

公共政策大学院及び法科大学院の学生を対象とした人材確保のための活動

１　インターンシップ

公共政策大学院及び法科大学院の学生に政策決定等の行政実務に係る就業体験の機会を付与することを通じて、大学院教育に協力するとともに、行政に対する理解を深めてもらうことを目的として実施している。本年度は、７月から９月までに公共政策大学院６校38人が10府省で、法科大学院９校14人が３府省で、２週間を基本に実習を実施した。

２　就職指導担当教員との意見交換会

公共政策大学院・法科大学院それぞれの就職指導担当教員と公務における人材確保等について意見交換を実施した。

（参考：総合職試験（事務系区分）における公共政策大学院・法科大学院出身者数）

		申込者数		合格者数		採用者数	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
総合職試験（事務系区分）の合計	令和６年度	14,996	(100.0%)	1,268	(100.0%)	422	(100.0%)
	令和７年度	15,255	(100.0%)	1,263	(100.0%)	443	(100.0%)
公共政策大学院	令和６年度	69	(0.5%)	40	(3.2%)	31	(7.3%)
	令和７年度	44	(0.3%)	33	(2.6%)	23	(5.2%)
法科大学院	令和６年度	121	(0.8%)	43	(3.4%)	7	(1.7%)
	令和７年度	76	(0.5%)	29	(2.3%)	8	(1.8%)

㈱１　「事務系区分」とは、行政、法務、政治・国際・人文、法律、経済及び教養区分をいう。

２　公共政策大学院には、専門職大学院以外の公共政策系大学院を含む。

３　令和６年度の採用者数は、令和７年度における採用者（過年度合格者を含む。）の数である。（特別職含む。）

４　令和７年度の採用者数は、令和８年３月31日現在で令和８年度における採用が内定している者（過年度合格者を含む。）の数である。（特別職含む。）

５　公共政策大学院・法科大学院出身者には、在学者を含む。ただし、総合職試験（院卒者試験）は修了者及び修了見込み者に限る。

ホームページ、メールマガジン、各種ＳＮＳの活用

多様で有為な人材を確保するためには、より多くの学生等に国家公務員に関心を持ってもらい、国家公務員採用試験を受験してもらうことが必要であることから、学生等が手軽に情報を入手できるよう、次のような媒体を活用し、国家公務員採用試験情報、試験合格から採用までの手続、説明会・セミナーなどに関する情報を発信している。

◎　ホームページ「国家公務員試験採用情報ＮＡＶＩ」

学生等が国家公務員採用試験や採用試験合格後の採用手続、説明会、セミナーに関する情報などを入手しやすいよう、これらの情報を集約したＷＥＢページ「国家公務員試験採用情報ＮＡＶＩ」を人事院ホームページ上で展開している。

◎　メールマガジン「国家公務員試験採用情報ＮＥＷＳ」

ＷＥＢ上で配信登録をした学生等に対し、採用試験日程、説明会・セミナー等の情報などを週１回程度配信している。

◎　Instagram・Threads「国家公務員試験採用情報Instagram」

学生等に対し、各府省に勤務する国家公務員からのメッセージ、国家公務員の採用に関する情報などを随時発信している。

◎　Ｘ（旧Twitter)「国家公務員試験採用情報Ｘ」

学生等に対し、国家公務員採用試験日程、説明会・セミナー等に関する情報のほか、上記のInstagramにおいて発信した内容の紹介などを随時発信している。

◎　YouTube「国家公務員試験採用情報チャンネル」

学生等に対し、国家公務員の採用に関する情報や各府省職員が出演する国家公務員の魅力や実態に関する動画などを随時発信している。

◎　note「国家公務員公式note」

令和７年７月に、国家公務員ブランディング府省横断チーム（34府省等約130人）が立ち上がったことを契機に、チームでの活動を始め、広く国家公務員の魅力を発信している。

第２節　採用試験

１　2025年度における採用試験の実施

⑴　採用試験の種類

人事院が試験機関として自ら実施した2025年度の採用試験は、28種類30回である。このほか、人事院の指定に基づき、外務省が試験機関として実施した外務省専門職員採用試験がある（表１―２）。

28種類の内訳は、①政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員を採用する総合職試験（院卒者試験及び大卒程度試験の２種類）、②政策の実行やフォローアップなどに関する事務をその職務とする係員を採用する一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験及び社会人試験（係員級）の３種類）、③特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする係員を採用する専門職試験（国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験等の16種類）、④民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を係長以上の官職へ採用する経験者採用試験（係長級（事務）等の７種類）である。

⑵　採用試験の周知

人事院が試験機関として実施する2025年度の採用試験全体の施行計画については、令和６年12月25日に官報公告を行った後、各採用試験の詳細について、受験申込みの受付期間を考慮し、28種類30回の採用試験を６回に分けて官報により告知した。また、人事院のホームページなどで採用試験について情報提供を行うとともに、ポスター、採用試験の概要等の募集資料の掲示・配布を全国の大学、高等学校等に依頼し、積極的な採用試験の周知を図った。

表1-2　国家公務員採用試験実施状況一覧

2025年度

（その1）試験機関が人事院であるもの

（単位：人、倍）

試験の程度	試験の種類		申込者数（A）	うち女性数	第1次試験受験者数（B）	うち女性数	合格者数（C）	うち女性数	倍率（A／C）	倍率（B／C）
大学（大学院）卒業程度	総合職試験		17,942	7,856	13,855	6,260	2,219	768	8.1	6.2
		院卒者試験	1,288	429	1,004	358	640	229	2.0	1.6
		大卒程度試験（教養区分を除く。）	10,740	4,900	8,953	4,209	1,153	401	9.3	7.8
		大卒程度試験（教養区分）	5,914	2,527	3,898	1,693	426	138	13.9	9.2
	一般職試験	大卒程度試験	25,437	11,338	18,406	8,411	8,815	4,152	2.9	2.1
	専門職試験	皇宮護衛官（大卒程度試験）	590	174	310	92	46	12	12.8	6.7
		法務省専門職員（人間科学）	1,790	932	1,238	654	422	222	4.2	2.9
		財務専門官	1,863	883	952	445	569	291	3.3	1.7
		国税専門官	10,512	4,522	7,280	3,098	3,394	1,503	3.1	2.1
		食品衛生監視員	329	224	213	144	36	23	9.1	5.9
		労働基準監督官	2,305	1,072	1,113	516	402	191	5.7	2.8
		航空管制官	765	353	465	225	132	66	5.8	3.5
		海上保安官	472	78	248	38	75	12	6.3	3.3
	経験者採用試験（7種類）		2,360	574	1,297	296	574	141	4.1	2.3
	計		**64,365**	**28,006**	**45,377**	**20,179**	**16,684**	**7,381**	**3.9**	**2.7**
高等学校卒業程度	一般職試験	高卒者試験	8,275	3,051	6,777	2,619	3,338	1,328	2.5	2.0
		社会人試験（係員級）	232	66	100	24	44	11	5.3	2.3
	専門職試験	皇宮護衛官（高卒程度試験）	250	85	123	41	16	4	15.6	7.7
		刑務官	3,107	709	1,741	363	900	185	3.5	1.9
		入国警備官	1,187	338	579	150	244	72	4.9	2.4
		税務職員	3,551	1,174	2,741	982	1,329	550	2.7	2.1
		航空保安大学校学生	387	154	327	134	112	43	3.5	2.9
		気象大学校学生	296	85	230	68	62	17	4.8	3.7
		海上保安大学校学生	365	92	269	68	88	20	4.1	3.1
		海上保安学校学生	2,003	369	1,138	198	534	119	3.8	2.1
		海上保安学校学生（特別）	2,970	831	2,337	688	925	283	3.2	2.5
	計		**22,623**	**6,954**	**16,362**	**5,335**	**7,592**	**2,632**	**3.0**	**2.2**
合計			**86,988**	**34,960**	**61,739**	**25,514**	**24,276**	**10,013**	**3.6**	**2.5**

（その2）試験機関が外務省であるもの

（単位：人、倍）

試験の程度	試験の種類	申込者数（A）	うち女性数	第1次試験受験者数（B）	うち女性数	合格者数（C）	うち女性数	倍率（A／C）	倍率（B／C）
大学卒業程度	外務省専門職員	276	160	208	128	58	37	4.8	3.6

（その3）総合計

（単位：人、倍）

試験の程度	申込者数（A）	うち女性数	第1次試験受験者数（B）	うち女性数	合格者数（C）	うち女性数	倍率（A／C）	倍率（B／C）
大学（大学院）卒業程度	64,641	28,166	45,585	20,307	16,742	7,418	3.9	2.7
高等学校卒業程度	22,623	6,954	16,362	5,335	7,592	2,632	3.0	2.2
総合計	**87,264**	**35,120**	**61,947**	**25,642**	**24,334**	**10,050**	**3.6**	**2.5**

2024年度

（その1）試験機関が人事院であるもの

（単位：人、倍）

試験の程度	試験の種類		申込者数（A）	うち女性数	第1次試験受験者数（B）	うち女性数	合格者数（C）	うち女性数	倍率（A／C）	倍率（B／C）
大学（大学院）卒業程度	総合職試験		18,333	7,712	14,290	6,179	2,420	788	7.6	5.9
		院卒者試験	1,350	401	1,057	329	668	195	2.0	1.6
		大卒程度試験（教養区分を除く。）	12,249	5,374	10,141	4,557	1,285	457	9.5	7.9
		大卒程度試験（教養区分）	4,734	1,937	3,092	1,293	467	136	10.1	6.6
	一般職試験	大卒程度試験	24,240	10,302	17,463	7,632	7,557	3,250	3.2	2.3
	専門職試験	皇宮護衛官（大卒程度試験）	786	187	427	114	28	11	28.1	15.3
		法務省専門職員（人間科学）	1,880	845	1,365	622	451	195	4.2	3.0
		財務専門官	2,422	1,099	1,277	582	527	257	4.6	2.4
		国税専門官	12,161	5,137	8,555	3,672	3,358	1,503	3.6	2.5
		食品衛生監視員	339	226	216	152	70	54	4.8	3.1
		労働基準監督官	2,799	1,153	1,377	527	431	186	6.5	3.2
		航空管制官	800	382	472	229	135	68	5.9	3.5
		海上保安官	506	94	255	50	84	18	6.0	3.0
	経験者採用試験（10種類）		1,351	313	705	172	203	49	6.7	3.5
	計		**65,617**	**27,450**	**46,402**	**19,931**	**15,264**	**6,379**	**4.3**	**3.0**
高等学校卒業程度	一般職試験	高卒者試験	9,681	3,384	8,362	2,985	3,132	1,158	3.1	2.7
		社会人試験（係員級）	273	50	122	20	42	5	6.5	2.9
	専門職試験	皇宮護衛官（高卒程度試験）	222	68	101	33	10	4	22.2	10.1
		刑務官	5,414	1,401	3,978	1,062	1,621	322	3.3	2.5
		入国警備官	1,581	510	771	261	179	59	8.8	4.3
		税務職員	4,289	1,304	3,315	1,091	1,403	544	3.1	2.4
		航空保安大学校学生	340	153	301	138	103	39	3.3	2.9
		気象大学校学生	332	94	269	77	66	16	5.0	4.1
		海上保安大学校学生	321	73	236	55	87	23	3.7	2.7
		海上保安学校学生	2,064	373	1,056	168	514	96	4.0	2.1
		海上保安学校学生（特別）	3,568	1,001	2,768	815	1,172	364	3.0	2.4
	計		**28,085**	**8,411**	**21,279**	**6,705**	**8,329**	**2,630**	**3.4**	**2.6**
合計			**93,702**	**35,861**	**67,681**	**26,636**	**23,593**	**9,009**	**4.0**	**2.9**

（その2）試験機関が外務省であるもの　（単位：人、倍）

試験の程度	試験の種類	申込者数（A）		第1次試験受験者数（B）		合格者数（C）		倍率	
			うち女性数		うち女性数		うち女性数	（A／C）	（B／C）
大学卒業程度	外務省専門職員	256	142	174	100	61	37	4.2	2.9

（その3）総合計　（単位：人、倍）

試験の程度	申込者数（A）		第1次試験受験者数（B）		合格者数（C）		倍率	
		うち女性数		うち女性数		うち女性数	（A／C）	（B／C）
大学（大学院）卒業程度	65,873	27,592	46,576	20,031	15,325	6,416	4.3	3.0
高等学校卒業程度	28,085	8,411	21,279	6,705	8,329	2,630	3.4	2.6
総　合　計	93,958	36,003	67,855	26,736	23,654	9,046	4.0	2.9

⑶　採用試験の方法

採用試験は、受験者がそれぞれの試験の対象となる官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力及び適性を有するかどうかを相対的に判定することを目的としている。

そのため、官職の職務遂行に求められる知識、技術、その他の能力及び適性を検証する方法として、基礎能力試験、専門試験、人物試験等の試験種目のうちから、それぞれの採用試験に効果的な試験種目を組み合わせて実施している。

例えば、総合職試験の大卒程度試験においては、国家公務員として必要な基礎的な知能及び知識をみるための「基礎能力試験」、必要な専門知識及び技術等をみるための「専門試験」、政策の企画立案に必要な能力、総合的な判断力及び思考力等をみるための「政策論文試験」をそれぞれ筆記試験により行い、さらに、人柄、対人的能力等をみるための「人物試験」を個別面接により行っている。また、総合職試験の院卒者試験では、「政策論文試験」に替えて、課題に対するグループ討議を通してプレゼンテーション能力やコミュニケーション力等をみるための「政策課題討議試験」を行っている。

こうした試験種目のうち、専門性の高い試験種目の内容については、試験専門委員として委嘱した大学の教員及び専門知識を有する各府省の職員等とともに検討を重ねた上で決定している。

また、採用試験の実施後は、その結果分析を通じて試験方法の検討を行うほか、必要に応じて各学校における教科内容の実態調査を実施するなど、採用試験の妥当性及び信頼性を高めるよう常に研究を行っている。

⑷　実施状況

ア　概況

2025年度に実施した採用試験の状況は、表１－２に示したとおりである。

総合職試験（院卒者試験）は、対象となる官職に必要とされる専門知識等に応じて10の区分試験に分けて実施した。また、総合職試験（大卒程度試験）は12区分、一般職試験（大卒程度試験）は11区分、法務省専門職員（人間科学）採用試験は７区分、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験は２区分、一般職試験（高卒者試験）は４区分、一般職試験（社会人試験（係員級））は２区分、刑務官採用試験は６区分、入国警備官採用試験及び航空保安大学校学生採用試験は２区分、海上保安学校学生採用試験は４区分、経験者採用試験（係長級（事務））及び国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））は２区分の試験に分けて、それぞれ実施した。

一般職試験（大卒程度試験）においては、より多くの志望者を誘致するため、2025年度から教養区分を新設して実施した。同試験のうち「行政」及び「教養」の区分試験、一般職試験（高卒者試験）のうち「事務」及び「技術」の区分試験、一般職試験（社会人試験（係員級））のうち「技術」の区分試験、刑務官採用試験及び税務職員採用試験については、合格者の地域的偏在を防ぎ、各地域に所在する官署からの採用に応じられるように、地域別の試験に分けて実施した。

全採用試験（外務省の実施する試験を含む。）の申込者総数は87,264人で、前年度に比べると6,694人（7.1％）減少した。このうち、大学・大学院卒業程度の試験は64,641人で、前年度に比べ1,232人（1.9％）減少した。また、高等学校卒業程度の試験は22,623人で、前年度に比べ5,462人（19.4％）減少した。

全採用試験の合格者総数は24,334人で、前年度に比べ680人（2.9％）増加した。

申込者数又は第１次試験受験者数が合格者数の何倍かを示す比率（以下「倍率」という。）は、表１－２のとおりである。その内訳は、大学・大学院卒業程度の試験では申込者数に対する倍率は3.9倍（前年度4.3倍）、第１次試験受験者数に対する倍率は2.7倍（前年度3.0倍）、高等学校卒業程度の試験では申込者数に対する倍率は3.0倍（前年度3.4倍）、第１次試験受験者数に対する倍率は2.2倍（前年度2.6倍）であった。

表1-3　2025年度国家公務員採用試験実施状況

（その1）試験機関が人事院であるもの

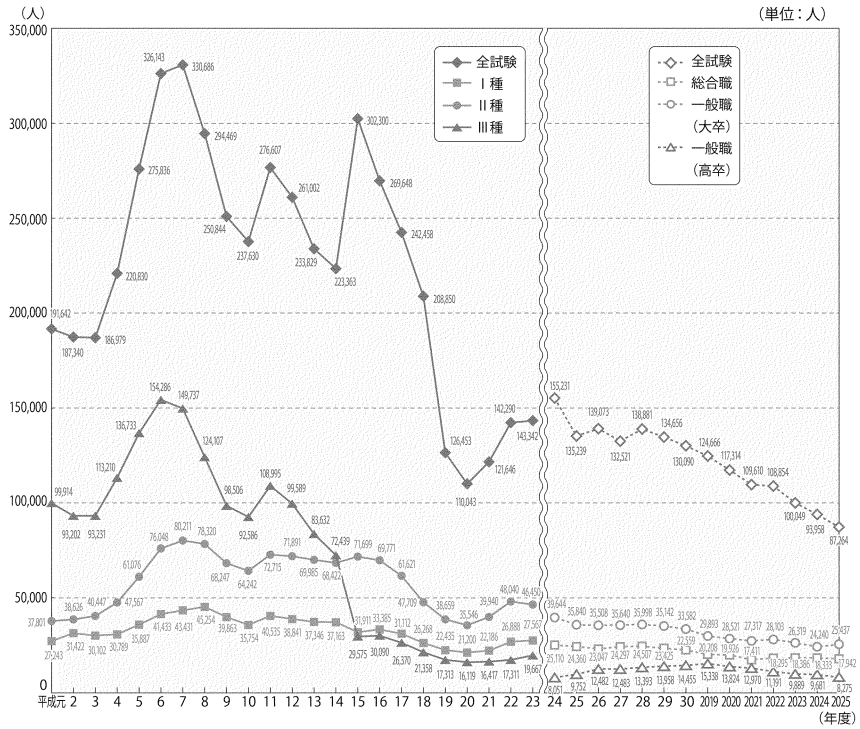
試験の程度	試験の種類	申込受付期間	第1次試験		第2次試験		合格者発表日
			試験日	試験地	試験日	試験地	
大学（大学院）卒業程度	国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	2月3日～2月25日	3月16日	札幌市ほか22都市	4月13日筆記	札幌市ほか8都市	5月30日
					5月7日～5月16日人物	さいたま市ほか2都市	
	国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）	2月3日～2月25日	3月16日	札幌市ほか22都市	4月13日筆記	札幌市ほか8都市	5月30日
					4月21日～5月16日人物	札幌市ほか9都市	
	国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養）	8月1日～8月25日	10月5日	札幌市ほか8都市	11月22日、23日11月29日、30日	さいたま市ほか2都市	12月18日
	国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	2月20日～3月24日	6月1日	札幌市ほか25都市	7月9日～7月25日	札幌市ほか17都市	8月12日
	皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか5都市	7月8日～7月15日	札幌市ほか4都市	8月12日
	法務省専門職員（人間科学）採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか8都市	7月4日～7月9日	札幌市ほか9都市	8月12日
	財務専門官採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか18都市	7月1日～7月4日	札幌市ほか10都市	8月12日
	国税専門官採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか20都市	6月23日～7月4日	札幌市ほか11都市	8月12日
	食品衛生監視員採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	小樽市ほか3都市	7月8日～7月15日	東京都	8月12日
	労働基準監督官採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか18都市	7月8日～7月11日	札幌市ほか10都市	8月12日
	航空管制官採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか10都市	7月2日	札幌市ほか4都市	8月12日
					（3次試験）8月21日～8月22日	泉佐野市	9月24日
	海上保安官採用試験	2月20日～3月24日	5月25日	札幌市ほか10都市	7月8日～7月15日	小樽市ほか10都市	8月12日
	経験者採用試験	7月28日～8月18日	10月5日	札幌市ほか8都市	11月8日～11月28日	札幌市ほか11都市	11月21日(注) 12月5日 12月24日
					（3次試験）11月下旬～12月中旬	札幌市ほか14都市	
高等学校卒業程度	国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）	6月13日～6月25日	9月7日	札幌市ほか51都市	10月15日～10月24日	札幌市ほか24都市	11月18日
	国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））	6月13日～6月25日	9月7日	札幌市ほか14都市	10月15日～10月24日	札幌市ほか17都市	11月18日
	皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）	7月11日～7月24日	9月28日	札幌市ほか5都市	10月27日～10月31日	札幌市ほか4都市	11月25日
	刑務官採用試験	7月11日～7月24日	9月21日	札幌市ほか47都市	10月23日～10月29日	札幌市ほか49都市	11月25日
	入国警備官採用試験	7月11日～7月24日	9月28日	札幌市ほか8都市	10月27日～10月31日	札幌市ほか8都市	11月25日
	税務職員採用試験	6月13日～6月25日	9月7日	札幌市ほか51都市	10月15日～10月24日	札幌市ほか11都市	11月18日
	航空保安大学校学生採用試験	7月11日～7月24日	9月28日	千歳市ほか10都市	11月17日～11月20日	千歳市ほか4都市	12月23日
	気象大学校学生採用試験	8月21日～9月8日	10月25日 10月26日	札幌市ほか10都市	12月12日	札幌市ほか5都市	8年1月15日
	海上保安大学校学生採用試験	8月21日～9月8日	10月25日 10月26日	札幌市ほか39都市	12月12日	小樽市ほか11都市	8年1月15日
	海上保安学校学生採用試験（航空課程以外）	7月11日～7月24日	9月28日	札幌市ほか39都市	10月21日～10月30日	小樽市ほか11都市	11月25日
	（航空課程）				（3次試験）12月6日～12月16日	東京都	8年1月15日
	海上保安学校学生採用試験（特別）	2月20日～3月13日	5月11日	札幌市ほか38都市	6月4日～6月25日	小樽市ほか11都市	7月25日

（注）「経験者採用試験」の「合格者発表日」は、次のとおりである。
経験者採用試験（係長級（事務））府省合同A区分：11月21日、経験者採用試験（係長級（事務））府省合同B区分：12月5日、総務省経験者採用試験（係長級（技術））、外務省経験者採用試験（書記官級）、国税庁経験者採用試験（国税調査官級）、農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））、国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））、気象庁経験者採用試験（係長級（技術））：12月24日

（その2）試験機関が外務省であるもの

試験の程度	試験の種類	申込受付期間	第1次試験		第2次試験		合格者発表日
			試験日	試験地	試験日	試験地	
大学卒業程度	外務省専門職員採用試験	3月21日～4月4日	5月31日 6月1日	東京都 大阪市	7月15日～7月25日	東京都	8月13日

図1-1　国家公務員採用試験申込者数（Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種（平成23年度まで）及び総合職・一般職（大卒・高卒））の推移



イ　試験の種類別等の状況

(ア)　総合職試験

表１－２のとおり総合職試験の申込者数は、前年度に比べ、春に実施した院卒者試験が1,288人で62人（4.6％）の減少、大卒程度試験（教養区分を除く。）が10,740人で1,509人（12.3％）の減少、秋に実施した大卒程度試験の教養区分が5,914人で1,180人（24.9％）の増加、全体では17,942人で391人（2.1％）の減少となった。

なお、合格者の採用時期が主に2027年４月となる2025年秋に実施した試験と2026年春に実施した試験の申込者数の合計は18,400人で、前年に比べて9.8％の増加となった。

女性の申込者数は、院卒者試験が429人、大卒程度試験が7,427人（教養区分以外4,900人、教養区分2,527人）で、全体では7,856人となった。

合格者数は、院卒者試験が640人、大卒程度試験が1,579人（教養区分以外1,153人、教養区分426人）で、全体では2,219人で前年度に比べ201人（8.3％）の減少となった。

女性の合格者数は、院卒者試験が229人、大卒程度試験が539人（教養区分以外401人、教養区分138人）で、全体では768人となった。また、合格者に占める女性の割合は、院卒者試験が35.8％、大卒程度試験が34.1％で、全体では34.6％となった。

㈠　一般職試験（大卒程度試験）

①　表１－２のとおり申込者数は25,437人で、前年度に比べ1,197人（4.9％）増加し、合格者数は8,815人で、前年度に比べ1,258人（16.6％）増加した。

女性の申込者数は11,338人で、前年度に比べ1,036人（10.1％）増加し、申込者全体に占める割合は44.6％で2.1ポイント上昇した。また、女性の合格者数は4,152人で、前年度に比べ902人（27.8％）増加し、合格者に占める割合は47.1％で4.1ポイント上昇した。

②　申込者及び合格者を学歴別に見ると、大学卒業者等の占める割合は、申込者は89.1％で前年度に比べ1.9ポイント低下し、合格者は90.5％で前年度に比べ1.5ポイント低下した。大学院修了者等の占める割合は、申込者は4.6％で前年度に比べ0.7ポイント低下し、合格者は4.4％で前年度に比べ1.0ポイント低下した。

㈡　一般職試験（高卒者試験）

①　表１－２のとおり申込者数は8,275人で、前年度に比べ1,406人（14.5％）減少し、合格者数は3,338人となり、前年度に比べ206人（6.6％）増加した。

女性の申込者数は3,051人で、前年度に比べ333人（9.8％）減少し、申込者全体に占める割合は36.9％で1.9ポイント上昇した。また、女性の合格者数は1,328人で、前年度に比べ170人（14.7％）増加し、合格者に占める割合は39.8％で2.8ポイント上昇した。

②　申込者及び合格者を学歴別に見ると、高等学校卒業者等の占める割合は、申込者は52.2％で前年度に比べ2.3ポイント上昇し、合格者は49.0％で前年度に比べ2.7ポイント上昇した。専修学校卒業者等の占める割合は、申込者は45.1％で前年度に比べ2.0ポイント低下し、合格者は48.4％で前年度に比べ2.8ポイント低下した。

㈢　経験者採用試験

2025年度は、７種類の経験者採用試験を実施した。

表１－２のとおり申込者数は2,360人で、前年度に比べ1,009人（74.7％）増加し、合格者数は574人で、前年度に比べ371人（182.8％）増加した。

女性の申込者数は574人で、前年度に比べ261人（83.4％）増加し、申込者全体に占める割合は24.3％で1.1ポイント上昇した。また、女性の合格者数は141人で、前年度に比べ92人（187.8％）増加し、合格者に占める割合は24.6％で0.5ポイント上昇した。

㈣　点字等による試験の実施

①　点字による試験の実施は、総合職試験（大卒程度試験）の法律区分及び一般職試験（大卒程度試験）の行政区分を対象に措置することとしている。

また、視覚障害の程度によって、総合職試験、一般職試験、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、食品衛生監視員採用試験、労働基準監督官採用試験、税務職員採用試験及び気象大学校学生採用試験については、拡大文字による試験及び解答時間の延長等の措置を講じている。

②　2025年度においては、点字試験を希望する申込者はいなかった。

拡大文字による試験と解答時間の延長の両方の措置を希望する申込者は一般職試験（大卒程度試験）及び税務職員採用試験で各１人であった。

解答時間の延長の措置を希望する申込者は総合職試験（院卒者試験）、総合職試験（大卒程度試験）及び一般職試験（社会人試験（係員級））で各１人、一般職試験（大卒程度試験）で２人だった。

また、拡大文字による試験を希望する申込者は一般職試験（大卒程度試験）で１人であった。

なお、以上のほか、身体の障害等がある受験者に対して、試験の公正な実施に支障を来さない範囲で、受験上の配慮として必要に応じ着席位置の変更等の措置を講じた。

ウ　インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みは、受験申込みの利便性の向上及び行政事務の効率化を図る観点から、平成16年度に航空管制官採用試験及び航空保安大学校学生採用試験で導入し、順次、対象を広げ、平成24年度からは、全ての試験においてインターネットによる受験申込みを導入した。

2025年度におけるインターネットによる申込者の割合は99.9％（院卒者・大卒程度試験99.9％、高卒程度試験99.9％）であった。

エ　委託試験の適正な実施

2025年度においても、公正かつ適正な採用試験の実施の確保のため、試験実施事務等を当該試験により職員を採用する府省に委託して行っている試験（以下「委託試験」という。）に対する総合的支援策を実施した。

具体的には、当該府省が実施する事前研修への人事院職員の講師派遣、総合職試験及び一般職試験（大卒程度試験）の第１次試験の試験係官に当該府省の職員を受け入れる実地研修を実施した。

2　2026年度採用試験の改善等

2025年度に実施した採用試験の結果や各府省からの要望等を踏まえ、2026年度国家公務員採用試験において以下のような取組を行うこととし、令和７年12月に2026年度国家公務員採用試験の施行計画を公表した。

⑴　総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」を年２回（春・秋）実施

総合職試験（大卒程度試験）教養区分について、受験機会の拡大を図るため、これまで実施していた秋に加えて、新たに春の試験でも実施することとした。この結果、これまでより半年早く19歳の春（大学１年生の３月）から受験できることになり、総合職試験の大卒程度試験は、春と秋を合わせて、大学４年生までの間に、これまでより２回多く、最大６回受験できることとなった。

⑵　刑務官採用試験に大卒程度試験を新設

令和７年６月に拘禁刑が創設されたことに伴い、刑務官業務の変化に応じた人材を確保するため、従来の高卒程度に加え大卒程度の者を対象とする試験として、新たに刑務官採用試験（大卒程度試験）を設けることとした。

第３節　任用状況等

1　令和７年度における採用状況

職員の採用は、公開平等の競争試験によることが原則である。採用試験に合格した者は、採用試験ごとに作成される採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載される。採用に当たっては、人事院が、任命権者の求めに応じ、名簿を示し、各府省等の任命権者は、名簿に記載された者の中から面接を行い、その結果を考慮して採用（以下「試験採用」という。）することとなる。令和７年度中の名簿からの採用は、その大半が令和６年度に実施した採用試験の結果に基づき作成された名簿から行われている。

他方、係員の官職以外の官職、教育職、医療職のように採用試験を実施していない官職及び原則として競争試験により採用することとされている官職のうち特別な知識、技術等を必要とする官職等については、競争試験以外の能力の実証に基づく試験の方法である選考による採用（以下「選考採用」という。）が行われている。

⑴　採用候補者名簿からの採用

ア　総合職試験名簿からの採用状況

総合職試験（院卒者試験）及び総合職試験（大卒程度試験）の名簿（以下「総合職試験名簿」という。）からの令和７年度の採用者数は824人となっており、令和６年度における総合職試験名簿からの採用者数と比べると25人増加している。

イ　一般職試験名簿からの採用状況

一般職試験（大卒程度試験）名簿からの令和７年度の採用者数は3,582人となっており、令和６年度における一般職試験（大卒程度試験）名簿からの採用者数と比べると24人減少している。

また、2024年度一般職試験（高卒者試験）名簿からの採用者数は1,413人であり、2023年度一般職試験（高卒者試験）名簿からの採用者数と比べると185人減少している。

⑵　総合職試験相当の試験又は一般職試験相当の試験による採用

特許庁で採用する意匠学や農林水産省及び厚生労働省で採用する獣医学等の専門的知識又は技術を必要とする官職については、採用予定数が少ないこと等から採用試験は行っていないが、選考の一形態として総合職試験相当の試験又は一般職試験相当の試験を行っている。試験の内容及び方法は、総合職試験又は一般職試験とほぼ同様であり、人事院は、基礎能力試験問題の提供、専門試験問題の作成指導等の援助を行っている。

2025年度においては、総合職試験（院卒者試験）相当の試験として獣医学区分、総合職試験（大卒程度試験）相当の試験として意匠学区分、一般職試験（大卒程度試験）相当の試験として畜産、水産、船舶工学及び原子力工学の４区分について実施した。

なお、2024年度に実施した総合職試験（院卒者試験）相当の試験により採用された者は20人、総合職試験（大卒程度試験）相当の試験により採用された者は４人、一般職試験（大卒程度試験）相当の試験により採用された者は52人となっている。

2　「一般職の国家公務員の任用状況調査」の実施

人事院では、一般職の国家公務員の任用実態を把握し、今後の任用施策等人事行政全般の検討に資するため、「一般職の国家公務員の任用状況調査」（以下「任用状況調査」という。）を毎年実施している。令和７年度における任用状況調査は、令和６年度に在職した一般職の国家公務員を対象として実施した。

⑴　在職状況

令和７年１月15日現在の一般職の職員（休職者、専従休職者、国際機関等派遣職員、交流派遣職員、育児休業職員及び再任用フルタイム勤務職員を含み、検察官、臨時的任用の職員、常勤労務者及び非常勤職員を除く。）の在職者数（同日付けで辞職した者を除く。）は286,609人であり、前年と比べ1,243人の増加となっている。

このうち、給与法適用職員は277,036人（前年比1,317人増）、行政執行法人職員は6,980人（前年比80人減）となっている。

また、在職者を男女別に見ると、男性は215,594人、女性は71,015人であり、その構成比は男性75.2％、女性24.8％となっている。

在職者のうち、採用試験により採用された者（以下「試験任用者」という。）の総数は240,419人（男性180,410人、女性60,009人）である。これを試験の種類別に見ると、総合職試験（院卒者試験）による者は2,315人（試験任用者全体の1.0％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は4,249人（同1.8％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は31,422人（同13.1％）、一般職試験（高卒者試験）による者は11,353人（同4.7％）、一般職試験（社会人試験（係員級））による者は310人（同0.1％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は19,186人（同8.0％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は19,479人（同8.1％）、経験者採用試験による者は1,425人（同0.6％）、Ⅰ種試験及びこれに相当する試験による者は9,919人（同4.1％）、Ⅱ種試験及びこれに相当する試験による者は45,660人（同19.0％）、Ⅲ種試験及びこれに相当する試験による者は78,610人（同32.7％）、上級乙種試験及びこれに相当する試験による者は16,379人（同6.8％）、中級試験及びこれに相当する試験による者は112人（同0.0％）となっている。在職者総数に対する試験任用者の割合は83.9％であり、前年度に比べ0.3ポイント高くなっている。

また、給与法適用職員のうち、試験採用を行っている俸給表の適用職員について試験任用者の割合を見ると、在職者が最も多い行政職俸給表（一）では88.5％で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。

その他の俸給表における試験任用者の割合は、専門行政職俸給表70.5％、税務職俸給表96.3％、公安職俸給表（一）74.2％、公安職俸給表（二）89.8％、研究職俸給表35.3％となっている。

⑵　採用状況

令和６年度における採用者総数は、20,724人（男性13,774人、女性6,950人）であり、令和５年度に比べ2,591人減少（男性2,431人、女性160人）している。採用者総数のうち、試験採用者は10,050人、選考採用等試験採用以外の採用者は10,674人（うち、再任用411人、任期付採用3,053人、特別職職員、地方公務員、行政執行法人職員以外の独立行政法人職員、国立大学法人職員又は大学共同利用機関法人職員及び公庫、公団又は事業団等職員（特・地・公等）からの人事交流による採用5,051人、国の機関におけるその他の選考採用2,040人、行政執行法人におけるその他の選考採用119人）となっている。

最近５年間の採用者総数を男女別構成比で見ると、女性の割合は徐々に増加しており、令和６年度は33.5％で、前年度に比べ3.0ポイント高くなっている。

令和６年度の試験採用者を採用試験の種類別で見ると、総合職試験（院卒者試験）による者は260人（試験採用者全体の2.6％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は539人（同5.4％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は3,607人（同35.9％）、一般職試験（高卒者試験）による者は1,605人（同16.0％）、一般職試験（社会人試験（係員級））による者は26人（同0.3％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は1,716人（同17.1％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は2,188人（同21.8％）、経験者採用試験による者は109人（同1.1％）となっている。給与法適用職員について見ると、試験採用者は9,971人となっている。

⑶　離職状況

離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職等である。

令和６年度の離職者総数は22,749人であり、前年度に比べ3,314人増加している。このうち、給与法適用職員は21,404人（前年度比2,996人増）、行政執行法人職員は533人（同235人増）となっている。

離職率（令和６年１月15日現在の在職者数に対する令和６年度中の離職者数の割合）は、給与法適用職員で7.8％、行政執行法人職員で7.5％、全職員で8.0％となっている。

3　特定官職（本府省の課長等）への任命等

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに行政執行法人の官職のうち人事院の定める官職（以下「特定官職」という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、特定官職のうち内閣による人事管理の一元化の対象となる官職以外のものに選考採用する場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への採用、昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、令和８年３月31日現在2,623あり、令和７年度中における特定官職への採用、昇任等に係る各府省からの報告は617人、協議はなかった。その内訳について、人事院ホームページ上で公表した。

4　幹部職員人事の一元管理

「幹部職員の任用等に関する政令」（平成26年政令第191号）において、国家公務員でない者を採用する際の適格性審査に際し、「人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする」と規定されており、このような枠組みの下、内閣官房長官より、公務外からの採用者に関して、上記に該当する者として人事院人事官に見解を求められ、令和７年度においては２件について人事官が意見を述べた。

5　女性職員の採用・登用の拡大

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。

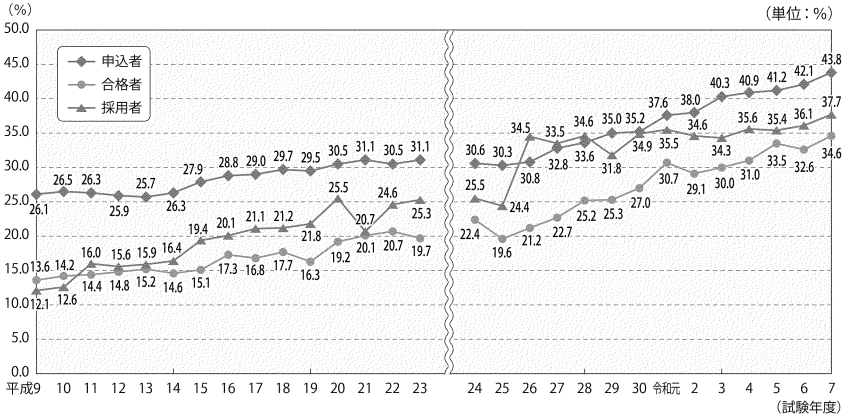
「第５次男女共同参画基本計画」において、政府全体の成果目標として、採用については、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度35％以上、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度35％以上、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合を2025年度までに30％とする目標が定められており、登用については、国家公務員の各役職段階に占める女性の割合を2025年度末までに、それぞれ本省係長相当職を30％、本省係長相当職のうち新たに昇任した職員を35％、地方機関課長・本省課長補佐相当職を17％、本省課室長相当職を10％、指定職相当を８％以上とする目標が定められている。

また、女性職員の採用・登用の拡大については、内閣官房内閣人事局長を議長に全府省の事務次官等で構成される「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、具体的な施策を盛り込んだ「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（令和６年１月改正）に基づき、政府全体で取組が進められている。

一方、人事院においては、政府の取組と連携しつつ、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」（平成27年12月25日人事院事務総長通知）に基づき、各府省における目標達成に向けた取組を支援している。

このような状況の中、2025年度国家公務員採用試験の申込者に占める女性の割合については、総合職試験で43.8％、一般職試験（大卒程度）で44.6％と、いずれも過去最高の水準となった。採用については、図１－２のとおり、令和７年度の総合職試験の採用者に占める女性の割合は36.1％であり、令和８年度の採用内定者は37.7％となっている。今後とも、優秀な女子学生等を公務に誘致するために、各府省と協力して行う人材確保策を強化していくことが重要である。

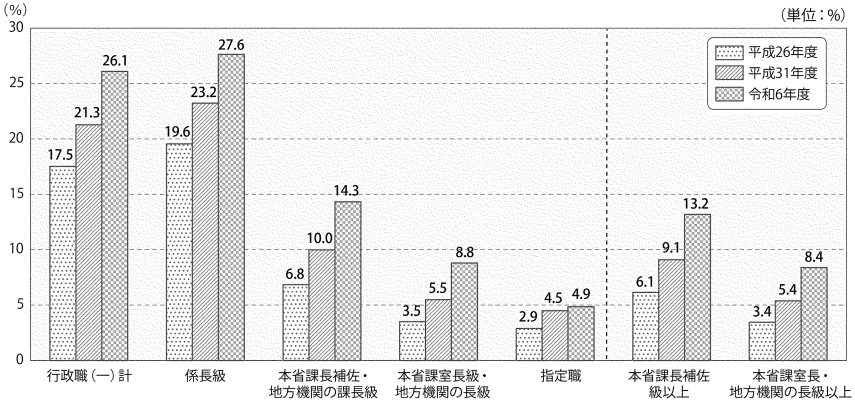
図1-2　Ⅰ種試験・総合職試験の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移



（注）1　採用者は、各年度の翌年度における採用者（過年度合格者を含む。）の割合であり、平成24年度以降は特別職の採用を含む。
2　平成23年度まではⅠ種試験、平成24年度以降は総合職試験である。
3　令和6年度採用者は、2024年度総合職試験最終合格発表日以降、令和7年4月1日までの間の採用者に占める割合である。
4　令和7年度採用者は、令和7年10月1日現在の採用内定者に占める割合である。

また、管理職等への登用については、図１－３のとおり、各役職段階において、女性の占める割合が高まっている。今後とも、女性の採用拡大が女性職員の登用拡大につながるよう、各府省におけるより一層の取組強化が必要である。

図1-3　各役職段階に占める女性の割合（行政職俸給表(一)、指定職俸給表）



（注）1　人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成
2　各年度1月15日現在の割合
3　係長級は行政職俸給表（一）3、4級、本省課長補佐・地方機関の課長級は同5、6級、本省課室長・地方機関の長級は同7～10級の適用者に占める女性の割合

人事院では、各府省と連携して、女性の国家公務員志望者の拡大に向けた広報活動を行うとともに、管理職等へのアプローチや女性職員へのアプローチを通じて、意識改革のための研修や女性職員が働きやすい勤務環境の整備等を行っている。

こうした取組を通じて、今後とも、女性職員の採用・登用の拡大に向けた各府省の具体的な取組を支援していくこととしている。

6　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

意欲と能力のある優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進するため、各府省においては、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」（平成11年事務総長通知）に基づき、「計画的育成者」の選抜、育成に努めており、従前Ⅰ種採用職員が就いていたポストへの任用や出向ポストの拡大等、各府省それぞれの実情に応じた取組がなされている。また、人事院においては、「計画的育成者」の登用に資することを目的として、行政研修（特別課程）を係員級、係長級及び課長補佐級に分けて実施している。令和７年度においては、係員級では28府省から104人、係長級では30府省から142人、課長補佐級では24府省から50人の参加があった。

また、各府省の行政官を諸外国の政府機関等に派遣する研修制度である行政官短期在外研究員制度には、Ⅱ種・Ⅲ種・一般職等採用職員の登用を推進するための施策の一環として実施しているコースもあり、行政研修（係長級特別課程）の対象者である「計画的育成者」で、課長補佐級までの職員を対象としている。令和７年度は、４名を米国に派遣した。

令和６年度末におけるⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数は、指定職26人、本府省課長等141人、地方支分部局長等44人、外務省（大使・総領事）62人で、計273人となっている（表１－４）。

人事院は、これらの登用の状況を各府省に提供し、登用の啓発に努めている。

表1-4　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数の推移

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
在職者数	256	261	270	282	273

（注）在職者数は、各年度末における人数である。

7　法科大学院等への派遣

各府省は、法科大学院派遣法、福島復興再生特別措置法、令和７年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律又は令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律に基づき、職員をその同意の下に法科大学院、公益社団法人福島相双復興推進機構若しくは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会又は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会に派遣した。

第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の採用、③研究公務員の任期を定めた採用、④官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

1　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、原子力に関する専門技術者、金融実務経験者等をこの制度により採用している。

この制度による令和７年度の採用に係る各府省からの報告は100人であった。

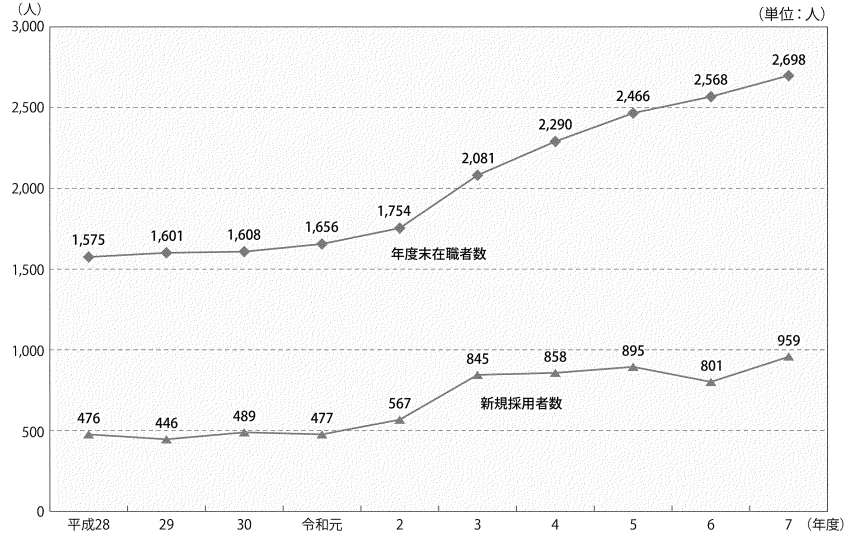
2　任期を定めた職員の採用

任期付職員法に基づく任期付職員制度は、試験研究機関の研究員等を除く一般職の職員について実施しているものであり、⑴高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、⑵専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合の二つに分けて実施している。また、⑴の場合については、当該職員に対し、その高度の専門性等にふさわしい給与を支給できることとしている。

この制度による採用に当たっては、高度な専門的知識経験等を有することについての適正な能力実証に加え、公募又は公募に準じた公正な手続を経ることが必要である。

この制度による令和７年度の採用に係る各府省からの報告等は959人であり、幅広い府省において着実な活用が図られている（図１－４）。

図1-4　任期付職員法に基づく採用状況



（注）在職者数は、各年度末における人数である。

3　研究公務員の任期を定めた採用

任期付研究員法に基づく任期付研究員制度は、国の試験研究機関等で研究業務に従事する一般職の職員について、⑴高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させるため特に優れた研究者を採用する「招へい型」と、⑵当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させるため、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を採用する「若手育成型」の二つの場合に分けて実施している。

この制度による令和７年度の採用に係る各府省からの報告は、招へい型として10人、若手育成型として11人であった。

なお、任期付職員法や任期付研究員法のほか、任期を定めた採用としては、規則８―12（職員の任免）第42条に基づき、㋐３年以内に廃止される予定の官職、㋑特別の計画に基づき実施される研究事業に係る５年以内に終了する予定の科学技術等に従事する官職に採用する場合がある。これによる令和７年度の採用者数は、㋐については公共職業安定所の職員として３人、㋑については採用実績はなかった。

4　官民人事交流

官民人事交流法に基づく官民人事交流制度は、公務の公正な運営を確保しつつ、民間企業と国の機関との人事交流を通じて、民間と国との相互理解を深めるとともに、組織の活性化と人材の育成を図ることを目的とする制度であり、⑴府省の職員を民間企業に派遣する交流派遣と、⑵民間企業の従業員を府省で任期を付して採用する交流採用の二つのケースがある。

人事院は、官民人事交流法第23条第２項の規定に基づき、令和８年３月25日に令和７年における官民人事交流の状況を国会及び内閣に報告した。

令和７年中に交流派遣職員であった者は86人、交流採用職員であった者は1,226人であり、令和５年から令和７年までの間に交流派遣後職務に復帰した職員は103人であった。

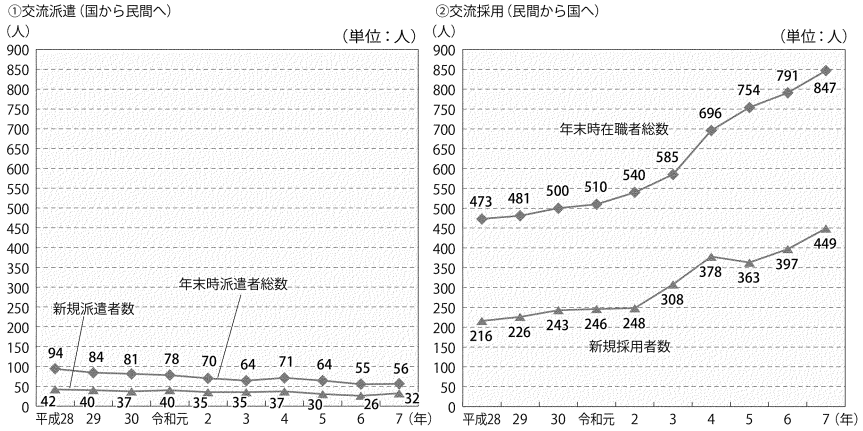
また、令和７年における新たな交流派遣者数は32人、交流採用者数は449人であった（図１―５）。なお、令和７年の府省別官民人事交流の実施状況については、「令和７年官民人事交流に関する年次報告」として人事院ホームページに公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000015691.pdf

さらに、経済団体等の協力を得て、内閣官房内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと共同して民間企業を対象とした説明会を、令和６年度に引き続き、東京において開催するとともに、令和７年11月25日から同年12月24日までの１か月、インターネットを利用した録画配信により実施した。

加えて、制度のあらましと官民人事交流経験者や民間企業の人事担当者の体験談を紹介するパンフレットのほか、令和７年度は新たに、①企業向けリーフレット、②官民人事交流を行うに当たっての各種ノウハウ等をまとめた各府省人事担当者向けガイドブック、③交流派遣を職員のキャリア形成の一部として認知拡大を図るための交流派遣経験者のショート動画を、内閣官房内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと共同して作成し、官民人事交流の推進に努めた。

図1-5　官民人事交流の実施状況



（注）「年末時派遣者総数」及び「年末時在職者総数」は、各年12月31日現在。

第５節　分限処分の状況

分限処分とは、職員の責任の有無にかかわらず、公務能率を維持するため、法令に定められた事由に該当する場合に降任、免職、休職、降給を行うことである。人事院では、分限制度の趣旨に則した適正な運用が図られるよう、本院のほか各地方事務局（所）において、各府省が対応に苦慮している事例等をもとに、分限処分を行うに当たって留意すべき点や対応方法について研修会を実施し、各府省人事担当者に対して周知徹底を図るとともに、個別の相談にも随時対応している。

１　降任・免職

任命権者が職員の意に反して降任又は免職の処分を行った場合には、規則11―４（職員の身分保障）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。令和７年度中において、免職処分された者は８人であり、降任処分された者は３人であった。処分の状況を見ると、免職処分のうち最も多い事由は、「心身の故障のため職務遂行に支障がある場合」に該当するとされたもの（６人）である。

２　休職

令和７年７月１日現在で、休職中の職員は2,403人であり、事由別に見ると、いわゆる病気休職が2,092人で全体の87.1％を占めている。

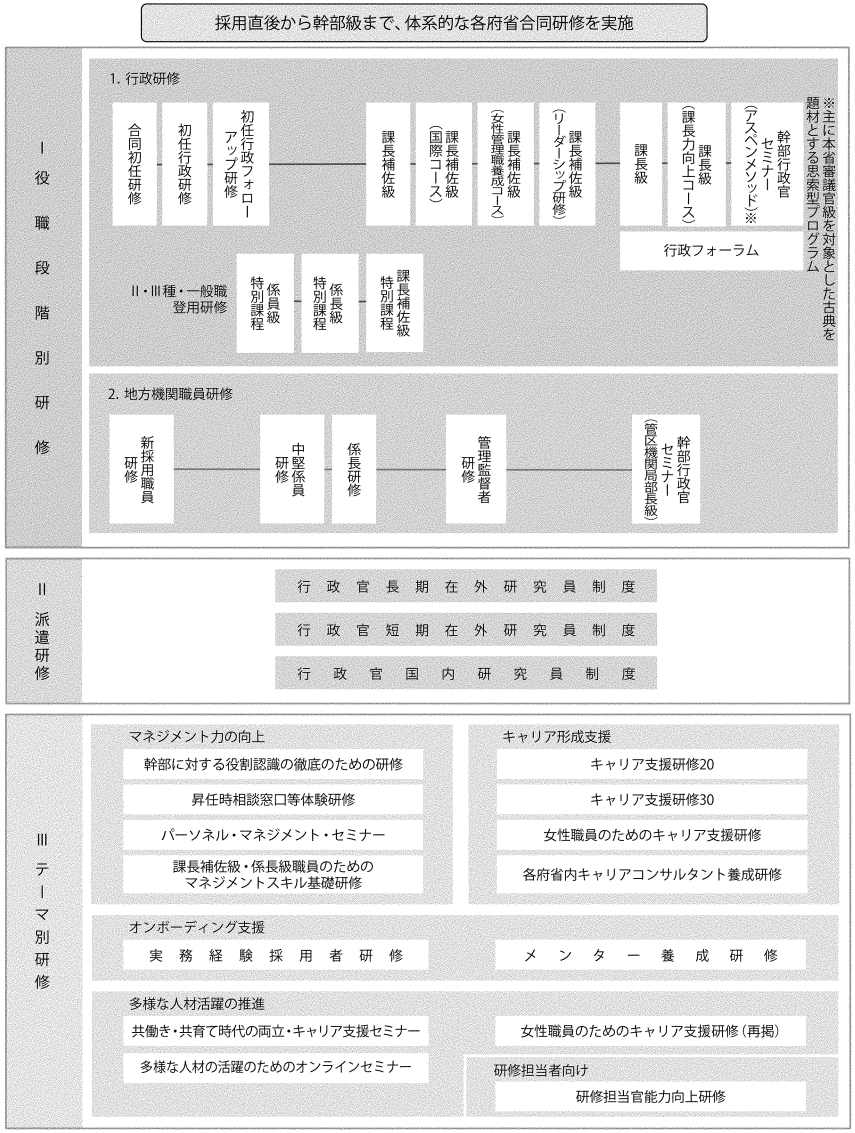
３　降給

任命権者が職員の意に反して降給（降格・降号）の処分を行った場合には、規則11―10（職員の降給）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。令和７年度中において、降給処分された者は３人（「降任に伴う降格」が２人、「勤務実績不良に伴う降号」が１人）である。

第２章　人材の育成

人事院は、全府省の職員を対象として以下の研修を計画し、実施している（図２）。

図2　人事院の実施する主な研修



第１節　人事院が実施する研修の概要

研修（Off-JT）は、職場での人材育成（ＯＪＴ）を補完し、キャリア形成や各役職段階での能力発揮など、様々な場面で職業生活を支える重要なものであり、人事院は、多様で効果的な研修を幅広く提供し、各府省における有為な人材の育成を促進していくこととしている。具体的には、役職段階別研修、派遣研修、テーマ別研修を実施しており、マネジメント能力向上のための研修を始め、各種研修の充実・強化に取り組んでいる。

第２節　役職段階別研修

人事院では、役職段階ごとに求められる資質・能力を伸ばすことができるよう、行政研修及び地方機関職員研修を実施し、採用時から幹部級まで必要な研修の体系化と研修内容の充実を図っている。

１　行政研修

各府省の行政運営の中核を担うことが期待される職員等を対象とする行政研修は、高い倫理感に基づいた国民全体の奉仕者としての使命感の向上、広い視野や柔軟な発想など国民の視点に立つために求められる資質・能力の向上及び国家公務員として協力して施策を行うための相互の信頼関係の醸成を基本的な目的としている。

行政研修は、役職段階ごとに、採用時の合同初任研修、初任行政研修を始め、初任行政フォローアップ研修、本府省の係長級、課長補佐級、課長級の職員に対する研修、さらには課長級以上の職員を対象とした行政フォーラムなどからなり、①国民全体の奉仕者としての使命と職責について考える、②公共政策の在り方を多角的に検証し考える、③公正な公務運営について学ぶ、の３点をカリキュラムの柱としている。また、研修参加者が、互いに啓発しながら相互の理解・信頼を深めることができるよう、多くの行政研修で班別での討議を設定し、意見交換を行う機会の提供に努めている。

課長級及び課長補佐級の研修では、様々な分野の者との交流を通じ幅広い視野を身に付け相互の理解を促進する観点から、民間企業、外国政府等からも研修員の参加を得ている。

⑴　国家公務員合同初任研修

例年、各府省において主に政策の企画立案等の業務に従事することが想定される新規採用職員を対象に合同研修を実施している（４月に内閣官房内閣人事局と共催で実施）。

令和７年度は、通勤による対面方式により、石破内閣総理大臣訓示、川本人事院総裁訓示のほか、公務員の基本に関する講義、各府省の先輩職員や人事担当課長等を迎えての班別演習を中心として実施した。

⑵　初任行政研修

⑴の合同初任研修対象者のうち、本府省において主に政策の企画立案等の業務に従事することが想定される者を対象として、５月から７月にかけて７コースに分けて実施した。まず、第１週目として１日のオンライン研修を、全コースを２回の機会に集約する形で実施した。次に、第２週目として西ケ原研修合同庁舎にて４日間の通勤研修を、第３週目として地方自治体実地体験等を、第４週目として埼玉県入間市にある公務員研修所での５日間の合宿研修を実施した。

同研修は、国家公務員としての一体感を醸成するとともに、全体の奉仕者としての素養を身に付けさせ、国民の視点に立って行政を遂行する姿勢を学ばせることを狙いとしている。カリキュラムについては、前年度と同様、研修科目を厳選し、討議を重視した内容とした。具体的には、基軸科目として、歴史的意義の大きい過去の行政事例を題材に、公共政策の在り方を多角的に研究・考察する「行政政策事例研究」、あるいは、府省横断的な政策課題について調査研究を行い、公共政策の在り方を多角的に検討する「政策課題研究」を行った。また、事例を通じて倫理的な行動の在り方を考える「公務員倫理を考える」、自治体、市民、ＮＰＯ等の地域の現場で活動している関係者等と行政課題の解決に関する市民との協働について考える「市民との協働について考える」、羽田空港に所在する国の官署、川崎市臨海部のキングスカイフロント、入間市内及び近郊の中小企業での「現場学習」等のカリキュラムを実施した。また、研修員間の相互理解が円滑なものとなるようチームビルディングも実施した（表２－１）。

表2-1　令和７年度初任行政研修のカリキュラム

分類	研修科目	科目のねらい
国民全体の奉仕者としての使命と職責について考える	公務員の在り方、政治と行政	各府省の事務次官等から行政官としての心構えに関する講義を聴き、また、政治と行政に関する講義を聴いた上で、本研修全体を通じて期待される国家公務員の在り方について考察を深め、研修の最後でレポートにまとめることにより、国家公務員としての自覚と使命感を醸成する。
	公務員倫理を考える	公務員倫理に関する講義を聴き、事例研究などを通じて、倫理学の基礎理論に基づく価値判断や政策立案の在り方について検討し、実践への動機付けを図る。
	人権	人権問題に関わる講義を聴き、我が国や国際社会が抱える人権問題の現状を認識するとともに、基本的人権に対する意識を高める。
公共政策の在り方を多角的に検証し考える	行政政策事例研究	歴史的意義の大きい過去の行政事例を題材として、当時の困難な状況の下で取るべき方策を模索した関係者からの講義を聴き、批判的な視点も含めて多角的な立場から見た「行政官として取るべき行動」について、率直かつ自由に討議し、研究成果をまとめることで、行政官としての使命感や識見、問題発見能力、問題解決能力等をかん養する。
	政策課題研究	府省横断的な政策課題について、有識者からの講義を聴いた上で調査研究を行い、府省の異なる研修員同士での班別討議と長期的展望に立った具体的な政策提言や研究成果をまとめることで、行政官としての使命感や識見、問題発見能力、問題解決能力等をかん養する。
	若手公務員の歩み	各府省の課長補佐等を講師とし、各府省が取り組んだ行政課題等を題材にした講義を聴き、実際の政策形成に当たって必要となる視点、関係者との調整の在り方を学ぶほか、若手公務員の能力開発・キャリア形成について理解を深める。
	特別講義	行政課題に関する講義、意見交換を通じ、国民全体の視点から施策を行うための素養、見識を養う。
公正な公務運営について学ぶ	コミュニケーション	論理性や説得力を備えた対話法や対話に当たって意識すべき事項等に関する講義を聴き、職場において上司、同僚等と円滑なコミュニケーションを図るための効果的な手法等について学ぶ。
	公務員の在り方、政治と行政	（再掲）
	公務員倫理を考える	（再掲）
	若手公務員の歩み	（再掲）
体験を通して行政の在り方を考える	地方自治体実地体験被災地復興・地方創生プログラム	地方自治体又はNPO等の現場を訪問し、視察、活動体験、関係者との意見交換等を通じて、地域の実情や復興・地方創生への取組を現場ベースで理解する。また、地域の多様性、住民の意識やニーズ、各地域における課題解決の取組等について認識を深め、持続可能な地域の未来の在り方を考え、国と地方との関係、行政の役割や公務員の在り方等を考察する。
	現場訪問	現場を訪問し、視察や関係者との意見交換等を通じて、地域の実情や国の政策立案との関係を理解し、現場を知ることの重要性を学ぶ。
	国際行政の現場	国際的な業務の最前線で活躍した経験に基づく講義を聴き、国際情勢や我が国の置かれている立場、国際協力の在り方や諸外国との関係などについて認識を深める。
	市民との協働について考える	自治体、市民、NPO等の地域の現場で活動している関係者等から、現場の実情や取組を聴き、我が国が直面している諸課題について認識を深め、行政課題の解決に関する市民との協働の在り方や、今後の行政の役割・在り方について考える。
諸行事	開・閉講式、オリエンテーション、チームビルディング等	

（注）それぞれの科目につき、講義、討議、実習等の技法を組み合わせて実施している。

⑶　初任行政フォローアップ研修

原則として⑵の初任行政研修の受講から２年を経過した職員のうち、本府省において政策の企画立案等の業務に従事することが想定される者を対象として研修を実施している。

令和７年度は、令和５年度採用者を６コースに分け、４日間の合宿形式で実施した。

公務員研修所が所在する埼玉県入間市と同市内の中小企業の協力を得て、同市内の小中学校や企業への現場訪問、入間市長等との意見交換を行うコースや、次代の課題解決に向けて企業やＮＰＯで活躍するリーダーとの対話を通じて新しい公共の在り方を考えるための科目等を新たに導

入したコースなど、コースごとの特徴を設けて実施した。他にも、会議や日常業務においてグループでの討議を円滑に進めるためのファシリテーション技法や、グループをまとめる上で必要となるマネジメント力の入門的な講義・演習、初任行政研修受講後からの２年間の自身を振り返り、先輩職員の参画を得て今後の自身の課題とキャリアを考えるプログラム、各々が所属する組織の政策や課題等を発表し、相互に討議するなどのカリキュラムを実施した。

⑷　行政研修（課長補佐級）

本府省課長補佐級に昇任後おおむね１年以内の者のうち、政策の企画立案等の業務に従事する者を対象に４日間の日程で、合宿での研修を２コース、通勤での研修を１コース、オンラインでの研修を１コースの計４コースを実施した。

本研修は、班別討議を経て政策提言・分析を行う「政策課題研究」、研修員自らが直面する行政課題をテーマに議論を行う「個別政策研究」、「マネジメント研究」、政策課題研究に関連付けた体験をするカリキュラムにより実施した。

⑸　行政研修（課長補佐級）国際コース

英語による発表や議論を通じ、英語での意思伝達及び説得能力の向上を図り、各府省における行政の国際化に対応できる人材の育成に資すること等を目的とする国際コースを１コース（３日間）、通勤で実施した。擬似的なグローバル環境における議論ができるよう、駐日大使館等から外国人研修員の参加を得て、日本人参加者が所属組織の政策や課題を英語で発表し、外国人研修員と共に討議等を実施した。

⑹　行政研修（課長補佐級）女性管理職養成コース

近い将来、本府省の管理職員として行政運営の一翼を担い、後に続く女性管理職員のロールモデルとなることが期待される者を対象に、官民の女性リーダーとの意見交換や、部下のマネジメント、組織運営について考察する研修を１コース（３日間）、通勤で実施した。

⑺　行政研修（課長補佐級）リーダーシップ研修

本府省課長補佐級の職員で、将来、本府省幹部職員として行政運営の中核を担うことが期待される者を対象に、令和７年８月から令和８年１月までの間に通算14日間の研修を１コース、合宿と通勤の組合せにより実施した。

令和７年度は「東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム」の協力により、前年度に引き続いて研究者の参加を得るとともに、同プログラムを修了した民間企業のビジネスリーダーに一部のカリキュラムに加わっていただき実施した。研修員が小グループに分かれて日本が抱える重要問題について研究し、提言をまとめる「共同研究」を上記の民間企業の方々との意見交換を含めて実施したほか、リーダーの在り方に関する各界有識者からの講義を実施した。また、北海道河東郡上士幌町において、町長、役場職員、移住者、農家、中学生等との交流によって同町の地方創生の取組について理解を深めるとともに、研修員にとって非日常の環境に身を置いて自らを見つめ直す現場学習を実施した。

⑻　行政研修（課長級）

本府省課長級職員を対象に、課長級の職員として求められる組織統率力、人材育成力及び政策の実現に必要となる対外的説明能力等を充実・向上させることを目的とした「課長力向上コース」を前年度から１コース増設し、途中に職場でのマネジメント課題の実践期間を１か月程度挟み込む形で、通勤２日間のコースを２コース、通勤４日間のコースを１コース実施した。

日本の組織・人材マネジメントの第一線で活躍される講師からの講義を通じ、これからの組織運営の課題や目指すべき方向性について理解を深めるとともに、官民双方からの参加者による、自らが所属する組織におけるマネジメント上の取組や課題を持ち寄っての討議や意見交換を行った。前半の研修の最後に、研修内容を踏まえて実践期間中に取り組む課題設定を各自が行い、当該課題について約１か月間にわたって職場で実践した後、その結果と今後に向けた課題を引き続く後半の研修で持ち寄って報告・共有を行い、これに対する講師からの講評等も織り込んで、組織統率に当たり必要となる自らの使命と職責について深く考察する流れでのカリキュラムを実施した。

⑼　行政研修（係員級特別課程）

係長級への昇任直前のⅡ種・Ⅲ種等採用職員又は一般職試験等採用職員で、勤務成績優秀な者を対象として、将来の幹部職員への登用を視野に入れた育成に資するために実施している。

令和７年度は、「政策課題研究」、「公務員倫理を考える」等からなるカリキュラムにより、５日間の日程で合宿１コース、通勤１コースを実施した。合宿コースでは政策課題研究の課題への現状や理解を現場で深めるため、飯能市内の山林等で野外学習を行った。

⑽　行政研修（係長級特別課程）

本府省係長級のⅡ種・Ⅲ種等採用職員又は一般職試験等採用職員で、各府省が将来の幹部要員として計画的に育成しようとしている者を対象に実施している。

令和７年度は、「政策課題研究」、「個別政策研究」、「マネジメント研究」、「コミュニケーション」、「特別講義」等からなるカリキュラムにより、５日間の日程で合宿１コース、通勤１コース、オンライン１コースを実施した。

⑾　行政研修（課長補佐級特別課程）

本府省課長補佐級のⅡ種・Ⅲ種等採用職員又は一般職試験等採用職員で、各府省が将来の幹部要員として計画的に育成しようとしている者を対象に実施している。

令和７年度は、「政策課題研究」、「個別政策研究」、「マネジメント研究」、政策課題研究に関連する施設を見学するカリキュラムにより、５日間の日程で通勤１コースを実施した。

⑿　行政フォーラム（本府省課長級及び本府省幹部級）

本府省の課長級以上の職員の研修機会として、約１時間30分、我が国の抱える諸問題について各界の優れた有識者による講義と意見交換を行っている。

令和７年度はオンラインで５回及び「福島復興」をテーマに対面で１回の計６回実施した。

⒀　幹部行政官セミナー（アスペンメソッド）

本府省審議官級及び筆頭課長級の職員を対象に、４日間の研修を１コース、通勤及びオンラインで実施した。アスペンメソッドとは、米国アスペン研究所が行っている研修手法であり、様々な古典を素材に、参加者相互の対話を通じて高次のリーダーシップの養成を目指す思索型プログラムである。幹部行政官セミナーでは、このプログラムを活用して優れた思想や人間的価値の本質を探る中で、現代社会の複雑な課題に的確に対応できる高次のリーダーシップの養成を図っている。

２　地方機関職員研修

人事院各地方事務局（所）では、管内の各府省の地方機関の実情を踏まえつつ、役職段階別に求められる資質・能力を向上させるとともに、国民全体の奉仕者としての意識の徹底を図ることを目的とする役職段階別の研修を実施している。また、行政運営の在り方及び幹部行政官として求められる倫理感を考察させることを目的とする幹部行政官セミナーを実施している。これらの研修では、各役職段階に必要な基本的知識等を付与するカリキュラムのほか、近年の公務を取り巻く諸情勢を踏まえたカリキュラムを取り入れて行っている。

このほか、係長級職員を主な対象として役職段階別研修におけるマネジメント科目の設定など、マネジメント能力を高めることを主眼とする研修を引き続き行った。

⑴　新採用職員研修

各府省の地方機関に採用された職員を対象として、公務員としての心構え、公務員倫理、公務員制度の解説などのカリキュラムを中心に実施している。令和７年度は、９回実施し、合わせて929人が受講した。

⑵　中堅係員研修

一定の職務経験を積んだ中堅の係員を対象として、将来の職場のリーダーとしての心構えや、中堅係員に共通して求められる能力の向上を目的として、公務員倫理、人権、情報発信スキルなどのカリキュラムを中心に実施している。令和７年度は、13回実施し、合わせて616人が受講した。

⑶　係長研修

各府省地方機関の係長級職員を対象として、将来の地方機関における中堅幹部としての心構えや、職場のリーダーに求められる能力の向上を目的として、公務員倫理、部下の育成、メンタルヘルスなどのカリキュラムを中心に実施している。令和７年度は、13回実施し、合わせて520人が受講した。

⑷　管理監督者研修（課長補佐研修・課長研修）

各府省地方機関の課長補佐又は課長を対象として、地方機関における幹部となるべき公務員の養成を目的として、管理監督者の心構えや役割に関するカリキュラムを中心に実施している。令和７年度は、12回実施し、合わせて463人が受講した。

⑸　幹部行政官セミナー

管区機関の局部長級の職員を対象として、これからの行政と行政官の在り方を基本に立ち返って考え、意識改革を図ることを目的として、各界の有識者からの講話と講師を交えた意見交換を行っている。令和７年度は、１回実施し、20人が受講した。

第３節　派遣研修

人事院は、各府省の行政官を国内外の大学院等に派遣する派遣研修の制度を運営、実施しており、応募者の研究計画や人物に関する厳格な審査を通じ、国民全体の奉仕者としての自覚、研究の有用性、公務に対する成果還元の意欲等について様々な角度からチェックするなど、厳正な運用に努めている。

１　在外研究員制度

⑴　行政官長期在外研究員制度

本制度は、行政の国際化が進展する中で、国際的視野を持ち、複雑・多様化する国際環境に的確に対応できる行政官の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を原則として２年間を限度として諸外国の大学院に派遣し、研究に従事させる制度である（博士課程へ派遣する場合は延長・再派遣の仕組みあり。また、令和６年度派遣から１年制の大学院に１年間のみ派遣するコースを新設）。

派遣される研究員は、在職期間が10年未満の行政官（令和７年度派遣からは、各府省が人事管理上必要と認める場合は10年以上の行政官も応募が可能）で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の選考を経て決定している。

令和７年度は140人を派遣した。派遣先内訳は、表２－２のとおりである。

表2-2　令和７年度行政官長期在外研究員派遣状況

（単位：人）

派遣先国（地域）名	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	オランダ	ドイツ	シンガポール	カナダ	台湾	計
派遣人数	72	50	5	4	4	2	1	1	1	140

（注）当該年度に派遣を開始した人数を示す。

昭和41年度の制度発足以来、令和７年度までに派遣した研究員の総数は4,818人で、各年度の派遣者数は、昭和62年度以降着実に増加しており、平成５年度には50人、平成12年度には100人を超えた。平成26年度以降令和７年度までの新規派遣者数は、令和２年度を除き140人以上で推移している。

派遣した研究員の総数を派遣先国別の内訳で見ると、アメリカ3,328人、イギリス958人、フランス208人、ドイツ99人、カナダ55人、オーストラリア45人、中国30人、オランダ30人、シンガポール28人、スウェーデン８人、韓国５人、その他の国（地域）24人となっている。

本制度の修了者は、帰国後、留学中に得た知見、人的ネットワークをいかし、国際会議、国際交渉、海外勤務等国際的な業務に従事したり、国内にあっても、国際的視野に立った行政施策の企画・立案等の業務を担ったりしているなど、我が国行政の国際対応という点で大きな役割を果たしている。

⑵　行政官短期在外研究員制度

本制度は、諸外国において専門的な知識、技能等を習得させることにより、増大する国際的業務に適切かつ迅速に対処し得る人材の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を原則として１年間を限度として、諸外国の政府機関等に派遣する制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね６年以上で、かつ、職務の級が行政職俸給表（一）の３級以上（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査を経て決定している。研究員は、諸外国の政府機関、国際機関等の派遣先でそれぞれの課題について調査・研究活動に従事している。

令和７年度は22人を派遣した。派遣先内訳は、表２－３のとおりである。

表2-3　令和７年度行政官短期在外研究員派遣状況

（単位：人）

派遣先国（地域）名	アメリカ	イギリス	フランス	シンガポール	ドイツ	スウェーデン	オーストラリア	イタリア	台湾	計
派遣人数	10	3	2	2	1	1	1	1	1	22

（注）当該年度に派遣を開始した人数を示す。⑶のリーダー派遣コースで派遣した人数を含む。

昭和49年度の制度発足以来、令和７年度までに派遣した研究員の総数は1,638人で、派遣先国別の内訳で見ると、アメリカ764人、イギリス329人、オーストラリア103人、フランス78人、ドイツ68人、カナダ56人、その他の国（地域）240人となっている。

本制度の修了者は、帰国後、国際的視野をいかした業務に携わるなど各方面で活躍をしている。

⑶　リーダー派遣コースの拡大

管理職層の職員の国際交渉力の強化、高度な判断力やリーダーシップ、マネジメント能力等の向上を図る観点から、行政官短期在外研究員制度の一つとして、令和６年度にリーダー派遣コースを新設した。令和７年度は、対象とするリーダー養成プログラムの派遣先を拡大するとともに、本府省の課室長級職員を、オックスフォード大学ブラバトニック公共政策大学院に２人及びハーバード大学ケネディ行政大学院に４人それぞれ派遣した。

２　国内研究員制度

本制度は、複雑かつ高度化する行政に対応し得る専門的な知識、技能等を有する行政官の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を国内の大学院に派遣し、研究に従事させる制度である。

⑴　行政官国内研究員制度（博士課程コース）

本コースは、各府省の行政官を原則として３年間を限度として、国内の大学院の博士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね２年以上25年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表（一）の２級から９級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

令和７年度は、９人を新規で派遣した。

⑵　行政官国内研究員制度（修士課程コース）

本コースは、各府省の行政官を原則として２年間を限度として、国内の大学院の修士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね２年以上18年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表（一）の１級から６級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

令和７年度は、18人を新規で派遣した。

3　留学費用償還制度

国家公務員の留学の実効性を確保するとともに、留学に対する国民の信頼の確保に資すること等を目的として、平成18年６月19日に留学費用償還法が施行された。同法に基づき、国の機関の職員が留学中又はその終了後原則として５年以内に離職した場合、その職員は、留学費用相当額の全部又は一部を償還することとされている。

令和６年度に新たに留学費用の償還義務が発生した件数は96件（特別職国家公務員36件を含む。）である。

第４節　テーマ別研修

人事院は、公務における人材育成や、公務を取り巻く様々な課題への対応に必要となる知識及び能力の向上を図る「テーマ別研修」を実施している。

⑴　幹部に対する役割認識の徹底のための研修

各府省の幹部職員に対し、それぞれの組織を牽引する立場としての役割認識を徹底すること、また、幹部公務員としての高い見識を持ち、国民の信頼を得ながら公正に職務を遂行するよう、倫理感・使命感のかん養を図ることを目的として幹部に対する役割認識の徹底のための研修を実施している。令和７年度は、新任局長級職員及び受講を希望する現任の局長級職員を対象として、組織マネジメントの重要性に係る意識啓発に重点を置いた研修をオンラインで実施し、計101人が受講した。

また、受講者等のうち希望者に対してはエグゼクティブ・コーチング体験の機会を提供している。コーチング体験では、組織を牽引するリーダーとして組織や自身の今後について解像度を上げて考えることができる機会を提供するとともに、組織開発などの役割を職場で実践する上での不安や悩みに寄り添い、着実な役割の実践を支援している。

⑵　昇任時相談窓口等体験研修

原則として直近１年間に本府省の審議官級に昇任した職員を対象に、国民と行政が直接交わる最前線の現場を改めて体験する機会を提供し、「消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革」を図ることを目的として昇任時相談窓口等体験研修を消費者庁と共催で実施している。

本研修の受講生は、①消費生活センター等７種類の相談窓口機関のいずれかに赴いて、消費者・生活者の声に触れる業務を体験する「業務体験研修」と、②業務体験研修で得られた経験や気付きについて、研修参加者同士で意見交換を行う「事後研修」を行う。令和７年度は、23府省等から108人が受講した。

⑶　パーソネル・マネジメント・セミナー

各府省の管理職員が広くマネジメントの知識や理論、ノウハウに触れる機会を設け、今後のマネジメント能力向上の契機とすることを目的として、管理職員を対象にパーソネル・マネジメント・セミナーを実施している。

令和６年度からは、地方機関に勤務する管理職員まで対象者を広げた上でオンライン配信により実施するとともに、令和７年度においては、実施回数を増やして年２回実施した。「言語化」、「質問力」をテーマにオンライン及びアーカイブ配信で実施し、合わせて3,181人が受講した。

⑷　課長補佐級・係長級職員のためのマネジメントスキル基礎研修

行政の現場において実務やチーム運営の要を担う課長補佐・係長に対して、マネジメントに係る基礎的な知識やスキルを付与し、各府省の現場の円滑かつ健全な運営を支援することを目的として、令和６年度から課長補佐級・係長級職員のためのマネジメントスキル基礎研修を実施している。

本研修では、基礎的なマネジメント知識を網羅的に獲得するためのｅラーニング研修及び獲得した知識を実践につなげるための対面でのロールプレイ研修を実施し、令和７年度は、ｅラーニング研修を2,313人、ロールプレイ研修を121人が受講した。

⑸　キャリア形成支援研修（キャリア支援研修20、キャリア支援研修30）

職員の主体的なキャリア形成の支援は、人材育成、組織の活性化や人材確保の観点からも重要な課題となっている。人事院では、職員一人一人の主体的なキャリア形成を支援するため、他府省の同世代の職員とのディスカッションを通して、他者とは違う自分の個性や仕事への価値観を捉え、自分らしい働き方について考える契機となるよう、各種研修を実施している。

ライフイベントの多い30歳台の職員に対しては、自分らしい生き方や働き方を考える機会として、平成30年度から、キャリア支援研修30を実施している。これまでの職業人生を振り返りながら、自分の強みや特徴、仕事への価値観等を自己分析し、今後の人生について深く考えて自律的に歩むための契機としている。令和７年度は、11回実施し、合わせて395人が受講した（うち、本院67人、地方事務局（所）328人）。

令和４年度からは、20歳台職員向けにキャリア支援研修20も開始し、学生時代から受けてきたキャリア教育を実際の職務上でどのようにいかすかを考える機会を提供している。

この二つの研修は、令和５年度から、人事院の地方事務局（所）での実施も順次拡大してきており、令和５年度には、北海道・中部・沖縄の３事務局（所）、令和６年度には、東北・関東・九州が加わり６事務局（所）、令和７年度には全９地方事務局（所）において実施した。令和７年度は、11回実施し、合わせて373人が受講した（うち、本院55人、地方事務局（所）318人）。

⑹　各府省内キャリアコンサルタント養成研修等

各府省がキャリア形成支援を体系的に進めていくことができるよう、その中核的な役割を果たすことが期待される職員の育成を図るため、国家資格であるキャリアコンサルタント資格の取得を支援するための研修を令和６年度から実施している。令和７年度は、30人の参加者が全員修了し、令和８年３月の試験で23人が合格した。

なお、令和５年度から、キャリア形成支援のための取組の一環として、上記⑸キャリア形成支援研修などに付随したキャリア相談機会の提供を行っているが、令和７年度、キャリア相談機会のニーズの高まりなどを踏まえ、本キャリアコンサルタント養成研修の修了者などもキャリア相談対応に関与してもらい、キャリア相談体制の拡充を行い、キャリア相談機会の増加を実現した。あわせて、これらのキャリア相談に対応する職員が必要なスキルを再確認し、実践的な対応力を維持・向上することでコンサルティングの質を向上させることを目的として、ケース別ロールプレイング等を実践するキャリア相談スキルアップ研修を新たに実施し、13名が受講した。

⑺　実務経験採用者研修

民間企業からの中途採用者等を対象に、公務職場への適応を支援すること等を目的として、実務経験採用者研修を実施している。

同研修では、受講者同士で仕事の進め方に関する違和感等について共有しながら相互啓発やネットワーク形成を通じて公務への適応を支援しており、地方機関に勤務する職員にも令和６年度から対象を広げている。令和７年度は、５回実施し、合わせて241人が受講した。

⑻　メンター養成研修

各府省における「メンター制度（人事当局の一定の関与の下、先輩職員が後輩職員の申出等を受けて助言等の支援を行う仕組み）」実施支援の一環として、メンターとなることが予定されている職員を対象に、職場におけるメンター、メンタリングに関する基本的な知識とコミュニケーション・スキルを習得させることを目的に、メンター養成研修を実施している。

令和７年度は、オンライン及び対面で15回実施し、合わせて797人が修了した（うち、本院85人、地方事務局（所）712人）。

⑼　女性職員の活躍を支援するための各種研修

公務における女性職員の登用拡大を促進するため、各府省合同の研修を通じた相互啓発等による能力伸長と、マネジメント能力開発や人的ネットワーク形成の機会の付与を目的として、女性職員を対象としたキャリア形成支援のための研修を本院と地方事務局（所）において実施している。令和７年度は、10回実施し、合わせて355人が受講した（うち、本院31人、地方事務局（所）324人）。

令和６年度からは、本院で実施している「女性職員のためのキャリア支援研修」を内閣官房内閣人事局との共催とし、広くキャリア形成に悩みを抱える女性職員を対象に実施した。また、これまで女性職員のみを対象としていた育児中の職員向けの研修を「共働き・共育て時代の両立・キャリア支援セミナー」として男性職員や上司等も対象とし、内閣官房内閣人事局との共催で実施した。

⑽　多様な人材の活躍のためのオンラインセミナー

多様な職員が能力を発揮できる職場環境を整備するため、各職場の人事管理・人材育成の責任を有する管理職員を対象に、幅広く人事関連施策に係る意識啓発を図ることを目的として実施している。令和７年度は「なぜジェンダーギャップの解消が必要なのか～少子化対策、地方創生、経済成長の視点から～」をテーマとして取り上げ、合わせて701人が受講した。

⑾　研修担当官能力向上研修

本府省等に勤務するおおむね着任後１年未満の研修の企画に関わる研修担当官に対し、研修に関する講義・意見交換等を通じ、担当官としての職務遂行に必要な知識の習得及び能力の向上等を図ることを目的に実施した。令和７年度は「ビジネス・インストラクショナルデザイン」をテーマに、講義とグループワークを実施し、53人が受講した。

第３章　職員の給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも１回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っている（情勢適応の原則）。給与法においても、職員の給与額を研究して適当と認める改定等を国会及び内閣に同時に報告することが定められている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払の監理等を行っている。

第１節　給与に関する勧告と報告

１　給与勧告制度の仕組み

⑴　給与勧告制度の意義と役割

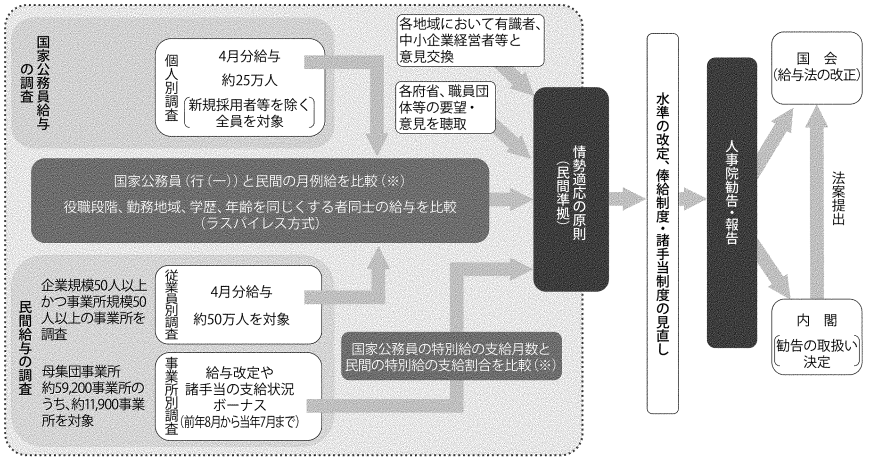
国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき、給与改定が行われる仕組みとなっている。

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。人事院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、公務における人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

⑵　民間準拠による給与水準の改定等

給与勧告では、情勢適応の原則に基づき、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としている。また、給与勧告では、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行っている。

図3-1　給与勧告の手順



（※）月例給及び特別給の比較は、企業規模100人以上で実施

⑶　民間給与との比較

民間給与との比較は、人事院が実施する「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて行っている（図３－１）。

月例給及び特別給の比較対象は、令和７年勧告から、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所とした。官民給与の比較方法の見直しの詳細は、第１部第１章１に掲げるとおりである。

〔月例給の比較〕

月例給については、主な給与決定要素を同じくする者同士の４月分給与を比較している。給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、比較に際しては、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせた精密な比較（同種・同等比較）を行っている。

〔特別給の比較〕

特別給については、前年８月から当年７月までの直近１年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を、公務員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数と比較している。

２　令和７年の給与に関する勧告・報告

令和７年８月７日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について勧告及び報告を行った。その内容は第１部第１章に掲げるとおりである。

３　公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、各府省の協力を得て実施した「令和７年国家公務員給与等実態調査」の概要は、次のとおりである。

⑴　令和７年調査の概要

ア　調査の対象

令和７年１月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

イ　調査項目

俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

ウ　調査の集計

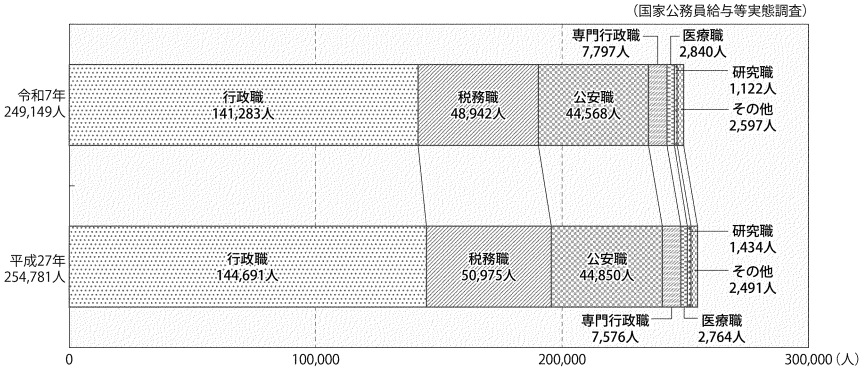
令和７年４月１日における給与等の状況を集計

⑵　令和７年調査結果の概要（定年の段階的な引上げに伴い、給与法附則第８項の規定に基づき俸給月額が決定される職員を除く。）

ア　職員の構成

職員数は、249,149人となっている（図３－２）。また、全職員の平均年齢は41.8歳であり、昨年と比べ0.2歳低くなっている（図３－３）。

図3-2　職種別職員数

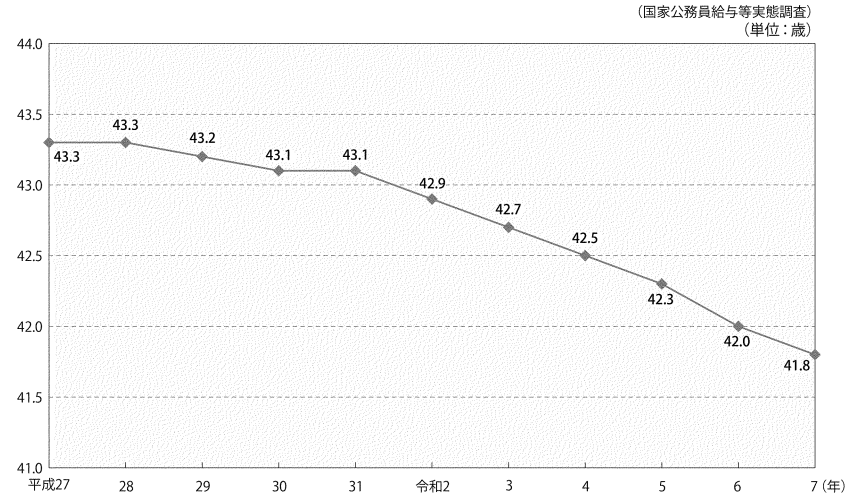


（注）１　職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される４月１日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下、図3-3、表3-1及び表3-2において同じ。）。

２　令和７年の数値は、定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第８項の規定に基づき俸給月額が決定される職員を除いている（以下、図3-3、表3-1及び表3-2において同じ。）。

３　行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、令和７年が139,580人（56.0%）、平成27年が141,697人（55.6%）である。

図3-3　平均年齢の推移



イ　職員の給与

令和７年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表３－１及び表３－２のとおりである。

表3-1　給与種目別平均給与月額

（令和７年国家公務員給与等実態調査）

区分／給与種目	行政職俸給表（一）適用職員 平均月額（構成比）		全職員 平均月額（構成比）	
	円	%	円	%
俸給	332,237	(80.2)	345,458	(81.3)
地域手当等	44,844	(10.8)	44,336	(10.4)
俸給の特別調整額	12,585	(3.0)	11,810	(2.8)
扶養手当	7,896	(1.9)	8,573	(2.0)
住居手当	7,928	(1.9)	7,227	(1.7)
その他	8,990	(2.2)	7,575	(1.8)
合計	414,480	(100.0)	424,979	(100.0)

（注）１「俸給」には、俸給の調整額を含む。

２「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

３「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2　主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

全職員：249,149人　　（令和７年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
地域手当	208,974人	83.9%	49,623円
通勤手当	199,629人	80.1%	14,972円
扶養手当	104,813人	42.1%	20,379円
住居手当	69,536人	27.9%	25,896円
俸給の特別調整額	42,160人	16.9%	69,791円
広域異動手当	33,553人	13.5%	20,162円
寒冷地手当	24,633人	9.9%	6,964円
単身赴任手当	17,198人	6.9%	46,952円

４　民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同で実施した「令和７年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

⑴　令和７年調査の概要

ア　調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所59,166事業所。

イ　調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により912層に層化し、これらの層から無作為に抽出した11,865事業所。

ウ　調査内容・方法

令和７年４月23日から同年６月13日までの間において、令和７年４月分として支払われた給与月額等について、人事院及び人事委員会の職員による調査を実施。

エ　集計の方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元。

⑵　令和７年調査結果の概要

ア　調査完了事業所

調査完了事業所は、資料３－１のとおりであり、調査完了率は82.4％となっている。

イ　調査実人員

公務と類似すると認められる76職種（行政職（一）相当職種22職種、その他の職種54職種）の調査実人員は、行政職（一）相当職種が457,321人（初任給関係31,172人、初任給関係以外426,149人）であり、その他の職種が43,853人（初任給関係1,703人、初任給関係以外42,150人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は4,584,058人であり、このうち、行政職（一）相当職種は3,772,652人である。

ウ　初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

初任給、職種別給与及び給与改定等の状況については、資料３－２から資料３－４までのとおりである。なお、官民給与の比較対象企業規模の見直しを行ったことから、調査結果は企業規模100人以上の事業所におけるものである。

第２節　給与法の実施等

1　給与法の改正に伴う規則改正等

民間給与との較差に基づく給与改定に関する規則は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第89号）の公布日である令和７年12月24日に公布・施行し、下記⑴キを除き、同年４月１日に遡及して適用した。ただし、下記⑴オのうち令和８年度以降の勤勉手当に関する規則は令和７年12月24日に公布し、令和８年４月１日から施行し、下記⑴ウは同年２月13日に公布し、同年４月１日から施行した。

また、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築に先行した見直し等に関する規則についても、同年２月13日に公布し、同年４月１日から施行した。ただし、下記⑵イ及びオのうち特地勤務手当等と他の手当との調整措置の廃止、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大、特地官署等について５年ごとに見直すことを例とする規定の削除、特地勤務手当等の額の算定方法の見直し等に関する規則は、令和７年12月24日に公布・施行し、同年４月１日に遡及して適用した。

主な制定・改正の内容は次のとおりである。

⑴　民間給与との較差に基づく給与改定に関するもの

ア　俸給の特別調整額

俸給表の改定によって職務の級における最高の号俸の俸給月額が引き上げられることに伴い、当該俸給月額の100分の25に相当する額となっている俸給の特別調整額の支給額を改めるため、規則９―17（俸給の特別調整額）の一部を改正した。

イ　初任給調整手当

医療職俸給表（一）の平均改定率を踏まえた手当額の引上げを行うため、規則９―34（初任給調整手当）の一部を改正した。

ウ　通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、距離段階区分別の手当額を規則で定め、65㎞以上から100㎞以上までの区分を新設するとともに、駐車場等の利用に対する通勤手当の支給額等を定めるため、規則９―24（通勤手当）の一部を改正した。

エ　宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直勤務別の手当額の引上げを行うため、規則９―15（宿日直手当）の一部を改正した。

オ　期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の支給月数が引き上げられたことに伴い、令和７年12月期及び令和８年度以降の勤勉手当の成績率の基準を定めるため、規則９―40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正した。

カ　非常勤職員の委員等の手当

非常勤の委員、顧問、参与等に支給される手当について、指定職俸給表の改定状況を踏まえた支給限度額の引上げに伴い、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす額の引上げを行うため、規則９－１（非常勤職員の給与）の一部を改正した。

キ　その他

俸給表の引上げ改定に伴い、新たに規則９―153（令和７年改正法附則第２条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）を制定した。

⑵　職務・職責を重視した新たな給与体系の構築に先行した見直し等に関するもの

ア　初任給、昇格、昇給等の基準

在級期間に係る制度の廃止及びこれに関連する初任給制度等の諸制度の見直しを行うため、規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正した。

イ　本府省業務調整手当

本府省の幹部・管理職員への支給対象の拡大及び本府省の課長補佐級以下の職員の手当額の引上げを行うため、規則９―123（本府省業務調整手当）の一部を改正した。

ウ　第二種初任給調整手当

従前の「初任給調整手当」から「第一種初任給調整手当」への名称変更及び第二種初任給調整手当の新設に伴い、第二種初任給調整手当の支給期間及び支給額等を定めるため、規則９―34の一部を改正した。

エ　地域手当

経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等を定めるため、規則９―49―57（規則９―49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正した。

オ　特地勤務手当等

特地勤務手当等と他の手当との調整措置の廃止、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大、特地官署等について５年ごとに見直すことを例とする規定の削除、特地勤務手当等の額の算定方法の見直し、最新のデータに基づく特地官署等の見直し等を行うため、規則９―55（特地勤務手当等）の一部を改正した。

カ　期末・勤勉手当

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）の規定に基づき交流採用された職員については、採用前に民間企業に雇用されていた期間を、研究休職から復職した職員については、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を、それぞれ在職期間等に通算することができるよう、規則９―40の一部を改正した。

2　行政組織の新設等に伴う規則改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、専門行政職俸給表及び指定職俸給表の適用範囲の変更を行うため規則９－２（俸給表の適用範囲）の一部を改正したほか、規則９－６（俸給の調整額）、規則９―17等の一部を逐次改正した。

3　級別定数の設定・改定等

⑴　級別定数の設定・改定等に関する意見の申出等

級別定数は、府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、会計別、組織別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適正・妥当な職務の級の決定が行われるよう、給与格付の統一性、公正性を確保する役割を担っている。

毎年、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、所要の見直しを行っており、令和７年度においても、令和７年８月末の各府省要求に始まる予算編成過程において、人事院は労使双方の意見を聴取して級別定数の設定・改定等に関する案を作成し、予算概算閣議決定前の同年12月18日に意見として内閣総理大臣に提出した。この人事院の意見を反映した予算の成立を視野に、人事院は各府省における級別定数の運用に必要な事項等を加えた級別定数等に係る意見の申出を令和８年３月31日に内閣総理大臣に行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、意見の申出どおり級別定数の設定・改定等を行った。

このほか、令和７年度の年度途中において政府が行った機構の新設及び定員の増減等に対応して、人事院は、級別定数の設定・改定等に関する意見の申出を２件行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、いずれも意見の申出どおり級別定数の設定・改定等を行った。

⑵　職務の級の決定等の審査

職員の採用、昇格、昇給に当たっての給与決定については、規則９－８等に定める基準に従い、各府省において決定できることとしている。ただし、本府省の企画官等の標準的な職務の級である行政職俸給表（一）７級以上の上位級への決定において基準どおりでない例外的な給与決定に係る案件や、民間における特に有用な知識・経験を有する者の初任給決定における特例的な決定を行う案件等については、人事院への協議を必要としている。このため、人事院は各府省からの個別の協議に応じ、審査を行った。

４　独立行政法人等の給与水準の公表

総務大臣が定める給与水準公表のガイドライン等に基づき、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人等の給与水準が公表されている。人事院は、これら法人（令和７年度190法人）による給与水準の公表に当たり、各法人と国家公務員との給与の比較指標等を作成、提供するなど、専門機関として必要な協力を行った。

第３章　補足資料

資料3-1　令和７年職種別民間給与実態調査の産業別、企業規模別調査事業所数

（単位：所）

産業＼企業規模	計	3,000人以上	1,000人以上3,000人未満	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	50人以上100人未満
計	9,598	1,769	1,230	1,193	4,016	1,390
農業、林業、漁業	23	0	0	1	9	13
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	699	130	79	75	243	172
製造業	3,983	541	541	514	1,797	590
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	1,703	342	235	218	660	248
卸売業、小売業	763	132	111	117	327	76
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	357	136	66	40	101	14
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	2,070	488	198	228	879	277

（注）１　上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が217所、調査不能の事業所が2,050所あった。
２　調査対象事業所11,865所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所217所を除いた11,648所に占める調査完了事業所9,598所の割合（調査完了率）は、82.4％である。
３　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

資料3-2　民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

（令和７年職種別民間給与実態調査）

（単位：円）

職種		学歴	企業規模計（100人以上）	500人以上	100人以上500人未満	【参考】50人以上100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	266,868	273,050	255,985	＊　255,565
		大学卒	233,930	239,029	228,422	219,810
		短大卒	202,646	206,316	198,531	199,893
		高校卒	191,846	195,413	188,291	182,689
	新卒技術者	大学院修士課程修了	267,003	275,511	251,058	243,330
		大学卒	238,266	248,471	229,766	222,833
		短大卒	218,364	225,720	208,871	216,677
		高校卒	197,667	203,196	192,532	190,917
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	266,948	274,511	253,135	247,216
		大学卒	235,367	241,885	228,906	221,223
		短大卒	210,981	216,915	203,816	211,257
		高校卒	195,013	199,577	190,635	187,017
その他	新卒船員	海上技術学校卒	x	－	x	x
	新卒大学助教	大学院博士課程修了	＊　300,653	＊　297,881	＊　311,020	－
		大学院修士課程修了	＊　382,026	＊　324,410	x	－
	新卒高等学校教諭	大学卒	239,634	＊　250,037	＊　233,629	－
	新卒研究員	大学院修士課程修了	271,223	280,588	249,815	－
	新卒研究補助員	短大卒	＊　222,929	＊　232,100	＊　187,804	－
		高校卒	＊　201,525	＊　212,783	＊　192,452	－
	準新卒医師	大学卒	459,731	462,249	x	－
	準新卒薬剤師	大学卒	250,965	250,369	＊　253,691	x
	準新卒診療放射線技師	大学卒	215,920	216,769	＊　213,841	－
	新卒栄養士	大学卒	203,110	204,679	200,092	－
	準新卒看護師	養成所卒	224,120	223,027	225,397	－
	準新卒准看護師	看護高校卒	198,610	196,619	＊　201,386	－
		養成所卒	193,364	＊　194,387	＊　192,431	x

（注）１　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
２　「準新卒」とは、令和６年度中に資格免許を取得し、令和７年４月までの間に採用された者をいう。
なお、医師については、令和４年３月又は令和５年３月に大学卒業後、免許を取得し、２年間の臨床研修を修了した後、令和７年４月までの間に採用された者（令和６年４月採用者を除く。）に限っている。
３　「ｘ」は、調査事業所が１事業所の場合である。
４　「＊」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

資料3-3　民間の職種別従業員数、平均年齢及び平均支給額

企業規模計（100人以上）　（令和7年職種別民間給与実態調査）

職種名	調査実人員	調査人員（復元後）	平均年齢	令和7年4月分平均支給額				備考
				きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A－B）	うち通勤手当	
	人	人	歳	円	円	円	円	
支　店　長	705	3,822	54.0	822,949	8,086	814,863	18,332	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	15,010	111,125	52.7	763,002	3,465	759,537	15,345	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事務部次長	6,221	47,585	51.3	680,719	4,101	676,618	16,358	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	29,220	242,018	49.0	633,299	12,180	621,119	15,416	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	10,342	80,336	46.4	551,367	48,191	503,176	20,507	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	31,899	249,600	44.9	501,946	59,597	442,349	19,010	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	30,056	229,250	42.0	442,751	56,836	385,915	17,205	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	106,867	1,051,831	38.2	381,804	44,005	337,799	14,850	
工　場　長	520	2,402	54.6	758,465	3,397	755,068	12,315	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	9,651	61,973	53.3	752,347	6,048	746,299	11,457	事務部長に同じ。
技術部次長	3,499	27,003	52.7	710,627	9,020	701,607	15,097	事務部次長に同じ。
技 術 課 長	23,949	178,132	49.5	641,486	17,382	624,104	12,481	事務課長に同じ。
技術課長代理	6,711	46,919	47.4	582,450	44,525	537,925	12,354	事務課長代理に同じ。
技 術 係 長	23,589	174,695	45.8	542,632	80,403	462,229	12,420	事務係長に同じ。
技 術 主 任	23,251	192,922	42.6	493,552	79,652	413,900	10,366	事務主任に同じ。
技 術 係 員	79,494	903,155	36.5	403,977	57,992	345,985	10,213	

（注）1　「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2　「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3　「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

資料3-4　民間の給与改定の状況

（令和7年職種別民間給与実態調査）

1　ベース改定の実施状況

（単位：%）

役職段階＼企業規模＼項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係　員	規　模　計（100人以上）	61.4	2.1	0.4	36.1
	500人以上	72.7	0.7	0.5	26.2
	100人以上500人未満	58.0	2.5	0.4	39.1
	【参考】50人以上100人未満	51.1	3.3	0.6	45.1
課長級	規　模　計（100人以上）	56.5	3.4	0.2	39.9
	500人以上	64.8	2.4	－	32.8
	100人以上500人未満	53.9	3.7	0.3	42.1
	【参考】50人以上100人未満	48.1	4.1	0.6	47.3

（注）1　回答のあった本店を対象として集計したものである（2において同じ。）。
2　ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

2　定期昇給の実施状況

（単位：%）

役職段階＼企業規模＼項目		定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
			定期昇給実施				定期昇給中止	
				昇給額は昨年に比べて				
				増額	減額	変化なし		
係　員	規　模　計（100人以上）	90.7	90.3	36.5	6.4	47.3	0.5	9.3
	500人以上	94.1	93.7	34.2	5.7	53.8	0.4	5.9
	100人以上500人未満	89.6	89.1	37.3	6.7	45.1	0.5	10.4
	【参考】50人以上100人未満	82.9	82.0	36.8	6.7	38.5	0.9	17.1
課長級	規　模　計（100人以上）	82.8	82.0	32.0	6.0	44.1	0.8	17.2
	500人以上	79.7	79.1	26.0	5.8	47.3	0.6	20.3
	100人以上500人未満	83.8	83.0	34.0	6.0	43.0	0.8	16.2
	【参考】50人以上100人未満	81.1	79.9	35.5	7.3	37.2	1.2	18.9

（注）　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第４章　職員の生涯設計

本格的な高齢社会の進展に対応し、定年制度や再任用制度の円滑な実施、職員の退職後の生涯設計に必要な情報の提供、定年の引上げの円滑な実施に向けた対応等の施策を進めてきている。

第１節　定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、再任用制度等

１　定年退職及び勤務延長の状況

国家公務員の定年は、令和13年４月１日に原則65歳となるよう、令和５年４月１日から２年に１歳ずつ引き上げることとされており、令和７年度における定年は、一部を除き原則62歳となっている（令和５年４月１日より前に職務や責任の特殊性等から60歳を超える定年とされていた職員（例：医師65歳）については、引き続き当該年齢が定年となっている。）。定年を65歳とすることが職務や責任の特殊性等から著しく不適当な官職（例：矯正施設の医師）を占める職員の定年は、66～70歳の範囲内で定める年齢（特例定年）とされ、令和７年度における定年は67歳となっている。

また、定年の特例として、定年退職すると公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に、退職することなく引き続き勤務させることができる制度として、勤務延長制度が設けられている。

表4-1　令和７年度に勤務延長により勤務した職員

（単位：人）

	勤務延長により勤務した職員	新規	勤務延長の期限の延長	勤務延長の期限の再延長
給与法適用職員	760	745	7	8
行政執行法人職員	1	1	0	0

（注）　勤務延長報告及び人事院の承認を得た勤務延長の内容に基づき集計した数値である（令和８年３月31日時点）。

２　管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の状況

定年の段階的引上げに伴い、管理監督職に就く職員の新陳代謝を計画的に行うことにより、組織の活力を維持し、もって公務能率の維持増進を図るため、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）が導入されている。

また、役職定年制の特例として、役職定年制による降任等をすることにより業務の遂行に重大な障害が生ずる場合は、引き続き管理監督職に就くことを認める特例任用が設けられている。令和７年度に特例任用により勤務した職員は、1,346人である（表４－２）。

表4-2　令和７年度特例任用職員数

（単位：人）

	特例任用職員数		
		勤務延長型特例任用	異動可能型特例任用
給与法適用職員	1,340	409	931
行政執行法人職員	6	5	1

（注）　特例任用報告及び人事院の承認を得た特例任用の内容に基づき集計した数値である（令和８年３月31日時点）。

３　定年前再任用制度の状況

定年前再任用制度は、60歳を超える職員が希望する多様な働き方を可能とし、意欲と能力のある人材を公務内で引き続き活用できるようにするため、定年の段階的引上げに伴い設けられた制度である。

令和６年度に定年前再任用制度で再任用された職員は、1,059人（給与法適用職員1,052人、行政執行法人職員７人）である。

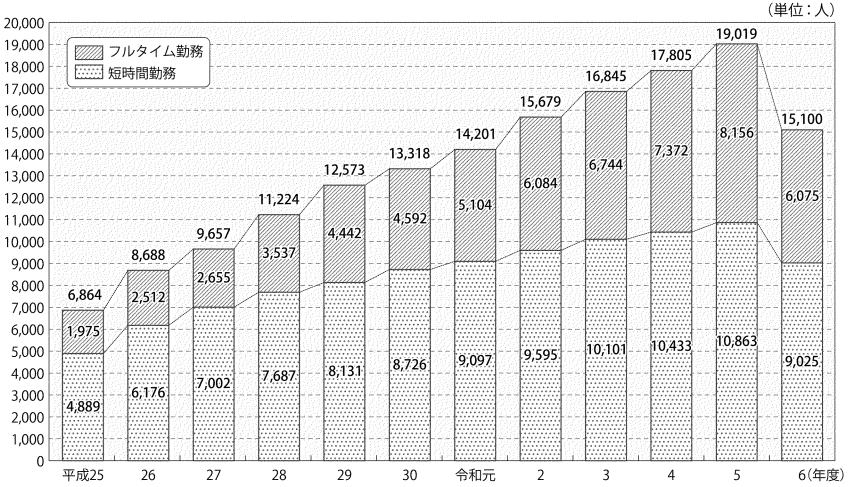
４　暫定再任用制度の状況

定年の段階的な引上げに伴い、平成13年度に導入された再任用制度（以下「旧再任用制度」という。）は令和４年度をもって廃止された。定年の段階的な引上げ期間中は、経過措置として、65歳まで再任用できるよう旧再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が設けられている。

令和６年度に暫定再任用制度で再任用された職員は、15,699人（給与法適用職員15,100人、行政執行法人職員599人）である。令和５年度の原則定年が61歳に引き上げられたことにより、同年度の定年退職者及び令和６年度の新規暫定再任用職員が例年に比べて減少したため、令和６年度の暫定再任用職員数は前年度と比べて減少している（図４－１）。行政職俸給表（一）が適用される暫定再任用職員の勤務形態は、短時間勤務の割合が高いものの、フルタイム勤務に近い週４日勤務が多数を占める傾向が続いている（図４－２）。

図4-1　年度別暫定再任用職員数（給与法適用職員）

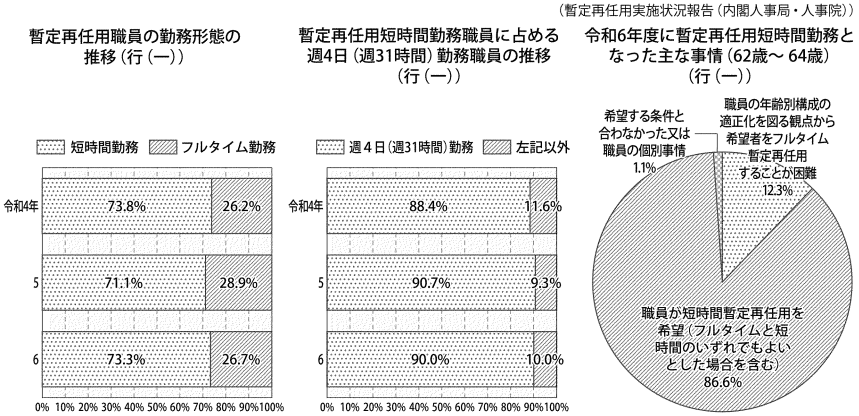
（暫定再任用実施状況報告（内閣人事局・人事院））



（注）　令和４年度以前は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第61号）による改正前の再任用の状況を表す。

図4-2　暫定再任用職員の勤務形態

（暫定再任用実施状況報告（内閣人事局・人事院））



（注）　令和４年度は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第61号）による改正前の再任用の状況を表す。

（注）　令和４年度は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第61号）による改正前の再任用の状況を表す。

5　定年の引上げの円滑な実施に向けた対応

定年の段階的な引上げが各府省等で円滑に行われるよう、各府省等に対し、60歳以降に適用される任用、給与、退職手当の制度を取りまとめた情報提供パンフレット等を提供するとともに、本府省及び地方機関等の人事担当者等を対象に、定年の段階的引上げに関する各種制度について理解を深めてもらうため、オンライン形式による制度説明会を令和７年５月及び12月に実施した。また、定年の引上げに関して職員から多く寄せられた質問をＦＡＱとして取りまとめ人事院ホームページにて公開している。

第２節　生涯設計セミナーの実施等

人事院の本院及び各地方事務局（所）では、主に40歳台及び50歳台の職員を対象に、定年・再任用、退職手当、公的年金等の制度、定年後の仕事の選択、定年後の家計、健康管理等に関する情報や参加職員による討議を通して生涯設計について考える機会を提供する「生涯設計セミナー」を実施している。令和７年度は、対面形式で19回、オンライン形式で11回実施し、1,031人が参加した。

また、職員が生涯設計を考える際に役立つ具体的な情報をまとめた冊子「新たなステップを踏み出すために（令和７年度版）」を作成、配付するとともに、人事院ホームページにも掲載している。

第５章　職員の勤務環境等

第１節　勤務時間及び休暇等

職員の勤務時間・休暇等は、職員の基本的な勤務条件であり、国公法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、勤務時間法において具体的事項が定められている。人事院は、同法の実施の責めに任ずることとされており、規則15―14（職員の勤務時間、休日及び休暇）等を制定するとともに、実際に制度の運用に当たる各府省と協力して、職員の適正な勤務条件の確保に努めている。

なお、職員の勤務時間・休暇等の変更に関しては、勤務時間法において、人事院は勤務時間・休暇等の制度に関する調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することとされている。

1　超過勤務・年次休暇の使用の状況

職員の勤務時間は、原則として１日７時間45分、週38時間45分とされているが、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、超過勤務を命ずることができる。超過勤務の状況について、令和７年国家公務員給与等実態調査によると、令和６年の年間総超過勤務時間数は、全府省平均で219時間であった。これを組織区分別に見ると、本府省では376時間、本府省以外では181時間であった。また、超過勤務時間が年360時間以下の職員の割合を見ると78.9％であった。

また、国家公務員の超過勤務については、規則15―14により、超過勤務を命ずることができる上限を設定している。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができる。令和６年度の超過勤務の上限を超えた職員の状況は、表５のとおりである。

表5　**上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の状況**

(1) 他律部署

	全体		本府省		本府省以外	
いずれかの上限を超えた職員	11,925人	15.5%	10,747人	26.7%	1,178人	3.2%

(注) 1　「いずれかの上限を超えた職員」とは、「１月100時間未満」、「年720時間以下」、「２～６月平均80時間以下」及び「月45時間超は年６回まで」の４つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員である。
2　数値は、それぞれにおける他律部署の年度末定員の総数を100％とした場合のものである。
3　令和６年４月から令和７年３月までの状況である。ただし、公正取引委員会、財務省及び国税庁は、令和６年７月から令和７年６月までの状況である。

(2) 自律部署

	全体		本府省		本府省以外	
いずれかの上限を超えた職員	17,263人	8.4%	1,630人	14.7%	15,633人	8.0%

(注) 1　「いずれかの上限を超えた職員」とは、「１月45時間以下」及び「年360時間以下」の２つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員である。
2　数値は、それぞれにおける自律部署の年度末定員の総数を100％とした場合のものである。
3　令和６年４月から令和７年３月までの状況である。ただし、公正取引委員会、財務省及び国税庁は、令和６年７月から令和７年６月までの状況である。

職員の年次休暇は、原則として１年につき20日とされ、令和７年国家公務員給与等実態調査によると、令和６年の１人当たり平均使用日数は16.3日であり、組織区分別に見ると、本府省では14.4日、本府省以外では16.7日となっていた。

2　勤務時間・休暇制度等に関する調査研究

(1)　公務における勤務時間・休暇制度等運用状況調査

公務における勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度の検討に資するため、国の官署を対象に、勤務時間、休暇、育児休業等に関する諸項目について、その運用状況の調査を実施している。

令和７年度は、各地方事務局（所）において、42官署について調査し、各官署における勤務時間・休暇制度等の運用実態を把握するとともに、これら制度に関する意見・要望の聴取等を行った。

調査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

令和６年度までの調査結果については、誤りやすい事例や特に注意を要する不適正事例を各府省に示し、勤務時間・休暇制度等の適正な運用の徹底を図った。

また、第１部第２章第３節１に記載した勤務時間の管理等に関する調査では、対象となる職員ごとに記録された在庁時間と超過勤務時間を突合し、大きなかい離があればその理由を確認するなどして、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理等について指導を行っている。

令和７年度は、上記に記載した地方の42官署に加え、勤務時間調査・指導室において本府省の18機関及び地方の５官署を直接訪問して調査を実施し、合計で約2,500人の直近１月分の在庁時間と超過勤務時間のデータを突合した。その結果、超過勤務時間はおおむね適正に管理されていたものの、一部で超過勤務時間が適正に記録されていない事例があり必要な指導を行った。その後、該当府省において適切な対応がなされ、超過勤務手当の追給や返納などが行われた。

さらに、他律部署・特例業務の範囲を必要最小限のものにするとともに、月100時間等の上限を超える超過勤務を命じる場合の特例業務の範囲をより慎重に判断するなど、長時間の超過勤務の最小化に向けた取組を着実に進めるよう指導等を行った。

(2)　民間企業の勤務条件制度等調査

国家公務員の勤務条件の諸制度を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、「民間企業の勤務条件制度等調査」を行っている。

令和６年の調査は、全国に所在する企業規模50人以上の企業のうち、無作為に抽出した7,527社を対象として、令和６年10月１日現在における労働条件等の諸制度について調査を実施した。

第２節　健康安全対策

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するための基準として、規則10―４（職員の保健及び安全保持）等を定めている。これらの規則に従い、各府省は健康安全管理のための措置を実施しており、制度の円滑な運営を確保するため、人事院が、基準についての指導、調整等を行っている。

1　健康の保持増進

(1)　健康診断の実施

一般定期健康診断は、各府省において、規則10―４等の規定に基づき、肺の検査、循環器検査、胃の検査など必要な検査項目について実施されている。

⑵　心の健康づくり

近年、長期病休者のうち、心の健康の問題によるものが６割を超える状況となっており、心の健康に関し、職員の状況に応じて、１次予防（健康不全の未然防止）、２次予防（健康不全の早期発見、早期対処）及び３次予防（職場復帰支援、再発防止）の各取組を推進していくことがますます重要となっている。

こうした状況を踏まえ、人事院としては、「職員の心の健康づくりのための指針」（平成16年勤務条件局長通知）に基づき、以下のような各府省における職員の心の健康づくり対策に取り組んできている。

ア　心の健康づくり研修教材の提供、職員の意識啓発のためのガイドブックの作成等、心の健康づくりの推進を図ってきている。令和７年度においては、10月に「国家公務員健康週間」の取組として、心の健康を含む各府省における健康施策の効果的な実施を図ることを目的に、「職員の健康の保持増進のための各府省連絡会議」を実施し、心の健康の問題による長期病休者の状況や特徴等について、課題の共有及び各府省間の意見交換を行った。さらに、メンタルヘルスに関するガイドブックやセルフケアに関する自習用教材を周知し、職員の意識を啓発した。

イ　職員の心の不調を未然に防止するための取組として、各府省においてストレスチェックが実施されている。このストレスチェックの職場ごとの分析結果を踏まえた各府省における職場環境改善策の検討の推進を支援することを目的として、健康管理担当者等を対象にしたファシリテータ研修を人事院の本院及び各地方事務局（所）（令和７年度は全国４か所）において実施した。

ウ　心の不調を早期に発見し早期に対処するための取組として、専門の医師等が対応し、各府省の職員、家族等が利用できる「こころの健康相談室」（人事院の本院及び各地方事務局（所）にて対面又はオンラインで利用可能）を運営している。令和７年度における相談件数は、合計303件であった。

エ　心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門の医師が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」（人事院の本院及び各地方事務局（所）にて対面で利用可能）を運営している。令和７年度における相談件数は、合計118件であった。

⑶　精神及び行動の障害による長期病休者数調査

職員の心の健康づくりに関する施策の検討に資するため、一般職の国家公務員のうち、令和６年度において引き続いて１月以上の期間、精神及び行動の障害のため勤務しなかった者について、「精神及び行動の障害による長期病休者数調査」を実施した。

令和６年度における精神及び行動の障害による長期病休者は5,945人（全職員の2.11％）であり、人数・率とも令和５年度より増加していた。

⑷　国家公務員死亡者数等調査

職員の健康管理及び安全管理の向上に資するため、令和６年度中に死亡した一般職の国家公務員について「国家公務員死亡者数等調査」を実施した。

令和６年度における在職中の死亡者は240人で、令和５年度の246人より６人減少した。また、死亡率（職員10万人に対する率）は85.0（令和５年度は87.5）であった。

死亡者のうち、病死者は189人（令和５年度は190人）で、令和５年度に比べ１人減少し、死亡率は66.9（同67.6）であった。また、災害死（不慮の事故、自殺及びその他）は51人（令和５年度は56人）で、令和５年度に比べ５人減少し、死亡率は18.1（同19.9）であった。

災害死のうち、「自殺」による死亡者は30人（令和５年度は44人）で、令和５年度に比べ14人減少し、死亡率は10.6（同15.7）であった。また、「不慮の事故」による死亡者は10人（令和５年度は12人）で、令和５年度に比べ２人減少し、死亡率は3.5（同4.3）であった。

２　安全の確保

職場における災害の発生を防止し、安全管理対策を推進するために、各府省から職場における災害の発生状況等について報告を受けており、取りまとめた災害状況について公表し、類似の災害発生の防止に資するよう情報提供を行っている。

令和６年度に職場で発生した災害による常勤職員の死傷者（死亡者及び休業１日以上の負傷者）は236人（令和５年度232人）で、令和５年度に比べ４人増加した。また、死亡した者は０人（令和５年度６人）であった。

３　健康安全管理の推進（国家公務員安全週間・健康週間）

⑴　国家公務員安全週間

毎年７月１日から７日まで国家公務員安全週間を実施し、安全管理に関する施策の充実、安全意識の高揚及び安全活動の定着を図っている。

令和７年度は、安全週間に先立ち、各府省の安全管理担当者による安全対策会議を実施するとともに、標語の決定、ポスターの作成、人事院月報への特集記事の掲載、有識者講演の動画配信等を行った。

⑵　国家公務員健康週間

毎年10月１日から７日まで国家公務員健康週間を実施し、各府省における職員の健康の保持増進の一層の取組を推進している。

令和７年度は、職員の健康の保持増進のための各府省連絡会議を実施するとともに、ポスターの作成、人事院月報への特集記事の掲載等を行った。

４　職員の放射線障害防止のための訓練等

職員の放射線障害防止のため、規則10―５（職員の放射線障害の防止）及び規則10―13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）等により、除染等を含む放射線業務に従事する職員の被ばく線量の測定を行うこととしており、令和７年11月には原子力緊急事態の発生を想定した訓練に参加するなど、引き続き職員の放射線障害防止に努めている。

第３節　ハラスメント対策

ハラスメント対策については、規則10―10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）、規則10―15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）及び規則10―16（パワー・ハラスメントの防止等）を定めている。これらの規則において、ハラスメントの防止等のための各省各庁の長の責務、ハラスメントの禁止、研修等の実施、苦情相談への対応等を定めるなど、ハラスメントの防止等を図っている。

１　ハラスメント防止対策に関する研修の開催等

本府省及び地方機関の課長級以上の職員等を対象とした「幹部・管理職員ハラスメント防止研修」を開催し、ハラスメント防止対策に関する幹部・管理職員の役割の重要性、あるべき行動等の理解促進を図った。また、本府省及び地方機関の人事担当者等を対象にした「ハラスメント防止対策担当者実務研修」を開催し、ハラスメント防止対策を担当する職員の専門性の向上を促進した。

さらに、各府省においてハラスメントに関する苦情相談を受ける相談員を対象としたセミナーを、人事院の本院及び地方事務局（所）で開催し、相談員の知識、技術等の向上を図り、相談しやすい体制づくりを促進した。

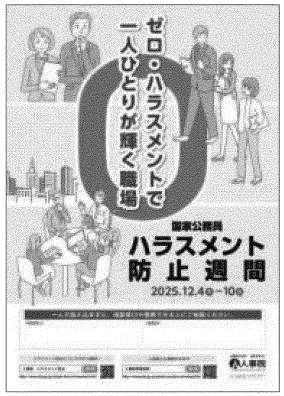
これに加え、令和７年３月から、各府省のハラスメント相談員が、ハラスメントに係る専門的な知見を有する専門家に直接相談することができる外部相談窓口である「ハラスメント相談員のための相談窓口」を開設し、実施している。

2　国家公務員ハラスメント防止週間

職員の認識向上や、ハラスメント防止対策の組織的、効果的な実施のため、毎年12月４日から10日までを「国家公務員ハラスメント防止週間」と設定し、各府省に対して、防止週間の期間中における周知・啓発等の一層の取組を求めている。人事院においても、防止週間における取組の一環として、ハラスメントの防止等に関する啓発、助言、情報の提供等を行うための講演会を開催しており、令和７年度においては、仙台市、高松市及び那覇市で開催した。

また、ハラスメントが起こらず、仮に起きた場合には迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに向け、全職員に対してハラスメントの基礎的事項を理解させるため、周知・啓発資料として「国家公務員のハラスメント防止等に関するＱ＆Ａ」を作成し、自習用研修教材やポスターと併せて各府省に提供した。

図5-1　国家公務員ハラスメント防止週間ポスター画像



第４節　育児休業等制度

1　育児休業制度等の利用の促進

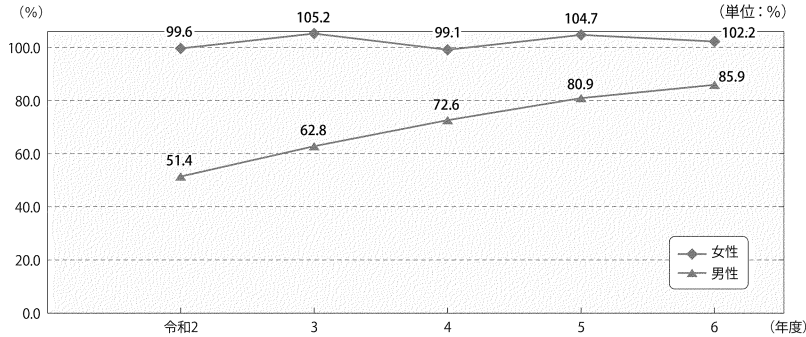
公務における育児休業、育児短時間勤務及び育児時間は、仕事と育児の両立を可能にする観点から、育児休業法により、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的として設けられている。

これら育児休業等の両立支援制度の利用を促進するため、制度説明資料やハンドブックの改訂・配布等を通じ、各府省に対して、制度の周知や環境の整備を図ることなど積極的な取組を要請している。また、「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度の活用に関する指針」（令和５年職員福祉局長通知）を周知するなどして、性別に関わりなく両立支援制度が適切に活用されるよう各府省に求めている。

2　育児休業等の取得状況

一般職の国家公務員を対象とした令和６年度における育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇等の取得状況について調査し、令和７年11月28日に「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」として人事院ホームページ上で公表した。令和６年度に令和６年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した常勤の一般職国家公務員の常勤職員の育児休業の取得率は、図５－２のとおりとなっており、男性は85.9％で過去最高を更新した。

図5-2　育児休業取得率（常勤職員）



（注）1　令和６年度の「取得率」は、令和６年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に最初の育児休業をした職員数（b）の割合（b／a）をいう。（b）には、令和５年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和６年度になって最初の育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100％を超えることがある。令和３～５年度の「取得率」も同様である。

2　令和２年度の「取得率」は、令和２年度中に新たに育児休業が可能となった職員数（a´）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b´）の割合（b´／a´）をいう。（b´）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和２年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100％を超えることがある。

第５節　自己啓発等休業制度及び配偶者同行休業制度

自己啓発等休業制度は、公務において行政課題の複雑・高度化が顕著となっている情勢に対応できるよう、職員について幅広い能力開発を促進していく必要がある等の観点から、自己啓発等休業法により、自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を通して国際協力に資することを希望する意欲ある職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

配偶者同行休業制度は、公務において今後の活躍が期待される有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資する観点から、配偶者同行休業法により、外国で勤務等することとなった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

それぞれの取得状況は定期的に調査しており、自己啓発等休業制度については令和７年１月28日に、配偶者同行休業制度については令和７年11月28日に「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」として人事院ホームページ上で公表した。

第６節　災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補塡（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としている。現在、補償法等において12種類の補償及び18種類の福祉事業が定められている。その直接の実施には各実施機関（各府省等）が当たり、人事院は、補償法の完全な実施のため、実施に係る基準の制定、実施機関が行う補償等の実施についての総合調整等を行っている。

1　災害補償の制度改正

次の事項について改正を行い、令和７年４月１日から施行した。ただし、下記⑷のうち最高限度額の改定は同年８月１日から施行した。

⑴　特別公務災害

特別公務災害は、職員が、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下においてもその危険を顧みず自らの職務を遂行し、人事院規則で定める一定の職務に従事し、そのために公務災害を受けた場合に、通常よりも厚く補償を行う仕組みである。

特別職国家公務員における取扱いとの均衡を考慮し、国際緊急援助業務、国際平和協力業務、自衛官の派遣に係る国際連合の業務に係る先遣調査業務を特別公務災害の対象となる業務に追加した（規則16―２（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正等）。

⑵　奨学援護金

奨学援護金の支給月額のうち、小学校等、中学校等及び高等学校等に係る額を次のように改定した（規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正）。

参考　奨学援護金の額

	令和６年度	令和７年度
小学校等	15,000円	16,000円
中学校等	20,000円	21,000円
高等学校等	19,000円	20,000円

⑶　特別援護金

通勤災害による傷病が治癒したときに一定の障害が残った職員に支給される障害特別援護金について、最も重たい障害が残存した場合（障害等級第１級の場合）の金額を915万円から845万円に改定するとともに、他の障害等級の障害特別援護金の額についても改定した（規則16―３の一部改正等）。

⑷　介護補償

介護補償の最高限度額及び最低保障額を次のように改定した（「災害補償制度の運用について」（昭和48年事務総長通知）の一部改正）。

参考　介護補償の最高限度額及び最低保障額

		令和６年度	令和７年４月～	令和７年８月～
常時介護	最高限度額	177,950円	改定なし	186,050円
	最低保障額	81,290円	85,490円	改定なし
随時介護	最高限度額	88,980円	改定なし	92,980円
	最低保障額	40,600円	42,700円	改定なし

⑸　アフターケア

熱傷に係るアフターケアの措置の範囲並びに外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの支給対象者及び措置の範囲を拡大した（「災害補償制度の運用について」（昭和48年事務総長通知）の一部改正等）。

⑹　平均給与額の改定率等

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項を改正した。

ア　年金たる補償に係る令和７年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率等（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

イ　年金たる補償等に係る令和７年度の平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

ウ　令和７年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

エ　平均給与額の最低保障額（平成８年人事院公示第11号の一部改正）

２　災害補償の実施状況

人事院では、毎年、各実施機関から前年度における補償及び福祉事業の実施状況について報告を受け、その結果を人事院ホームページ上で公表している。概要は次のとおりである。

補償法は、常勤職員・非常勤職員を問わず、一般職の国家公務員に適用され、その適用対象職員数は約45.8万人（令和６年７月現在）である。

令和６年度に実施機関が公務災害又は通勤災害と認定した件数は2,206件（公務災害1,338件、通勤災害868件）で、前年度と比べ増加した。

令和６年度における補償及び福祉事業の実施件数は6,373件（補償4,316件、福祉事業2,057件）、実施金額は約50.1億円（補償約41.3億円、福祉事業約8.9億円）で、前年度と比べ、実施件数及び実施金額は減少している。

３　災害補償制度の運営

⑴　補償制度の適正な運営

実施機関は、国の機関及び行政執行法人等が指定されており、被災職員等に対し補償及び福祉事業の直接的な実施に当たっている。人事院は、実施に係る基準等を定めるほか、各実施機関における公務災害及び通勤災害の認定、障害等級の決定等について、必要に応じて協議、相談に応じている。

また、実施機関における迅速かつ適正な補償等の実施のために、実施機関の担当者等の災害補償に係る制度や認定実務に対する理解を深めることを目的として、担当官会議（令和７年４月）、災害補償実務担当者研修（基礎）（同年８月～10月）、災害補償実務担当者研修（応用）（同年11月～12月）を開催した。

⑵　年金たる補償等の支給に係る承認

各実施機関が年金たる補償又は特別給付金の支給決定を行う場合には、人事院において承認手続を通じて災害の内容や補償額等を確認している。

⑶　民間企業の法定外給付調査

毎年人事院が実施している「民間企業の勤務条件制度等調査」の中で、労働者災害補償保険法による給付以外に個々の企業が独自の給付を行ういわゆる法定外給付に関する調査を行っている。この調査の結果を基に、民間企業の法定外給付に当たる特別援護金の支給額の改定を検討している。

第７節　監査

人事院は、職員の給与、健康安全及び公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の適正な実施等を確保するため、給与簿監査、健康安全管理状況監査及び災害補償実施状況監査を実施しており、令和７年度においては554機関について実施した。

１　給与簿監査

職員の給与が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う給与簿監査を毎年実施している。

令和７年度は、俸給制度及び諸手当において近年改正のあった事項に留意しつつ、職員の給与全般にわたって、476機関を対象として実施した。実施に当たっては、平成29年度から電子的手法を用いた監査を推進している。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

2　健康安全管理状況監査

職員の保健及び安全保持が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う健康安全管理状況監査を毎年実施している。

令和７年度は、有害物質を取り扱う業務、設備等を多く保有する機関のほか、適切な健康管理が必要となる繁忙業務の多い本府省に留意しつつ、58機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような違反等は認められなかったものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

3　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う災害補償実施状況監査を毎年実施している。

令和７年度は、令和５年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に、20機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

第８節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

これを受けて、任命権者においては、職員に服務義務違反が生じた場合に、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど厳正に対処することが求められる。また、人事院においても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

1　服務

職員の服務に関する事項のうち、政治的行為の制限、私企業からの隔離等については人事院が直接所掌している。これらの事項については、制度の周知徹底や適正な運用の確保を図るため、令和７年度においても、各府省等に対し、日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。

また、服務・懲戒制度全般の趣旨を徹底させるため、令和７年度においては、本府省、地方支分部局等の人事担当者を対象に服務・懲戒制度の説明会を実施したほか、音声解説付きの制度説明資料の提供を通じて、制度の周知徹底を図った。加えて、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、服務・懲戒制度について理解を深めてもらうため、新規採用職員等を対象とするｅラーニングシステムを活用した服務・懲戒制度研修を令和７年４月期、７月期、10月期及び令和８年１月期の４期において実施した。

2　懲戒

⑴　懲戒制度の概要、懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12－０（職員の懲戒）に定められている。

人事院は、毎年の懲戒処分の状況を公表するとともに、各府省等に対し、担当者会議等の機会を通じて、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

⑵　懲戒処分の状況

令和７年の懲戒処分の状況については、令和８年３月13日に「令和７年における懲戒処分の状況について」として人事院ホームページに公表した。

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2603/choukaiR7.html

令和７年中において、懲戒処分を行った事例としては、国家公務員倫理規程違反事案を除くと、以下のようなものがあった。

●　秘密漏えい事案

交際相手に対し、職務上入手した情報等を記載した紙面を手渡すなど、職務上知ることのできた秘密を漏らしたとして法務省の職員１名に対して免職処分が行われた。なお、このほか、監督責任として、職員２名に厳重注意の監督上の措置が行われた。

●　パワー・ハラスメント事案

部下職員に対して、威圧的な発言や机を叩きながら叱責するなど、業務上必要かつ相当な範囲を超えるパワー・ハラスメントに該当する言動を繰り返し行い、複数の部下職員に精神的な苦痛を与え、職場環境を著しく悪化させたとして、国税庁の地方支分部局の局長１名に対して減給処分が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）。令和７年においても、この手続により懲戒処分が行われた事案があった。

3　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、令和７年において所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。

所轄庁の長等が自営に係る兼業を承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった件数の合計は、令和７年は292件であった。兼業の主な内容は、不動産の賃貸、太陽光電気の販売などとなっている。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知することとされている。ただし、規則14―21に明示された基準を満たす報告については、所轄庁の長限りで受領し、その旨を当該職員に通知する対応を可能としている。令和７年においては、職員１人から株式所有に係る報告があったが、規則14―21に明示された基準を満たすものとして、所轄庁の長等限りで受領された。

第６章　職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

職員団体制度の周知徹底を図るため、音声解説付きの制度説明資料を本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対し提供している。

第１節　管理職員等の範囲

国公法第108条の２の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17―０（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。

令和７年度末における管理職員等の総数は38,324人であった。

第２節　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の３及び規則17―１（職員団体の登録）の規定に基づき、新規登録や登録の抹消を行った結果、令和７年度末における登録職員団体の総数は1,168団体となり、職員団体加入人員は55,735人となっている。

第３節　職員団体のための職員の行為

１　在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の６）。その最長期間については、国公法附則第７条により、当分の間、７年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により７年と定められている（規則17―２（職員団体のための職員の行為）第８条）。

令和７年末における在籍専従者数は77人であった。

２　短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、所轄庁の長の許可を受けて、１日又は１時間を単位として年間30日の範囲内でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17―２第６条）。令和７年中の短期従事者数は177人であった。

第４節　職員団体等の法人格

１　登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第３条第１項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができることとされている。令和７年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は94団体となっている。

２　認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより法人格が付与されることとされている（法人格法及び規則17―３（職員団体等の規約の認証））。令和７年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は５団体となっている。

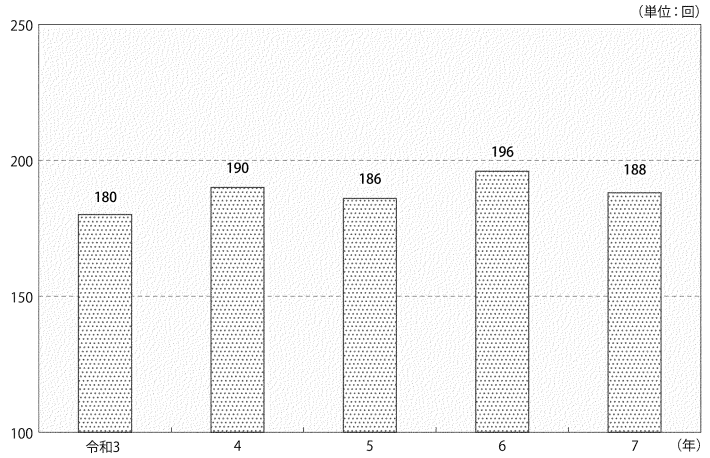
第５節　職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体等と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

令和７年の職員団体等との会見回数は、本院において70回、地方事務局（所）において118回の合計188回であった。その内容は、春闘統一要求・人事院勧告要求関係が102回（54.3％）と最も多く、次いで級別定数の改定関係が80回（42.6％）、男女共同参画関係が５回（2.6％）などとなっている。

令和７年の会見回数は、給与制度のアップデートに伴う会見が減じたことなどにより、令和６年と比べ８回の減少となった（図６）。

図６　職員団体等との会見回数



第７章　公平審査

公平審査には、懲戒処分、分限処分などの不利益処分についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等及び給与の決定に関する審査の申立ての仕組みがあり、それぞれ職員から人事院に対してなされた場合に、準司法的な所定の審査手続に従って、迅速かつ適切に事案の処理を行っている。人事院は、事案処理に関する目標として、受理又は却下の判断を１～２か月程度、事案の結論を１年程度で出すことに努めており、その進捗状況等を定期的に把握するとともに、当事者等との書面交換の電子化等を推進し、利便性の向上と手続面での効率化を図るなど、事案の早期処理に取り組んでいる。このほか、職員からの苦情相談を受け付け、各府省に対する働きかけを含め必要な対応を行っている。

これらの公平審査の仕組みは、中立第三者機関である人事院が、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、ひいては公務の能率的な運営に資することを目的とするものである。また、勤務条件に関する行政措置の要求の仕組みは、給与勧告・報告の制度等と並び、職員の労働基本権制約の代償措置の一つとして位置付けられ、勤務条件の改善と適正化のため重要な意義を有するものでもある。

第１節　不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査制度（国公法第90条）は、職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分の承認、修正又は取消しの判定を行うものである。

人事院は、処分を修正し又は取り消した場合には、その処分によって生じた職員の不利益を回復するための処置を自ら行い、又は処分者に対し必要な処置を行うように指示することとされている。なお、人事院の判定は、行政機関における最終のものである。

不利益処分の審査は、規則13―１（不利益処分についての審査請求）に定められた手続に従って行われ、集中審理を行うなどして事案の早期処理に努めている。

令和７年度の係属件数は、前年度から繰り越した12件を加えて31件となった。その処理状況は、判定を行ったもの９件（処分承認９件）、取下げ・却下等５件であり、翌年度に繰り越したものは17件である（表７―１）。

表7-1　令和７年度不利益処分審査請求事案判定一覧

(1) 懲戒処分

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13-24	令和7年7月31日	減給3月（セクシュアル・ハラスメント及び職場秩序を乱す行為）	承　認	審　尋
13-29	令和7年10月9日	戒告（不適正な事務処理及び職場秩序を乱す行為）	承　認	公　開
13-34	令和7年11月6日	停職6月（セクシュアル・ハラスメント）	承　認	審　尋
13-37	令和7年11月13日	免職（税金の不正申告及び扶養手当の不正受給）	承　認	審　尋
13-41	令和7年12月11日	免職（決裁文書の改ざん及び超過勤務手当の詐取）	承　認	審　尋
13-3	令和8年1月29日	戒告（職場秩序を乱す行為）	承　認	審　尋
13-8	令和8年3月12日	減給2月（パワー・ハラスメント）	承　認	審　尋

(2) 分限処分

指令番号	判定年月日	原処分等	判定	審理方式
13-26	令和7年8月21日	免職（勤務実績不良及び適格性欠如）	承　認	公　開
13-32	令和7年10月23日	免職（勤務実績不良及び適格性欠如）	承　認	審　尋

（注）　審理方式は、請求者が、公開口頭審理、非公開口頭審理又は審尋審理（両当事者を対面させず非公開で行う審理）のいずれかを選択することとされており、表中「公開」は公開口頭審理を、「審尋」は審尋審理を示す。

第２節　勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度（国公法第86条）は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たることで、職員が勤務条件の改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。

行政措置要求の審査は、規則13―２（勤務条件に関する行政措置の要求）に定められた手続に従って行われる。

令和７年度の係属件数は、前年度から繰り越した17件を加えて41件となった。その処理状況は、判定を行ったもの11件、取下げ・却下12件であり、翌年度に繰り越したものは18件である（表７―２）。

表7-2　令和７年度行政措置要求事案判定一覧

判定年月日	要求内容	判定
令和7年6月5日	申請者に対する差別的な取扱いを中止し、昇格させること	棄　却
令和7年6月19日	退職出向後に引き続いて採用された場合における年次休暇の付与日数の算定方法及び勤勉手当の成績率の決定方法を是正すること	棄　却
令和7年7月10日	令和5年度分の超過勤務手当の未払分を支払うこと	容　認
令和7年7月10日	令和6年4月及び5月分の超過勤務手当の未払分を支払うこと及び超過勤務時間の適切な管理を行うこと	容　認
令和7年7月17日	年次休暇を承認された日について、病気休暇に変更すること及び業務が一切与えられることなく、孤立させられている状況を改善すること	一部容認
令和7年7月17日	指導区分及び事後措置を変更すること	棄　却
令和7年10月23日	自発的にサービス残業が行われている実態を是正し、業務の適正な割り振りを行うとともに、超過勤務の必要性を課室長等が検討の上、場合によっては超過勤務命令を発令し、勤務環境を改善すること	一部容認
令和8年2月5日	適切に業務を割り振らない等のパワー・ハラスメントを終結させ、再発を防止すること及び体調不良を理由とするテレワーク勤務を継続すること	棄　却
令和8年2月5日	病気休暇を承認し、テレワーク勤務を認めること等	一部容認
令和8年2月5日	介護施設でのテレワーク勤務を認めること	棄　却
令和8年2月26日	当局が定める昇格基準が人事院規則等の趣旨に沿って適正に定められ、運用されているかを確認し、是正すること	棄　却

第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度（補償法第24条）は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の措置申立制度（補償法第25条）は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

災害補償の審査等は、規則13―３（災害補償の実施に関する審査の申立て等）に定められた手続に従って行われている。

令和７年度の係属件数は、前年度から繰り越した９件を加えて28件となった。その処理状況は、判定を行ったもの10件、取下げ・却下３件であり、翌年度に繰り越したものは15件である（表７―３）。

表7-3　令和７年度災害補償審査申立等事案判定一覧

指令番号	判定年月日	申立内容	判定
13-21	令和7年7月3日	左耳高度感音難聴に係る公務上の災害の認定	棄　却
13-23	令和7年7月24日	急性一過性精神病性障害に係る公務上の災害の認定	棄　却
13-30	令和7年10月9日	左鎖骨遠位端骨折等に係る障害等級の上位等級への変更	棄　却
13-31	令和7年10月9日	適応障害に係る災害発生日の変更	容　認
13-39	令和7年12月4日	適応障害に係る公務上の災害の認定	棄　却
13-40	令和7年12月4日	適応障害に係る公務上の災害の認定	棄　却
13-43	令和7年12月18日	鬱病に係る公務上の災害の認定	棄　却
13-4	令和8年1月29日	振動障害に係る公務上の災害の認定	棄　却
13-5	令和8年1月29日	左膝関節捻挫に係る障害等級の決定	棄　却
13-6	令和8年2月19日	右第５中足骨骨折に係る通勤による災害の認定	棄　却

第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13―４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた手続に従って行われている。

このうち、人事評価結果に基づく給与の決定に関する申立事案の審査においては、申立人の人事評価について必要な事実関係等の調査を行い、人事評価の妥当性等を検証しつつ、当該給与の決定が法令の規定に合致しているか否かについての判断を行っている。

令和７年度の係属件数は、前年度から繰り越した35件を加えて77件となった。その処理状況は、決定を行ったもの22件、取下げ・却下９件であり、翌年度に繰り越したものは46件である（表７―４）。

表7-4　令和７年度給与決定審査申立事案決定一覧

指令番号	決定年月日	申立内容	決定
13-20	令和７年６月19日	通勤手当の認定	棄　却
13-22	令和７年７月10日	単身赴任手当の認定	棄　却
13-25	令和７年７月31日	平成30年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-27	令和７年９月18日	令和６年６月期の勤勉手当の成績率 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-28	令和７年10月２日	扶養手当の認定	棄　却
13-33	令和７年10月23日	令和５年12月期の勤勉手当の成績率 令和６年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-35	令和７年11月６日	令和６年６月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13-36	令和７年11月６日	令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-38	令和７年11月13日	通勤手当の認定 令和６年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-42	令和７年12月18日	令和６年12月期の勤勉手当の成績率 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-1	令和８年１月８日	令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-2	令和８年１月15日	令和７年６月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13-7	令和８年２月26日	通勤手当の認定	棄　却
13-9	令和８年３月12日	令和５年12月期の勤勉手当の成績率 令和６年１月１日付け昇給区分 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-10	令和８年３月26日	令和６年６月期の勤勉手当の成績率 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却

第５節　苦情相談

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な対応を行うものであって、規則13―５（職員からの苦情相談）に定められた手続に従って行われている。

このような職員からの苦情を迅速かつ適切に解決するための苦情相談業務は、能力実績重視の人事管理とともに、ワーク・ライフ・バランスの充実など働きやすい勤務環境の実現が求められている中で、公務能率の維持・増進の観点からもますます重要になってきている。

苦情相談件数は、令和７年度については1,431件となり、前年度よりも167件減少（減少率10.5％）した（図７―１）。

苦情相談を内容別に見ると、相談件数の上位を占める「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」及び「任用関係」は減少しているが、中でも相談件数の最も多い「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」については、前年度の550件から450件と大幅に減少（減少率18.2％）し、全体に占める割合も31.4％（前年度34.4％）に低下している（図７―２）。

人事院の本院及び各地方事務局（所）では、苦情相談の対応に際して必要な情報の交換など各府省との連携協力体制の充実を図るための「苦情相談に関する府省連絡会議」を開催するとともに、各府省において苦情相談業務を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を目的とした「各府省苦情相談担当官研修」を実施した。

図7-1　苦情相談件数の推移

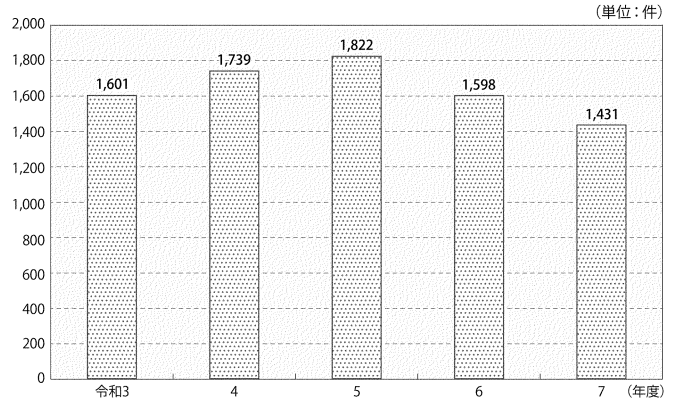
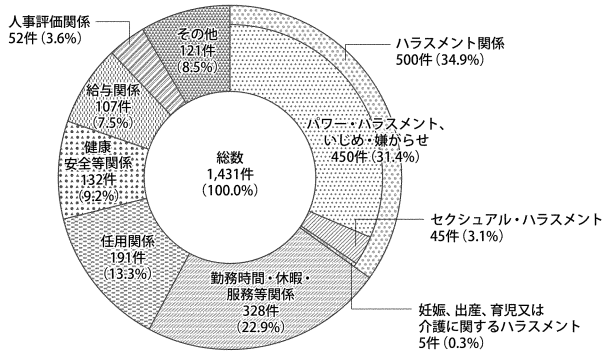


図7-2　令和７年度苦情相談の内容別件数



（注）１　一つの事案に関して、同一の者から同一の内容について複数回の相談を受けた場合、それぞれを件数に計上している。
　　２　数値は端数処理の関係で合致しない場合がある。

第８章　国際協力

第１節　派遣法による派遣状況

各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

令和６年度において新たに国際機関等に派遣された職員は127人で、前年度に比べると11人減少している。一方、令和６年度中に派遣を終了した職員は115人であり、令和６年度末における派遣職員は354人で、前年度末に比べると12人増加している。

なお、派遣期間が５年を超える新たな派遣又は更新の場合には人事院に協議することとされており、令和７年度には４件の協議があった。

令和６年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、人事院ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000003336.pdf

第２節　国際協力・国際交流

1　ＡＳＥＡＮ諸国との国際協力

ＡＳＥＡＮでは、公務員制度・公務員人事管理に関する地域間協力を推進することを目的に、ＡＳＥＡＮ公務協力会議（ASEAN Cooperation on Civil Service Matters, ACCSM）というネットワークを構築している。人事院は、このネットワークに日本、中国及び韓国の三国を含めたＡＳＥＡＮ＋３公務協力会議（ＡＣＣＳＭ＋３）に、我が国の代表として参画し、各種協力事業の実施を支援している。

令和７年度は、５年ごとに更新される行動計画について、令和８年から令和12年までの次期行動計画の策定に向けたワークショップが７月及び11月にカンボジアで開催され、意見交換等が行われた。

2　日中韓人事行政ネットワーク事業

平成17年１月から、人事行政分野における連携及び相互交流を進めるため、中国及び韓国の中央人事行政機関と日中韓人事行政ネットワークを構築し、トップ会談、局長級会談、三国共催シンポジウム、三国若手・中堅職員合同研修等の事業を実施している。令和７年度は、６月に第11回局長級会談がオンライン形式で実施され、９月には韓国・ソウルにおいて、人事院総裁、中国国家公務員局長、韓国人事革新処長が会して第10回トップ会談を行い、新たな協力覚書に合意・調印した。

3　日シンガポール知見交換プログラム

令和７年度から新たに、シンガポール首相府公務員局（ＰＳＤ）との相互の交流プログラムを実施している。両国の人事行政に携わる職員の交流、公務における共通課題に関する意見交換、互いの強みや先進例の相互共有を目的としており、人事院とＰＳＤの間で若手職員１～２名を相互に１週間程度派遣する事業である。令和７年度は、10月に第１回として、シンガポールから２名のＰＳＤ職員の受入れを実施した。第２回は令和８年度、人事院から職員を派遣し、シンガポールにて行われる予定である。

4　開発途上国等に対する技術協力

行政の基盤である公務員制度を整備し、ガバナンスを向上させるという開発途上国が抱える共通課題を踏まえ、人事院は、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）が主催する開発途上国の政府職員を対象とした以下の研修の実施等に協力している。

⑴　人事管理セミナー

人事管理セミナーは、各国の中央人事行政機関等の管理職員を対象に、我が国の人事行政について、その基本的な考え方や運用、新たな動向等を紹介するとともに、討議や各国との比較研究を通じ、各国の人事行政の実情に適合した人材マネジメントを参加者自らが考える研修である。

令和７年度は、13か国から13人が来日し、約２週間にわたり実施された。令和６年度の開始から令和７年度までの参加者は、合計21か国26人である。

⑵　上級国家行政セミナー

各国の中央政府機関の上級幹部職員を対象に、我が国のガバナンスと社会経済の発展の経緯を紹介しつつ、様々な政策課題についての討議等を通じて、各国の社会経済の発展に資する行政の在り方を考える研修である。

令和７年度は、15か国・地域から15人が来日し、約2.5週間にわたり実施された。昭和61年度の開始から令和７年度までの参加者は、合計86か国・地域412人である。

⑶　ベトナム政府への支援

ベトナム政府の公務員採用試験改革に向けた取組に対し、ＪＩＣＡの技術協力プロジェクトを通じて、人事院は協力・支援を行ってきた。これまでの技術支援の内容が教材等にまとめられ、令和７年９月にプロジェクトは終了した。

⑷　キルギス政府への支援

キルギス政府は公務員の採用、昇任選考のための試験の改善に取り組んでおり、ＪＩＣＡに技術協力プロジェクトを通じての支援を要請している。人事院はＪＩＣＡの要請を受け、令和７年11月にプロジェクト開始前の詳細計画策定調査に参加した。

5　マンスフィールド研修

米国国務省は、マイク・マンスフィールド・フェローシップ法（1994年４月成立）に基づき、我が国に対する深い理解を持つ同国政府職員の育成を図るための研修（マンスフィールド研修）を行っている。

人事院は、外務省と協力して、研修員の各府省等への受入れの協議・調整、オリエンテーション、調査見学等を企画・実施している。

令和７年度は第29期研修員９人が来日し、10か月間の予定で日本の政府機関等での実務研修に参加している。

6　外国からの調査訪問対応等

我が国の公務における人事管理、人材育成等についての実態の把握等のため、令和７年度は、10か国から外国政府職員等が来訪した。

これら訪問者に対しては、それぞれの国における人事行政等の現状や訪問者個々の問題意識に応じて我が国の公務員制度やその運用実態等について説明等を行うとともに、意見交換を行った。

第９章　人事院総裁賞及び各方面との意見交換

第１節　人事院総裁賞

「人事院総裁賞」は、国民全体の奉仕者として、長年にわたる地道な活動や高いモチベーションの下での勇気ある行動などを通じ、行政サービスや国民生活の向上に顕著な功績を挙げ、国民の期待に応えた国家公務員（個人又は職域）を顕彰するもので、昭和63年に人事院創立40周年を記念して創設された。

被顕彰者は、人事院総裁の委嘱する各界有識者から成る選考委員会（令和７年度は田代桂子委員長（株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長）のほか、５人の委員）が、各府省及び行政執行法人から推薦された職員又は職域グループについて厳正な審査・選考を行い、その結果に基づいて人事院総裁が決定している。

第38回を迎えた令和７年度「人事院総裁賞」は、個人１名及び職域４グループに対して授与された（表９）。授与式は、令和８年２月10日、東京都内において行われ、同月26日に、皇居において天皇陛下に御接見を賜った。

令和７年度までの被顕彰者の合計は、個人73名、職域122グループとなっている。

表9　**令和７年度「人事院総裁賞」受賞者及び受賞職域グループ**

(1) 個人部門

氏名・官職名	顕彰理由
警察庁 皇宮警察本部 赤坂護衛署 藤本　龍昌	皇宮護衛官として40年勤務し、うち20年以上側車（サイドカー）・白バイ乗務員として皇室行事の護衛業務に尽力。特に高度技術を要する側車での護衛で突出した実績を持ち、後進育成や技術伝承にも尽力。さらに新型側車開発に伴う関係機関との調整にも関与し、皇室の方々の安全確保と国家的行事の円滑な運営に大きく貢献

(2) 職域部門

府省名・職域名	顕彰理由
デジタル庁 省庁業務サービスグループ ガバメントソリューションサービス（GSS）班	政府共通の標準的な業務実施環境（業務PCやネットワーク環境）として、ガバメントソリューションサービス（GSS）を提供。令和３年のサービス開始以降順調にGSSへの移行が進み、令和８年２月時点において約５万3,000人が利用、今後約28万人規模まで拡大予定。テレワーク推進や業務効率化に寄与し、国家公務員の働き方改革と生産性向上に大きく貢献
外務省 ミャンマー地震対応チーム （海外緊急展開チーム（ERT）及び 国際緊急援助隊（JDR）医療チーム）	治安・衛生環境が悪化し、酷暑の続く中、在留邦人の安否確認や避難・帰国支援、被災者支援に尽力。現地の情報収集やニーズ把握、日本の支援内容の発信も積極的に行い、在ミャンマー大使館による動画の総閲覧数は約1,200万回に到達。現地社会や在留邦人からも高い評価を受け、日本国及び公務の信頼向上に大きく貢献
厚生労働省地方厚生局麻薬取締部 海上保安庁 財務省税関	３省庁が連携し、東南アジアからの大規模大麻密輸事件に対して共同調査を実施。過去最大規模となる約１トン（末端価格約52億円相当）の大麻を摘発し、関係者を逮捕。我が国の将来を担う若年層の健康被害の防止や違法薬物の流通阻止により社会の安全・秩序維持に大きく貢献
国土交通省 中国運輸局 トラック・物流Gメン	いわゆる2024年問題で輸送能力不足が懸念される中、プッシュ型情報収集や荷主への是正指導を実施。予告なし訪問や毎月のオンライン説明会で理解促進を図る取組は全国に波及。訪問は約5,000箇所、説明会参加は累計１万人。荷主とトラック事業者の相互理解の深化により、トラック労働者の労働環境改善や持続可能な物流の実現に向けて大きく貢献

第２節　各方面との意見交換等

人事行政を適切に運営していくため、各方面から公務員や公務員制度に対する率直な意見を聴取するとともに、公務に対する理解を得るよう努めている。

これらの意見については、制度改正などを通じ、人事行政の方針の策定や運営面に反映させていくこととしている。

1　公務員問題懇話会

地方の実情を的確に把握するため、盛岡市、神戸市及び熊本市において、人事行政全般に関する諸問題について、それぞれの地域の各界有識者と人事院幹部が意見交換を行った。

2　企業経営者等との意見交換

中小企業経営者、報道機関の論説委員等を対象に、令和７年４月から５月にわたり全国49都市において、国家公務員給与の決定方法、人事院勧告の意義・役割等を説明するとともに、地域における経営環境、賃金改定の動向及び公務員給与の在り方等に関して率直な意見交換を行った。

3　参与との意見交換

人事行政に関する重要な事項について意見を求めるため、各界の有識者に参与を委嘱し、人事行政施策の工程表の進捗状況などについて意見交換を行った。

4　有識者の職場訪問

ふだん目に触れることの少ない各府省の様々な職種の勤務実態などを目の当たりにすることで、公務員に対する理解を深めてもらうことを目的に、外部有識者の職場訪問を行っている。令和７年度は、本院及び沖縄事務所において、報道機関の論説委員、人事院総裁賞選考委員、参与等の有識者による人事院総裁賞受賞官署、土地改良総合事務所等への訪問・視察を行った。

【コラム】　人事院のオフィス改革

令和８年２月に、人事院本院は、中央合同庁舎第５号館別館から、新たに整備された虎ノ門合同庁舎（虎ノ門アルセアタワー）に移転しました。

新庁舎の設計に当たっては、若手を含む多くの職員が意見交換を重ね、次の三つのコンセプトを掲げてオフィスの随所に反映させました。

1　デジタルを活用した働き方改革の実現

2　人事院のミッション・ビジョン・バリュー（ＭＶＶ）をフリースペースの壁面デザインに反映

3　３つのちょう(「跳躍」・「快調」・「超空間」)をキーワードに、蝶が小さな場所で起こす変化が大きな変革の契機となることをイメージ

具体的には、次のような機能を備えたオフィスとなっています。

⑴　局単位のフリーアドレス制

・コミュニケーションの活性化や自律的な働き方を後押し

・着座位置等確認のための座席管理アプリケーションを導入

⑵　幅広く選べる座席

・業務内容に合わせて、自席以外にもスタンド席、集中席（１人席）、２人作業席、Webブース等を選択可能

⑶　幹部室の見える化

・幹部室の仕切りをガラス壁とし、コミュニケーションやマネジメントを円滑化

⑷　フリースペース「Oasis」

・来庁者や職員が打合せや休み時間における歓談など様々な用途で利用可能

・職場見学に来た学生や児童に人事院業務を紹介する場としても活用

さらに、３月には関東事務局においてもレイアウトを変更し、フリーアドレス制を導入したほか、自席以外にも選べる座席を配置しました。

引き続きオフィスの改善に取り組み、人事院のミッションである「公務員を元気に国民を幸せに」の実現のため、人事行政の課題解決により一層取り組んで行きます。

第２編　国家公務員倫理審査会の業務

この１年の主な施策

◉　令和７年度国家公務員倫理月間において、初めて、各府省で独自に行っている倫理保持に関連する取組を募集し、35機関から応募を得た。応募があった機関の取組を国家公務員倫理審査会のホームページで紹介するとともに、特に工夫や特徴が見られる取組について、「りんりん賞」として表彰を行った。

◉　同じく国家公務員倫理月間において、主要駅のデジタルサイネージに動きのあるポスターを掲示したり、経済団体等へ送付する広報資料にバナー広告を追加したりするなど、国民・事業者等への働きかけを積極的に行った。また、Webを通じた有識者講演会を実施したり、各府省へ配布する研修教材の内容について重要なポイントの解説や理解度チェックに重点化したりする取組を行った。

◉　倫理制度について、利害関係者から提供される自動車の利用、利害関係者からの供応接待及び民間人材に関する取扱いに関して、一部運用の見直しを行った。

◉　研修等の実施や各府省への研修の支援、国民や事業者等への広報活動等を行うとともに、各府省の官房長や地方機関の長等との懇談、有識者からの意見聴取、市民・職員アンケートを実施した。

倫理法及び国家公務員倫理審査会について

倫理法は、幹部公務員を中心に不祥事が続発し、厳しい社会的批判を招いたことを背景として平成11年８月に制定され、平成12年４月から全面施行された。その目的は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保することである。

倫理法は、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めている。あわせて、倫理原則を踏まえ職員の倫理の保持に必要な事項を定める政令（国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。））の制定、職員と事業者等との接触について透明性を確保するための各種報告制度等（報告のルール）、職員の職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌する機関である国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）の設置、行政機関等への倫理監督官（各府省事務次官等）の設置についても規定している。

倫理規程は、倫理法の倫理原則を受けた倫理行動規準を定めている。また、許認可等の相手方や補助金等の交付を受ける者などを利害関係者として規定するとともに、職員が利害関係者から贈与や接待を受けるなどの禁止行為に関する「行動のルール」についても規定している。

倫理審査会は、会長及び委員４人をもって組織され、倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出、各種報告書の審査、倫理法・倫理規程に違反する疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認など、職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。具体的には、倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するとともに、『職員の倫理意識のかん養』、『倫理的な組織風土の構築』及び『倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応』の３つを主要な柱に据えて各種施策を実施している。令和７年度には18回、倫理審査会設立以来計630回の会議が開催されている。

倫理審査会には、その事務を処理するため、事務局が置かれている。また、各府省及び各行政執行法人に置かれた倫理監督官は、各府省の長等と共に、倫理審査会と連携して、その属する府省等の職員の職務に係る倫理の保持に関する責務を担っている。

本編は、令和７年度において、倫理審査会が行った業務について記述したものである。

第１章　職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土の構築

1　国家公務員倫理月間における取組

⑴　倫理審査会における取組

令和７年度も12月の１か月間を「国家公務員倫理月間」と位置付け、以下のような様々な取組を実施した。

①　初めての取組として、各府省等で独自に行っている倫理保持に関連する取組を募集したところ、35機関から応募があった。応募があった機関の取組を倫理審査会ホームページで紹介するとともに、特に工夫や特徴が見られる取組について、「りんりん賞」として表彰を行った。

②　Webを通じた有識者講演会として、山口利昭法律事務所弁護士の山口利昭弁護士を講師に招き、「相談・通報は、組織を強くする。」をテーマとして、ライブ配信での講演を行った。

③　職員向け及び事業者向けの標語の募集を行った。各府省による投票結果等も踏まえ、倫理審査会において、職員向け標語は最優秀作品１点及び優秀作品２点、事業者向け標語は最優秀作品１点及び優秀作品１点を選定した。

【職員向け】

最優秀作品　**『親しくも　引くべき倫理の　境界線』**

（警察庁九州管区警察局情報通信部　多々良 智郁さん）

優秀作品　**『いいのかな？　疑問を持ったら　まず相談。』**

（国税庁熊本国税局総務部　森 智裕さん）

『見直そう　慣れと油断の　その習慣』

（警察庁関東管区警察局群馬県情報通信部　小野里 智喜さん）

【事業者向け】

最優秀作品　**『おもてなし　その気持ちだけ　いただきます』**

（海上保安庁第一管区海上保安本部総務部　泉水 雅滋さん）

優秀作品　**『双方の　自覚で成り立つ　倫理の輪』**

（国土交通省東北地方整備局河川部　田村 基樹さん）

④　最優秀作品の標語を用いて作成した啓発用ポスターを各府省や地方公共団体、経済団体等に配布した。

また、事業者向けの標語を用いたポスターがより多くの人の目に触れるよう、東京駅や霞ヶ関駅などの主要駅に掲示するとともに、全国16駅（札幌駅、仙台駅、盛岡駅、新橋駅、東京駅、浦和駅、名古屋駅、金沢駅、大阪駅、三ノ宮駅、広島駅、岡山駅、高松駅、松山駅、博多駅、熊本駅）のデジタルサイネージ（電子看板）にも掲示し、広報活動を行った。その際、本年度は、当該ポスターを動きのある仕様とした。

さらに、各地方事務局の協力により、全国の主要駅や公共交通機関の車内等への掲示も実施した。

⑤　事業者等への広報活動として、経済団体等に対して、倫理審査会が事業者向けに作成している各種教材を紹介するとともに、団体の機関誌やウェブサイト等において公務員倫理に関する記事を掲載していただくよう協力を依頼した。本年度は、ホームページへの掲載等に活用できるバナー広告も作成し、経済団体等に送付した。バナー広告については、人事等に関する情報を発信するWebサイトへの掲載も行った。

⑥　各府省におけるｅラーニングに資する教材（自習研修教材）として、一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の３階層の教材を作成し、各府省へ配布した。当該教材について、本年度は、重要なポイントの解説や理解度チェックに重点化する内容とした。

⑵　各府省における取組

各府省においても、国家公務員倫理月間の機会に、全職員を対象とした研修の実施、ポスターの掲示及び当該ポスターへの管理職員等によるメッセージの記載、各府省職員への相談・通報窓口の周知、事務次官等の倫理監督官などによる公務員倫理に関するメッセージの発信や幹部・管理職員への直接の注意喚起、契約の相手方や関係団体等に対する啓発活動を行った。

2　その他の倫理審査会における取組

⑴　各府省の官房長等との懇談

各府省の官房長や地方機関の長等と倫理審査会会長・委員との懇談を行い、各府省における職員に対する倫理意識のかん養や倫理的な組織風土の構築に向けての取組状況や課題について把握した。

⑵　国家公務員倫理制度の運用見直し

倫理制度について、①各府省等と事業者等との必要な意見交換を柔軟に行えるようにすること、②時間を有効活用し効率的な業務遂行につながるようにすること、③分かりやすい制度にすることの３点を基本的な考え方として、一部運用の見直しを行うこととした。具体的には、利害関係者から提供される自動車の利用、利害関係者からの供応接待及び民間人材に関する倫理制度上の取扱いに関することであり、各府省等倫理監督官宛てに国家公務員倫理審査会事務局長通知を発出した。

⑶　研修等の実施及び各府省への研修の支援

①　令和７年４月に、本府省で実務を担う倫理事務担当者等を対象とした倫理制度説明会を、同年10月に、本府省に加え地方機関の倫理事務担当者等も対象とした説明会を、Webでそれぞれ実施した。説明会においては、倫理制度の説明や事例紹介を行うのみならず、各組織の窓口において倫理法等違反に関する相談等も受け付けていることを周知すること、相談しやすい職場環境を構築することなどを促した。

②　中途採用者を含む新規採用職員を対象として、各府省が活用できるｅラーニングシステムを通じて国家公務員倫理研修を行った。令和７年度から新たに、４月期、７月期、10月期及び翌年１月期の４期において実施した。

③　各種研修教材等の製作・配布、例えば、倫理制度の概要や法令、マンガ教材を収録した小冊子「国家公務員倫理教本」を改訂し、主として各府省の新規採用職員及び幹部職員へ配布した。

④　各府省からの要請に応じて、事務局職員を各府省が実施する倫理研修等に講師として派遣した。研修では、具体的なケースも交えて倫理制度の解説を行い、倫理制度に対する理解の浸透を図るとともに、職場でのコミュニケーション・相談等の重要性を強調したり、相談・通報の仕組みの周知を行ったりした。また、一部の研修においては、参加者間での討議を取り入れることで、より当事者意識を持って研修に参加し、考える機会を持てるよう工夫を行った。

⑷　国民や事業者等への広報活動

４月に、全国の経済団体等に対し、国家公務員倫理制度の周知等、事業者等に対する広報活動への協力の依頼等を行った。

また、各府省に対し、利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方等に対して直接、事業者向けの各種広報資材（事業者等に知ってもらいたい内容を簡潔にまとめたカード形式の啓発資料やYouTube動画）等を用いて、制度の周知や理解・協力を求める取組の実施あるいは検討を要請した。一部の府省では、倫理審査会作成の事業者向けカードや事業者用ポスターを活用した周知徹底のほか、関係団体や所管法人等に対し、倫理保持への協力を要請する文書を発出する、関係団体や契約の相手方の事業者等に対し、打合せ、会合など直接接する機会において、倫理保持への協力を要請するなどの取組が行われた。

⑸　有識者からの意見聴取の実施

倫理審査会では、各界の有識者から、国家公務員の倫理保持の状況や倫理保持のための施策、これからの官民連携と倫理保持の在り方などについての意見聴取を行っている。令和７年度においては、11月及び12月に、学識経験者や弁護士等の各界の有識者から個別に意見聴取を行った。

⑹　市民・職員アンケートの実施

倫理審査会では、倫理保持のための施策の企画等に活用するため、毎年、市民・職員アンケートを実施している。令和７年度に実施したアンケートの概略は、次のとおりである。

・市民アンケート

国民各層から年齢・性別・地域等を考慮して抽出した1,000人を対象に令和７年８月に実施（Web調査）

・職員アンケート

一般職の国家公務員のうち、本府省、地方機関の別、役職段階等を考慮して抽出した2,500人を対象に令和７年８月から９月にかけて実施（原則Web調査とし、同調査による回答が困難な者に限りExcel又は紙媒体調査。回答数2,225人）

両アンケートの調査結果については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/rinri/monitor/anketor7_00002.html

第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

１　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

⑴　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき５千円を超える贈与等を受けたときは、四半期ごとに贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。

⑵　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

⑶　所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第８条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

２　各種報告書の提出状況等

倫理審査会では、令和６年度又は令和６年の各報告書の写しについて、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

なお、指定職以上の職員に係る贈与等報告書並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書の提出状況については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000000405.pdf

第３章　倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

１　調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22―１（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22―２（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いがあるとの情報を得た場合には、任命権者により必要な事実確認等が行われるとともに、倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは倫理審査会に端緒報告がなされ、任命権者による調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとされている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。

また、倫理審査会では、倫理法等違反に関する情報を公務員倫理ホットライン（倫理審査会が設置している相談・通報窓口）などを通じて得ており、これらの情報を得たときは、任命権者に依頼し、必要な事実確認等が行われることとなる。

２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

令和７年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は14件であり、これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは３件で合計３人（停職１人、減給１人、戒告１人）であった（下記⑵参照）。また、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計11人であった。

なお、倫理法等違反事案の調査及び懲戒処分等の状況については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000010923.pdf

⑵　倫理法等違反事案の概要

令和７年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表３のとおりである。

表3　令和７年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から無償で役務の提供を受け、供応接待を受け、倫理監督官に届け出ず１万円を超える自己の飲食費用を負担し共に飲食した事案（倫理規程第３条第１項第４号、第６号、第８条違反）	戒告 （１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人（行為時、他府省職員）が、利害関係がある２事業者が用意した自動車に同乗（合計約628km）して無償で役務の提供を受けたもの。 また、利害関係がある２事業者から供応接待を３回（それぞれ1,000円程度）受けたもの。 さらに、利害関係がある事業者との間で倫理監督官に届け出ずに自己の飲食費用として１万円を超える金額を負担し共に飲食したもの。
2	贈与等報告書を提出せず、利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第３条第１項第６号、第５条第１項違反）	減給３月 （1/10） （１人）	国税庁の地方支分部局の職員１人が、利害関係がある事業者から、飲食の供応接待（約5,000円）を受けたもの。 また、利害関係がない事業者から飲食の供応接待（合計約47,000円）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、飲食に係る贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第５条第１項違反）	停職10月 （１人）	法務省の地方機関の職員１人が、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を４回（合計410,097円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、飲食に係る贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、11件で合計11人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

・　贈与等報告書を提出しなかった事案（倫理法第６条第１項違反）２件２人
・　利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）５件５人
・　利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号違反）１件１人
・　利害関係者から物品の贈与を受け、供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第６号違反）１件１人
・　利害関係者から無償で物品の貸付けを受けた事案（倫理規程第３条第１項第３号違反）１件１人
・　利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号違反）１件１人

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

生命保険契約者保護機構令和７年度決算に関する公告

令和８年７月10日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号新国際ビル９階
生命保険契約者保護機構
理事長　笠間　治雄

一般勘定　財産目録

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
（流動資産）		**2,902,960**	**（流動負債）**		**510,439**
現金・預金	振替口座・普通預金	2,902,960	未払金	未払経費（社会保険料等）	110,293
（固定資産）		**400,966,401,578**	預り金	源泉所得税等	400,146
有形固定資産		6	**（特別法上の引当金等）**		**400,957,069,172**
建物	室内工事・電気工事費	3	保険契約者保護資金		400,957,069,172
動産	ＦＡＸ機、金庫、応接セット	3	保険契約者保護資産見返	保険契約者保護資産と同額	400,957,069,172
投資その他の資産		400,966,401,572			
保険契約者保護資産	金銭の信託・振替口座・普通預金	400,957,069,172			
敷金・保証金	賃貸人へ差入れ	9,332,400			
資産合計		**400,969,304,538**	**負債合計**		**400,957,579,611**
			正味財産		**11,724,927**

一般勘定　貸借対照表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債・剰余金の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**2,902,960**	**（流動負債）**	**510,439**
現金・預金	2,902,960	未払金	110,293
（固定資産）	**400,966,401,578**	預り金	400,146
有形固定資産	6	**（特別法上の引当金等）**	**400,957,069,172**
建物	3	保険契約者保護資金	400,957,069,172
動産	3	保険契約者保護資産見返	400,957,069,172
投資その他の資産	400,966,401,572	**（負債合計）**	**400,957,579,611**
保険契約者保護資産	400,957,069,172	**（剰余金）**	
敷金・保証金	9,332,400	繰越剰余金	11,724,927
		（うち当期利益金）	(83,317)
		（剰余金合計）	**11,724,927**
資産合計	**400,969,304,538**	**負債・剰余金合計**	**400,969,304,538**

一般勘定　損益計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**1,000,828,836**	**（経常収益）**	**1,000,912,153**
保険契約者保護資金繰入	957,069,172	運営負担金収入	43,842,981
一般管理費	43,759,664	資産運用収益	957,069,172
役職員給与	22,400,000		
諸謝金	4,158,658		
旅費交通費	28,850		
事務費	17,172,156		
交際費	0		
減価償却費	0		
（当期剰余）	**83,317**		
当期利益金	83,317		
合計	**1,000,912,153**	**合計**	**1,000,912,153**

財務諸表等に対する注記

本財務諸表等は、保険業法及び定款等の法令等に基づく公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成している。

本財務諸表等の作成に当たり採用した重要な会計方針等は、以下のとおりである。

１．重要な会計方針

⑴　資産の償却について

減価償却資産（建物、動産、ソフトウエア）について、定額法による償却を実施している。

⑵　有価証券について

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、購入時の取得価格によっている。

⑶　特別法上の引当金等について

保険契約者保護資金は、保険業法第265条の28に定める資金援助等業務の実施に要する費用に充てるため同法第265条の32に基づき設けている。

⑷　資金の範囲について

資金の範囲は、現金・預金、未払金及び預り金である。

⑸　消費税等について

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

２．翌期繰越金の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期末残高
現金・預金	2,827,947	2,902,960
未払金	△110,197	△110,293
預り金	△408,546	△400,146
翌期繰越金	2,309,204	2,392,521

３．減価償却資産の取得価額、償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	取得価額	償却累計額	当期末残高
建物（建物附属設備）	1,492,000	1,491,997	3
動産（器具備品）	1,470,015	1,470,012	3
合計	2,962,015	2,962,009	6

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年７月10日　　太田市長　穂積　昌信

１　対象となる特定空家等

所在地　群馬県太田市新島町939番地

建築物用途　工場

建築物構造　軽量鉄骨造・鉄骨造　２階建て

上記建築物に附属する工作物（ブロック塀）

２　所有者等が行うべき措置の内容

１の特定空家等の除却、敷地内のごみ及び放置車両の撤去並びに特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等の搬出及び適切な処分

３　措置の期限　令和８年７月25日

４　市長等による措置

３の期限までに２の措置が履行されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。なお、当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

５　動産等の取扱い

市長又は措置実施者が４の措置を行うときは、本件特定空家等の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、６の問合せ先へ通知すること

６　問合せ先

担当　太田市都市政策部まちづくり推進課

電話番号　0276―47―1843

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物又はこれに附属する工作物その他（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和８年７月10日　　胎内市長　井畑　明彦

１　対象となる当該建築物等の概要

(1)　所在地　胎内市栗木野新田51番地１

(2)　用　途　専用住宅

(3)　構　造　木造

(4)　規　模　147.64㎡

２　所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物等の除却

３　必要な措置を命ずるに至った理由

当該建築物等は、老朽化による構造部材の損傷が大きく、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、通行する車両や歩行者等に影響を及ぼす危険な状況であることから当該措置を命ずるものである。

４　措置の期限　令和８年７月27日

所有者等が期限までに措置を行わない場合は、法第22条10項の規定により市長が当該措置を行う。

５　動産等の取扱い

市長等が２の措置を行うときは敷地内に残置されている動産を移動・撤去する。動産等について権利等を主張しようとする者は、４の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。

６　胎内市の掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、胎内市公告式条例（平成17年条例第３号）第２条第２項に規定する胎内市役所前掲示場において掲示する。

７　問い合わせ先

胎内市市民生活課生活環境係

電話　0254―43―6111

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

北海道亀田郡七飯町本町二丁目二〇番四二号

有限会社六光堂神仏具店

清算人　石塚　孝史

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

仙台市太白区八木山本町二丁目一〇番地の二

株式会社コンノアソシエイツ

代表清算人　今野留理子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

仙台市青葉区熊ケ根字檀の原二番三八番地

株式会社渡辺新聞店

代表清算人　渡邊　精一

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

宮城県仙台市若林区舟丁一六番地小林ビル

株式会社オーシャンメディアズ

代表清算人　中林　満

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

秋田県秋田市泉北三丁目一七番二二号

株式会社トータルライフサポート

代表清算人　齋藤　廣勝

解散公告

当法人は、令和七年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

茨城県水戸市見川二丁目二九番地の三イー

スタンパレス水戸五〇三号

特定非営利活動法人日本きもの芸術保存

協会　清算人　萩谷けい子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

栃木県那須塩原市西三島五丁目一六五番地

二〇　株式会社アペックス

代表清算人　稲川　薫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

群馬県高崎市吉井町長根二二六〇番地

株式会社ＴＯＫＵＭＩ　ＭＯＬＤ

代表清算人　白川　英俊

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

埼玉県所沢市大字南永井五二六番地の七

有限会社シンコー精密

清算人　佐藤　正和

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

埼玉県春日部市西金野井一〇六五番地二

有限会社山田加工

清算人　山田　晴男

解散公告

当社は、令和八年三月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

埼玉県深谷市矢島九二六番地二

株式会社ＢＵＩ　ＴＲＡＭ

代表清算人　ブイ・ティ・チャム

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

千葉県千葉市若葉区原町九〇一番地二

株式会社ｄｅｅｒｈｏｕｓｅ

代表清算人　鹿倉　寛之

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号

桑野ビル二階　合同会社アルペジオ

清算人　鈴木　信

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都北区赤羽北二丁目二二番一〇―五〇六号　鏡速堂株式会社

代表清算人　蘇　毅

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　ＡＣ２０合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内

ディエイチ・ディベロップメント・スリー特定目的会社　代表清算人　中津　正憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一五番一号ノア道玄坂八〇二

リックス・ジャパン株式会社

代表清算人　関口　啓子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都豊島区東池袋二丁目一三番七―六〇二号

株式会社恒益

代表清算人　鄭　沁　宇

解散公告

当法人は、令和七年十二月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都港区六本木六丁目八番二九―三〇一

特定非営利活動法人素晴らしい現代音楽へのガイド　清算人　山下真裕子

解散公告

当会社は、令和八年五月二十五日付株主総会決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都杉並区浜田山四丁目一六番四―九〇三号

アスツー東京株式会社

代表清算人　ドーヴ・カーク

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内

ＫＲＦ８８特定目的会社

代表清算人　中津　正憲

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内

ＫＲＦ８８ビルディング合同会社

清算人　中津　正憲

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日総社員の同意により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都世田谷区等々力二丁目二一番二四号

合同会社タイムウエイブ

清算人　山田　清香

解散公告

当社は、令和八年三月九日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング一階

Ｂｉｏｓｙｎｔｈ　Ｃａｒｂｏｓｙｎｔｈ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　ラルフ・ヴェーヘン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都北区浮間一丁目一番一四号

偉業合同会社

清算人　鄭　偉杰

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区外神田二丁目五番一二号

一般社団法人ノンニコチン推進機構

代表清算人　深井　昭匡

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都渋谷区本町四丁目五二番七号

株式会社ディディ・グランジェ

代表清算人　榊原　朝子

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

サンライズ印西フォー特定目的会社

代表清算人　坂口　大祐

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＲＢソーラーデュオホールディングス一般社団法人　代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都立川市柴崎町三丁目四番八号

有限会社鳥豊

清算人　豊田　繁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都練馬区北町二丁目二九番一二号

有限会社鳴鳳堂

清算人　峯村　雅之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都世田谷区北沢三丁目二〇番一一号グレース北沢一〇六

特定非営利活動法人認知症予防サポートセンター

清算人　多賀　努

解散公告

当社は、令和八年六月十二日定款に定める解散事由の発生により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都新宿区四谷四丁目三二番八号ＹＫＢサニービル六階

湘南ファンド第1号特定目的会社

代表清算人　矢澤　学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都品川区東大井四丁目八番一〇号

有限会社アイ・エンジニアリング

清算人　橋本さち子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ

ＷＥＬＬＶＹ株式会社

Ｄ．七階

代表清算人　金澤　知世

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都板橋区前野町四丁目一七番七号

城北陸運事業協同組合

清算人　金子　学

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都中央区銀座八丁目九番一三号

吉野創育株式会社

代表清算人　前田祐樹男

解散公告

当法人は、令和八年六月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

一般社団法人ナイル

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、令和八年五月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都新宿区原町三丁目七九番地

株式会社鈴喜デンキ

代表清算人　鈴木惠美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都板橋区弥生町六二番一四号

合同会社ＣＩＢ

清算人　西村　美穂

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

相模原市南区新磯野二九四番地

株式会社新相模開発

代表清算人　山田みずほ

解散公告

当社は、令和八年六月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

横浜市都筑区荏田南三―三〇―一二エーブリッジ荏田南二〇二号　みひらぎ合同会社

清算人　岩本　文

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

神奈川県横浜市港北区下田町三丁目一五番六―一号

ジャンプ株式会社

代表清算人　増渕　知行

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

神奈川県小田原市飯泉七七九番地の二

有限会社マミー石塚

清算人　石塚ひかる

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

横浜市西区平沼一丁目三〇番七―五Ｃ号

合同会社Ｓｕｚｕ

清算人　奥西　正美

解散公告

当社は、令和八年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

石川県金沢市諸江町中丁一八一番地

三高建鉄株式会社

代表清算人　朝山　昌治

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日開催の株主総会の決議により令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福井県坂井市坂井町東長田第一八号二八番地

アクアペックスさかい株式会社

代表清算人　岡本　晋

解散公告

当社は、令和八年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福井県敦賀市御名三八号一三番地の九

株式会社山本電工

代表清算人　山本　朗子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福茂株式会社

代表清算人　田村　佳代

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福井市菅谷一丁目一二番一七号

株式会社中川不動産

代表清算人　中川　浩成

解散公告

当社は、会社法第三一九条第一項の規定による令和八年五月三十一日付株主総会書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

山梨県笛吹市石和町市部九四〇番地一

有限会社アトリエ・ＳＨＯＵ

清算人　安達　翔平

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年六月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

長野県北安曇郡白馬村大字北城一四九二〇番地二五二

有限会社庭工房

清算人　住谷　順一

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

静岡県磐田市掛塚七五八番地の一

有限会社正木屋工業

清算人　石川　一志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

静岡県沼津市志下三二七番地の四エンゼルハイム静浦一〇五号

株式会社生活習慣病医学研究所

代表清算人　三井　勝秋

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

静岡県沼津市常盤町一丁目二番地の六

有限会社明和リネックス

清算人　籾山　博次

解散公告

当社は、令和八年三月三十一開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

名古屋市東区泉二丁目二〇番二号

株式会社ＥＣ

代表清算人　蘆塚　麻椰

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

愛知県名古屋市中区大須一丁目七番一四号

パークＩＭビル二Ｆ

株式会社ｇ．ｆ．ｇ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　鈴木　朋美

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

三重県津市河芸町一色一二八七番地一

株式会社彩倭

代表清算人　西口　弥生

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

三重県津市渋見町三〇〇番地の二八

アイウエア有限会社

清算人　吉川　典子

解散公告

当社は、令和八年六月一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

滋賀県草津市追分八丁目四番四号

株式会社ブリエ

代表清算人　長屋　進治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

京都市中京区丸太町通小川西入横鍛治町一〇〇番地　石田大成社ビル

株式会社ドローンＩＴＰ企画

代表清算人　浦上　康弘

解散公告

当社は、令和八年六月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

京都市中京区丸太町通小川西入横鍛治町〇〇番地

株式会社エースデザイン

代表清算人　北井　元司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪府堺市西区太平寺六一七番地

有限会社橋本建材

清算人　橋本　武男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市大正区三軒家東一―六―一四―一〇〇六

Neon Mirage Entertainment株式会社

代表清算人　夏　達礼

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪府豊中市上野西一丁目一―二五

合同会社ハイムル

清算人　細井　博之

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市旭区太子橋二丁目八番二七号

松村電工株式会社

代表清算人　松村　利夫

解散公告

当社は、令和八年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪府富田林市美山台七番四―三一四号

ＢＩデザイン合同会社

清算人　福添　和徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪府東大阪市三島三丁目三番四号

株式会社栄光工業

代表清算人　石飛　秀樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市城東区永田四丁目六番九号

合同会社サイドキックス

清算人　南　剛

解散公告

当法人は、令和八年六月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪府豊中市庄内幸町一丁目六番二―四〇四号

ＮＰＯ法人鎌宋文化交流つなぐ

清算人　侯　春婷

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市天王寺区夕陽丘町四番一一―一五〇三号

有限会社鶴澤商店

清算人　鶴澤健太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市東成区大今里西一丁目二四―一一

エクセル今里アパート三号室

嘉実諮詢株式会社

代表清算人　木下　孝祐

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市中央区天満橋京町一番二一号

株式会社ＣＥＮＴＲＥ　ＣＨＡＲＭ

代表清算人　長門　裕一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市北区梅田二丁目五番二五号ハービスＯＳＡＫＡオフィスタワー二一階

奥田株式会社

代表清算人　斎藤　秀樹

解散公告

当社は、令和八年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市大正区平尾五丁目一五番九号

株式会社きみひこ

代表清算人　大城　由美

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番六号

西大寺コート株式会社

代表清算人　小久保和則

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

大阪府吹田市豊津町一―一八エクラート江坂ビル三Ｆ

株式会社イノバティーボ

代表清算人　岡本　昌司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

兵庫県尼崎市西向島町九六―三〇一号室

Ｓｅｒｉｏｕｓ　Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社

代表清算人　何　宇墨

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

兵庫県神戸市兵庫区神田町一六番五―一号
特定非営利活動法人情報技術相互支援協会
清算人　有馬　大史

解散公告

当社は、令和八年六月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

広島市安佐北区口田南七丁目三八番二一―四号
有限会社星野組
清算人　星野　保雄

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期限内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年七月十日

山口県山口市楠木町八―八カンファー二一
合同会社ｏｆｆｉｃｅオカザキ
清算人　岡崎　典博

解散公告

当組合は、令和七年六月二十九日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

愛媛県松山市東川町甲一〇五番地
湯山漁業協同組合
代表清算人　柴田　常則

解散公告

当社は、令和八年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

愛媛県新居浜市観音原町甲二番地の三
ユオン工業株式会社
代表清算人　チャン・ハイ・ユオン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

高知市長浜字コヤノ本三一〇四番一
有限会社西岡製作所
清算人　西岡　正江

解散公告

当法人は、令和八年六月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

高知市南金田五番六号
特定非営利活動法人るーちぇ
清算人　村田　法子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福岡市東区みどりが丘三丁目二番三号
有限会社ハート・コムインターナショナル
清算人　小川みつ子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福岡県久留米市梅満町三八番地一
株式会社ＮＳＫホールディングス
代表清算人　岩永　知樹

解散公告

当社は、令和八年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

福岡県久留米市東町二五番地二四
トリオコーポレーション株式会社
代表清算人　原野　博之

解散公告

当法人は、令和八年六月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

熊本県上益城郡益城町大字馬水六一五番地五
一般社団法人障害者がともに暮らせる地域創生館
代表清算人　東　俊裕

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

熊本県熊本市東区石原一丁目二番八二号
有限会社森脇工業
清算人　森山　健藏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、令和八年九月三十日までにお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

熊本県上益城郡益城町大字辻の城三四五番地一
特定非営利活動法人Silver Life Kumamoto
清算人　堺　幸弘

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

鹿児島県大島郡天城町平土野四六番地一
特定非営利活動法人ＮＰＯニライ・カナイ
清算人　高野　秀作

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

沖縄県糸満市西崎一丁目七番一号ルネサンス西崎二〇二
株式会社プラスアルファ
代表清算人　宮城　博之

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年六月二十日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号
マンション京都白金台マンション建替組合
代表清算人　豊島夕起夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
大阪市城東区成育一丁目七番七号
医療法人成義会
清算人　桝屋加奈子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
富山県砺波市庄川町三谷二一七八番地
宗教法人大安寺
清算人　松本　宣雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二十九日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
大阪市生野区小路一丁目二三番一三号
清福寺
清算人　弁護士　藤田　知美
連絡先　大阪市北区梅田二―四―九ブリーゼタワー一二階弁護士法人イノベンティア

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月十三日山口地方裁判所下関支部の解散命令により、解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
山口県下関市大字清末蔵本第一八三〇番地
宗教法人萩教会
清算人　弁護士　薄井　健太
連絡先　山口県下関市南部町二番七号
弁護士法人ラグーン

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月三十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
宮城県仙台市太白区八木山緑町二一―一〇
宗教法人向山基督教会
清算人　木村　章子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月二日目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢七七番地一
医療法人社団真仁会
清算人　鎌田ゆかり

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月七日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により令和八年六月十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三号
ザ・千里レジデンス二〇二
医療法人藤田整形外科
清算人　藤田　秀隆

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
大阪府高槻市芥川町一丁目一〇番二三号
同得寺
清算人　弁護士　橋本　匡弘
連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年五月二十八日、徳島県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
徳島県徳島市東吉野町二丁目四番地
渭北渭東土地改良区
代表清算人　岸　忠夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月四日高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十日
香川県坂出市久米町一丁目一四番一四号
坂出商工会館３階坂入法律事務所
宗教法人原照寺
清算人　坂入　誠

第三十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	八、二四一、〇〇三
負債の部計	（単位・円）
正味財産の部計	七〇六、六三四
負債及び正味財産の部計	七、五三四、三六九
	八、二四一、〇〇三

令和八年七月十日
東京都練馬区西大泉六丁目一九番二号
特定非営利活動法人サウスユーベエフシー
代表理事　池田　泰二

第二十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
負債及び正味財産の部	五七六、七三〇、八七四
負債の部計	一〇三、〇六五、一五六
正味財産の部計	四七三、六六五、七一八
負債及び正味財産の部計	五七六、七三〇、八七四

令和八年七月十日
東京都千代田区一番町二五番地
特定非営利活動法人日本防災士機構
理事長　松﨑　茂

第十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	単位・千円
流動資産	二七九、三〇四
固定資産	一四一、七三二
資産の部合計	四二一、〇三七
負債及び純資産の部	
流動負債	一四四、〇六五
（賞与引当金）	（五九、二五九）
固定負債	三三、五七六
（退職給付引当金）	（三三、五七六）
負債の部合計	一七七、六四一
株主資本	二四三、三九六
資本金	七五、〇〇〇
資本剰余金	七五、〇〇〇
資本準備金	七五、〇〇〇
利益剰余金	九三、三九六
その他利益剰余金	九三、三九六
（うち当期純利益）	（四二、六九六）
純資産の部合計	二四三、三九六
負債及び純資産の部合計	四二一、〇三七

令和八年六月二十三日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目三番八号
ＫＤＸ新横浜ビル四階
株式会社スリーディー
代表取締役　新野　泰寛

第九期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	五五四、六一七	流動負債	四三九、九五一
固定資産	七〇、〇七一	（賞与引当金）	（一〇〇、九九八）
資産の部合計	六二四、六八八	負債の部合計	四三九、九五一
		株主資本	一八四、七三七
		資本金	一五、〇〇〇
		資本剰余金	一五、〇〇〇
		資本準備金	一五、〇〇〇
		利益剰余金	一五四、七三七
		その他利益剰余金	一五四、七三七
		（うち当期純利益）	（七三、四八〇）
		純資産の部合計	一八四、七三七
		負債及び純資産の部合計	六二四、六八八

令和八年六月十九日

神奈川県川崎市中原区下沼部一七五三番地

株式会社デンソーネクスト

代表取締役　土橋　寛太

第四十三期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	一、三五四、三五九	流動負債	五二六、六〇八
固定資産	三三四、八四三	（賞与引当金）	（七七、四五〇）
資産の部合計	一、六八九、二〇二	（役員賞与引当金）	（三、六二九）
		固定負債	三〇〇、七九一
		（退職給付引当金）	（二八七、一六四）
		（役員退職慰労引当金）	（一三、六二七）
		負債の部合計	八二七、四〇〇
		株主資本	八六一、八〇二
		資本金	一五、〇〇〇
		利益剰余金	八四六、八〇二
		利益準備金	三、七五〇
		その他利益剰余金	八四三、〇五二
		（うち当期純利益）	（八五、六六九）
		純資産の部合計	八六一、八〇二
		負債及び純資産の部合計	一、六八九、二〇二

令和八年六月十九日

愛知県蒲郡市形原町北浜二八番地一

デンソー太陽株式会社

代表取締役　志々場將夫

第三十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	一、九一三、六三六	流動負債	一、〇〇二、三〇二
固定資産	一、二一七、四一三	（賞与引当金）	（四〇九、八九二）
資産の部合計	三、一三一、〇四九	（役員賞与引当金）	（四、七七八）
		（製品保証引当金）	（七〇、八五九）
		固定負債	四九〇、〇〇〇
		（退職給付引当金）	（四七〇、五二〇）
		（役員退職慰労引当金）	（一九、四八〇）
		負債の部合計	一、四九二、三〇二
		株主資本	一、六三八、七四七
		資本金	九五、〇〇〇
		利益剰余金	一、五四三、七四七
		利益準備金	二三、七五〇
		その他利益剰余金	一、五一九、九九七
		（うち当期純利益）	（二三五、三四四）
		純資産の部合計	一、六三八、七四七
		負債及び純資産の部合計	三、一三一、〇四九

令和八年六月十九日

愛知県名古屋市中区錦二丁目一四番一九号

株式会社デンソークリエイト

代表取締役　宮川　英明

第二十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	七二七、〇二五	流動負債	一五七、九二七
固定資産	一二二、〇五三	（賞与引当金）	（三四、〇九二）
資産の部合計	八四九、〇七九	固定負債	三七、五四六
		（退職給付引当金）	（三七、五四六）
		負債の部合計	一九五、四七三
		株主資本	六五三、六〇五
		資本金	四〇、〇〇〇
		資本剰余金	四〇、〇〇〇
		資本準備金	四〇、〇〇〇
		利益剰余金	五七三、六〇五
		その他利益剰余金	五七三、六〇五
		（うち当期純利益）	（一四一、二二二）
		純資産の部合計	六五三、六〇五
		負債及び純資産の部合計	八四九、〇七九

令和八年六月十九日

愛知県安城市里町長根二番地一

株式会社デンソーリマニ

代表取締役　村川　秀明

第二十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	三六八、八九八	流動負債	二四一、三一五
固定資産	一〇〇、八七九	（賞与引当金）	（八三、八三五）
資産の部合計	四六九、七七七	（役員賞与引当金）	（一、九〇六）
		固定負債	五九、三七七
		（退職給付引当金）	（五七、四六九）
		（役員退職慰労引当金）	（一、三八七）
		負債の部合計	三〇〇、六九三
		株主資本	一六九、〇八四
		資本金	一五、〇〇〇
		資本剰余金	八五、〇〇〇
		資本準備金	一五、〇〇〇
		その他資本剰余金	七〇、〇〇〇
		利益剰余金	六九、〇八四
		その他利益剰余金	六九、〇八四
		（うち当期純利益）	（六四、一八九）
		純資産の部合計	一六九、〇八四
		負債及び純資産の部合計	四六九、七七七

令和八年六月二十二日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソーシェアードサービス

代表取締役　加藤　明弥

第二十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	六八五、八四五	流動負債	二九〇、八〇三
固定資産	二九、〇一四	（賞与引当金）	（二三、四三二）
資産の部合計	七一四、八五九	負債の部合計	二九〇、八〇三
		株主資本	四二四、〇五六
		資本金	一〇、〇〇〇
		利益剰余金	四一四、〇五六
		その他利益剰余金	四一四、〇五六
		（うち当期純利益）	（一四〇、七〇九）
		純資産の部合計	四二四、〇五六
		負債及び純資産の部合計	七一四、八五九

令和八年六月十九日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソー郵船トラベル

代表取締役　阿部　司

第六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	五、一五六、五六二	流動負債	五、四五七、五〇九
固定資産	一、四三二、〇二五	（賞与引当金）	（七一九、三六〇）
資産の部合計	六、五八八、五八七	固定負債	四、九九六
		（退職給付引当金）	（四、九九六）
		負債の部合計	五、四六二、五〇五
		株主資本	一、一二六、〇八二
		資本金	五〇、〇〇〇
		資本剰余金	五〇、〇〇〇
		資本準備金	五〇、〇〇〇
		利益剰余金	一、〇二六、〇八二
		その他利益剰余金	一、〇二六、〇八二
		（うち当期純利益）	（一九八、六六六）
		純資産の部合計	一、一二六、〇八二
		負債及び純資産の部合計	六、五八八、五八七

令和八年六月二十三日

愛知県日進市米野木町南山五〇〇番地一

株式会社ミライズテクノロジーズ

代表取締役　松ケ谷和沖

第三十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一〇、〇〇〇、〇五六
固定資産	一一、〇三五、六四七
資産の部合計	二一、〇三五、七〇四
負債及び純資産の部	
流動負債	八、一四六、〇九五
（賞与引当金）	（五八五、八六四）
固定負債	二六二、九一二
（退職給付引当金）	（二六一、三一二）
（役員退職慰労引当金）	（一、六〇〇）
負債の部合計	八、四〇九、〇〇七
株主資本	一二、六二六、六九六
資本金	三一〇、〇〇〇
利益剰余金	一二、三一六、六九六
利益準備金	七七、五〇〇
その他利益剰余金	一二、二三九、一九六
（うち当期純利益）	（二、七二八、一七二）
純資産の部合計	一二、六二六、六九六
負債及び純資産の部合計	二一、〇三五、七〇四

令和八年六月十九日

三重県三重郡菰野町大強原赤坂二四六〇番地

株式会社デンソートリム

代表取締役社長　山下　大輔

第十八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	三七七、四六〇
固定資産	一五〇、二八三
資産の部合計	五二七、七四四
負債及び純資産の部	
流動負債	二〇三、五六八
（賞与引当金）	（六〇、二八二）
固定負債	九〇、三六〇
（退職給付引当金）	（七九、四八五）
（役員退職慰労引当金）	（一〇、八七五）
負債の部合計	二九三、九二八
株主資本	二三三、八一五
資本金	三〇、〇〇〇
資本剰余金	三〇、〇〇〇
資本準備金	三〇、〇〇〇
利益剰余金	一七三、八一五
その他利益剰余金	一七三、八一五
（うち当期純利益）	（五八、三五五）
純資産の部合計	二三三、八一五
負債及び純資産の部合計	五二七、七四四

令和八年六月十七日

三重県いなべ市大安町鍋坂二四三〇番地一

株式会社デンソーパワトレインテクノロジーズ

代表取締役　小久保直樹

第五十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	五、三三七、八八六
固定資産	一、八八二、三九一
資産の部合計	七、二二〇、二七七
負債及び純資産の部	
流動負債	三、二七〇、四〇五
（賞与引当金）	（一八八、四一八）
（役員賞与引当金）	（二、五七一）
固定負債	二四三、七五四
（退職給付引当金）	（二一七、六六五）
（役員退職慰労引当金）	（一四、六五〇）
負債の部合計	三、五一四、一五九
株主資本	三、七〇六、一一七
資本金	九三、五〇〇
資本剰余金	七三、五〇〇
その他資本剰余金	七三、五〇〇
利益剰余金	三、五三九、一一七
利益準備金	二三、四〇〇
その他利益剰余金	三、五一五、七一七
（うち当期純利益）	（六一五、四九六）
純資産の部合計	三、七〇六、一一七
負債及び純資産の部合計	七、二二〇、二七七

令和八年六月十九日

岡山県真庭市三田二二〇番地

株式会社デンソー勝山

代表取締役　石原　佳樹

公益信託はぎ大学支援市民基金第二十七期決算公告

一、事業概要

萩市内在住の四年制大学に在籍する留学生三名に奨学金合計五万六千七百九十円を給付した。

二、財産目録　（令和八年三月三十一日現在）

資産合計	二、三四八、三七三円
負債合計	〇円
正味信託財産	二、三四八、三七三円

令和八年七月十日

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号

公益信託はぎ大学支援市民基金

受託者　株式会社山口銀行

公益信託恩村重成奨学基金第三十一期決算公告

一、事業概要

山口県の高等学校を卒業して大学に進学した者に対する奨学金育英事業として、奨学生八名を対象に奨学金合計三百九万六千円を給付した。

二、財産目録　（令和八年三月三十一日現在）

資産合計	一七、六二三、七一七円
負債合計	〇円
正味信託財産	一七、六二三、七一七円

令和八年七月十日

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号

公益信託恩村重成奨学基金

受託者　株式会社山口銀行

第 43 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　札幌市白石区東札幌５条４丁目３番20号

株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道

代表取締役社長　長内　和彦

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,948,887	流動負債	1,055,614
固定資産	1,783,336	（賞与引当金）	(100,126)
		固定負債	1,245,566
		（退職給付引当金）	(1,173,788)
		（役員退職慰労引当金）	(5,987)
		株主資本	1,431,042
		資本金	60,000
		利益剰余金	1,371,042
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,356,042
		（うち当期純損失）	(11,179)
資産合計	3,732,223	負債・純資産合計	3,732,223

第54期決算公告　令和８年７月10日
北海道河東郡士幌町字士幌西２線145番地の１
株式会社十勝パッケージ
代表取締役　中橋　光男
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	460,323
	固定資産	27,157
	合計	487,480
負債及び純資産の部	流動負債	250,965
	固定負債	17,144
	株主資本	219,371
	資本金	10,000
	利益剰余金	209,371
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	206,871
	（うち当期純利益）	（△5,395）
	合計	487,480

第38期決算公告
令和８年７月10日
札幌市白石区東札幌２条３丁目３番27号
つうけんビジネス株式会社
代表取締役社長　柴田　修
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	557,742
	固定資産	235,462
	合計	793,204
負債及び純資産の部	流動負債	302,249
	固定負債	37,827
	株主資本	435,951
	資本金	20,000
	利益剰余金	415,951
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	410,951
	（うち当期純利益）	（39,773）
	評価・換算差額等	17,176
	合計	793,204

第42期決算公告　令和８年６月24日
北海道苫小牧市晴海町43番地53
大北運輸株式会社
代表取締役　加藤　千博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	506,339
	固定資産	237,304
	資産合計	743,642
負債及び純資産の部	流動負債	376,401
	（賞与引当金）	（29,198）
	固定負債	21,321
	退職給付引当金	21,321
	株主資本	345,920
	資本金	90,000
	利益剰余金	255,920
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	254,920
	（うち当期純利益）	（24,345）
	負債・純資産合計	743,642

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①一般財団法人岩見沢振興公社　②北海道知事空知(16)第45号　③理事長　飯川正裕　④北海道岩見沢市有明町南１番地20　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道岩見沢市有明町南１番地20　一般財団法人岩見沢振興公社　理事長　飯川正裕

①高原ライフ　②栃木県知事(8)3606　③村井敦　④栃木県那須郡那須町大字湯本554―４　⑤1000万円　⑥栃木県知事　⑦栃木県那須郡那須町大字湯本554―４　高原ライフ　村井敦

①富士屋旅館合同会社　②関整特事第44号　③代表社員　富士屋旅館投資株式会社　職務執行者　鈴木雅之　④東京都港区元赤坂一丁目７―1209号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂一丁目７―1209号　富士屋旅館合同会社　代表社員　富士屋旅館投資株式会社　職務執行者　鈴木雅之

①株式会社イトーヨーカ堂　②東京都知事(5)85728　③代表取締役　真船幸夫　④東京都千代田区二番町８番地８　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区二番町８番地８　株式会社イトーヨーカ堂　代表取締役　真船幸夫

①合同会社ＣＨ不動産２　②関整特事第407号　③代表社員　一般社団法人ＣＨ不動産　職務執行者　矢作大　④東京都中央区新川一丁目17番24号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区新川一丁目17番24号　合同会社ＣＨ不動産２　代表社員　一般社団法人ＣＨ不動産　職務執行者　矢作大

①株式会社エイチピーデイコーポレーション　②国土交通大臣(7)5324　③代表取締役　矢間冬樹　④主たる事務所　大阪府大阪市淀川区東三国二丁目32番13号　廃止した従たる事務所　沖縄県国頭郡恩納村山田3425番地２　ルネッサンスリゾートオキナワ　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市淀川区東三国二丁目32番13号　株式会社エイチピーデイコーポレーション　代表取締役　矢間冬樹

第37期決算公告

令和８年６月23日
青森県八戸市北インター工業団地一丁目４番43号
株式会社八戸インテリジェントプラザ
代表取締役社長　熊谷　雄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	479,971
	固定資産	456,475
	合計	936,446
負純資債産及のび部	流動負債	10,094
	固定負債	59,396
	株主資本	866,956
	資本金	100,000
	資本剰余金	604,151
	その他資本剰余金	604,151
	利益剰余金	162,804
	その他利益剰余金	162,804
	（うち当期純利益）	(8,382)
	合計	936,446

第53期決算公告

令和８年６月22日
青森市東大野二丁目１番地15
株式会社青森県農協電算センター
代表取締役社長　乙部　輝雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,293,691
	固定資産	1,267,679
	合計	2,561,370
負純資債産及のび部	流動負債	88,656
	（賞与引当金）	(9,784)
	固定負債	915,819
	（退職給付引当金）	(40,642)
	株主資本	1,556,895
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,456,895
	その他利益剰余金	1,456,895
	（うち当期純利益）	(76,426)
	合計	2,561,370

第8期決算公告

令和８年６月25日
青森市新町二丁目２番11号
げんねんワークサポート株式会社
代表取締役　林　　芳昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,738
	固定資産	26,991
	合計	109,730
負純資債産及のび部	流動負債	22,476
	固定負債	10,482
	株主資本	76,771
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,771
	その他利益剰余金	66,771
	（うち当期純利益）	(18,485)
	合計	109,730

第69期決算公告

令和８年６月９日
岩手県盛岡市青山一丁目18―８
株式会社イワベニ
代表取締役　木村　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	671,991
	固定資産	638,964
	合計	1,310,954
負純資債産及のび部	流動負債	424,975
	固定負債	47,928
	株主資本	838,050
	資本金	20,000
	利益剰余金	818,650
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	813,650
	（うち当期純利益）	(44,977)
	自己株式	△　600
	合計	1,310,954

第54期決算公告

令和８年６月25日
岩手県盛岡市中央通一丁目２番５号
いわぎんリース株式会社
代表取締役社長　新里　真士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,197,467
	固定資産	67,401
	合計	17,264,868
負純資債産及のび部	流動負債	9,493,897
	固定負債	3,624,193
	株主資本	4,146,776
	資本金	30,000
	資本剰余金	374,100
	利益剰余金	3,744,326
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	3,714,326
	（うち当期純利益）	(126,080)
	自己株式	△1,650
	合計	17,264,868

2026年３月期決算公告

2026年７月10日
青森県黒石市追子野木二丁目248番地の１
青森オリンパス株式会社
代表取締役　田中　　亮

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,887
	固定資産	1,001
	合計	6,888
負純資債産及のび部	流動負債	2,852
	固定負債	2,097
	株主資本	1,939
	資本金	26
	利益剰余金	1,913
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	1,906
	（うち当期純利益）	(481)
	合計	6,888

第92期決算公告

令和８年７月10日
仙台市青葉区上愛子字松原47番地の19
塚田電気工事株式会社
代表取締役　櫻田　勝信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	447,786
	固定資産	201,294
	合計	649,081
負純資債産及のび部	流動負債	108,952
	（賞与引当金）	(16,545)
	固定負債	23,765
	退職給付引当金	23,765
	株主資本	516,363
	資本金	50,000
	利益剰余金	466,363
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	453,863
	（うち当期純利益）	(71,746)
	合計	649,081

第10期決算公告

令和８年７月10日
宮城県多賀城市栄二丁目217番地６
宮城りんかいアスコン株式会社
代表取締役　川嶋　滋人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	288,845
	合計	288,845
負純資債産及のび部	流動負債	586,317
	固定負債	2,000
	株主資本	△299,472
	資本金	10,000
	利益剰余金	△309,472
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△311,972
	（うち当期純損失）	(132,875)
	合計	288,845

第46期決算公告

令和８年７月10日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目５番１号
東北送配電サービス株式会社
取締役社長　佐藤　修一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,456,759
	固定資産	2,772,529
	合計	6,229,289
負純資債産及のび部	流動負債	2,162,570
	固定負債	1,532,818
	株主資本	2,533,900
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,493,900
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,483,900
	（うち当期純利益）	(154,772)
	合計	6,229,289

令和８年３月期決算公告

令和８年７月10日
福島県二本松市高田100番地
テクノメタル株式会社
代表取締役　本田　　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,497
	固定資産	5,142
	合計	11,640
負純資債産及のび部	流動負債	5,173
	固定負債	5,409
	株主資本	1,057
	資本金	100
	資本剰余金	589
	利益剰余金	367
	利益準備金	287
	その他利益剰余金	80
	（うち当期純利益）	(710)
	合計	11,640

第46期決算公告

令和８年６月19日
山形県東村山郡中山町大字長崎8039番地
株式会社中山町商工観光公社
代表取締役　神保　勝也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,123
	固定資産	7,808
	合計	72,931
負純資債産及のび部	流動負債	8,011
	株主資本	64,920
	資本金	16,800
	利益剰余金	51,775
	利益準備金	3,800
	その他利益剰余金	47,975
	（うち当期純利益）	(496)
	自己株式	△3,655
	合計	72,931

第39期決算公告

令和８年７月10日
仙台市宮城野区扇町三丁目１番５号
近代建設株式会社
代表取締役　大谷　卓也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	481,822
	固定資産	1,190
	合計	483,013
負純資債産及のび部	流動負債	148,304
	株主資本	334,708
	資本金	25,000
	利益剰余金	309,708
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	303,458
	（うち当期純利益）	(1,030)
	合計	483,013

第 40 期 決 算 公 告

2026年６月26日
栃木県宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地５
株式会社とちぎんビジネスサービス
代表取締役　田口　和弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,782
	固定資産	3,479
	合計	141,261
負純資産及のび部	流動負債	17,542
	固定負債	9,473
	株主資本	114,246
	資本金	20,000
	利益剰余金	94,246
	その他利益剰余金	94,246
	（うち当期純利益）	(1,775)
	合計	141,261

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
茨城県猿島郡五霞町大字江川2585－１
クリタ・ケミカル製造株式会社
代表取締役　川井　正也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,998,707
	固定資産	606,132
	合計	3,604,839
負純資産及のび部	流動負債	1,286,164
	固定負債	73,166
	株主資本	2,245,509
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,195,509
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,183,009
	（うち当期純利益）	(280,588)
	合計	3,604,839

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
茨城県つくば市千現１丁目２番１号
中和科学株式会社
代表取締役社長　張　　晗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	139,389
	固定資産	6,791
	資産合計	146,180
負純資産及のび部	流動負債	6,956
	株主資本	139,224
	資本金	69,962
	資本剰余金	59,962
	資本準備金	59,962
	利益剰余金	9,299
	その他利益剰余金	9,299
	（うち当期純利益）	(9,299)
	負債・純資産合計	146,180

第 30 期決算公告

2026年６月26日
栃木県宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地６
株式会社とちぎん集中事務センター
代表取締役　印南　誠人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,344
	固定資産	62
	合計	134,406
負純資産及のび部	流動負債	45,208
	賞与引当金	25,224
	その他	19,984
	固定負債	37,110
	退職給付引当金	37,110
	株主資本	52,088
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,088
	その他利益剰余金	42,088
	（うち当期純利益）	(1,815)
	合計	134,406

第 34 期 決 算 公 告

2026年６月26日
栃木県宇都宮市松が峰１丁目３番20号
株式会社とちぎんリーシング
代表取締役　橋本　佳明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,649,979
	固定資産	20,991
	合計	10,670,970
負純資産及のび部	流動負債	1,550,142
	固定負債	4,544,927
	株主資本	4,575,901
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,545,901
	利益準備金	5,700
	その他利益剰余金	4,540,201
	（うち当期純利益）	(119,693)
	合計	10,670,970

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
栃木県宇都宮市江野町１番12号
株式会社とちぎんカード・サービス
代表取締役　杉本　雅彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,185,491
	固定資産	162,801
	合計	4,348,292
負純資産及のび部	流動負債	1,916,091
	固定負債	15,657
	株主資本	2,416,544
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,396,544
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	2,391,344
	（うち当期純利益）	(90,827)
	合計	4,348,292

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬222番地
朝日ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　富田　一志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,781
	固定資産	286,775
	合計	387,556
負純資産及のび部	流動負債	73,891
	固定負債	100,738
	株主資本	212,926
	資本金	30,000
	利益剰余金	182,926
	利益準備金	5,672
	その他利益剰余金	177,254
	（うち当期純利益）	(17,478)
	合計	387,556

第 26 期決算公告

2026年６月19日
群馬県高崎市元島名町1145番
東武物流サービス株式会社
代表取締役　深代　　尚

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,708,783
	固定資産	477,061
	資産合計	3,185,844
負純資産及のび部	流動負債	326,284
	固定負債	9,247
	株主資本	2,850,312
	資本金	34,000
	資本剰余金	268,896
	資本準備金	268,896
	利益剰余金	2,547,416
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	2,538,916
	（うち当期純利益）	(305,190)
	負債・純資産合計	3,185,844

第 51 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
栃木県鹿沼市茂呂901番地
株式会社ケイピー
代表取締役　前野　恭徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	486,385
	固定資産	685,682
	合計	1,172,067
負純資産及のび部	流動負債	870,727
	固定負債	11,092
	株主資本	290,248
	資本金	80,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	190,248
	その他利益剰余金	190,248
	（うち当期純利益）	(13,339)
	合計	1,172,067

第 25 期決算公告

2026年６月19日
埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目13番25号
株式会社埼玉ロジテム
代表取締役　野田　尚次

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	544,119
	固定資産	127,906
	資産合計	672,025
負純資産及のび部	流動負債	1,933,977
	固定負債	115,634
	株主資本	△1,377,586
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,387,586
	その他利益剰余金	△1,387,586
	（うち当期純損失）	(210,730)
	負債・純資産合計	672,025

第 25 期決算公告

2026年６月19日
埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目13番25号
株式会社東海ロジテム
代表取締役　関口　　博

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	831,178
	固定資産	272,432
	資産合計	1,103,610
負純資産及のび部	流動負債	219,729
	固定負債	160,590
	株主資本	723,291
	資本金	10,000
	利益剰余金	713,291
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	710,791
	（うち当期純利益）	(25,399)
	負債・純資産合計	1,103,610

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
埼玉県所沢市松葉町11番１号
ニプロセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役　小林　　進

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,435
	固定資産	3,539
	資産合計	52,974
負純資産及のび部	流動負債	22,713
	（うち賞与引当金）	(2,446)
	株主資本	30,260
	資本金	15,000
	資本剰余金	76,315
	その他資本剰余金	76,315
	利益剰余金	△61,055
	その他利益剰余金	△61,055
	（うち当期純利益）	(6,474)
	負債・純資産合計	52,974

第63期決算公告　令和８年６月26日
千葉県山武市松尾町下之郷692－３
レヂノルーフテック株式会社
取締役社長　江森　邦夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	812
	固定資産	629
	資産合計	1,441
負債及び純資産の部	流動負債	399
	固定負債	29
	退職給付引当金	15
	その他引当金	13
	株主資本	1,012
	資本金	100
	利益剰余金	912
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	887
	（うち当期純利益）	(47)
	負債・純資産合計	1,441

第23期決算公告
令和８年６月24日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目１番地
ティーエイアンドシー株式会社
代表取締役社長　大和　武史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	264,960
	固定資産	31,273
	資産合計	296,233
負債及び純資産の部	流動負債	79,824
	固定負債	973
	株主資本	215,435
	資本金	50,000
	利益剰余金	165,435
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	152,935
	（うち当期純利益）	(30,472)
	負債・純資産合計	296,233

第９期決算公告
令和８年６月30日
千葉市中央区新宿二丁目１番24号
株式会社千葉パワーテクノ
代表取締役　釜谷　幹夫
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	793,878
	固定資産	689,139
	合計	1,483,017
負債及び純資産の部	流動負債	549,117
	固定負債	259,928
	株主資本	673,972
	資本金	50,000
	利益剰余金	623,972
	その他利益剰余金	623,972
	（うち当期純利益）	(40,432)
	合計	1,483,017

第２期決算公告
令和８年６月23日
東京都中央区日本橋堀留町１－９－６
オルタナ信託株式会社
代表取締役　池田　匠作
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	738,268
	固定資産	27,033
	資産合計	765,301
負債及び純資産の部	流動負債	46,574
	株主資本	718,726
	資本金	332,500
	資本剰余金	332,500
	資本準備金	332,500
	利益剰余金	53,726
	その他利益剰余金	53,726
	（うち当期純利益）	(55,068)
	負債・純資産合計	765,301

第１期決算公告
令和８年７月10日
東京都中央区日本橋本町二丁目３番11号
RIBS株式会社
代表取締役　大木　隆生
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	304,681
	固定資産	18,181
	資産合計	322,863
負債及び純資産の部	流動負債	36,863
	株主資本	285,999
	資本金	100,000
	資本剰余金	251,550
	資本準備金	175,275
	その他資本剰余金	76,275
	利益剰余金	△65,550
	その他利益剰余金	△65,550
	（うち当期純損失）	(65,550)
	負債・純資産合計	322,863

第26期決算公告
令和８年６月26日
千葉県柏市柏691－26
株式会社どんぐりソフト
代表取締役　栗本　真吾
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	246,350
	固定資産	66,532
	合計	312,882
負債及び純資産の部	流動負債	176,811
	固定負債	125,920
	株主資本	10,151
	資本金	5,000
	利益剰余金	5,151
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	3,901
	（うち当期純利益）	(10,779)
	合計	312,882

第19期決算公告
令和８年６月18日
東京都港区芝四丁目１番28号
ＰＭＯ田町Ⅲ
ＮＥＣチャイナ・ソフトジャパン株式会社
代表取締役　唐澤　直之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,189,305
	固定資産	134,226
	資産合計	1,323,531
負債及び純資産の部	流動負債	899,107
	株主資本	424,424
	資本金	30,000
	利益剰余金	394,424
	その他利益剰余金	394,424
	（うち当期純利益）	(46,819)
	負債・純資産合計	1,323,531

第11期決算公告
令和８年７月10日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
ＮＦパワーサービス株式会社
代表取締役　野本　修司
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	943,582
	固定資産	5,433
	資産合計	949,015
負債及び純資産の部	流動負債	99,240
	固定負債	—
	株主資本	849,775
	資本金	100,000
	利益剰余金	749,775
	その他利益剰余金	749,775
	（うち当期純利益）	(68,413)
	負債・純資産合計	949,015

第４期決算公告
2026年６月23日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
OPTECH ENERGY株式会社
代表取締役　浅岡　　裕
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	356
	固定資産	39
	合計	396
負債及び純資産の部	流動負債	78
	株主資本	318
	資本金	322
	資本剰余金	322
	資本準備金	322
	利益剰余金	△326
	その他利益剰余金	△326
	（うち当期純損失）	(141)
	合計	396

第６期決算公告
令和８年７月10日
東京都港区北青山一丁目３番３号
ＥＴＣソリューションズ株式会社
代表取締役社長　溝口　純生
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,122
	固定資産	4,878
	資産合計	84,001
負債及び純資産の部	流動負債	40,384
	株主資本	43,616
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△56,383
	その他利益剰余金	△56,383
	（うち当期純損失）	(7,972)
	負債・純資産合計	84,001

第10期決算公告
令和８年６月18日
東京都豊島区南長崎四丁目20番５号
アーバン南長崎ビル４Ｆ
Ｑ－ｎｉｎｅ株式会社
代表取締役　春田　康行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	330,559
	固定資産	7,391
	資産合計	337,950
負債及び純資産の部	流動負債	175,324
	固定負債	29,700
	株主資本	132,926
	資本金	3,000
	利益剰余金	129,926
	その他利益剰余金	129,926
	（うち当期純損失）	(42,825)
	負債・純資産合計	337,950

第29期決算公告　令和８年６月30日
東京都八王子市明神町二丁目24番６号
株式会社多摩ケイテクノ
代表取締役　鈴木　康正
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	470,391
	固定資産	19,656
	資産合計	490,047
負債及び純資産の部	流動負債	126,549
	固定負債	12,118
	株主資本	351,380
	資本金	50,000
	資本剰余金	45,406
	資本準備金	45,406
	利益剰余金	255,974
	その他利益剰余金	255,974
	（うち当期純利益）	(32,861)
	負債・純資産合計	490,047

第43期決算公告　令和８年６月23日
東京都千代田区内神田三丁目２番８号
財形信用保証株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	359,704
	固定資産	3,298,886
	資産合計	3,658,591
負債及び純資産の部	流動負債	100,525
	固定負債	778,523
	株主資本	2,644,852
	資本金	470,000
	利益剰余金	2,174,852
	利益準備金	51,700
	その他利益剰余金	2,123,152
	（うち当期純利益）	(95,877)
	評価・換算差額等	134,691
	その他有価証券評価差額金	134,691
	負債・純資産合計	3,658,591

第９期決算公告　令和８年６月23日
東京都千代田区内神田一丁目２番10号
ＺＭクロッププロテクション株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,331
	固定資産	288
	資産合計	4,619
負債及び純資産の部	流動負債	4,502
	固定負債	0
	役員退職慰労引当金	0
	株主資本	564
	資本金	280
	資本剰余金	280
	資本準備金	280
	利益剰余金	4
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純損失）	(114)
	評価・換算差額等	△447
	負債・純資産合計	4,619

第９期決算公告　令和８年６月30日
東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号
株式会社ＥＮＪＩＮ
代表取締役社長　笠原　基弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,729,500
	固定資産	969,130
	資産合計	3,698,631
負債及び純資産の部	流動負債	1,725,695
	固定負債	120,024
	株主資本	1,852,911
	資本金	60,700
	資本剰余金	1,081,300
	資本準備金	566,000
	その他資本剰余金	515,300
	利益剰余金	710,911
	その他利益剰余金	710,911
	（うち当期純利益）	(74,867)
	負債・純資産合計	3,698,631

第12期決算公告
令和８年７月10日
東京都渋谷区代々木五丁目14番12号
ＪＥＴテクニカルサービス株式会社
代表取締役　鈴木　一弘
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,942
	固定資産	0
	合計	30,942
負債及び純資産の部	流動負債	354
	株主資本	30,587
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,587
	その他利益剰余金	20,587
	（うち当期純損失）	(1,270)
	合計	30,942

第２期決算公告　令和８年７月10日
東京都千代田区神田神保町二丁目11番15号２Ｆ
ペアポイントアジアパシフィック株式会社
代表取締役　馬場　俊朗
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,523
	固定資産	5,186
	合計	76,709
負債及び純資産の部	流動負債	27,275
	株主資本	49,434
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△150,566
	その他利益剰余金	△150,566
	（うち当期純損失）	(148,797)
	合計	76,709

第126期決算公告　令和８年６月30日
東京都港区芝浦四丁目３番４号
清協ライフ株式会社
代表取締役社長　清田　雅弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,508
	固定資産	819,947
	合計	931,455
負債及び純資産の部	流動負債	16,933
	固定負債	247,884
	株主資本	666,638
	資本金	10,000
	資本剰余金	152
	（資本準備金）	(152)
	利益剰余金	656,486
	（利益準備金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(653,986)
	（うち当期純利益）	(36,242)
	合計	931,455

第９期決算公告
令和８年７月10日
東京都豊島区駒込三丁目３番20号
株式会社水岩
代表取締役社長　鈴木　俊一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,168
	固定資産	12
	資産合計	57,181
負債及び純資産の部	流動負債	223,523
	株主資本	△166,342
	資本金	8,000
	利益剰余金	△174,342
	その他利益剰余金	△174,342
	（うち当期純損失）	(34,357)
	負債・純資産合計	57,181

第75期決算公告
令和８年７月10日
東京都豊島区駒込三丁目３番20号
水岩運送株式会社
代表取締役社長　鈴木　俊一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	783,111
	固定資産	321,008
	資産合計	1,104,119
負債及び純資産の部	流動負債	1,218,579
	固定負債	74,316
	株主資本	△188,775
	資本金	60,000
	資本剰余金	7,000
	その他資本剰余金	7,000
	利益剰余金	△255,775
	その他利益剰余金	△255,775
	（うち当期純損失）	(362,334)
	負債・純資産合計	1,104,119

第７期決算公告　令和８年６月15日
東京都港区六本木四丁目８番６号
ＴＥＬＡＳＡ株式会社
代表取締役社長　鈴木　正成
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,023,882
	固定資産	661,529
	資産合計	6,685,411
負債及び純資産の部	流動負債	2,490,426
	株主資本	4,194,984
	資本金	50,000
	資本剰余金	86,325
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	36,325
	利益剰余金	4,058,659
	その他利益剰余金	4,058,659
	（うち当期純損失）	(95,665)
	負債・純資産合計	6,685,411

第９期決算公告
令和８年７月10日
東京都豊島区駒込三丁目３番20号
水岩運送株式会社
（旧：水岩デジタルデザイン株式会社）
代表取締役社長　鈴木　俊一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,878
	資産合計	2,878
負債及び純資産の部	流動負債	450
	株主資本	2,427
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,572
	その他利益剰余金	△2,572
	（うち当期純損失）	(182)
	負債・純資産合計	2,878

第９期決算公告
令和８年７月10日
東京都豊島区駒込三丁目３番20号
水岩運送株式会社
（旧：株式会社Ｍｉｒａｉ３Ｒ）
代表取締役社長　鈴木　俊一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,173
	固定資産	50
	資産合計	17,223
負債及び純資産の部	流動負債	31,538
	株主資本	△14,314
	資本金	8,000
	利益剰余金	△22,314
	その他利益剰余金	△22,314
	（うち当期純損失）	(406)
	負債・純資産合計	17,223

第９期決算公告
令和８年７月10日
東京都豊島区駒込三丁目３番20号
ＭＩホールディングス株式会社
代表取締役社長　鈴木　俊一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	37,709
	固定資産	103,637
	資産合計	141,347
負債及び純資産の部	流動負債	45,120
	株主資本	96,226
	資本金	10,000
	資本剰余金	80,000
	その他資本剰余金	80,000
	利益剰余金	6,226
	その他利益剰余金	6,226
	（うち当期純損失）	(9,123)
	負債・純資産合計	141,347

第 61 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都立川市柴崎町三丁目６番29号
東京中央都市開発株式会社
代表取締役　小澤　真也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,381
	固定資産	12,561
	資産合計	17,942
負純資債産及のび部	流動負債	367
	固定負債	14,078
	株主資本	3,496
	資本金	12
	利益剰余金	3,485
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	3,482
	（うち当期純利益）	(44)
	自己株式	△1
	負債・純資産合計	17,942

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都港区東新橋二丁目５番12号
株式会社ペスコ
代表取締役　徳永　博昭

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	956,879
	固定資産	21,459
	合計	978,338
負純資債産及のび部	流動負債	94,477
	株主資本	883,861
	資本金	20,000
	利益剰余金	863,861
	利益準備金	4,530
	その他利益剰余金	859,331
	（うち当期純利益）	(44,394)
	合計	978,338

第 33 期決算公告

令和８年６月12日
東京都中央区銀座４丁目７番５号
株式会社王子ホール
代表取締役社長　桑原　　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	277,992
	固定資産	36,545
	資産合計	314,537
負純資債産及のび部	流動負債	140,933
	固定負債	99,254
	負債合計	240,187
	株主資本	74,350
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,350
	その他利益剰余金	64,350
	（うち当期純利益）	(4,840)
	純資産合計	74,350
	負債・純資産合計	314,537

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都台東区東上野六丁目９番３号
株式会社メトロプロパティーズ
代表取締役　黒須　良行

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,715,600
	固定資産	1,876,703
	資産合計	6,592,304
負純資債産及のび部	流動負債	1,160,408
	固定負債	2,154,755
	株主資本	3,277,139
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,267,139
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,264,639
	（うち当期純利益）	(653,092)
	負債・純資産合計	6,592,304

第７期決算公告

2026年７月10日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
株式会社双日イノベーション・テクノロジー研究所
代表取締役　安食　嘉晴

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,436
	固定資産	8,724
	合計	104,161
負純資債産及のび部	流動負債	58,141
	（賞与引当金）	(16,312)
	株主資本	46,019
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	36,019
	その他利益剰余金	36,019
	（うち当期純利益）	(12,317)
	合計	104,161

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都千代田区大手町二丁目１番１号
東京ベイリゾート開発株式会社
代表取締役　小澤　真也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	488
	固定資産	17,661
	資産合計	18,149
負純資債産及のび部	流動負債	67
	固定負債	19,927
	株主資本	△1,845
	資本金	50
	資本剰余金	40
	資本準備金	40
	利益剰余金	△1,935
	その他利益剰余金	△1,935
	（うち当期純損失）	(48)
	負債・純資産合計	18,149

第 14 期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区内神田１―15―16
第２福利久ビル６階
株式会社ＮＰＣ
代表取締役社長　森久保隆彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	51,574,200
	固定資産	2,740,199
	資産合計	54,314,399
負純資債産及のび部	流動負債	1,053,863
	株主資本	53,260,536
	資本金	25,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	3,260,536
	その他利益剰余金	3,260,536
	（うち当期純利益）	(1,223,895)
	負債・純資産合計	54,314,399

第 34 期決算公告

令和８年７月10日
東京都千代田区大手町一丁目９番２号
株式会社価値総合研究所
代表取締役　佐久間　剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,902,003
	固定資産	175,356
	資産合計	2,077,359
負純資債産及のび部	流動負債	225,830
	固定負債	55,692
	株主資本	1,795,836
	資本金	75,000
	資本剰余金	147
	利益剰余金	1,720,688
	利益準備金	15,859
	その他利益剰余金	1,704,829
	（うち当期純利益）	(47,207)
	負債・純資産合計	2,077,359

第 27 期決算公告

令和８年７月10日
東京都千代田区平河町２丁目７番５号
株式会社コムデザイン
代表取締役　寺尾　憲二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,101,414
	固定資産	233,732
	合計	1,335,147
負純資債産及のび部	流動負債	259,440
	株主資本	1,075,706
	資本金	76,200
	資本剰余金	9,860
	（資本準備金）	(9,860)
	利益剰余金	989,645
	（利益準備金）	(9,190)
	（その他利益剰余金）	(980,455)
	（うち当期純利益）	(288,831)
	合計	1,335,147

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
神奈川県横浜市緑区いぶき野１番地21
高住研キヨタ株式会社
代表取締役社長　坂巻　道修

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	144,551
	固定資産	16,369
	合計	160,920
負純資債産及のび部	流動負債	93,188
	（うち賞与引当金）	(13,488)
	固定負債	7,634
	株主資本	60,098
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,098
	その他利益剰余金	50,098
	（うち当期純利益）	(1,592)
	合計	160,920

第１期決算公告

令和８年６月17日
東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社
ＰＡＳＯＮＡ　ＶＩＶ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　仲瀬　裕子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,544
	固定資産	940
	合計	49,485
負純資債産及のび部	流動負債	1,307
	株主資本	48,177
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△1,822
	その他利益剰余金	△1,822
	（うち当期純損失）	(1,822)
	合計	49,485

第２期決算公告

令和８年６月29日
東京都杉並区西荻北３丁目42番２号
三晃証券ウェルスマネジメント株式会社
代表取締役　渡邉　義文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,610
	固定資産	1,205
	資産合計	155,816
負純資債産及のび部	流動負債	41,022
	固定負債	210
	株主資本	114,584
	資本金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	34,584
	その他利益剰余金	34,584
	（うち当期純利益）	(35,462)
	合計	155,816

2026年３月期決算公告　2026年７月10日
長野県上伊那郡辰野町伊那富6789
長野オリンパス株式会社
代表取締役　田中　亮
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,944
	固定資産	743
	合計	4,687
負債及び純資産の部	流動負債	2,725
	固定負債	1,123
	株主資本	839
	資本金	100
	資本剰余金	419
	資本準備金	419
	利益剰余金	320
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	295
	（うち当期純利益）	(842)
	合計	4,687

第45期決算公告
令和８年７月10日
長野県上田市富士山2416番地５
株式会社カワベ工業
代表取締役　木戸　優一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,879
	固定資産	52,716
	合計	101,595
負債及び純資産の部	流動負債	12,589
	固定負債	226,156
	株主資本	△137,150
	資本金	10,000
	利益剰余金	△147,150
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△149,650
	（うち当期純損失）	(37,357)
	合計	101,595

第75期決算公告
令和８年７月10日
長野市市場６番地２
ファーストデリカ株式会社
代表取締役　吉田　宏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	89,434
	固定資産	1,349
	合計	90,783
負債及び純資産の部	流動負債	136,028
	固定負債	894
	株主資本	△46,139
	資本金	40,000
	利益剰余金	△86,139
	利益準備金	2,120
	その他利益剰余金	△88,260
	（うち当期純損失）	(68,551)
	合計	90,783

第60期決算公告
令和８年７月10日
岐阜県土岐市泉町久尻1460番地の１
土岐可鍛工業株式会社
代表取締役　紺野　敏之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	771,533
	固定資産	734,315
	合計	1,505,848
負債及び純資産の部	流動負債	333,511
	固定負債	136,323
	株主資本	1,036,014
	資本金	180,000
	利益剰余金	856,014
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	811,014
	（うち当期純利益）	(94,999)
	合計	1,505,848

第17期決算公告
2026年６月25日
岐阜市若宮町９丁目16番地
九州メガソーラー株式会社
代表取締役　髙木　伸二
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	150
	固定資産	950
	合計	1,100
負債及び純資産の部	流動負債	130
	固定負債	359
	株主資本	611
	資本金	68
	利益剰余金	543
	その他利益剰余金	543
	（うち当期純利益）	(59)
	合計	1,100

第45期決算公告　令和８年７月10日
岐阜市吉津町２丁目１番地
しんきん総合リース株式会社
代表取締役社長　伊藤　智之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14,862
	固定資産	1,146
	合計	16,008
負債及び純資産の部	流動負債	4,680
	固定負債	6,959
	株主資本	4,119
	資本金	20
	利益剰余金	4,099
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	4,094
	（うち当期純利益）	(127)
	評価・換算差額等	249
	合計	16,008

第39期決算公告
令和８年６月17日
静岡市葵区昭和町２番地の１
せいしんビジネス株式会社
代表取締役　杉本　昭博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,406
	固定資産	2,701
	合計	86,108
負債及び純資産の部	流動負債	15,884
	固定負債	7,382
	株主資本	62,841
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,841
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	50,341
	（うち当期純利益）	(6,630)
	合計	86,108

第35期決算公告
令和８年６月17日
静岡市葵区昭和町２番地の２
株式会社青葉リース
代表取締役　山口　豊
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,458,529
	固定資産	16,335
	合計	2,474,863
負債及び純資産の部	流動負債	343,192
	固定負債	1,607,706
	株主資本	523,966
	資本金	20,000
	利益剰余金	503,966
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(498,966)
	（うち当期純利益）	(6,931)
	合計	2,474,863

第23期決算公告
令和８年７月10日
岐阜県大垣市枝郷二丁目39番地
株式会社ライムグリーン
代表取締役　河合　建典
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	150,363
	固定資産	27,895
	資産合計	178,258
負債及び純資産の部	流動負債	48,218
	株主資本	130,040
	資本金	90,000
	利益剰余金	40,040
	その他利益剰余金	40,040
	（うち当期純利益）	(3,476)
	負債・純資産合計	178,258

第10期決算公告　2026年５月８日
静岡県富士宮市山宮2201番地２
グリーンカプス製薬株式会社
代表取締役社長　植木　俊行
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,625
	固定資産	3,280
	資産合計	5,906
負債及び純資産の部	流動負債	586
	固定負債	6,414
	株主資本	△1,094
	資本金	90
	利益剰余金	△1,184
	利益準備金	△1,153
	その他利益剰余金	△31
	（うち当期純利益）	(282)
	負債・純資産合計	5,906

第20期決算公告
令和８年７月１日
静岡市駿河区中吉田14番29号
日産プリンス静岡販売株式会社
代表取締役　藤田　健司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,459
	固定資産	1,917
	合計	7,376
負債及び純資産の部	流動負債	3,696
	（賞与引当金）	(291)
	固定負債	626
	（退職給付引当金）	(619)
	株主資本	3,054
	資本金	90
	利益剰余金	2,964
	その他利益剰余金	2,964
	（うち当期純利益）	(124)
	合計	7,376

第71期決算公告
令和８年６月17日
静岡市葵区昭和町２番地の２
静清保険代弁株式会社
代表取締役　望月　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	247,076
	固定資産	236,203
	合計	483,280
負債及び純資産の部	流動負債	10,008
	固定負債	6,647
	株主資本	466,624
	資本金	10,000
	利益剰余金	456,624
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	454,124
	（うち当期純利益）	(24,954)
	合計	483,280

第119期決算公告　令和８年６月11日
静岡県掛川市上西郷1569番地の１
旭テック株式会社
代表取締役社長　田口　周一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,130
	固定資産	7,215
	資産合計	15,345
負債及び純資産の部	流動負債	4,716
	（うち引当金）	(82)
	固定負債	321
	（うち引当金）	(220)
	株主資本	10,307
	資本金	100
	利益剰余金	10,207
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	10,182
	（うち当期純利益）	(1,034)
	負債・純資産合計	15,345

第3期決算公告　令和８年７月10日
静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
トヨテツオーミ株式会社
代表取締役　榊原　禎弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,228
	固定資産	44,427
	資産合計	61,655
負債及び純資産の部	流動負債	10,409
	固定負債	0
	株主資本	51,246
	資本金	25,150
	資本剰余金	25,100
	資本準備金	25,100
	利益剰余金	996
	その他利益剰余金	996
	（うち当期純利益）	(1,245)
	負債・純資産合計	61,655

第2期決算公告　令和８年７月10日
静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
トヨテツ磐田株式会社
代表取締役　榊原　禎弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	395,085
	固定資産	555,320
	資産合計	950,405
負債及び純資産の部	流動負債	130,269
	固定負債	500,000
	株主資本	320,136
	資本金	108,050
	資本剰余金	528,539
	資本準備金	108,000
	その他資本剰余金	420,539
	利益剰余金	△316,453
	その他利益剰余金	△316,453
	（うち当期純損失）	(176,778)
	負債・純資産合計	950,405

第10期決算公告
令和８年７月10日
愛知県東海市富木島町伏見一丁目３番地７
ａｓａ東海株式会社
代表取締役　浅倉　卓也
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,923
	固定資産	3,929
	合計	13,852
負債及び純資産の部	流動負債	4,993
	株主資本	8,859
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,859
	その他利益剰余金	5,859
	（うち当期純利益）	(4,644)
	合計	13,852

第9期決算公告
令和８年７月10日
愛知県豊明市二村台四丁目22番地４
株式会社Ｇ
代表取締役　浅倉　卓也
貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	910
	固定資産	0
	合計	910
負債及び純資産の部	流動負債	5,561
	株主資本	△4,651
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,651
	その他利益剰余金	△5,651
	（うち当期純損失）	(624)
	合計	910

第9期決算公告
令和８年６月19日
愛知県半田市日東町４番地の１
ＣＥＰＯ半田バイオマス発電株式会社
代表取締役社長　櫻井　澄人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,708,591
	固定資産	7,568,868
	資産合計	9,277,459
負債及び純資産の部	流動負債	4,969,750
	固定負債	8,785,314
	株主資本	△4,477,605
	資本金	499,000
	資本剰余金	489,000
	資本準備金	489,000
	利益剰余金	△5,465,605
	その他利益剰余金	△5,465,605
	（うち当期純利益）	(219,003)
	負債・純資産合計	9,277,459

第44期決算公告　令和８年７月10日
名古屋市中村区名駅南一丁目23番１号
株式会社中部総合ビルサービス
代表取締役社長　平子　　享
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	798,159
	固定資産	9,272
	合計	807,431
負債及び純資産の部	流動負債	236,282
	（賞与引当金）	(14,178)
	株主資本	571,149
	資本金	10,000
	利益剰余金	561,149
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	558,649
	（うち当期純利益）	(16,536)
	合計	807,431

第21期決算公告　令和８年７月10日
愛知県田原市緑が浜二号１番地25
豊通スメルティングテクノロジー株式会社
代表取締役社長　筒井　亮作
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,778
	固定資産	4,795
	資産合計	11,573
負債及び純資産の部	流動負債	4,563
	賞与引当金	119
	固定負債	558
	退職給付引当金	352
	株主資本	6,453
	資本金	100
	資本剰余金	119
	利益剰余金	6,234
	その他利益剰余金	6,234
	（うち当期純利益）	(720)
	負債・純資産合計	11,573

第64期決算公告
令和８年６月17日
愛知県豊田市花本町井前１番地29
東海溶業株式会社
代表取締役　大竹　直樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	510
	固定資産	358
	合計	868
負債及び純資産の部	流動負債	343
	固定負債	102
	株主資本	421
	資本金	20
	利益剰余金	401
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	396
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	868

第65期決算公告　令和８年６月23日
名古屋市東区東桜一丁目14番27号
東海テレビ事業株式会社
代表取締役　倉知　哲也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	815,273
	固定資産	442,299
	合計	1,257,573
負債及び純資産の部	流動負債	349,023
	固定負債	32,220
	株主資本	894,017
	資本金	20,000
	利益剰余金	874,017
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	869,017
	（うち当期純利益）	(5,055)
	評価・換算差額等	△17,687
	合計	1,257,573

第39期決算公告　2026年７月10日
名古屋市港区大江町６番地の16　菱興ビル
柏菱エンジニアリング株式会社
取締役社長　吉川　公人
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	291
	固定資産	32
	合計	323
負債及び純資産の部	流動負債	105
	固定負債	1
	株主資本	217
	資本金	12
	利益剰余金	205
	（利益準備金）	(3)
	（その他利益剰余金）	(202)
	（うち当期純利益）	(5)
	合計	323

第34期決算公告
令和８年６月19日
愛知県小牧市大字岩崎2808番地
日特アルファサービス株式会社
代表取締役　水井　敏博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,108
	固定資産	45,975
	資産合計	225,083
負債及び純資産の部	流動負債	96,706
	固定負債	57,935
	株主資本	70,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,442
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	57,942
	（うち当期純利益）	(13,075)
	負債・純資産合計	225,083

第57期決算公告　令和８年６月29日
京都府南丹市日吉町胡麻イカガヘラ13番地８
ユニチカスパークライト株式会社
代表取締役　山田　英明
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	515,667
	固定資産	362,743
	資産合計	878,410
負債及び純資産の部	流動負債	708,317
	固定負債	143,615
	株主資本	26,478
	資本金	40,000
	利益剰余金	△13,522
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△14,522
	（うち当期純損失）	（7,649）
	負債・純資産合計	878,410

第43期決算公告　令和８年７月10日
滋賀県長浜市加納町205番地
株式会社北菱モールド
代表取締役　神田　和明
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	202,801
	固定資産	430,841
	合計	633,642
負債及び純資産の部	流動負債	209,103
	（うち引当金）	（38,500）
	固定負債	113,467
	（うち引当金）	（93,467）
	株主資本	311,072
	資本金	98,000
	利益剰余金	213,072
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	188,572
	（うち当期純利益）	（20,743）
	合計	633,642

第46期決算公告　令和８年６月19日
滋賀県湖南市下田1916番地
東レペフ加工品株式会社
代表取締役　髙山　毅彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,779
	固定資産	1,213
	合計	2,992
負債及び純資産の部	流動負債	924
	固定負債	164
	退職給与引当金	164
	株主資本	1,904
	資本金	120
	利益剰余金	1,784
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	1,754
	（うち当期純利益）	（96）
	合計	2,992

第30期決算公告　令和８年６月18日
大阪府八尾市本町一丁目４番１号
谷村ビル５階501号
八尾シティネット株式会社
代表取締役　山口　孝満
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	248,204,979
	固定資産	155,086,303
	資産合計	403,291,282
負債及び純資産の部	流動負債	48,826,372
	固定負債	16,680,780
	株主資本	337,784,130
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	307,784,130
	利益準備金	2,190,000
	その他利益剰余金	305,594,130
	（うち当期純損失）	（16,857,932）
	負債・純資産合計	403,291,282

第10期決算公告
2026年７月10日
大阪市中央区久太郎町二丁目１番25号
シャープIPインフィニティ株式会社
代表取締役　笠嶋　蘭
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,157,862
	固定資産	521,120
	合計	1,678,982
負債及び純資産の部	流動負債	580,484
	（賞与引当金）	（221,265）
	固定負債	81,224
	株主資本	1,017,273
	資本金	99,900
	利益剰余金	917,373
	利益準備金	24,975
	その他利益剰余金	892,398
	（うち当期純利益）	（475,108）
	合計	1,678,982

第29期決算公告
令和８年７月10日
大阪府豊中市寺内二丁目４番１号
緑地駅ビル
株式会社五輪関西
代表取締役　宮本岳司朗
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	178,278
	固定資産	76
	合計	178,355
負債及び純資産の部	流動負債	26,883
	株主資本	151,472
	資本金	3,000
	利益剰余金	148,472
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	147,722
	（うち当期純利益）	（22,985）
	合計	178,355

第4期決算公告
令和８年７月10日
広島市南区大州五丁目11番10号
ＭＣＦ　Ｅｌｅｃｔｒｉｃ　Ｄｒｉｖｅ株式会社
代表取締役社長　平林　千典
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	537,566
	固定資産	41,390
	合計	578,956
負債及び純資産の部	流動負債	426,347
	固定負債	—
	株主資本	152,609
	資本金	40,000
	利益剰余金	112,609
	その他利益剰余金	112,609
	（うち当期純利益）	（31,774）
	合計	578,956

第77期決算公告
令和８年７月10日
広島県大竹市港町二丁目３番１号
株式会社新興計器製作所
代表取締役　末政　広司
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	496,336
	固定資産	330,193
	合計	826,530
負債及び純資産の部	流動負債	745,673
	固定負債	—
	株主資本	80,856
	資本金	40,000
	利益剰余金	40,856
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	30,856
	（うち当期純損失）	（44,818）
	合計	826,530

第61期決算公告
令和８年７月10日
岡山県倉敷市水島川崎通１丁目４番地
水島鋼板工業株式会社
代表取締役社長　関家　勇二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	780,683
	固定資産	4,414,389
	合計	5,195,072
負債及び純資産の部	流動負債	4,296,787
	固定負債	100,110
	株主資本	798,175
	資本金	50,000
	利益剰余金	748,174
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	735,674
	（うち当期純利益）	（193,456）
	合計	5,195,072

第75期決算公告　令和８年７月10日
香川県高松市国分寺町382―１
ＴＯＴＯ四国販売株式会社
代表取締役　安東　和宏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,343,856
	固定資産	658,201
	合計	2,002,057
負債及び純資産の部	流動負債	1,714,718
	（賞与引当金）	（62,037）
	固定負債	117,544
	（退職給付引当金）	（114,434）
	株主資本	169,795
	資本金	21,000
	利益剰余金	148,795
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	143,545
	（うち当期純利益）	（29,118）
	合計	2,002,057

第43期決算公告　令和８年６月12日
山口県宇部市大字沖宇部字八王子625番地の17
山口宇部空港ビルサービス株式会社
代表取締役社長　市原　栄一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	101,571
	固定資産	4,857
	合計	106,428
負債及び純資産の部	流動負債	11,092
	固定負債	15,000
	株主資本	80,336
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,086
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	70,956
	（うち当期純利益）	（1,630）
	自己株式	△4,750
	合計	106,428

第11期決算公告
令和８年７月10日
広島県尾道市美ノ郷町本郷455番地６
日東ひまわり尾道株式会社
代表取締役　工藤　明広
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,988
	固定資産	15,289
	合計	128,277
負債及び純資産の部	流動負債	50,254
	賞与引当金	26,801
	固定負債	13,200
	退職引当金	13,200
	株主資本	64,823
	資本金	30,000
	利益剰余金	34,823
	その他利益剰余金	34,823
	（うち当期純利益）	（20,747）
	合計	128,277

第 33 期 決 算 公 告

2026年６月19日
佐賀県武雄市北方町大字大崎2738番地
株式会社ＮＥＯＭＡＸ九州
代表取締役社長　山下　　誠

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,514,148
	固定資産	554,186
	合計	3,068,335
負純資産及びの部	流動負債	927,810
	固定負債	3,371
	株主資本	2,137,154
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,127,154
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,124,654
	（うち当期純利益）	（408,413）
	合計	3,068,335

第 15 期決算公告

令和８年６月30日
佐賀県三養基郡上峰町大字堤30―１
株式会社ＪＡ段ボールさが
代表取締役社長　三ヶ島幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	854,925
	固定資産	372,826
	合計	1,227,751
負純資産及びの部	流動負債	581,241
	（賞与引当金）	（10,356）
	固定負債	34,487
	（退職給付引当金）	（27,205）
	株主資本	612,023
	資本金	48,000
	資本剰余金	46,894
	利益剰余金	517,129
	その他利益剰余金	517,129
	（うち当期純利益）	（28,584）
	合計	1,227,751

第 108 期決算公告

2026年７月10日
愛媛県松山市高岡町342番
愛媛日野自動車株式会社
代表取締役　鎌田　清貴

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,181,168
	固定資産	1,848,091
	合計	10,029,260
負純資産及びの部	流動負債	1,579,023
	固定負債	185,414
	株主資本	8,211,858
	資本金	10,000
	評価・換算差額等	52,963
	有価証券評価差額金	52,963
	合計	10,029,260

第 33 期決算公告

令和８年６月23日
熊本県八代市新港町三丁目９番14
八代飼料株式会社
代表取締役社長　平井　　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	666
	固定資産	1,048
	合計	1,714
負純資産及びの部	流動負債	432
	（うち賞与引当金）	（21）
	固定負債	98
	退職給付引当金	98
	株主資本	1,184
	資本金	400
	利益剰余金	784
	その他利益剰余金	784
	（うち当期純利益）	（41）
	合計	1,714

第 11 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
熊本県熊本市北区植木町岩野3669番地
熊本舗材株式会社
代表取締役　向井　裕士

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	352,278
	合計	352,278
負純資産及びの部	流動負債	215,384
	株主資本	136,894
	資本金	20,000
	利益剰余金	116,894
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	111,894
	（うち当期純利益）	（27,455）
	合計	352,278

第 34 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
熊本市中央区水前寺一丁目20番22号
株式会社五輪九州
代表取締役　宮本岳司朗

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,661
	固定資産	90
	合計	70,752
負純資産及びの部	流動負債	4,170
	株主資本	66,581
	資本金	3,000
	利益剰余金	63,581
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	62,831
	（うち当期純利益）	（5,978）
	合計	70,752

第 5 期 決 算 公 告

2026年７月10日
東京都中央区日本橋二丁目16番５号
一般財団法人リスモン財団
代表理事　藤本　太一

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,256
	資産合計	3,256
負味債財及産びの正部	流動負債	81
	負債合計	81
	一般正味財産	3,175
	正味財産合計	3,175
	負債正味財産合計	3,256

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目10番33―203号
一般財団法人菅野俊作記念思源基金
代表理事　菅野　　駿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	35,538
	固定資産	45,846
	合計	81,385
負味債財及産びの正部	流動負債	1,165
	固定負債	―
	負債合計	1,165
	基金	―
	指定正味財産	―
	一般正味財産	80,220
	正味財産合計	80,220
	合計	81,385

第 61 期決算公告

令和８年６月12日
沖縄県浦添市西洲２丁目22番地
株式会社第一港運
代表取締役　島袋　　修

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,851,823
	固定資産	149,026
	資産合計	2,000,849
負純資産及びの部	流動負債	869,061
	固定負債	50,405
	株主資本	1,081,383
	資本金	20,130
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,041,253
	その他利益剰余金	1,041,253
	（うち当期純利益）	（96,222）
	負債・純資産合計	2,000,849

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
福島県福島市置賜町１番29号
福島送電株式会社
代表取締役　小野　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,774,315
	固定資産	483,205
	繰延資産	733
	合計	8,258,253
負純資産及びの部	流動負債	8,015,073
	固定負債	278,074
	株主資本	△34,894
	資本金	13,000
	利益剰余金	△47,894
	その他利益剰余金	△47,894
	（うち当期純利益）	（10,430）
	合計	8,258,253

第 54 期決算公告

令和８年６月24日
山形県天童市大字久野本字日光1059―４
最上電機株式会社
代表取締役社長　伊豆田智三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	324
	固定資産	587
	資産合計	911
負純資産及びの部	流動負債	464
	固定負債	20
	株主資本	427
	資本金	404
	資本剰余金	778
	資本準備金	778
	利益剰余金	△755
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	△849
	（うち当期純利益）	（11）
	負債・純資産合計	911

第 14 期 決 算 公 告

2026年６月23日
三重県四日市市霞二丁目１番地の１
一般財団法人四日市港湾福利厚生協会
代表理事　安藤　　仁

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,841
	固定資産	201,937
	合計	218,778
負味債財及産びの正部	流動負債	2,424
	負債合計	2,424
	指定正味財産	5,000
	一般正味財産	211,354
	正味財産合計	216,354
	合計	218,778

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
川崎市中原区下小田中２丁目12番５号
株式会社ベストライフ・プロモーション
代表取締役社長　宮川　　武

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	832,815
	固定資産	105,192
	合計	938,007
負純資産及のび部	流動負債	358,987
	株主資本	579,020
	資本金	50,000
	利益剰余金	529,020
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	516,520
	（うち当期純利益）	（55,477）
	合計	938,007

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番５号
相鉄ＫＳビル６階
BlueOptima株式会社
代表取締役
ジェイソン・レイモンド・ロールズ

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,885
	合計	5,885
負純資産及のび部	流動負債	913
	株主資本	4,972
	資本金	5,000
	利益剰余金	△27
	その他利益剰余金	△27
	（うち当期純損失）	（27）
	合計	5,885

第７期決算公告

令和８年６月26日
横浜市金沢区福浦３－９横浜市立大学
福浦キャンパス臨床研究棟Ａ507室
株式会社CROSS SYNC
代表取締役　田中　正視

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	405,724
	固定資産	23,701
	合計	429,426
負純資産及のび部	流動負債	123,187
	株主資本	306,239
	資本金	100,000
	資本剰余金	591,642
	資本準備金	591,642
	利益剰余金	△385,403
	その他利益剰余金	△385,403
	（うち当期純損失）	（119,654）
	合計	429,426

第 12 期決算公告

令和８年６月30日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地８
ジャパンエレベーターサービス神奈川株式会社
代表取締役　堀内　一毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,828,769
	固定資産	74,580
	合計	1,903,349
負純資産及のび部	流動負債	459,268
	株主資本	1,444,080
	資本金	10,000
	資本剰余金	427
	その他資本剰余金	427
	利益剰余金	1,433,653
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,431,153
	（うち当期純利益）	（689,311）
	合計	1,903,349

第 49 期決算公告

令和８年６月25日
神奈川県横須賀市浦郷町５丁目2931番
株式会社横須賀環境技術センター
代表取締役社長　武藤　進二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,484
	固定資産	64,399
	合計	178,884
負純資産及のび部	流動負債	40,146
	株主資本	137,614
	資本金	10,000
	利益剰余金	127,614
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	125,114
	（うち当期純利益）	（13,887）
	評価・換算差額等	1,123
	その他有価証券評価差額金	1,123
	合計	178,884

第 44 期決算公告

令和８年７月10日
横浜市港北区新横浜一丁目４番１号
日総工産新横浜ビル
日総ニフティ株式会社
代表取締役　松尾　伸一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	769,104
	固定資産	942,004
	合計	1,711,109
負純資産及のび部	流動負債	673,497
	賞与引当金	72,762
	固定負債	630,552
	株主資本	407,059
	資本金	450,000
	利益剰余金	△42,940
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△45,440
	（うち当期純利益）	（36,574）
	合計	1,711,109

第 10 期決算公告

令和８年６月24日
鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島500番地
湯梨浜まちづくり株式会社
代表取締役　川田　憲一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,445
	固定資産	11,299
	繰延資産	0
	合計	52,744
負純資産及のび部	流動負債	2,286
	固定負債	480
	株主資本	49,978
	資本金	11,000
	資本剰余金	2,600
	資本準備金	2,600
	利益剰余金	36,378
	その他利益剰余金	36,378
	（うち当期純利益）	（4,446）
	合計	52,744

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
長野市大字南長野字石堂東1346番地
株式会社ホテルメトロポリタン長野
代表取締役　佐藤　　匡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	747
	固定資産	103
	合計	851
負純資産及のび部	流動負債	539
	固定負債	212
	株主資本	99
	資本金	30
	資本剰余金	7
	資本準備金	7
	利益剰余金	62
	その他利益剰余金	62
	（うち当期純利益）	（13）
	合計	851

第 49 期決算公告

令和８年６月24日
新潟県北蒲原郡聖籠町東港一丁目１番地176号
新共企業株式会社
代表取締役　久保　　靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	274,124
	固定資産	12,681
	資産合計	286,805
負純資産及のび部	流動負債	45,190
	うち賞与引当金	25,377
	固定負債	21,610
	うち退職給付引当金	21,610
	株主資本	220,004
	資本金	16,500
	利益剰余金	203,504
	その他利益剰余金	203,504
	（うち当期純損失）	（1,206）
	負債・純資産合計	286,805

第 43 期決算公告

令和８年６月８日
北海道釧路市西港２丁目101番地１
釧路飼料株式会社
代表取締役　村瀬　次郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	261,740
	固定資産	2,243,181
	合計	2,504,921
負純資産及のび部	流動負債	627,878
	（賞与引当金）	（21,569）
	固定負債	1,007,911
	（退職給与引当金）	（20,213）
	株主資本	869,132
	資本金	200,000
	利益剰余金	669,132
	その他利益剰余金	669,132
	（うち当期純利益）	（70,584）
	合計	2,504,921

令和７年度決算公告

令和８年６月21日
名古屋市中区金山一丁目９番19号
公益財団法人東海ジェンダー研究所
代表理事　西山　惠美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,620
	固定資産	2,044,381
	合計	2,082,002
負味債財及産びの正部	流動負債	64
	固定負債	1,870
	負債合計	1,934
	特定正味財産	642,863
	（特定資産充当額）	（642,863）
	一般正味財産	1,437,204
	（基本財産充当額）	（91,221）
	（特定資産充当額）	（1,306,551）
	正味財産合計	2,080,067
	合計	2,082,002

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月25日
熊本市中央区城東町４番７号
株式会社キューデン・グッドライフ熊本
代表取締役　有働　一次

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	199,246
	固定資産	1,318,885
	合計	1,518,131
負純資産及のび部	流動負債	113,597
	固定負債	1,669,618
	株主資本	△265,083
	資本金	100,000
	利益剰余金	△365,083
	その他利益剰余金	△365,083
	（うち当期純利益）	（5,384）
	合計	1,518,131

第 17 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
千葉県柏市十余二348番地
昭和ゴム株式会社
代表取締役　山口　紀行

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	882,448
	固定資産	61,865
	資産合計	944,314
負純資産及のび部	流動負債	1,041,465
	固定負債	214,007
	株主資本	△311,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	△321,159
	その他利益剰余金	△321,159
	（うち当期純損失）	(16,916)
	負債・純資産合計	944,314

第 34 期決算公告　令和８年７月10日

千葉市中央区新町1000番地
株式会社千葉センシティ
代表取締役　小林　善幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	832,353
	固定資産	2,969,158
	合計	3,801,511
負純資産及のび部	流動負債	504,161
	（賞与引当金）	(4,000)
	固定負債	2,199,776
	（退職給付引当金）	(8,515)
	株主資本	1,097,574
	資本金	297,000
	利益剰余金	800,574
	その他利益剰余金	800,574
	（うち当期純利益）	(42,919)
	合計	3,801,511

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月13日
埼玉県狭山市上奥富106番地１
株式会社ホンダカーズ埼玉西
代表取締役　中村　善昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,340
	固定資産	2,016
	合計	4,356
負純資産及のび部	流動負債	2,382
	固定負債	195
	株主資本	1,779
	資本金	90
	利益剰余金	1,689
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	1,667
	（うち当期純利益）	(204)
	合計	4,356

第 25 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都台東区上野三丁目17番11号
コーワビル２三階
株式会社フォンテ・ドーロ・ジャパン
代表取締役　水溪　哲也

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,402
	固定資産	2,132
	合計	6,534
負純資産及のび部	流動負債	28,628
	株主資本	△ 22,093
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 32,093
	その他利益剰余金	△ 32,093
	（うち当期純損失）	(9,449)
	合計	6,534

第 156 期決算公告　令和８年７月10日

千葉県木更津市新田二丁目２番16号
日東交通株式会社
代表取締役　小宮　一則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,131,672
	固定資産	2,520,599
	合計	5,652,271
負純資産及のび部	流動負債	481,135
	固定負債	553,866
	株主資本	4,617,270
	資本金	49,120
	資本剰余金	2,703
	利益剰余金	4,565,447
	利益準備金	22,217
	その他利益剰余金	4,543,230
	（うち当期純利益）	(210,876)
	合計	5,652,271

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
千葉県柏市十余二348番地
株式会社ルーセント
代表取締役　中野　吉広

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	495,377
	固定資産	15,406
	資産合計	510,783
負純資産及のび部	流動負債	2,153,121
	固定負債	76,974
	株主資本	△1,719,312
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,729,312
	その他利益剰余金	△1,729,312
	（うち当期純損失）	(106,578)
	負債・純資産合計	510,783

第 17 期決算公告　令和８年７月10日

東京都千代田区平河町二丁目７番２号
株式会社エムプラス
代表取締役　岡村　勇介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	884,438
	固定資産	86,465
	合計	970,903
負純資産及のび部	流動負債	494,458
	株主資本	476,444
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,137
	資本準備金	1,137
	利益剰余金	445,307
	利益準備金	6,362
	その他利益剰余金	438,944
	（うち当期純利益）	(116,548)
	合計	970,903

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都墨田区錦糸３－２－１
テックマークジャパン株式会社
代表取締役　長谷川俊哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	16,910
	固定資産	283
	資産合計	17,194
負純資産及のび部	流動負債	15,410
	固定負債	62
	株主資本	1,721
	資本金	490
	利益剰余金	1,231
	利益準備金	122
	その他利益剰余金	1,109
	（うち当期純損失）	(246)
	負債・純資産合計	17,194

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都品川区小山１－３－26
株式会社亀山ガスセンター
代表取締役社長　中村　悟郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,804
	固定資産	1,498
	合計	3,302
負純資産及のび部	流動負債	2,346
	株主資本	956
	資本金	100
	資本剰余金	790
	利益剰余金	66
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	65
	（うち当期純損失）	(310)
	合計	3,302

第 47 期決算公告　令和８年７月10日

東京都千代田区永田町二丁目11番１号
山王パークタワー３階
株式会社吉香
代表取締役　鈴木　貴之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	762,903
	固定資産	145,287
	資産合計	908,191
負純資産及のび部	流動負債	171,353
	固定負債	23,186
	株主資本	711,381
	資本金	20,000
	利益剰余金	691,381
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	690,881
	（うち当期純利益）	(94,641)
	評価・換算差額等	2,269
	負債・純資産合計	908,191

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都中央区東日本橋一丁目２番６号
ＳＮＳ東日本橋ビル２Ｆ
株式会社カルペ・ディエム
代表取締役　西岡　壱誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,882
	固定資産	7,980
	資産合計	82,863
負純資産及のび部	流動負債	20,510
	株主資本	62,352
	資本金	4,000
	利益剰余金	58,352
	その他利益剰余金	58,352
	（うち当期純利益）	(19,127)
	負債・純資産合計	82,863

第 29 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都中央区京橋三丁目12番７号
京橋山本ビル９階
株式会社ＳＲＪ
代表取締役　松浦　淳志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	991,960
	固定資産	522,117
	資産合計	1,514,077
負純資産及のび部	流動負債	91,100
	固定負債	16,694
	株主資本	1,406,282
	資本金	65,935
	資本剰余金	123,416
	利益剰余金	1,216,931
	（うち当期純利益）	(73,467)
	負債・純資産合計	1,514,077

第６期決算公告

令和８年７月10日
東京都港区芝一丁目５番９号
株式会社ＭＡＮＡＢＩ
代表取締役　佐藤　壮夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	164,960
	固定資産	520
	資産合計	**165,480**
負純資産及のび部	流動負債	33,548
	株主資本	131,931
	資本金	6,000
	利益剰余金	125,931
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	124,431
	（うち当期純損失）	(1,574)
	負債・純資産合計	**165,480**

第５期決算公告

令和８年７月10日
東京都港区芝一丁目５番９号
株式会社ＭＡＮＡＢＩ
代表取締役　佐藤　壮夫

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,211
	固定資産	554
	資産合計	**172,766**
負純資産及のび部	流動負債	39,260
	株主資本	133,505
	資本金	6,000
	利益剰余金	127,505
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	126,005
	（うち当期純利益）	(34,627)
	負債・純資産合計	**172,766**

第48期決算公告

令和８年７月10日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
山王パークタワー３階
株式会社吉香
代表取締役　鈴木　貴之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	768,099
	固定資産	151,909
	資産合計	**920,009**
負純資産及のび部	流動負債	163,127
	固定負債	24,549
	株主資本	728,824
	資本金	20,000
	利益剰余金	708,824
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	708,324
	（うち当期純利益）	(17,443)
	評価・換算差額等	3,507
	負債・純資産合計	**920,009**

第26期決算公告

令和８年７月10日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目８番３号
株式会社ニュー・ライフ・フロンティア
代表取締役　伊藤　和宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,373
	固定資産	4,679
	資産合計	**62,052**
負純資産及のび部	流動負債	953
	固定負債	366
	株主資本	60,732
	資本金	50,000
	利益剰余金	10,732
	その他利益剰余金	10,732
	（うち当期純損失）	(8,007)
	負債・純資産合計	**62,052**

第５期決算公告

令和８年６月30日
東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
株式会社アセットリアルティマネジメント
代表取締役　久保　哲郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,254
	固定資産	1,709
	繰延資産	47,577
	合計	**77,540**
負純資産及のび部	流動負債	13,948
	株主資本	63,591
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△ 86,409
	その他利益剰余金	△ 86,409
	（うち当期純利益）	(3,909)
	合計	**77,540**

第４期決算公告

令和８年７月10日
東京都港区東新橋一丁目９番１号
株式会社ワークデザインテクノロジーズ
代表取締役社長　金谷　智浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,385
	固定資産	46,267
	資産合計	**154,652**
負純資産及のび部	流動負債	32,036
	負債合計	**32,036**
	株主資本	122,616
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	32,616
	その他利益剰余金	32,616
	（うち当期純利益）	(28,676)
	純資産合計	**122,616**
	負債・純資産合計	**154,652**

第35期決算公告

令和８年７月10日
静岡県伊東市八幡野1151番地
株式会社伊豆急コミュニティー
取締役社長　野本　明弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,445
	固定資産	7,195
	合計	**9,640**
負純資産及のび部	流動負債	1,288
	固定負債	132
	株主資本	8,214
	資本金	10
	資本剰余金	6,874
	利益剰余金	1,329
	（うち当期純利益）	(113)
	評価・換算差額等	5
	その他有価証券評価差額金	5
	合計	**9,640**

第15期決算公告

令和８年７月10日
静岡県伊東市八幡野1151番地
伊豆急ホールディングス株式会社
取締役社長　清水　栄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,510
	固定資産	16,212
	合計	**22,722**
負純資産及のび部	流動負債	2,639
	固定負債	2,802
	株主資本	17,280
	資本金	100
	資本剰余金	16,775
	資本準備金	12,375
	その他資本剰余金	4,400
	利益剰余金	404
	その他利益剰余金	404
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	**22,722**

令和７年度決算公告

令和８年６月26日
横浜市中区山下町70番地３
東栄海運株式会社
代表取締役　尾山　和夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,172
	固定資産	3,231
	合計	**55,403**
負純資産及のび部	流動負債	24,435
	株主資本	30,968
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,968
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	18,468
	（うち当期純利益）	(5,901)
	合計	**55,403**

第34期決算公告

令和８年７月10日
静岡県伊東市八幡野1151番地
株式会社ウィズオリーブ
取締役社長　鈴木　孝明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,777
	固定資産	1,820
	合計	**11,597**
負純資産及のび部	流動負債	6,203
	株主資本	5,393
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,606
	その他利益剰余金	△4,606
	（うち当期純利益）	(4,111)
	合計	**11,597**

第65期決算公告

令和８年７月10日
静岡県下田市東本郷一丁目３番２号
下田ロープウェイ株式会社
取締役社長　比企　恒裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,578
	固定資産	224,697
	合計	**262,276**
負純資産及のび部	流動負債	318,322
	固定負債	5,253
	株主資本	△61,299
	資本金	30,000
	利益剰余金	△91,299
	利益準備金	3,784
	その他利益剰余金	△95,083
	（うち当期純利益）	(6,498)
	合計	**262,276**

第54期決算公告

令和８年７月10日
静岡県伊東市八幡野1103番地266
株式会社伊豆急ハウジング
取締役社長　石井　兼治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,323,557
	固定資産	74,148
	合計	**2,397,705**
負純資産及のび部	流動負債	802,392
	固定負債	11,352
	株主資本	1,572,519
	資本金	50,000
	資本剰余金	124,010
	利益剰余金	1,398,508
	（うち当期純利益）	(29,056)
	評価・換算差額等	11,440
	その他有価証券評価差額金	11,440
	合計	**2,397,705**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
京都市右京区西京極新明町13番地の１
株式会社SCREEN　ICT　ソフトウエア
代表取締役社長　角間　央章

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	529,994
	固定資産	120,164
	合計	650,158
負純資債産及のび部	流動負債	328,090
	固定負債	66,465
	株主資本	255,603
	資本金	50,000
	利益剰余金	205,603
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	193,103
	（うち当期純利益）	(30,105)
	合計	650,158

令和７年度決算公告

令和８年６月26日
三重県四日市市霞二丁目１番地の１
伊勢湾マリン・サービス株式会社
代表取締役　尾山　和夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	208,255
	固定資産	41,471
	合計	249,726
負純資債産及のび部	流動負債	95,772
	固定負債	62,073
	株主資本	91,881
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,881
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	79,381
	（うち当期純利益）	(2,793)
	合計	249,726

第 40 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
名古屋市中村区則武一丁目２番２号
株式会社グローバルウィザス
代表取締役　鈴木　貴之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	765,064
	固定資産	367,321
	資産合計	1,132,386
負純資債産及のび部	流動負債	780,148
	固定負債	33,231
	株主資本	319,005
	資本金	10,000
	資本剰余金	80,000
	利益剰余金	229,005
	（うち当期純利益）	(170,987)
	負債・純資産合計	1,132,386

第 15 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目６番26号徳島大正銀行船場ビル
大正信用保証株式会社
代表取締役　田中　清文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,969
	資産合計	23,969
負純資債産及のび部	流動負債	2,988
	負債合計	2,988
	株主資本	20,980
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,980
	その他利益剰余金	10,980
	（うち当期純利益）	(275)
	純資産合計	20,980
	負債・純資産合計	23,969

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
大阪市住之江区南港東９丁目２番53号
ダイサン物流株式会社
代表取締役　國本　清忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	91,930
	固定資産	11,271
	合計	103,201
負純資債産及のび部	流動負債	68,741
	固定負債	14,147
	株主資本	20,313
	資本金	20,000
	利益剰余金	313
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△ 4,687
	（うち当期純損失）	(3,716)
	合計	103,201

第 25 期決算公告　令和８年７月10日

大阪府茨木市庄１丁目28番10号
フジテックマイスター株式会社
代表取締役　豊田　浩則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,969
	固定資産	1,952
	合計	72,921
負純資債産及のび部	流動負債	30,308
	固定負債	—
	株主資本	42,613
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,966
	その他資本剰余金	1,966
	利益剰余金	30,647
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	28,147
	（うち当期純利益）	(5,843)
	合計	72,921

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪府大阪市北区芝田一丁目16番１号
株式会社宝塚舞台
代表取締役社長　井場　睦之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,290,341
	固定資産	301,459
	合計	1,591,800
負純資債産及のび部	流動負債	469,853
	固定負債	596,807
	株主資本	525,140
	資本金	10,000
	利益剰余金	515,140
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	512,640
	（うち当期純利益）	(107,499)
	合計	1,591,800

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市北区芝田一丁目16番１号
株式会社梅田芸術劇場
代表取締役社長　大和　正典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,114,775
	固定資産	1,448,764
	合計	3,563,540
負純資債産及のび部	流動負債	1,957,204
	固定負債	37,736
	株主資本	1,568,599
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,558,599
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,556,099
	（うち当期純利益）	(40,544)
	合計	3,563,540

第 57 期決算公告　令和８年６月25日

大阪市東成区東小橋一丁目13番13号
きんでん関西サービス株式会社
代表取締役社長　清原　通昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,546,169
	固定資産	227,430
	合計	5,773,600
負純資債産及のび部	流動負債	1,447,063
	固定負債	97,581
	株主資本	4,228,955
	資本金	200,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	4,008,955
	利益準備金	55,000
	その他利益剰余金	3,953,955
	（うち当期純利益）	(756,536)
	合計	5,773,600

第 115 期決算公告　令和８年７月10日

大阪市西成区津守２丁目１番41号
株式会社大阪送風機製作所
代表取締役　杢山聡一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,825,444
	固定資産	313,895
	合計	2,139,339
負純資債産及のび部	流動負債	590,439
	固定負債	134,448
	株主資本	1,414,452
	資本金	41,050
	資本剰余金	10,480
	利益剰余金	1,362,921
	別途積立金	300,000
	その他利益剰余金	1,062,921
	（うち当期純利益）	(159,939)
	合計	2,139,339

第３期決算公告　令和８年６月17日

大阪市北区茶屋町１番32号
ヤンマー保険サービス株式会社
代表取締役社長　中山　順啓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	398,170
	固定資産	243,908
	繰延資産	6,854
	合計	648,933
負純資債産及のび部	流動負債	168,681
	固定負債	55,520
	株主資本	227,051
	資本金	90,000
	利益剰余金	137,051
	利益準備金	22,554
	その他利益剰余金	114,497
	（うち当期純利益）	(111,329)
	評価・換算差額等	197,679
	合計	648,933

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
大阪府大阪市中央区備後町三丁目６番２号
ＫＦセンタービル
株式会社ウィザスイーライフ
代表取締役　木内　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	133,093
	固定資産	8,408
	資産合計	141,501
負純資債産及のび部	流動負債	8,948
	固定負債	15,013
	株主資本	117,540
	資本金	100,000
	資本剰余金	162,517
	利益剰余金	△144,977
	（うち当期純損失）	(24,997)
	負債・純資産合計	141,501

第 66 期決算公告　令和８年７月10日
福岡県福岡市中央区唐人町一丁目３番４号
株式会社学習受験社
代表取締役　吉田　知生
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	627,645
	固定資産	98,532
	繰延資産	2,426
	資産合計	728,605
負純資債及産のび部	流動負債	145,347
	株主資本	583,257
	資本金	25,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	554,507
	利益準備金	495
	その他利益剰余金	554,012
	(うち当期純利益)	(18,221)
	自己株式	△11,250
	負債・純資産合計	728,605

第 30 期決算公告　令和８年６月29日
島根県出雲市斐川町直江4999番地
株式会社ＪＡアグリ島根
代表取締役　神門　直樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,509
	固定資産	133
	合計	1,642
負純資債及産のび部	流動負債	718
	固定負債	181
	株主資本	742
	資本金	100
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	592
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	588
	(うち当期純利益)	(298)
	合計	1,642

第 23 期決算公告　2026年７月10日
大阪市住之江区平林南２丁目10番60号
永大スタッフサービス株式会社
代表取締役　吉川　健夫
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	256,524
	固定資産	1,428
	合計	257,953
負純資債及産のび部	流動負債	128,634
	株主資本	129,318
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	9,318
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,318
	(うち当期純利益)	(5,518)
	合計	257,953

第 10 期　決算公告　令和８年７月10日
鹿児島県曽於郡大崎町益丸651番地
ジャパンファームホールディングス株式会社
代表取締役　長瀬　伸弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,247
	固定資産	12,407,119
	合計	12,411,367
負純資債及産のび部	流動負債	185
	株主資本	12,411,181
	資本金	100,000
	資本剰余金	12,307,119
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	12,282,119
	利益剰余金	4,062
	その他利益剰余金	4,062
	(うち当期純利益)	(1,144,649)
	合計	12,411,367

第 29 期 決 算 公 告
令和８年７月10日
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2764番地
株式会社阿蘇高原ファーム
代表取締役　渕脇　博之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	439,625
	固定資産	1,071,721
	合計	1,511,346
負純資債及産のび部	流動負債	1,038,292
	固定負債	42,650
	株主資本	430,402
	資本金	300,000
	利益剰余金	130,402
	利益準備金	46,084
	その他利益剰余金	84,318
	(うち当期純利益)	(91,341)
	合計	1,511,346

第 67 期決算公告　令和８年７月10日
福岡県福岡市中央区唐人町一丁目３番４号
株式会社学習受験社
代表取締役　吉田　知生
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	588,593
	固定資産	116,121
	繰延資産	2,382
	資産合計	707,097
負純資債及産のび部	流動負債	132,777
	株主資本	574,320
	資本金	25,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	545,570
	利益準備金	495
	その他利益剰余金	545,075
	(うち当期純損失)	(8,937)
	自己株式	△11,250
	負債・純資産合計	707,097

第 35 期 決 算 公 告
令和８年７月10日
鹿児島市与次郎二丁目５番12号
ケーケービーオペレーション株式会社
代表取締役社長　中條　幸三
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	131,718
	固定資産	38,525
	合計	170,244
負純資債及産のび部	流動負債	32,102
	固定負債	51,948
	株主資本	86,193
	資本金	10,000
	利益剰余金	76,193
	利益準備金	1,710
	その他利益剰余金	74,483
	(うち当期純損失)	(1,931)
	合計	170,244

第 17 期 決 算 公 告
令和８年７月10日
鹿児島県曽於郡大崎町野方3887番地
株式会社ジェーエフチキン
代表取締役　岡本　清仁
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	150,039
	合計	150,039
負純資債及産のび部	流動負債	67,032
	株主資本	83,006
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,006
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	70,506
	(うち当期純利益)	(49,964)
	合計	150,039

第 38 期 決 算 公 告
令和８年７月10日
鹿児島県鹿屋市川西町3949番地
株式会社ジェーエフフーズ
代表取締役　櫻井　大輔
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	590,687
	固定資産	1,906,737
	合計	2,497,425
負純資債及産のび部	流動負債	1,500,766
	固定負債	3,728
	株主資本	992,930
	資本金	30,000
	利益剰余金	962,930
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	955,430
	(うち当期純利益)	(97,815)
	合計	2,497,425

第 48 期決算公告　令和８年６月25日
札幌市豊平区平岸七条14丁目１―32
株式会社ノアコンツェル
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,846
	固定資産	2,072
	資産合計	5,919
負純資債及産のび部	流動負債	837
	賞与引当金	42
	固定負債	203
	株主資本	4,878
	資本金	100
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	4,775
	利益準備金	12
	(うち当期純損失)	(233)
	自己株式	△6
	負債・純資産合計	5,919

第 2 期 決 算 公 告
令和８年７月10日
神奈川県鎌倉市寺分二丁目28番３号
一般社団法人探究科学研究所
代表理事　千葉　和義
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,361,936
	固定資産	136,188
	合計	1,498,124
負味債財及産びの正部	流動負債	683,127
	固定負債	—
	前期繰越正味財産	0
	当期一般正味財産増減額	814,997
	合計	1,498,124

第 14 期 決 算 公 告
令和８年７月10日
福島県いわき市平字紺屋町45番地
一般財団法人戸部記念財団
理事長　戸部　浩介
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	83
	固定資産	336
	合計	419
負味債財及産びの正部	流動負債	0
	固定負債	—
	負債合計	0
	指定正味財産	—
	一般正味財産	419
	正味財産合計	419
	合計	419

第22期決算公告

令和８年７月10日
秋田県山本郡三種町大口字釜谷32番３
株式会社エムウインズ八竜
代表取締役　高橋　恵一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,334,086
	固定資産	557,849
	合計	2,891,936
負債及び純資産の部	流動負債	286,670
	(修繕引当金)	(52,000)
	固定負債	835,974
	株主資本	1,769,290
	資本金	330,000
	利益剰余金	1,439,290
	利益準備金	82,500
	その他利益剰余金	1,356,790
	(うち当期純利益)	(349,233)
	合計	2,891,936

第1期決算公告

令和８年７月10日
北海道河西郡更別村字更別南二線96番地14
株式会社十勝さらべつ共創カンパニー
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,482
	固定資産	240
	資産合計	10,722
負債及び純資産の部	流動負債	8,414
	株主資本	2,308
	資本金	1,500
	利益剰余金	808
	その他利益剰余金	808
	(うち当期純利益)	(808)
	負債・純資産合計	10,722

第17期決算公告

令和８年６月25日
札幌市豊平区平岸七条14丁目１―32
株式会社アイハピネス
代表取締役　寺田　武史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	181
	固定資産	12
	資産合計	194
負債及び純資産の部	流動負債	183
	賞与引当金	8
	株主資本	10
	資本金	1
	利益剰余金	9
	その他利益剰余金	9
	(うち当期純損失)	(2)
	負債・純資産合計	194

第28期決算公告

令和８年７月10日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
株式会社エムウインズ
代表取締役　高橋　恵一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,126,337
	固定資産	674,783
	合計	1,801,121
負債及び純資産の部	流動負債	122,367
	(賞与引当金)	(21,481)
	固定負債	124,035
	(退職給付引当金)	(18,410)
	株主資本	1,554,717
	資本金	330,000
	利益剰余金	1,224,717
	利益準備金	82,500
	その他利益剰余金	1,142,217
	(うち当期純利益)	(471,802)
	合計	1,801,121

第28期決算公告

令和８年７月10日
千葉県佐倉市西御門字明神409番地１
ファイバーテック株式会社
代表取締役社長　二本柳一之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,942,870
	固定資産	320,193
	資産合計	2,263,063
負債及び純資産の部	流動負債	468,958
	固定負債	26,538
	退職給付引当金	21,914
	株主資本	1,767,566
	資本金	100,000
	資本剰余金	223,332
	資本準備金	223,332
	利益剰余金	1,444,234
	その他利益剰余金	1,444,234
	(うち当期純利益)	(290,601)
	負債・純資産合計	2,263,063

第3期決算公告

令和８年７月10日
秋田県男鹿市船川港船川字新浜町54
秋田オフショアトレーニングセンター株式会社
代表取締役社長　横山　　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,564
	固定資産	76,342
	資産合計	94,907
負債及び純資産の部	流動負債	27,028
	株主資本	67,878
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△132,121
	その他利益剰余金	△132,121
	(うち当期純損失)	(57,230)
	負債・純資産合計	94,907

第105期決算公告

2026年７月10日
東京都中央区京橋一丁目５番８号
ナストーア株式会社
代表取締役　藤本　和志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,180
	固定資産	4,527
	資産合計	6,707
負債及び純資産の部	流動負債	2,007
	(賞与引当金)	(75)
	固定負債	1,474
	(退職給付引当金)	(617)
	株主資本	2,158
	資本金	100
	資本剰余金	900
	利益剰余金	1,158
	(うち当期純損失)	(47)
	評価・換算差額等	1,068
	負債・純資産合計	6,707

第16期決算公告

2026年７月10日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社ケイミックスホールディングス
代表取締役　橋本　圭史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,493
	固定資産	6,420
	繰延資産	1
	合計	8,914
負債及び純資産の部	流動負債	1,774
	固定負債	1,214
	株主資本	5,926
	資本金	11
	資本剰余金	89
	利益剰余金	5,826
	その他利益剰余金	5,826
	(うち当期純利益)	(164)
	合計	8,914

第69期決算公告

2026年７月10日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社ケイミックス
代表取締役　橋本　圭史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,660
	固定資産	5,918
	合計	8,578
負債及び純資産の部	流動負債	3,299
	固定負債	1,298
	株主資本	3,713
	資本金	100
	資本剰余金	86
	利益剰余金	3,527
	利益準備金	54
	その他利益剰余金	3,473
	(うち当期純利益)	(350)
	評価・換算差額等	268
	合計	8,578

第20期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区九段北１―11―11
センゲージラーニング株式会社
代表取締役　松村　達生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	870,255
	固定資産	21,155
	資産合計	891,410
負債及び純資産の部	流動負債	366,623
	固定負債	171,537
	株主資本	353,250
	資本金	365,000
	資本剰余金	355,000
	資本準備金	355,000
	利益剰余金	△366,749
	その他利益剰余金	△366,749
	(うち当期純利益)	(22,390)
	負債・純資産合計	891,410

第6期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦３丁目１―１　msb Tamachi田町ステーションタワーN15階
株式会社シーユーシー・アイデータ
代表取締役　堀　健一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	357,008,898
	固定資産	62,301,008
	資産合計	419,309,906
負債及び純資産の部	流動負債	86,172,127
	株主資本	333,137,779
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	233,137,779
	その他利益剰余金	233,137,779
	(うち当期純利益)	(21,449,593)
	負債・純資産合計	419,309,906

第5期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦３―１―１msb Tamachi田町ステーションタワーN15階
株式会社メディカルパイロット
代表取締役　福岡　崇嘉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	289,074,342
	固定資産	2,592,000
	資産合計	291,666,342
負債及び純資産の部	流動負債	11,365,323
	賞与引当金	4,200,000
	株主資本	280,301,019
	資本金	1
	利益剰余金	280,301,018
	その他利益剰余金	280,301,018
	(うち当期純利益)	(57,984,264)
	負債・純資産合計	291,666,342

第１期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区芝浦３－１－１　msb Tamachi田町ステーションタワーN15階
株式会社シーユーシー・アドバイザリー・パートナーズ
代表取締役　森山　智樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	83,178,978
	固定資産	810,426
	資産合計	83,989,404
負純資債産及のび部	流動負債	16,853,785
	株主資本	67,135,619
	資本金	25,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	17,135,619
	その他利益剰余金	17,135,619
	（うち当期純利益）	(17,135,619)
	負債・純資産合計	83,989,404

第３期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区芝浦３－１－１
株式会社シーユーシー・ファイナンス
代表取締役　大橋　悠介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,335,869,511
	固定資産	9,246,344
	資産合計	4,345,115,855
負純資債産及のび部	流動負債	3,621,670,989
	株主資本	723,444,866
	資本金	100,000
	利益剰余金	723,344,866
	その他利益剰余金	723,344,866
	（うち当期純利益）	(307,334,766)
	負債・純資産合計	4,345,115,855

第19期決算公告　令和８年７月10日
東京都江東区豊洲六丁目５番１号
築地市川水産株式会社
代表取締役　渡邊　時夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	943,349
	固定資産	35,436
	合計	978,786
負純資債産及のび部	流動負債	892,890
	（賞与引当金）	(2,100)
	固定負債	7,500
	株主資本	78,396
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,396
	その他利益剰余金	68,396
	（うち当期純損失）	(15,094)
	合計	978,786

第25期決算公告　令和８年６月23日
東京都千代田区富士見二丁目10番２号
飯田橋グラン・ブルーム４階
株式会社ＪＭ
代表取締役社長　大竹　弘孝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,757,580
	固定資産	2,250,757
	資産合計	8,008,337
負純資債産及のび部	流動負債	4,334,761
	固定負債	310,592
	負債合計	4,645,353
	株主資本	3,352,137
	資本金	350,000
	利益剰余金	3,002,137
	（うち当期純利益）	(38,520)
	評価・換算差額等	10,847
	純資産合計	3,362,984
	負債・純資産合計	8,008,337

第１期決算公告　令和８年６月18日
東京都港区港南２―16―２
未来食農ソリューションズ株式会社
代表取締役　遠矢康太郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	40,849,108
	資産合計	40,849,108
負純資債産及のび部	流動負債	5,018,400
	負債合計	5,018,400
	株主資本	35,830,708
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	5,830,708
	その他利益剰余金	5,830,708
	（うち当期純利益）	(5,830,708)
	純資産合計	35,830,708
	負債・純資産合計	40,849,108

第16期決算公告　令和８年６月17日
東京都中央区八重洲一丁目５番15号
田中八重洲ビル７階
株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ
代表取締役　田中　元啓
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,847
	固定資産	7,429
	資産合計	75,276
負純資債産及のび部	流動負債	8,240
	株主資本	67,036
	資本金	461,995
	資本剰余金	70,237
	資本準備金	70,237
	利益剰余金	△465,196
	その他利益剰余金	△465,196
	（うち当期純損失）	(30,002)
	負債・純資産合計	75,276

第55期決算公告　令和８年７月10日
東京都中央区八丁堀二丁目25番10号
株式会社Ｔ＆Ｔアド
代表取締役　森田　潤
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,036
	固定資産	1,457
	資産合計	7,493
負純資債産及のび部	流動負債	2,241
	固定負債	265
	株主資本	4,987
	資本金	90
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	4,867
	利益準備金	34
	その他利益剰余金	4,833
	（うち当期純利益）	(758)
	負債・純資産合計	7,493

第46期決算公告
令和８年６月24日
東京都品川区西五反田三丁目５番８号
株式会社そうえん社
代表取締役　金子　元子（吉田　元子）
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25
	固定資産	0
	資産合計	25
負純資債産及のび部	流動負債	181
	返品調整引当金	0
	株主資本	△155
	資本金	10
	利益剰余金	△165
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△166
	（うち当期純損失）	(1)
	負債・純資産合計	25

第56期決算公告　令和８年６月30日
東京都港区六本木六丁目２番31号
株式会社テレビ朝日ミュージック
代表取締役社長　山本久美子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,615,027
	固定資産	3,833,950
	資産合計	11,448,977
負純資債産及のび部	流動負債	5,656,308
	固定負債	295,465
	退職給付引当金	272,170
	株主資本	5,482,749
	資本金	40,000
	利益剰余金	5,442,749
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	5,432,749
	（うち当期純損失）	(953,265)
	評価・換算差額等	14,454
	負債・純資産合計	11,448,977

第56期決算公告　2026年６月26日
東京都中央区新川一丁目17番22号
松友商事株式会社
代表取締役社長　松井　保道
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	675
	固定資産	614
	有形固定資産	292
	無形固定資産	0
	投資その他の資産	322
	合計	1,290
負純資債産及のび部	流動負債	4
	株主資本	1,285
	資本金	30
	利益剰余金	1,255
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1,255
	（うち当期純利益）	(11)
	合計	1,290

第29期決算公告
2026年６月26日
東京都中央区新川一丁目17番22号
松井リフォーム株式会社
代表取締役社長　宮田　惠年
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,053,390
	固定資産	102,389
	合計	1,155,780
負純資債産及のび部	流動負債	345,150
	固定負債	10,334
	株主資本	800,294
	資本金	50,000
	利益剰余金	750,294
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	750,264
	（うち当期純利益）	(94,576)
	合計	1,155,780

第32期決算公告
令和８年７月10日
東京都千代田区岩本町３丁目９番17号
株式会社ベイテクノ
取締役社長　和田　浩史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	437,087
	固定資産	42,796
	合計	479,883
負純資債産及のび部	流動負債	173,816
	固定負債	40,341
	（退職給付引当金）	(39,356)
	株主資本	265,726
	資本金	20,000
	利益剰余金	245,726
	その他利益剰余金	245,726
	（うち当期純利益）	(18,284)
	合計	479,883

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月16日

東京都新宿区西新宿三丁目２番11号

株式会社ＩＣカード相互利用センター

代表取締役社長　牧野　達朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,639
	固定資産	9,022
	資産合計	**14,661**
負債及び純資産の部	流動負債	8,778
	固定負債	2,931
	株主資本	2,952
	資本金	20
	利益剰余金	2,932
	その他利益剰余金	2,932
	（うち当期純利益）	(482)
	評価・換算差額等	0
	繰延ヘッジ損益	0
	負債・純資産合計	**14,661**

第４期決算公告

令和８年６月17日

東京都中央区築地１丁目13番１号

阪和ダイサン株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,440,851
	固定資産	4,430,724
	資産合計	**13,871,576**
負債及び純資産の部	流動負債	9,141,689
	賞与引当金	73,634
	固定負債	2,486,667
	退職給付引当金	34,340
	株主資本	2,243,218
	資本金	30,000
	資本剰余金	111,210
	その他資本剰余金	111,210
	利益剰余金	2,102,007
	その他利益剰余金	2,102,007
	（うち当期純損失）	(228,667)
	負債・純資産合計	**13,871,576**

第 14 期決算公告

令和８年７月10日

東京都新宿区片町４番６号

ＡＮＹビル４階

株式会社リクロスエクスパンション

代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	340,654
	固定資産	87,390
	資産合計	**428,044**
負債及び純資産の部	流動負債	285,099
	固定負債	102,724
	株主資本	40,221
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,221
	その他利益剰余金	30,221
	（うち当期純利益）	(12,842)
	負債・純資産合計	**428,044**

第３期決算公告

令和８年６月30日

東京都港区三田３丁目５番19号

住友不動産東京三田ガーデンタワー

株式会社シー・シー・エム・シー

代表取締役　加持　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,068
	固定資産	20,160
	資産合計	**108,228**
負債及び純資産の部	流動負債	53,913
	固定負債	20,000
	株主資本	34,315
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	28,315
	その他利益剰余金	28,315
	（うち当期純利益）	(27,496)
	負債・純資産合計	**108,228**

第 53 期決算公告

令和８年６月17日

東京都港区海岸三丁目１番３号

関東曳船株式会社

代表取締役社長　青木　　亮

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	524
	固定資産	14
	資産合計	**538**
負債及び純資産の部	流動負債	204
	固定負債	7
	役員退職慰労引当金	2
	株主資本	328
	資本金	10
	利益剰余金	318
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	315
	（うち当期純利益）	(8)
	負債・純資産合計	**538**

第 74 期決算公告

令和８年５月25日

東京都新宿区新宿三丁目22番７号

株式会社　三峰

代表取締役　川村　益充

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,655
	固定資産	18,751
	資産合計	**21,407**
負債及び純資産の部	流動負債	1,867
	固定負債	7,715
	株主資本	11,823
	資本金	50
	資本剰余金	8
	利益剰余金	12,114
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	12,102
	（うち当期純利益）	(159)
	自己株式	△349
	負債・純資産合計	**21,407**

第８期決算公告

令和８年３月30日

東京都中央区日本橋兜町６－５

NIUM Japan株式会社

代表取締役　瓶子　昌泰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	253
	固定資産	13
	資産合計	**267**
負債及び純資産の部	流動負債	531
	有給休暇引当金	1
	株主資本	△264
	資本金	347
	利益剰余金	△611
	その他利益剰余金	△611
	（うち当期純損失）	(172)
	負債・純資産合計	**267**

第 43 期決算公告

令和８年７月10日

東京都港区西新橋二丁目９番１号

PMO西新橋５階

株式会社ボルクレイ・ジャパン

代表取締役社長　奥村　　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,987,459
	固定資産	145,941
	資産合計	**3,133,400**
負債及び純資産の部	流動負債	1,717,318
	固定負債	78,089
	株主資本	1,297,868
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,267,868
	利益準備金	8,610
	その他利益剰余金	1,259,258
	（うち当期純利益）	(74,494)
	評価・換算差額等	40,125
	負債・純資産合計	**3,133,400**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月19日

東京都港区西新橋一丁目１番１号

株式会社ＢＢＳマネージドサービス

代表取締役　井上　典久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	82,238,988
	固定資産	14,924,128
	資産合計	**97,163,116**
負債及び純資産の部	流動負債	38,277,192
	固定負債	7,051,604
	株主資本	51,834,320
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	21,834,320
	利益準備金	1,200,000
	その他利益剰余金	20,634,320
	（うち当期純利益）	(3,368,634)
	負債・純資産合計	**97,163,116**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都港区南青山一丁目15番14号

株式会社キャスタークリエイト・ジャパン

代表取締役社長　東城　祐司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,123
	資産合計	**66,123**
負債及び純資産の部	流動負債	17,581
	株主資本	48,542
	資本金	10,000
	利益剰余金	38,542
	その他利益剰余金	38,542
	（うち当期純利益）	(959)
	負債・純資産合計	**66,123**

第 33 期決算公告

令和８年７月10日

東京都港区南青山一丁目15番14号

株式会社メディアミックス・ジャパン

代表取締役社長　東城　祐司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,532,163
	固定資産	238,215
	資産合計	**2,770,378**
負債及び純資産の部	流動負債	624,233
	賞与引当金	16,765
	固定負債	9,007
	退職給付引当金	9,007
	株主資本	2,135,182
	資本金	54,000
	利益剰余金	2,081,182
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,076,182
	（うち当期純利益）	(103,655)
	負債・純資産合計	**2,770,378**

第 19 期決算公告

令和８年７月10日

東京都港区東新橋二丁目３番17号

株式会社ネクスコ東日本トラスティ

代表取締役社長　清水　友則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,217,868
	固定資産	3,255,406
	資産合計	**4,473,274**
負債及び純資産の部	流動負債	751,486
	固定負債	761,416
	株主資本	2,960,372
	資本金	45,000
	資本剰余金	155,000
	資本準備金	45,000
	その他資本剰余金	110,000
	利益剰余金	2,760,372
	その他利益剰余金	2,760,372
	（うち当期純利益）	(122,652)
	負債・純資産合計	**4,473,274**

第20期決算公告　令和８年６月９日
東京都豊島区池袋２―23―21
株式会社オアシスソリューション
代表取締役　小川　隆玄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	951,537
	固定資産	162,614
	資産合計	**1,114,151**
負純資債及産のび部	流動負債	228,763
	固定負債	128,397
	株主資本	756,991
	資本金	85,250
	資本剰余金	△6,708
	利益剰余金	678,449
	利益準備金	21,312
	その他利益剰余金	657,137
	（うち当期純利益）	(147,952)
	負債・純資産合計	**1,114,151**

第８期決算公告
令和８年７月10日
東京都中央区築地４丁目１番１号
松竹ベンチャーズ株式会社
代表取締役社長　井上　貴弘
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,907
	固定資産	793
	資産合計	**44,701**
負純資債及産のび部	流動負債	8,921
	株主資本	35,779
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	16,779
	その他利益剰余金	16,779
	（うち当期純利益）	(2,567)
	負債・純資産合計	**44,701**

第54期決算公告　令和８年６月29日
東京都港区芝５丁目６番１号
村崎建設株式会社
代表取締役　林　裕之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	981,488
	固定資産	78,846
	資産合計	**1,060,335**
負純資債及産のび部	流動負債	481,792
	固定負債	217,956
	株主資本	360,586
	資本金	43,000
	資本剰余金	1,338
	利益剰余金	342,898
	利益準備金	457
	その他利益剰余金	342,440
	（うち当期純利益）	(58,858)
	自己株式	26,650
	負債・純資産合計	**1,060,335**

第10期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区芝浦３－１－１　msb
Tamachi田町ステーションタワーN15階
株式会社シーユーシー・メディカルソリューションズ
代表取締役　梅原　正
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,270
	資産合計	**1,271**
負純資債及産のび部	流動負債	123
	賞与引当金	6
	株主資本	1,147
	資本金	10
	その他利益剰余金	1,137
	（うち当期純利益）	(131)
	負債・純資産合計	**1,271**

第50期決算公告　令和８年６月17日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
活材ケミカル株式会社
代表取締役社長　元重　英治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,640,390
	固定資産	216,333
	資産合計	**3,856,723**
負純資債及産のび部	流動負債	3,120,847
	固定負債	47,481
	株主資本	666,012
	資本金	51,000
	利益剰余金	615,011
	利益準備金	12,750
	その他利益剰余金	602,261
	（うち当期純利益）	(37,875)
	評価・換算差額等	22,383
	有価証券評価差額金	22,383
	負債・純資産合計	**3,856,723**

第10期決算公告
令和８年６月16日
東京都千代田区九段北１丁目10番１号
株式会社コンステラセキュリティジャパン
代表取締役　宮村　信男
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,344,107
	固定資産	108,308
	資産合計	**1,452,416**
負純資債及産のび部	流動負債	1,170,662
	固定負債	7,161
	株主資本	274,835
	資本金	48,000
	利益剰余金	226,835
	繰越利益剰余金	165,707
	当期純利益	61,127
	評価・換算差額等	△242
	繰延ヘッジ損益	△242
	負債・純資産合計	**1,452,416**

第２期決算公告　令和８年３月20日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
AQX株式会社
代表取締役　チャーン・チー・ウィー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	32,061,585
	資産合計	**32,061,585**
負純資債及産のび部	流動負債	112,748,118
	株主資本	△80,686,533
	資本金	1
	利益剰余金	△80,686,534
	その他利益剰余金	△80,686,534
	（うち当期純損失）	(55,516,399)
	負債・純資産合計	**32,061,585**

第１期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区芝浦３－１－１　msb
Tamachi田町ステーションタワーN15階
株式会社シーユーシーミー
代表取締役　濵口　慶太
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50
	資産合計	**50**
負純資債及産のび部	流動負債	0
	株主資本	50
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	その他利益剰余金	△0
	（うち当期純損失）	(0)
	負債・純資産合計	**50**

第３期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区芝浦３－１－１　msb
Tamachi田町ステーションタワーN15階
株式会社シーユーシー・リアルエステート
代表取締役　大橋　悠介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70
	資産合計	**70**
負純資債及産のび部	流動負債	1,500
	負債合計	**1,500**
	株主資本	△1,430
	資本金	100
	その他利益剰余金	△1,530
	（うち当期純損失）	(582)
	純資産合計	**△1,430**
	負債・純資産合計	**70**

第48期決算公告
令和８年６月25日
東京都千代田区大手町一丁目１番２号
日本グローバルタンカー株式会社
代表取締役社長　西尾　剛臣
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,888,290
	資産合計	**18,888,290**
負純資債及産のび部	流動負債	16,554,991
	固定負債	6,743
	株主資本	2,326,555
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,424,742
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,412,242
	（うち当期純利益）	(82,680)
	自己株式	△148,186
	負債・純資産合計	**18,888,290**

第５期決算公告　令和８年７月10日
東京都文京区後楽１丁目４－18
Commercial Japan Partnership Technologies株式会社
代表取締役社長　中嶋　裕樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	278
	固定資産	54
	繰延資産	0
	合計	**332**
負純資債及産のび部	流動負債	158
	賞与引当金	81
	固定負債	9
	株主資本	164
	資本金	10
	利益剰余金	154
	その他利益剰余金	154
	（うち当期純利益）	(136)
	合計	**332**

第20期決算公告
令和８年７月10日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
能登コミュニティウインドパワー株式会社
代表取締役　高橋　恵一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	423,646
	固定資産	482,674
	合計	**906,321**
負純資債及産のび部	流動負債	174,473
	（修繕引当金）	(86,000)
	固定負債	213,000
	株主資本	518,848
	資本金	10,000
	利益剰余金	508,848
	その他利益剰余金	508,848
	（うち当期純損失）	(45,982)
	合計	**906,321**

第９期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦３丁目１番１号
株式会社シーユーシー・プロパティーズ
代表取締役　大橋　悠介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	405,542
	固定資産	15,774,046
	資産合計	**16,179,588**
負純資債及産のび部	流動負債	13,927,391
	固定負債	511,863
	株主資本	1,740,333
	資本金	100
	資本剰余金	5,100
	利益剰余金	1,745,133
	その他利益剰余金	1,745,133
	（うち当期純利益）	（928,183）
	自己株式	△10,000
	負債・純資産合計	**16,179,588**

第23期決算公告

令和８年６月18日
東京都千代田区九段北四丁目１番３号
ジャパンメンテナンスアンド
オペレーションサービス株式会社
代表取締役社長　市川　　卓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,067,424
	固定資産	110,354
	資産合計	**6,177,778**
負純資債及産のび部	流動負債	5,153,254
	固定負債	26,000
	株主資本	998,523
	資本金	100,000
	利益剰余金	898,523
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	873,523
	（内当期純利益）	（205,544）
	負債・純資産合計	**6,177,778**

第25期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区九段南一丁目４番５号
エスコンディーダ・ファイナンス株式会社
代表取締役　宇野　貴雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,908
	固定資産	3,682
	資産合計	**17,590**
負純資債及産のび部	流動負債	6,340
	固定負債	1,250
	役員退職慰労引当金	1,250
	株主資本	10,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	（—）
	負債・純資産合計	**17,590**

第28期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
株式会社トビラーク
代表取締役　山﨑　晴康

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,559
	固定資産	36,266
	有形固定資産	1,566
	無形固定資産	31,428
	投資その他の資産	3,271
	資産合計	**46,826**
負純資債及産のび部	流動負債	29,105
	固定負債	79,555
	株主資本	△61,835
	資本金	93,615
	利益剰余金	△155,450
	その他利益剰余金	△155,450
	（うち当期純損失）	（17,866）
	負債・純資産合計	**46,826**

第20期決算公告

令和８年６月12日
東京都渋谷区東１―32―12
株式会社エスビープラニング
代表取締役　関口　　猛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,309
	固定資産	111
	資産合計	**3,420**
負純資債及産のび部	流動負債	65
	固定負債	45
	株主資本	3,310
	資本金	50
	利益剰余金	3,260
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	3,247
	（うち当期純利益）	（71）
	負債・純資産合計	**3,420**

第２期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦３丁目１番１号
株式会社シーユーシー・ファシリティーズ
代表取締役　大橋　悠介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	254,851
	固定資産	4,550,594
	資産合計	**4,805,444**
負純資債及産のび部	流動負債	4,731,691
	固定負債	220,397
	株主資本	△146,643
	資本金	1,000
	利益剰余金	△147,643
	その他利益剰余金	△147,643
	（うち当期純損失）	（126,297）
	負債・純資産合計	**4,805,444**

第12期決算公告

令和８年７月10日
東京都渋谷区道玄坂一丁目19番11号
ブリリアントトランスポート株式会社
代表取締役　坂上　和果

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	201,613
	固定資産	25,814
	資産合計	**227,427**
負純資債及産のび部	流動負債	144,090
	（賞与引当金）	（945）
	固定負債	26,648
	株主資本	56,689
	資本金	15,375
	資本剰余金	9,375
	資本準備金	9,375
	利益剰余金	31,939
	その他利益剰余金	31,939
	（うち当期純利益）	（1,766）
	負債・純資産合計	**227,427**

第67期決算公告

2026年６月12日
東京都品川区南大井六丁目21番12号
株式会社ブイテックス

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,171
	固定資産	3,915
	合計	**11,086**
負純資債及産のび部	流動負債	7,141
	固定負債	504
	株主資本	3,337
	資本金	443
	資本剰余金	304
	資本準備金	304
	利益剰余金	2,590
	利益準備金	32
	その他利益剰余金	2,558
	（うち当期純利益）	（324）
	評価・換算差額等	104
	合計	**11,086**

第69期決算公告

令和８年６月18日
東京都世田谷区池尻三丁目10番３号
日本テクニカル・サービス株式会社
代表取締役　日光　　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,137,690
	固定資産	875,758
	資産合計	**2,013,448**
負純資債及産のび部	流動負債	579,629
	固定負債	320,192
	株主資本	900,392
	資本金	50,000
	利益剰余金	850,392
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	837,892
	（うち当期純利益）	（30,505）
	評価・換算差額等	213,235
	有価証券評価差額金	213,235
	負債・純資産合計	**2,013,448**

第２期決算公告

2026年７月10日
東京都港区芝浦一丁目13番10号
株式会社地球中心デザイン研究所
代表取締役　佐藤　秀一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,282
	固定資産	54,336
	合計	**207,619**
負純資債及産のび部	流動負債	262,967
	賞与引当金	8,734
	役員賞与引当金	8,128
	株主資本	△55,348
	資本金	50,000
	利益剰余金	△105,348
	その他利益剰余金	△105,348
	（うち当期純損失）	（48,848）
	合計	**207,619**

第６期決算公告

令和８年６月24日
東京都千代田区麹町五丁目３番地23
Digital　Platformer株式会社
代表取締役　松田　一敬

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	314,610
	固定資産	8,020
	合計	**322,630**
負純資債及産のび部	流動負債	102,263
	賞与引当金	4,710
	株主資本	220,366
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,159,750
	資本準備金	969,475
	その他資本剰余金	190,275
	利益剰余金	△1,039,383
	その他利益剰余金	△1,039,383
	（うち当期純損失）	（516,333）
	合計	**322,630**

第22期決算公告

2026年７月10日
東京都港区海岸１丁目５番地20号
東京ガスビル７階
川崎ガスパイプライン株式会社
代表取締役　倉沢　　亮

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	710,523
	固定資産	670,553
	合計	**1,381,076**
負純資債及産のび部	流動負債	107,144
	固定負債	40,272
	株主資本	1,233,660
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,033,660
	（その他利益剰余金）	（1,033,660）
	（うち当期純利益）	（6,235）
	合計	**1,381,076**

第30期決算公告

令和８年６月26日
東京都港区北青山二丁目５番１号
伊藤忠オートモービル株式会社
代表取締役　進　大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,246,698
	固定資産	1,987,891
	合計	10,234,590
負純資債及産のび部	流動負債	6,531,461
	固定負債	298,857
	株主資本	3,404,271
	資本金	360,000
	利益剰余金	3,044,271
	利益準備金	90,000
	その他利益剰余金	2,954,271
	（うち当期純利益）	(1,717,925)
	合計	10,234,590

第25期決算公告

令和８年７月10日
東京都渋谷区恵比寿一丁目８番４号
株式会社余白
代表取締役　八谷　賢治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	63
	固定資産	55
	合計	119
負純資債及産のび部	流動負債	2
	株主資本	116
	資本金	15
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	101
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	100
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	119

第２期決算公告

令和８年７月10日
東京都港区北青山二丁目５番１号
Ｉ＆Ｂコンサルティング株式会社
代表取締役　橋本　正有

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	436,582
	固定資産	3,762
	合計	440,344
負純資債及産のび部	流動負債	178,108
	（賞与引当金）	(4,250)
	株主資本	262,235
	資本金	150,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△37,764
	その他利益剰余金	△37,764
	（うち当期純利益）	(30,258)
	合計	440,344

第18期決算公告

2026年６月10日
横浜市中区相生町三丁目56番地１
株式会社ｂａｙ　ｅｇｇｓ
代表取締役　石川　大輔

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,073
	固定資産	189,593
	資産合計	395,667
負純資債及産のび部	流動負債	95,568
	株主資本	300,099
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	240,099
	その他利益剰余金	240,099
	（当期純利益）	(29,038)
	負債・純資産合計	395,667

第13期決算公告

2026年６月10日
横浜市中区相生町三丁目56番地１
箱根水道パートナーズ株式会社
代表取締役　飯島　伸仁

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	768,428
	固定資産	43
	資産合計	768,472
負純資債及産のび部	流動負債	643,244
	株主資本	125,227
	資本金	50,000
	利益剰余金	75,227
	その他利益剰余金	75,227
	（うち当期純利益）	(971)
	負債・純資産合計	768,472

第23期決算公告

令和８年６月３日
神奈川県川崎市宮前区平三丁目17番16号
株式会社エス・アイ・エス
代表取締役　高橋　昇平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	245
	固定資産	258
	合計	503
負純資債及産のび部	流動負債	47
	固定負債	96
	株主資本	360
	資本金	30
	利益剰余金	405
	利益準備金	3
	機械装置圧縮積立金	60
	繰越利益剰余金	342
	（うち当期純損失）	(4)
	自己株式	△75
	合計	503

第16期決算公告

2026年６月10日
新潟県長岡市愛宕３丁目７番24号
株式会社長岡バイオキューブ
代表取締役　神田　章二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	152,068
	固定資産	41,339
	資産合計	193,407
負純資債及産のび部	流動負債	73,493
	株主資本	119,914
	資本金	30,000
	利益剰余金	89,914
	その他利益剰余金	89,914
	（うち当期純利益）	(11,270)
	負債・純資産合計	193,407

第24期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県川崎市高津区久地二丁目５番８号
テルコム株式会社
代表取締役　平尾　秀博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	585,348
	固定資産	355,953
	資産合計	941,301
負純資債及産のび部	流動負債	159,341
	賞与引当金	20,600
	固定負債	1,993
	株主資本	779,967
	資本金	91,740
	利益剰余金	688,227
	利益準備金	22,935
	その他利益剰余金	665,292
	（うち当期純利益）	(147,837)
	負債・純資産合計	941,301

第10期決算公告

2026年６月10日
横浜市中区相生町三丁目56番地１
株式会社横浜Ｂａｙ　Ｌｉｎｋ
代表取締役　石川　大輔

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,438,709
	固定資産	1,016
	資産合計	5,439,726
負純資債及産のび部	流動負債	987,655
	固定負債	4,228,635
	株主資本	223,435
	資本金	100,000
	利益剰余金	123,435
	その他利益剰余金	123,435
	（うち当期純利益）	(31,875)
	負債・純資産合計	5,439,726

第14期決算公告

令和８年７月10日
新潟県新潟市東区山木戸字下屋敷1500番17
エイ・エックス株式会社
代表取締役　南出　貴司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	271,128
	固定資産	53,309
	合計	324,437
負純資債及産のび部	流動負債	287,198
	固定負債	0
	株主資本	37,239
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,239
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	24,739
	（うち当期純利益）	(55,467)
	合計	324,437

第45期決算公告

令和８年５月23日
新潟県南魚沼市川窪1035番地
株式会社魚沼食品流通センター
代表取締役　野口　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,449
	固定資産	136,492
	資産合計	159,941
負純資債及産のび部	流動負債	10,383
	固定負債	4,034
	株主資本	110,035
	資本金	48,500
	利益剰余金	61,535
	利益準備金	4,780
	その他利益剰余金	56,755
	（うち当期純利益）	(4,301)
	評価・換算差額等	35,489
	負債・純資産合計	159,941

第２期決算公告

2026年６月10日
新潟県燕市新興野４番76号
つばめ・やひこウォーターサービス株式会社
代表取締役　神田　章二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	222,906
	固定資産	7,676
	資産合計	230,582
負純資債及産のび部	流動負債	194,651
	株主資本	35,931
	資本金	50,000
	利益剰余金	△14,068
	その他利益剰余金	△14,068
	（うち当期純利益）	(7,413)
	負債・純資産合計	230,582

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
愛知県名古屋市港区中川本町一丁目１番地
株式会社シナネン
中部ひまわりガスセンター
代表取締役　長谷川雅洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,184
	固定資産	294
	資産合計	**8,478**
負純資産及びの部	流動負債	208
	固定負債	—
	株主資本	8,270
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,730
	その他利益剰余金	△1,730
	（うち当期純損失）	(7)
	負債・純資産合計	**8,478**

第 39 期決算公告

令和８年６月25日
静岡県浜松市中央区大工町125　８Ｆ
株式会社シーユーシー・フーズ
代表取締役　杉山　智彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	679
	固定資産	87
	資産合計	**765**
負純資産及びの部	流動負債	182
	賞与引当金	14
	固定負債	11
	退職給付引当金	11
	株主資本	572
	資本金	13
	利益剰余金	559
	その他利益剰余金	559
	（うち当期純利益）	(43)
	負債・純資産合計	**765**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
石川県金沢市佐奇森町ロ95番地
株式会社ハイネンひまわりガスセンター
代表取締役　輪木　正明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,589
	固定資産	285
	資産合計	**14,874**
負純資産及びの部	流動負債	1,101
	固定負債	23
	株主資本	13,750
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,750
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	2,750
	（うち当期純利益）	(2,048)
	負債・純資産合計	**14,874**

第 43 期決算公告

令和８年７月10日
愛知県江南市高屋町十六田157番地の１
株式会社トップワン
代表取締役　祖父江　聡

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,192
	固定資産	1,086
	合計	**2,278**
負純資産及びの部	流動負債	1,432
	固定負債	344
	株主資本	500
	資本金	23
	利益剰余金	625
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	620
	（うち当期純利益）	(118)
	自己株式	△147
	合計	**2,278**

第 4 期決算公告

令和８年７月10日
愛知県江南市高屋町十六田157番地の１
株式会社トップホールディングス
代表取締役　祖父江　聡

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,932
	固定資産	234,886
	合計	**251,818**
負純資産及びの部	流動負債	78
	固定負債	164,500
	株主資本	87,240
	資本金	1,035
	資本剰余金	35
	資本準備金	35
	利益剰余金	86,170
	その他利益剰余金	86,170
	（うち当期純利益）	(26,714)
	合計	**251,818**

第 19 期決算公告

令和８年６月15日
愛知県名古屋市東区葵一丁目19番30号
名管本庁舎ＰＦＩ株式会社
代表取締役　鈴木　耕平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,210
	資産合計	**1,210**
負純資産及びの部	流動負債	154
	固定負債	972
	負債合計	**1,126**
	株主資本	84
	資本金	10
	利益剰余金	74
	その他利益剰余金	74
	（うち当期純利益）	(6)
	純資産合計	**84**
	負債・純資産合計	**1,210**

第 1 期決算公告

令和８年６月17日
名古屋市中区錦二丁目16番26号
SCSK Niterra ITソリューションズ株式会社
代表取締役社長　齋藤　幸彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	512,249
	固定資産	83,129
	資産合計	**595,378**
負純資産及びの部	流動負債	492,046
	株主資本	103,331
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	3,331
	その他利益剰余金	3,331
	（うち当期純利益）	(3,331)
	負債・純資産合計	**595,378**

第 48 期決算公告

2026年６月12日
名古屋市港区千年三丁目１番12号
株式会社三泉
代表取締役　荒木　洋一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,478
	固定資産	4,225
	合計	**73,703**
負純資産及びの部	流動負債	23,146
	固定負債	16,598
	株主資本	33,959
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,959
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	21,459
	（うち当期純損失）	(4,282)
	合計	**73,703**

第 10 期決算公告

令和８年７月10日
愛知県江南市高屋町十六田157番地の１
株式会社トップミート
代表取締役　祖父江　聡

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	31
	固定資産	47
	合計	**78**
負純資産及びの部	流動負債	168
	株主資本	△90
	資本金	5
	利益剰余金	△95
	その他利益剰余金	△95
	（うち当期純損失）	(22)
	合計	**78**

第 8 期決算公告

令和８年６月25日
京都市伏見区深草七瀬川町891番地13
株式会社ＫＥＥＰ
代表取締役　西谷　保

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	204
	固定資産	65
	資産合計	**269**
負純資産及びの部	流動負債	54
	賞与引当金	14
	その他	41
	固定負債	34
	その他	34
	株主資本	180
	資本金	1
	利益剰余金	179
	その他利益剰余金	179
	（うち当期純利益）	(44)
	負債・純資産合計	**269**

第 66 期決算公告

令和８年７月10日
愛知県清須市西枇杷島町旭３丁目８番地
明治チューインガム株式会社
代表取締役社長　佐藤　直志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,038,408
	固定資産	3,660,705
	合計	**7,699,113**
負純資産及びの部	流動負債	960,637
	固定負債	504,039
	負債の部合計	**1,464,676**
	株主資本	6,234,437
	資本金	75,000
	利益剰余金	6,159,437
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	6,140,687
	（うち当期純利益）	(429,438)
	純資産の部合計	**6,234,437**
	合計	**7,699,113**

第 12 期 決 算 公 告

2026 年６月 10 日
愛知県豊橋市神野新田町字中島５番地
株式会社豊橋バイオウィル
代表取締役　長谷　進司

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,371,530
	資産合計	**3,371,530**
負純資産及びの部	流動負債	601,367
	固定負債	2,631,661
	株主資本	138,501
	資本金	100,000
	利益剰余金	38,501
	繰越利益剰余金	38,501
	（うち当期純利益）	(4,771)
	負債・純資産合計	**3,371,530**

第26期決算公告

令和８年６月24日
大阪府枚方市枚方公園町１番１号
株式会社京阪レジャーサービス
代表取締役　三宅　裕一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	223,595
	合計	223,595
負債及び純資産の部	流動負債	160,034
	賞与引当金	23,699
	その他	136,334
	固定負債	13,674
	退職給付引当金	13,674
	株主資本	49,886
	資本金	30,000
	利益剰余金	19,886
	その他利益剰余金	19,886
	（うち当期純利益）	(1,050)
	合計	223,595

第43期決算公告

令和８年６月24日
大阪府大阪市西淀川区柏里二丁目２番１号
みなと保証株式会社
代表取締役　岡部　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,947
	固定資産	274
	合計	11,221
負債及び純資産の部	流動負債	2,838
	固定負債	699
	株主資本	7,682
	資本金	200
	資本剰余金	3,084
	資本準備金	1,757
	その他資本剰余金	1,326
	利益剰余金	4,398
	その他利益剰余金	4,398
	（うち当期純利益）	(442)
	合計	11,221

第30期決算公告

令和８年６月12日
大阪府東大阪市今米二丁目９番49号
株式会社京阪奈ガスセンター
代表取締役　板橋斗志矢

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,629
	固定資産	223
	資産合計	7,853
負債及び純資産の部	流動負債	160
	固定負債	—
	株主資本	7,692
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,308
	その他利益剰余金	△2,308
	（うち当期純利益）	(160)
	負債・純資産合計	7,853

第22期決算公告

令和８年６月23日
兵庫県豊岡市三坂町６番57号
豊岡エネルギー株式会社
代表取締役社長　難波　正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,286
	固定資産	1,009
	合計	2,295
負債及び純資産の部	流動負債	223
	固定負債	2
	株主資本	2,070
	資本金	100
	資本剰余金	1,692
	資本準備金	1,692
	利益剰余金	278
	その他利益剰余金	278
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	2,295

第1期決算公告

令和８年７月10日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
ケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社
代表取締役社長　遠藤　英明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,659
	合計	19,659
負債及び純資産の部	流動負債	16
	株主資本	19,643
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△356
	その他利益剰余金	△356
	（うち当期純損失）	(356)
	合計	19,659

第30期決算公告

2026年７月10日
兵庫県明石市魚住町清水534番地の７
株式会社テクノソリー
代表取締役社長　木下　拓也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,195
	固定資産	197
	合計	1,393
負債及び純資産の部	流動負債	475
	固定負債	184
	株主資本	733
	資本金	50
	資本剰余金	17
	資本準備金	17
	利益剰余金	666
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	666
	（うち当期純利益）	(99)
	合計	1,393

第27期決算公告

令和８年７月10日
兵庫県三田市テクノパーク９番地１
エヌ・エム・ピイ ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　高山　正弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	480
	固定資産	16
	資産合計	496
負債及び純資産の部	流動負債	160
	負債合計	160
	株主資本	336
	資本金	10
	利益剰余金	326
	その他利益剰余金	326
	（うち当期純利益）	(4)
	純資産合計	336
	負債・純資産合計	496

第28期決算公告

令和８年６月24日
兵庫県明石市本町２丁目３番20号
日新ビジネスサービス株式会社
代表取締役　竹内　康久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,739
	固定資産	375
	合計	72,115
負債及び純資産の部	流動負債	8,671
	固定負債	0
	株主資本	63,444
	資本金	20,000
	利益剰余金	43,444
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,944
	（うち当期純利益）	(2,295)
	合計	72,115

第77期決算公告

令和８年６月25日
神戸市中央区北長狭通５丁目２番６号
第一商事株式会社
代表取締役社長　竹内　一之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,131,977
	固定資産	790,729
	合計	2,922,706
負債及び純資産の部	流動負債	1,036,658
	賞与引当金	12,975
	固定負債	330,485
	退職給付引当金	183,031
	株主資本	1,555,561
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,505,561
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,493,061
	（うち当期純利益）	(54,105)
	合計	2,922,706

第18期決算公告

令和８年６月22日
兵庫県尼崎市丸島町46番地の１
ＮＫメンテナンス株式会社
代表取締役社長　小川　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	303,707
	固定資産	64,257
	資産合計	367,965
負債及び純資産の部	流動負債	185,911
	固定負債	0
	負債合計	185,911
	株主資本	182,054
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	162,054
	（うち当期純利益）	(21,129)
	純資産合計	182,054
	負債・純資産合計	367,965

第37期決算公告

令和８年６月24日
兵庫県西宮市鳴尾浜３丁目９番14号
テック物流株式会社
代表取締役　園田　政義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	341
	固定資産	862
	合計	1,203
負債及び純資産の部	流動負債	936
	固定負債	40
	株主資本	226
	資本金	50
	利益剰余金	176
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	164
	（うち当期純利益）	(154)
	合計	1,203

第26期決算公告

2026年６月22日
神戸市中央区多聞通２丁目１番２号
みなとキャピタル株式会社
取締役社長　谷本　誠

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	379,635
	固定資産	6,481
	合計	386,117
負債及び純資産の部	流動負債	66,146
	固定負債	544
	株主資本	319,426
	資本金	250,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△30,573
	その他利益剰余金	△30,573
	（うち当期純損失）	(15,129)
	合計	386,117

第３期決算公告　令和８年７月10日

福岡県福岡市中央区大名２丁目９番17号
ＡＲＩＳＴ大名
株式会社リクロステック
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,893
	固定資産	7,043
	資産合計	**64,937**
負純資債及産のび部	流動負債	63,804
	株主資本	1,132
	資本金	1,000
	利益剰余金	132
	その他利益剰余金	132
	（うち当期純利益）	(865)
	負債・純資産合計	**64,937**

第21期決算公告　令和８年７月10日

徳島県名東郡佐那河内村上字大川原５番地７
株式会社大川原ウインドファーム
代表取締役　齋藤桂一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	806,317
	固定資産	918,171
	資産合計	**1,724,488**
負純資債及産のび部	流動負債	56,027
	固定負債	893,385
	株主資本	775,076
	資本金	101,000
	利益剰余金	674,076
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	648,826
	（うち当期純利益）	(150,552)
	負債・純資産合計	**1,724,488**

第１期決算公告　令和８年７月10日

島根県雲南市木次町木次29番地
三日市ラボ
株式会社うんなん共創エネルギー
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,340
	固定資産	170,654
	資産合計	**193,995**
負純資債及産のび部	流動負債	124,424
	固定負債	80,680
	株主資本	△11,108
	資本金	10,000
	利益剰余金	△21,108
	その他利益剰余金	△21,108
	（うち当期純損失）	(21,108)
	負債・純資産合計	**193,995**

第14期決算公告　令和８年７月10日

福岡市博多区博多駅東
三丁目１番26―705号
株式会社福岡市第１学校給食サービス
代表取締役　河村　一夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	831,839
	資産合計	**831,839**
負純資債及産のび部	流動負債	336,515
	固定負債	411,302
	負債合計	**747,817**
	株主資本	84,022
	資本金	30,000
	利益剰余金	54,022
	その他利益剰余金	54,022
	（うち当期純利益）	(3,806)
	純資産合計	**84,022**
	負債・純資産合計	**831,839**

第２期決算公告　令和８年７月10日

福岡県直方市須崎町11番10号
株式会社のおがたエナジー
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	107,156
	固定資産	425,397
	資産合計	**532,554**
負純資債及産のび部	流動負債	531,538
	株主資本	1,015
	資本金	1,500
	利益剰余金	△484
	その他利益剰余金	△484
	（うち当期純利益）	(4,619)
	負債・純資産合計	**532,554**

第２期決算公告　令和８年７月10日

福岡県北九州市小倉北区
浅野３丁目８番１号ＡＩＭビル６階
株式会社九州てっぺんエナジー
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,447
	固定資産	112,658
	資産合計	**224,105**
負純資債及産のび部	流動負債	227,432
	株主資本	△3,326
	資本金	1,500
	利益剰余金	△4,826
	その他利益剰余金	△4,826
	（うち当期純損失）	(4,337)
	負債・純資産合計	**224,105**

第４期決算公告　令和８年７月10日

熊本県球磨郡あさぎり町上東1231番地
株式会社あさぎりエナジー
代表取締役　金井　成九

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,081
	固定資産	633,323
	繰延資産	319
	資産合計	**727,725**
負純資債及産のび部	流動負債	492,681
	固定負債	238,836
	株主資本	△3,792
	資本金	3,000
	利益剰余金	△6,792
	その他利益剰余金	△6,792
	（うち当期純損失）	(2,207)
	負債・純資産合計	**727,725**

第３期決算公告　令和８年７月10日

熊本県球磨郡五木村甲2672番地８
株式会社五木源電力
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,410
	固定資産	18,700
	資産合計	**26,111**
負純資債及産のび部	流動負債	7,201
	固定負債	16,408
	株主資本	2,501
	資本金	2,500
	利益剰余金	1
	その他利益剰余金	1
	（うち当期純利益）	(1,995)
	負債・純資産合計	**26,111**

第９期決算公告　令和８年７月10日

熊本県球磨郡球磨村大字大瀬1121番地
株式会社球磨村森電力
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	377,650
	固定資産	550,013
	資産合計	**927,663**
負純資債及産のび部	流動負債	717,527
	固定負債	249,122
	株主資本	△38,985
	資本金	1,000
	利益剰余金	△39,985
	その他利益剰余金	△39,985
	（うち当期純損失）	(14,525)
	負債・純資産合計	**927,663**

2026年３月期決算公告

令和８年６月26日
東京都文京区本郷５―24―５
ナガセ本郷ビル
一般社団法人ＡＩロボット協会
理事長　尾形　哲也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,292
	固定資産	599
	資産合計	**4,891**
負純資債及産のび部	流動負債	4,898
	固定負債	1
	負債合計	**4,899**
	剰余金	△8
	純資産合計	**△8**
	負債・純資産合計	**4,891**

第15期決算公告

令和８年７月10日
東京都墨田区亀沢三丁目22番地１号
公益財団法人吉田育英会
理事長　吉田　忠裕

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	71,537
	固定資産	12,861,201
	合計	**12,932,739**
負味債財及産びの正部	流動負債	52,522
	固定負債	0
	負債合計	**52,522**
	指定正味財産	8,656,064
	一般正味財産	4,224,152
	正味財産合計	**12,880,217**
	合計	**12,932,739**

第４期決算公告　令和８年７月10日

沖縄県那覇市泊２丁目１番地18
Ｔ＆Ｃ泊ビル４Ｆ
株式会社ティーダパワー
代表取締役　中嶋　崇史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,109
	固定資産	18,795
	資産合計	**24,905**
負純資債及産のび部	流動負債	9,228
	固定負債	16,500
	株主資本	△823
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,823
	その他利益剰余金	△1,823
	（うち当期純損失）	(295)
	負債・純資産合計	**24,905**

第４期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区海岸一丁目２番20号
株式会社Crown Bioscience Japan
代表取締役　ジョン・グー

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	400,196
	固定資産	1,231
	合計	401,428
負債及び純資産の部	流動負債	172,844
	賞与引当金	4,517
	株主資本	228,583
	資本金	100,000
	利益剰余金	188,333
	その他利益剰余金	188,333
	（繰越利益剰余金）	(188,333)
	（うち当期純利益）	(89,166)
	自己株式	△59,750
	合計	401,428

第７期決算公告

令和８年７月10日
千葉県我孫子市中峠2274番地
あびこ環境テクノロジー株式会社
取締役社長　中鉢　一浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	293,649
	固定資産	122
	合計	293,772
負債及び純資産の部	流動負債	67,826
	株主資本	225,945
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	25,945
	その他利益剰余金	25,945
	（うち当期純利益）	(10,988)
	合計	293,772

第15期決算公告

2026年７月10日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
公益財団法人自然エネルギー財団
代表理事　末吉竹二郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,628
	固定資産	1,275,821
	合計	1,316,449
負債及び正味財産の部	流動負債	40,523
	固定負債	0
	負債合計	40,523
	指定正味財産	1,275,821
	一般正味財産	105
	正味財産合計	1,275,926
	合計	1,316,449

第１期決算公告

令和８年５月29日
神奈川県横浜市神奈川区栄町５－１
横浜クリエーションスクエア14階
株式会社ＭＩＹＡＧＩ
代表取締役　宮城麻衣子

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	17,035,062
	固定資産	5,318,033
	繰延資産	186,163
	合計	22,539,258
負債及び純資産の部	流動負債	10,479,077
	固定負債	20,000,000
	株主資本	△7,939,819
	資本金	100,000
	利益剰余金	△8,039,819
	その他利益剰余金	△8,039,819
	（うち当期純損失）	(8,039,819)
	合計	22,539,258

第５期決算公告

令和８年５月29日
神奈川県横浜市神奈川区栄町５－１
横浜クリエーションスクエア14階
株式会社ＮＥＯＬＥＡＰ
代表取締役　関口　嵩陽

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	41,256,171
	固定資産	4,422,556
	合計	45,678,727
負債及び純資産の部	流動負債	42,666,275
	固定負債	12,591,000
	株主資本	△9,578,548
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△10,578,548
	その他利益剰余金	△10,578,548
	（うち当期純利益）	(12,106,158)
	合計	45,678,727

2025年度決算公告

2026年６月25日
神奈川県相模原市中央区田名3000番地
株式会社常磐製作所
代表取締役　太田　康之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	926
	固定資産	463
	合計	1,389
負債及び純資産の部	流動負債	407
	固定負債	390
	株主資本	592
	資本金	50
	資本剰余金	14
	資本準備金	14
	利益剰余金	528
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	515
	（うち当期純利益）	(65)
	合計	1,389

第80期決算公告

令和８年６月25日
神戸市兵庫区和田山通二丁目12番14号
川重車両テクノ株式会社
代表取締役　大橋　良和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,814
	固定資産	390
	合計	7,205
負債及び純資産の部	流動負債	2,696
	固定負債	148
	株主資本	4,360
	資本金	98
	資本剰余金	183
	資本準備金	183
	利益剰余金	4,079
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	4,066
	（うち当期純利益）	(1,217)
	合計	7,205

第24期決算公告

令和８年６月22日
大阪府大阪市中央区城見２丁目１番61号
パナソニックＥＴソリューションズ株式会社
代表取締役　井上　雅篤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,798
	固定資産	200
	繰延資産	32
	合計	6,030
負債及び純資産の部	流動負債	2,660
	固定負債	6
	株主資本	3,364
	資本金	90
	利益剰余金	3,274
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	3,251
	（うち当期純利益）	(800)
	合計	6,030

第67期決算公告

2026年６月19日
金沢市大浦町ハ55番地
株式会社ファイネス
代表取締役　松井秀太郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	16,370
	固定資産	27,903
	合計	44,273
負債及び純資産の部	流動負債	11,271
	固定負債	9,601
	株主資本	10,953
	資本金	98
	資本剰余金	2,698
	利益剰余金	8,156
	利益準備金	26
	その他利益剰余金	8,130
	（うち当期純利益）	(351)
	評価・換算差額等	12,446
	合計	44,273

第68期決算公告

令和８年６月25日
岡山市中区兼基27番地の１
岡山三菱ふそう自動車販売株式会社
代表取締役　石田　尚行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,945
	固定資産	4,888
	資産合計	8,833
負債及び純資産の部	流動負債	3,422
	固定負債	507
	株主資本	4,821
	資本金	100
	利益剰余金	4,721
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	4,696
	（うち当期純利益）	(621)
	評価・換算差額等	82
	負債・純資産合計	8,833

第48期決算公告

令和８年５月29日
岡山県美作市北山321番地
株式会社中央運輸
代表取締役　西村　誠一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	390,022
	固定資産	179,533
	合計	569,555
負債及び純資産の部	流動負債	266,689
	固定負債	5,623
	株主資本	297,244
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	277,244
	利益準備金	2,640
	その他利益剰余金	274,604
	（うち当期純利益）	(36,988)
	合計	569,555

第32期決算公告

令和８年７月10日
兵庫県川西市滝山町17番８号
株式会社川西水道サービス
代表取締役　井内　有吾

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	169,679
	固定資産	96,342
	合計	266,021
負債及び純資産の部	流動負債	68,431
	株主資本	197,590
	資本金	50,000
	利益剰余金	147,590
	その他利益剰余金	147,590
	（うち当期純利益）	(5,364)
	合計	266,021

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
熊本県宇城市豊野町下郷１番地
Astemo宇城株式会社
取締役社長　田本　高弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	293,605
	固定資産	511,820
	合計	805,425
負純資産及のび部	流動負債	247,201
	固定負債	109,599
	株主資本	448,625
	資本金	50,000
	利益剰余金	398,625
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	386,125
	（うち当期純損失）	(116,041)
	合計	805,425

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
熊本県宇城市松橋町萩尾1775番地３
宇城環境テクノロジー株式会社
代表取締役　下村　哲彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	266,880
	固定資産	1,449
	合計	268,329
負純資産及のび部	流動負債	82,141
	株主資本	186,188
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	利益剰余金	36,188
	その他利益剰余金	36,188
	（うち当期純利益）	(21,732)
	合計	268,329

第 69 期決算公告　令和８年７月10日

長崎県長崎市大黒町11番８号
ニップンウミノ株式会社
代表取締役社長　原　　則夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	391,195
	固定資産	674,210
	合計	1,065,405
負純資産及のび部	流動負債	170,590
	固定負債	115,015
	株主資本	714,641
	資本金	5,000
	利益剰余金	709,641
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	699,641
	（うち当期純利益）	(90,671)
	評価差額金	65,159
	有価証券評価差額金	65,159
	合計	1,065,405

第 68 期決算公告　令和８年７月10日

北海道北見市卸町２丁目３番地２
水沢エース株式会社
代表取締役社長　平澤　博明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	544,090
	固定資産	76,055
	資産合計	620,145
負純資産及のび部	流動負債	279,170
	固定負債	20,565
	株主資本	317,284
	資本金	30,000
	利益剰余金	287,777
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	280,277
	（うち当期純利益）	(24,349)
	自己株式	△493
	評価・換算差額等	3,126
	負債・純資産合計	620,145

令和７年度決算公告

令和８年６月25日
東京都文京区本駒込二丁目13番12号
公益財団法人深田地質研究所
代表理事　松田　博貴

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,960
	固定資産	10,453,156
	合計	10,660,116
負味債財及産びの正部	流動負債	8,522
	固定負債	18,910
	負債合計	27,432
	指定正味財産	7,580,110
	一般正味財産	3,052,574
	正味財産合計	10,632,684
	合計	10,660,116

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
茨城県常陸大宮市工業団地25番地
一般財団法人常陸大宮市スポーツ協会
理事長　中村　弘道

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,562
	固定資産	38,798
	合計	70,360
負味債財及産びの正部	流動負債	8,456
	固定負債	7,649
	負債合計	16,106
	指定正味財産	30,000
	一般正味財産	24,254
	正味財産合計	54,254
	合計	70,360

第 75 期決算公告　令和８年６月26日

北海道帯広市西１条南11丁目１番地
株式会社食創
代表取締役　竹森　直義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,089,394
	固定資産	2,701,950
	合計	9,791,344
負純資産及のび部	流動負債	4,624,470
	固定負債	1,255,896
	株主資本	3,910,978
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	3,871,524
	利益準備金	31,250
	その他利益剰余金	3,840,274
	（うち当期純利益）	(101,751)
	自己株式	△85,546
	合計	9,791,344

第 6 期決算公告　令和８年６月12日

札幌市北区篠路四条九丁目12番10号
シナジートランスポート株式会社
代表取締役　根本　和典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	175,229
	固定資産	72,117
	資産合計	247,346
負純資産及のび部	流動負債	13,559
	固定負債	101,012
	株主資本	132,774
	資本金	30,000
	利益剰余金	102,774
	その他利益剰余金	102,774
	（うち当期純利益）	(35,014)
	負債・純資産合計	247,346

第 53 期決算公告　令和８年６月26日

北海道旭川市６条通10丁目右１号
旭川食糧株式会社
代表取締役社長　沖野　一也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,662,304
	固定資産	1,141,258
	合計	3,803,562
負純資産及のび部	流動負債	2,402,540
	固定負債	361,252
	（退職給与引当金）	(14,682)
	株主資本	1,039,770
	資本金	60,000
	利益剰余金	979,770
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	964,770
	（うち当期純利益）	(53,148)
	合計	3,803,562

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
盛岡市中ノ橋通一丁目４―22
とうぎん総合リース株式会社
代表取締役　石川　　聡

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,129,747
	固定資産	78,441
	合計	5,208,189
負純資産及のび部	流動負債	3,674,046
	固定負債	754,149
	株主資本	779,993
	資本金	20,000
	利益剰余金	759,993
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	754,993
	（うち当期純利益）	(24,140)
	合計	5,208,189

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
札幌市西区発寒九条14丁目516番地４
株式会社札幌紙流通センター
代表取締役社長　有馬　　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,045
	固定資産	57,694
	合計	187,740
負純資産及のび部	流動負債	14,831
	固定負債	2,400
	株主資本	170,509
	資本金	100,000
	利益剰余金	70,509
	利益準備金	9,550
	その他利益剰余金	60,959
	（うち当期純利益）	(4,139)
	合計	187,740

第 13 期決算公告　令和８年７月10日

北海道上磯郡知内町字重内４番地
ウッドファミリー株式会社
代表取締役　家山　英宜

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,020
	固定資産	10,606
	資産合計	74,627
負純資産及のび部	流動負債	34,898
	賞与引当金	1,633
	固定負債	33,600
	負債合計	68,498
	株主資本	6,129
	資本金	9,000
	利益剰余金	△2,870
	その他利益剰余金	△2,870
	（うち当期純利益）	(108)
	純資産合計	6,129
	負債・純資産合計	74,627

第60期決算公告

令和８年７月10日
群馬県伊勢崎市日乃出町1038番地38
兼希工業株式会社
代表取締役　澤辺　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	798,286
	固定資産	751,243
	資産合計	1,549,530
負債及び純資産の部	流動負債	824,305
	賞与引当金	12,178
	固定負債	743,667
	退職給付引当金	13,860
	役員退職慰労引当金	7,075
	株主資本	△18,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	△28,442
	その他利益剰余金	△28,442
	（うち当期純損失）	(116,743)
	負債・純資産合計	1,549,530

第62期決算公告

令和８年７月10日
山形市南栄町二丁目８－２
株式会社ＴＴＫエンジ山形
代表取締役　山田　直樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	854,753
	固定資産	57,413
	合計	912,166
負債及び純資産の部	流動負債	299,292
	固定負債	21,493
	株主資本	591,381
	資本金	30,000
	利益剰余金	561,381
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	553,881
	（うち当期純利益）	(164,253)
	合計	912,166

第22期決算公告

令和８年６月15日
岩手県盛岡市高松二丁目14番30号
株式会社岩手パブリック
代表取締役　佐藤　慶亀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,596,666
	固定資産	306,516
	合計	3,903,182
負債及び純資産の部	流動負債	198,815
	株主資本	3,704,367
	資本金	49,645
	資本剰余金	18,145
	利益剰余金	3,636,577
	利益準備金	485
	その他利益剰余金	3,636,092
	（うち当期純利益）	(415,883)
	合計	3,903,182

第55期決算公告

令和８年７月10日
山形県天童市長岡北四丁目７番18号
株式会社全農ライフサポート山形
代表取締役社長　高橋　幸紀

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,715,098	流動負債	1,875,685
固定資産	2,525,358	固定負債	1,625,253
有形固定資産	2,114,581	負債合計	3,500,938
無形固定資産	162,891	株主資本	1,739,518
投資その他の資産	247,886	資本金	470,000
		利益剰余金	1,269,518
		利益準備金	117,500
		その他利益剰余金	1,152,018
		（うち当期純利益）	(103,647)
		純資産合計	1,739,518
資産合計	5,240,456	負債・純資産合計	5,240,456

第58期決算公告

令和８年７月10日
宮城県石巻市三河町３番地
石巻埠頭サイロ株式会社
代表取締役社長　遠藤　利雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,828	流動負債	110
固定資産	2,180	固定負債	170
有形固定資産	1,975	負債合計	280
無形固定資産	46	株主資本	4,728
投資その他の資産	159	資本金	283
		利益剰余金	4,907
		利益準備金	71
		その他利益剰余金	4,836
		（うち当期純利益）	(80)
		自己株式	△462
		純資産合計	4,728
合計	5,008	合計	5,008

第26期決算公告

2026年６月19日
群馬県館林市下早川田町472番地
株式会社群馬ロジテム
代表取締役　田島　康年

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,406,282	流動負債	240,324
固定資産	423,533	固定負債	23,350
		株主資本	1,566,140
		資本金	10,000
		資本剰余金	210,177
		資本準備金	176,177
		その他資本剰余金	34,000
		利益剰余金	1,345,963
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	1,337,963
		（うち当期純利益）	(166,787)
資産合計	1,829,815	負債・純資産合計	1,829,815

第61期決算公告

令和８年７月10日
山形県南陽市漆山1176番地１
山形食品株式会社
代表取締役社長　太田　聡

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,049,135	流動負債	1,785,154
固定資産	8,543,687	固定負債	7,843,326
有形固定資産	8,016,837	負債合計	9,628,480
無形固定資産	14,412	株主資本	955,013
投資その他の資産	512,438	資本金	397,929
		利益剰余金	557,084
		利益準備金	99,480
		その他利益剰余金	457,604
		（うち当期純利益）	(30,361)
		評価・換算差額等	9,329
		その他有価証券評価差額金	9,329
		純資産合計	964,342
資産合計	10,592,822	負債・純資産合計	10,592,822

第59期決算公告

2026年６月19日
埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目13番25号
株式会社栃木ロジテム
代表取締役　森山　隆雄

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	831,325	流動負債	160,478
固定資産	187,617	固定負債	130,666
		株主資本	727,797
		資本金	10,000
		資本剰余金	26,516
		資本準備金	14,516
		その他資本剰余金	12,000
		利益剰余金	691,280
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	688,280
		（うち当期純利益）	(81,790)
資産合計	1,018,942	負債・純資産合計	1,018,942

第63期決算公告

令和８年７月10日
埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷53番地１
本田航空株式会社
代表取締役社長　清水　博之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	761,408	流動負債	611,528
固定資産	2,691,315	（うち賞与引当金）	(85,410)
		固定負債	1,304,725
		（うち退職給付引当金）	(96,987)
		（うち役員退職慰労引当金）	(31,029)
		株主資本	1,536,470
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,436,470
		その他利益剰余金	1,436,470
		（うち当期純損失）	(32,690)
資産合計	3,452,723	負債・純資産合計	3,452,723

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月23日　　東京都中央区京橋１丁目６番13号
ｔｏＢｅマーケティング株式会社
代表取締役　小池　智和

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	616,444	流動負債	303,654
固定資産	54,321	賞与引当金	94,991
		受注損失引当金	4,229
		アフターコスト引当金	160
		その他	204,271
		株主資本	367,112
		資本金	100,000
		資本剰余金	127,689
		その他資本剰余金	127,689
		利益剰余金	139,422
		その他利益剰余金	139,422
		（うち当期純利益）	（34,914）
資産合計	670,766	負債・純資産合計	670,766

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月24日　　千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地455
新東京航業株式会社
代表取締役社長　新井　幸雄

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	230,480	流動負債	160,137
固定資産	40,137	負債合計	160,137
有形固定資産	0	株主資本	110,479
無形固定資産	390	資本金	10,000
投資その他の資産	39,746	利益剰余金	100,479
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	97,979
		（うち当期純利益）	（410）
		純資産合計	110,479
資産合計	270,616	負債・純資産合計	270,616

第 127 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　　東京都港区芝浦四丁目３番４号
キヨタ株式会社
代表取締役社長　小林　真夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,968,370	流動負債	272,922
固定資産	1,227,751	固定負債	474,254
		負債合計	747,176
		株主資本	2,448,945
		資本金	31,000
		資本剰余金	4,300
		（資本準備金）	（4,300）
		利益剰余金	2,413,645
		（利益準備金）	（7,750）
		（その他利益剰余金）	（2,405,895）
		（うち当期純利益）	（166,740）
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	2,448,945
資産合計	3,196,121	負債・純資産合計	3,196,121

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　　東京都千代田区紀尾井町３番６号
株式会社イーウェル
代表取締役　大湊　　卓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,227	流動負債	7,901
固定資産	4,759	賞与引当金	176
		コイン引当金	185
		その他	7,540
		固定負債	81
		株主資本	2,003
		資本金	499
		資本剰余金	149
		資本準備金	149
		利益剰余金	1,353
		その他利益剰余金	1,353
		（うち当期純利益）	（658）
資産合計	9,986	負債・純資産合計	9,986

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都千代田区大手町二丁目１番１号
ホテル東京ベイ株式会社
代表取締役　小澤　真也

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,574	流動負債	637
固定資産	1,741	（賞与引当金）	（30）
繰延資産	644	（修繕引当金）	（247）
		固定負債	5,098
		株主資本	△1,775
		資本金	50
		資本剰余金	40
		資本準備金	40
		利益剰余金	△1,865
		その他利益剰余金	△1,865
		（うち当期純利益）	（264）
資産合計	3,961	負債・純資産合計	3,961

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都中央区京橋二丁目５番７号
株式会社日本宝くじシステム
代表取締役　青木　信之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	741,906	流動負債	607,698
固定資産	86,606	固定負債	0
有形固定資産	850	負債合計	607,698
無形固定資産	8,561	株主資本	220,814
投資その他の資産	77,194	資本金	134,000
		利益剰余金	86,814
		その他利益剰余金	86,814
		（うち当期純利益）	（284）
		純資産合計	220,814
資産合計	828,513	負債・純資産合計	828,513

第 77 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都中央区日本橋兜町15番６号
株式会社製粉会館
代表取締役　瀧原　賢二

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,220,889	流動負債	36,910
固定資産	526,142	固定負債	142,596
有形固定資産	392,678	負債合計	179,506
無形固定資産	341	株主資本	2,567,525
投資その他の資産	133,123	資本金	42,888
		利益剰余金	2,524,637
		利益準備金	10,722
		その他利益剰余金	2,513,915
		（うち当期純利益）	（98,012）
		純資産合計	2,567,525
資産合計	2,747,031	負債・純資産合計	2,747,031

第 60 期 決 算 公 告

2026年６月18日
東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
株式会社日専連
代表取締役社長　柏谷　誠司

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,813,959	流動負債	10,312,884
固定資産	29,127	固定負債	79,770
		株主資本	450,432
		資本金	100,000
		資本剰余金	308
		その他資本剰余金	308
		利益剰余金	362,404
		利益準備金	513
		その他利益剰余金	361,891
		（うち当期純利益）	（7,300）
		自己株式	△12,279
資産合計	10,843,086	負債・純資産合計	10,843,086

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　神奈川県川崎市幸区鹿島田１－１－２

日本スタッドウェルディング株式会社

代表取締役　葛西　一成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,398	流動負債	1,677
固定資産	2,103	（賞与引当金）	(89)
繰延資産	11	固定負債	451
		（退職給付引当金）	(265)
		株主資本	3,268
		資本金	99
		利益剰余金	3,171
		利益準備金	28
		その他利益剰余金	3,144
		（うち当期純利益）	(49)
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	116
		有価証券評価差額金	116
資産合計	5,512	負債・純資産合計	5,512

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号

ＳＬジャパンアセットマネジメント株式会社

代表取締役　郭　　志豪

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	73,733	流動負債	25,957
固定資産	25,946	固定負債	16,400
		株主資本	57,322
		資本金	10,000
		資本剰余金	5,200
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	200
		利益剰余金	42,122
		その他利益剰余金	42,122
		（うち当期純利益）	(10,764)
資産合計	99,679	負債・純資産合計	99,679

第 33 期 決 算 公 告

2026年７月10日　名古屋市中村区名駅二丁目45番７号

ジェイアール東海フードサービス株式会社

代表取締役社長　岩下　賢一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,724	流動負債	743
固定資産	991	賞与引当金	92
		その他流動負債	650
		固定負債	1,771
		退職給付引当金	248
		その他固定負債	1,523
		株主資本	201
		資本金	100
		利益剰余金	101
		その他利益剰余金	101
		（繰越利益剰余金）	(101)
		（うち当期純利益）	(317)
資産合計	2,716	負債・純資産合計	2,716

第 7 期 決 算 公 告

令和８年５月28日

愛知県知立市上重原町曇り127番地１

アイシンウェルスマイル株式会社

代表取締役　牧野　祐加

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	198,378	流動負債	110,036
固定資産	20,928	うち賞与引当金	28,684
有形固定資産	608	固定負債	19,014
無形固定資産	389	うち退職給付引当金	19,014
投資その他の資産	19,931	株主資本	90,255
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	30,255
		その他利益剰余金	30,255
		（うち当期純損失）	(502)
資産合計	219,307	負債・純資産合計	219,307

第 94 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　滋賀県長浜市東上坂町351番地２

湖北精工株式会社

代表取締役　小川　孝史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,217,211	流動負債	1,044,910
固定資産	3,646,100	固定負債	1,143,655
		株主資本	4,582,325
		資本金	99,800
		資本剰余金	72,200
		資本準備金	72,200
		利益剰余金	4,508,505
		利益準備金	30,500
		その他利益剰余金	4,478,005
		（うち当期純利益）	(78,667)
		自己株式	△98,180
		評価・換算差額等	92,421
資産合計	6,863,312	負債・純資産合計	6,863,312

第 61 期 決 算 公 告

2026年７月10日

愛知県東海市東海町五丁目３番地

東海特殊鋼株式会社

代表取締役社長　萱場　真樹

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,633	流動負債	7,271
固定資産	3,800	固定負債	0
有形固定資産	3,596	負債合計	7,271
無形固定資産	202	株主資本	1,163
投資その他の資産	1	資本金	450
		利益剰余金	713
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	713
		（うち当期純利益）	(20)
		純資産合計	1,163
資産合計	8,434	負債・純資産合計	8,434

第 44 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　広島市中区立町１番24号

株式会社中国しんきんカード

代表取締役社長　川上　　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,224,001	流動負債	3,305,968
固定資産	41,831	賞与引当金	5,687
繰延資産	4,976	利息返還損失引当金	2,340
		販売促進引当金	73,972
		固定負債	67,528
		退職給与引当金	60,098
		役員退職慰労引当金	5,430
		株主資本	1,897,312
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,797,312
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,772,312
		（うち当期純利益）	(41,586)
資産合計	5,270,809	負債・純資産合計	5,270,809

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市西区南堀江三丁目13番14号

ＮＳプロスチール建材株式会社

代表取締役　白田　　学

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,634,427	流動負債	12,170,513
固定資産	1,707,843	固定負債	479,308
		株主資本	3,692,449
		資本金	60,000
		資本剰余金	1,005,932
		その他資本剰余金	1,005,932
		利益剰余金	2,682,380
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,667,380
		（うち当期純利益）	(231,669)
		自己株式	△55,863
資産合計	16,342,270	負債・純資産合計	16,342,270

第 21 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

広島市南区比治山本町11番20号
株式会社中国しんきん総合サービス
代表取締役　川上　　武

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	616,012	流動負債	234,019
固定資産	297,011	賞与引当金	14,415
		固定負債	53,465
		退職給付引当金	47,590
		役員退職慰労金引当金	5,875
		株主資本	625,539
		資本金	56,000
		利益剰余金	569,539
		その他利益剰余金	569,539
		（うち当期純利益）	(64,286)
資産合計	913,023	負債・純資産合計	913,023

第 41 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　広島市中区立町１番24号
株式会社中国しんきんリース
代表取締役　川上　　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,082,581	流動負債	1,337,364
固定資産	8,222	賞与引当金	2,300
		固定負債	1,714,591
		退職給付引当金	5,634
		役員退職慰労引当金	1,918
		株主資本	2,038,849
		資本金	90,000
		利益剰余金	2,017,149
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	1,994,649
		（うち当期純利益）	(13,864)
		自己株式	△ 68,300
資産合計	5,090,804	負債・純資産合計	5,090,804

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　山口県下関市彦島迫町七丁目１番１号
下関三井化学株式会社
代表取締役社長　余川　尚和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,662	流動負債	2,938
固定資産	3,732	固定負債	174
		株主資本	6,282
		資本金	490
		資本剰余金	5,210
		（資本準備金）	(4,000)
		（その他資本剰余金）	(1,210)
		利益剰余金	582
		（その他利益剰余金）	(582)
		（うち当期純損失）	(116)
資産合計	9,394	負債・純資産合計	9,394

第 91 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　　山口県山陽小野田市大字小野田1020番地
宇部フィルム株式会社
代表取締役社長　内貴　昌弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,954,644	流動負債	2,741,131
固定資産	3,425,260	賞与引当金	133,415
		固定負債	661,829
		退職給付引当金	619,235
		株主資本	3,973,450
		資本金	379,500
		資本剰余金	579,709
		利益剰余金	3,014,241
		利益準備金	49,725
		その他利益剰余金	2,964,514
		（内当期純利益）	(183,504)
		評価・換算差額等	3,494
資産合計	7,379,904	負債・純資産合計	7,379,904

第 55 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　香川県観音寺市池之尻50番地
株式会社ＪＡ香川県フードサービス
代表取締役　矢野　　彰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,972,207	流動負債	673,963
固定資産	182,544	（賞与引当金）	(15,023)
有形固定資産	132,352	固定負債	17,772
無形固定資産	3,991	退職給付引当金	8,071
投資その他の資産	46,201	役員退職慰労引当金	9,701
		株主資本	1,463,016
		資本金	48,000
		資本剰余金	70,000
		その他資本剰余金	70,000
		利益剰余金	1,345,016
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	1,333,016
		（うち当期純利益）	(146,332)
資産合計	2,154,751	負債・純資産合計	2,154,751

第 55 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　山口県下関市彦島迫町七丁目１番１号
東洋燐酸株式会社
代表取締役社長　余川　尚和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,274	流動負債	1,367
固定資産	1,037	固定負債	399
		株主資本	1,545
		資本金	90
		資本剰余金	1,410
		（その他資本剰余金）	(1,410)
		利益剰余金	△20
		（その他利益剰余金）	(△20)
		（うち当期純損失）	(37)
		評価・換算差額等	65
		（繰延ヘッジ損益）	(65)
資産合計	3,311	負債・純資産合計	3,311

第 69 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　長崎県長崎市土井首町500番地
株式会社大洋食品
代表取締役社長　濱　　隆太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,794,329	流動負債	1,933,110
固定資産	935,349	（うち賞与引当金）	(32,104)
繰延資産	51,119	固定負債	143,336
		（うち退職給付引当金）	(91,567)
		株主資本	621,288
		資本金	62,500
		利益剰余金	558,788
		利益準備金	15,625
		その他利益剰余金	543,163
		（うち当期純利益）	(84,248)
		評価・換算差額等	83,063
		その他有価証券評価差額金	83,063
資産合計	2,780,797	負債・純資産合計	2,780,797

第 56 期 決 算 公 告

2026年６月26日　　愛媛県四国中央市寒川町4765番地の２
ダイオーエンジニアリング株式会社
代表取締役　藤川　功裕

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,677,035	流動負債	3,731,457
固定資産	1,295,719	固定負債	227,284
		株主資本	2,012,233
		資本金	60,000
		資本剰余金	655,023
		資本準備金	42,000
		その他資本剰余金	613,023
		利益剰余金	1,297,210
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,282,210
		（うち当期純利益）	(284,538)
		自己株式	0
		有価証券評価差額金	1,780
資産合計	5,972,754	負債・純資産合計	5,972,754

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　札幌市東区苗穂町12丁目２番39号
野外科学株式会社
代表取締役　高岡　伸一

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	551,885	流動負債	74,227
固定資産	668,351	固定負債	266,950
		（退職給付引当金）	（182,788）
		株主資本	879,058
		資本金	66,000
		資本剰余金	33,010
		資本準備金	33,000
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	805,750
		利益準備金	10,661
		その他利益剰余金	795,089
		（うち当期純利益）	（71,094）
		自己株式	△25,702
資産合計	1,220,236	負債・純資産合計	1,220,236

第 35 期 決 算 公 告

2026年７月10日　大分県杵築市大字本庄1453番地の１
株式会社ジェイエイフーズおおいた
代表取締役社長　大塚　修司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,618,863	流動負債	2,482,750
固定資産	1,939,059	固定負債	1,146,964
有形固定資産	1,774,118	株主資本	1,904,491
無形固定資産	4,612	資本金	100,000
投資その他の資産	160,329	資本剰余金	456,800
		資本準備金	456,800
		利益剰余金	1,347,691
		利益準備金	59,450
		その他利益剰余金	1,288,241
		（うち当期純利益）	（175,310）
		評価・換算差額等	23,717
		その他有価証券評価差額金	23,717
資産合計	5,557,922	負債・純資産合計	5,557,922

第 23 期 決 算 公 告

2026年７月10日
横浜市都筑区中川一丁目19番23号
株式会社スマートパワーサービス
代表取締役　伊藤　秀正

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	867,020,323	流動負債	498,303,042
固定資産	54,591,127	賞与引当金	2,400,000
繰延資産	63,176,615	固定負債	200,065,500
		株主資本	286,419,523
		資本金	165,000,000
		資本剰余金	119,352,873
		資本準備金	82,152,277
		その他資本剰余金	37,200,596
		利益剰余金	25,706,650
		その他利益剰余金	25,706,650
		（うち当期純利益）	（19,056,920）
		自己株式	△23,640,000
資産合計	984,788,065	負債・純資産合計	984,788,065

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　福島県福島市笹木野字舘１番地
ＯＫＩシンフォテック株式会社
代表取締役　富澤　将一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,939,089	流動負債	1,622,490
固定資産	722,290	受注損失引当金	5,695
有形固定資産	477,257	製品保証引当金	5,827
無形固定資産	14,119	固定負債	407,802
投資その他の資産	230,914	退職給付引当金	407,802
		株主資本	631,087
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	531,087
		利益準備金	1,500
		その他利益剰余金	529,587
		（うち当期純利益）	（100,068）
資産合計	2,661,379	負債・純資産合計	2,661,379

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　北海道苫小牧市末広町１丁目16番13号
株式会社苫小牧エネルギー公社
代表取締役社長　五十嵐英夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	564,370	流動負債	39,980
固定資産	191,577	（賞与引当金）	（5,074）
有形固定資産	182,947	固定負債	11,985
無形固定資産	2,042	退職給付引当金	11,985
投資その他の資産	6,585	株主資本	703,981
		資本金	495,000
		利益剰余金	208,981
		利益準備金	120,095
		その他利益剰余金	88,886
		（うち当期純損失）	（85,172）
資産合計	755,948	負債・純資産合計	755,948

第 131 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　静岡県沼津市大塚888番地
北越東洋ファイバー株式会社
代表取締役　布施　克之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,770,528	流動負債	2,334,620
固定資産	1,892,174	固定負債	260,488
		負債合計	2,595,109
		株主資本	2,061,005
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,096,986
		その他資本剰余金	1,096,986
		利益剰余金	864,019
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	839,019
		（うち当期純利益）	（185,302）
		評価・換算差額等	6,588
		純資産合計	2,067,593
資産合計	4,662,702	負債・純資産合計	4,662,702

第 46 期 決 算 公 告

2026年７月10日　千葉市美浜区中瀬一丁目３番地
幕張テクノガーデンＤ棟14階
株式会社ヘルシーサービス
代表取締役　髙野　健治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	742,942	流動負債	338,699
固定資産	521,635	（うち賞与引当金）	（61,884）
		固定負債	347,353
		株主資本	578,525
		資本金	50,000
		資本剰余金	480,000
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	430,000
		利益剰余金	48,525
		利益準備金	800
		その他利益剰余金	47,725
		（うち当期純利益）	（20,656）
資産合計	1,264,578	負債・純資産合計	1,264,578

第 6 期 決 算 公 告

2026年７月10日
群馬県前橋市小坂子町923番地２
関東住設産業株式会社
代表取締役　田部　忠光

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,017,322	流動負債	484,155
固定資産	503,680	（うち賞与引当金）	（12,885）
		固定負債	790,694
		（うち退職給付引当金）	（28,104）
		株主資本	246,152
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	206,152
		その他利益剰余金	206,152
		（うち当期純利益）	（23,307）
資産合計	1,521,003	負債・純資産合計	1,521,003

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　　東京都文京区湯島１丁目３番11号
株式会社光潤社
代表取締役　辛　　東主

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,295	流動負債	11,362
固定資産	31,033	固定負債	3,396
		負債合計	**14,758**
		株主資本	10,783
		資本金	20
		利益剰余金	10,763
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	10,758
		（うち当期純利益）	（225）
		評価・換算差額等	6,787
		その他有価証券評価差額金	6,787
		純資産合計	**17,571**
資産合計	**32,329**	**負債・純資産合計**	**32,329**

㈱　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都港区新橋三丁目３番13号ＴｓａｏＨｉｂｉｙａ３階
株式会社イーズ
代表取締役　北隅　和成

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,557,117	流動負債	2,637,898
固定資産	495,132	固定負債	119,433
有形固定資産	128,019	株主資本	3,305,789
無形固定資産	6,903	資本金	55,000
投資その他の資産	360,209	資本剰余金	15,000
繰延資産	10,872	資本準備金	15,000
		利益剰余金	3,260,758
		利益準備金	1,440
		その他利益剰余金	3,259,318
		（うち当期純利益）	（2,235,700）
		自己株式	△　24,968
資産合計	**6,063,121**	**負債・純資産合計**	**6,063,121**

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　新潟県新潟市中央区笹口一丁目９番１
ＪＲ東日本新潟シティクリエイト株式会社
代表取締役社長　中川　裕司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,706,504	流動負債	3,086,609
固定資産	8,613,047	（賞与引当金）	（174,037）
有形固定資産	8,582,677	固定負債	9,180,287
無形固定資産	9,391	（退職給付引当金）	（184,593）
投資その他の資産	20,978	株主資本	1,052,655
		資本金	400,000
		資本剰余金	208,000
		資本準備金	208,000
		利益剰余金	444,655
		利益準備金	36,475
		その他利益剰余金	408,180
		（うち当期純利益）	（67,284）
資産合計	**13,319,551**	**負債・純資産合計**	**13,319,551**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　東京都中央区日本橋人形町二丁目34番５号
ＰｉｃｏＣＥＬＡ株式会社
代表取締役　古川　　浩

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,002,656	流動負債	447,861
固定資産	49,949	固定負債	150,390
有形固定資産	0	**負債合計**	**598,252**
無形固定資産	42,330	株主資本	459,722
投資その他の資産	7,619	資本金	60,000
繰延資産	5,369	資本剰余金	3,747,193
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	3,697,193
		利益剰余金	△3,347,471
		その他利益剰余金	△3,347,471
		（うち当期純損失）	（940,663）
		純資産合計	**459,722**
資産合計	**1,057,975**	**負債・純資産合計**	**1,057,975**

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
名古屋市中区栄三丁目27番25号
株式会社水溪
代表取締役　水溪　哲也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,855,664	流動負債	1,809,193
固定資産	858,746	固定負債	479,900
		株主資本	425,317
		資本金	36,000
		資本剰余金	10,018
		資本準備金	27
		その他資本剰余金	9,991
		利益剰余金	379,298
		利益準備金	9,000
		その他利益剰余金	370,298
		（うち当期純利益）	（23,019）
資産合計	**2,714,411**	**負債・純資産合計**	**2,714,411**

第 64 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
愛知県小牧市大字下末字長田800番地１
株式会社日本精機商会
代表取締役　石丸　　修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,306	流動負債	3,052
固定資産	3,880	固定負債	61
		株主資本	11,877
		資本金	30
		資本剰余金	5
		（うち資本準備金）	（5）
		利益剰余金	11,872
		（利益準備金）	（6）
		（その他利益剰余金）	（11,866）
		（うち当期純利益）	（475）
		自己株式	△30
		評価・換算差額等	195
資産合計	**15,186**	**負債・純資産合計**	**15,186**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
大阪府門真市松葉町２番７号
パナソニックプロダクションエンジニアリング株式会社
代表取締役　森田　雅史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,313,762	流動負債	11,917,023
固定資産	3,133,624	固定負債	12,708
		株主資本	9,517,655
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,900,000
		資本準備金	950,000
		その他資本剰余金	950,000
		利益剰余金	7,517,655
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	7,455,155
		（うち当期純利益）	（1,402,354）
資産合計	**21,447,386**	**負債・純資産合計**	**21,447,386**

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月24日
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町１番地の１
株式会社ＳＣＲＥＥＮ ＰＥ ソリューションズ
代表取締役　社長執行役員　上原　　博

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,801	流動負債	8,216
固定資産	2,129	固定負債	1,936
		株主資本	△1,221
		資本金	100
		資本剰余金	830
		（その他資本剰余金）	（830）
		利益剰余金	△2,151
		（利益準備金）	（25）
		（その他利益剰余金）	（△2,176）
		（うち当期純損失）	（1,098）
資産合計	**8,930**	**負債・純資産合計**	**8,930**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

大阪市中央区内淡路町３丁目１番３号
株式会社ソフト99オートサービス
代表取締役　甲斐　康之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,339,023	流動負債	392,712
固定資産	1,543,505	賞与引当金	76,776
		その他	315,936
		固定負債	680,116
		退職給付引当金	206,452
		役員退職慰労引当金	71,413
		その他	402,251
		株主資本	1,809,700
		資本金	50,000
		資本剰余金	152,040
		利益剰余金	1,607,660
		（うち当期純利益）	（232,651）
資産合計	2,882,528	負債・純資産合計	2,882,528

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　大阪市中央区北浜四丁目４番９号
SEIビジネスクリエイツ株式会社
代表取締役社長　井上　英治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,229	流動負債	984
固定資産	258	固定負債	111
		退職給付引当金	103
		役員退職慰労引当金	2
		その他固定負債	6
		負債合計	1,095
		株主資本	392
		資本金	100
		利益剰余金	292
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	267
		（うち当期純利益）	（80）
		純資産合計	392
資産合計	1,487	負債・純資産合計	1,487

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月26日　鳥取県鳥取市用瀬町安蔵1041番地
ダイヘン産業機器株式会社
代表取締役　清　一隆

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,787,054	流動負債	17,065,187
固定資産	4,526,348	固定負債	3,125,058
有形固定資産	3,966,987	株主資本	10,122,793
無形固定資産	32,875	資本金	335,000
投資その他の資産	526,485	資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	9,537,793
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	9,520,293
		（うち当期純利益）	（1,424,530）
		評価・換算差額等	365
		その他有価証券評価差額金	365
資産合計	30,313,403	負債・純資産合計	30,313,403

第 5 期 決 算 公 告

2026年７月10日　大阪市北区天満橋三丁目３番５号
株式会社ＮＫＣ
代表取締役社長　中西　竜雄

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,542	流動負債	1,885
固定資産	52,785	（うち賞与引当金）	（111）
		固定負債	8,448
		（うち退職給付引当金）	（20）
		株主資本	51,994
		資本金	90
		資本剰余金	43,880
		資本準備金	22
		その他資本剰余金	43,857
		利益剰余金	8,024
		その他利益剰余金	8,024
		（うち当期純利益）	（6,105）
資産合計	62,328	負債・純資産合計	62,328

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都中央区日本橋小舟町12番15号
ナガセケミカル株式会社
代表取締役　荒島　憲明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,155,247	流動負債	15,762,564
固定資産	588,632	固定負債	219,382
		株主資本	6,754,722
		資本金	310,000
		利益剰余金	6,444,722
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	6,429,722
		（うち当期純利益）	（1,117,954）
		評価・換算差額等	7,210
		その他有価証券評価差額金	7,210
資産合計	22,743,879	負債・純資産合計	22,743,879

第 60 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

福岡市東区松島三丁目30番23号
株式会社ルルアーク
代表取締役　長友　伸二

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,959,905	流動負債	2,560,012
固定資産	2,759,096	（うち賞与引当金）	（129,143）
		固定負債	493,076
		（うち退職給付引当金）	（59,057）
		（うち役員退職慰労引当金）	（112）
		株主資本	6,665,913
		資本金	39,400
		利益剰余金	6,626,513
		利益準備金	9,850
		その他利益剰余金	6,616,663
		（うち当期純利益）	（1,617,892）
資産合計	9,719,002	負債・純資産合計	9,719,002

第 78 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都品川区西五反田三丁目５番８号
株式会社ポプラ社
代表取締役　加藤　裕樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,554	流動負債	2,619
固定資産	4,411	流通在庫引当金	272
		返品調整引当金	97
		固定負債	420
		退職給付引当金	420
		株主資本	8,914
		資本金	30
		利益剰余金	8,977
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	8,969
		（うち当期純利益）	（538）
		自己株式	△93
		評価・換算差額等	11
資産合計	11,966	負債・純資産合計	11,966

第 40 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都中央区築地三丁目５番10号
株式会社日刊スポーツビジネスサポート
代表取締役社長　高田　誠

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	109,500	流動負債	39,231
固定資産	402,872	（うち賞与引当金）	（21,057）
		固定負債	18,934
		（うち退職給付引当金）	（14,660）
		（うち役員退職慰労引当金）	（3,600）
		株主資本	454,207
		資本金	20,000
		利益剰余金	434,207
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	429,207
		（うち当期純利益）	（5,385）
資産合計	512,373	負債・純資産合計	512,373

第 73 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都千代田区神田美土代町９番地１

日本紙運輸倉庫株式会社

代表取締役　山田　　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,674	流動負債	2,398
固定資産	5,903	固定負債	1,854
有形固定資産	5,336	**負債合計**	**4,252**
無形固定資産	17	株主資本	4,325
投資その他の資産	550	資本金	100
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	4,205
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	4,155
		（うち当期純利益）	（59）
		純資産合計	**4,325**
資産合計	**8,577**	**負債・純資産合計**	**8,577**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　東京都港区赤坂六丁目２番４号

株式会社カラック

代表取締役　末澤　慶輝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,164,493	流動負債	1,366,043
固定資産	59,406	賞与引当金	5,925
繰延資産	1,375	株主資本	859,230
		資本金	100,000
		資本剰余金	213,920
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	113,920
		利益剰余金	545,310
		その他利益剰余金	545,310
		（うち当期純利益）	（12,272）
資産合計	**2,225,274**	**負債・純資産合計**	**2,225,274**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　東京都千代田区九段南１丁目６番５号

KDDI Digital Life株式会社

代表取締役社長　濱田　達弥

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,197	流動負債	10,550
固定資産	2,243	賞与引当金	72
		その他	10,478
		固定負債	1
		株主資本	△1,143
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	△1,343
		その他利益剰余金	△1,343
		（うち当期純利益）	（4,836）
		評価・換算差額等	32
		繰延ヘッジ損益	32
資産合計	**9,439**	**負債・純資産合計**	**9,439**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都中央区入船二丁目２番２号

株式会社ＭＵＦＧストラテジック・インベストメント

代表取締役社長　榎本　真樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	532,054	流動負債	389,042
固定資産	43,534	固定負債	15,376
		役員退職慰労引当金	13,091
		株主資本	171,170
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	71,170
		その他利益剰余金	71,170
		（うち当期純利益）	（7,646）
資産合計	**575,589**	**負債・純資産合計**	**575,589**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都千代田区隼町３番16号

株式会社ジョイックスコーポレーション

代表取締役　福垣　　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,282,101	流動負債	6,844,297
固定資産	9,416,750	（うち賞与引当金）	（453,183）
		固定負債	8,348,848
		（うち退職給付引当金）	（1,689,971）
		株主資本	2,505,706
		資本金	50,000
		利益剰余金	2,455,706
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,443,206
		（うち当期純利益）	（416,830）
資産合計	**17,698,852**	**負債・純資産合計**	**17,698,852**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都豊島区東池袋一丁目18番１号

ArkMS株式会社

代表取締役社長　水尾　　斉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	941,787,960	流動負債	1,665,593,364
固定資産	764,039,748	賞与引当金	152,544,825
		その他	1,513,048,539
		固定負債	3,390,100
		株主資本	36,844,244
		資本金	300,000,000
		資本剰余金	428,901,338
		資本準備金	250,000,000
		その他資本剰余金	178,901,338
		利益剰余金	△692,057,094
		その他利益剰余金	△692,057,094
		（うち当期純損失）	（692,057,094）
資産合計	**1,705,827,708**	**負債・純資産合計**	**1,705,827,708**

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都新宿区岩戸町17番地

東京下水道エネルギー株式会社

代表取締役社長　飯田　一哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,618,530	流動負債	128,735
固定資産	1,797,402	固定負債	212,706
		負債合計	**341,441**
		株主資本	3,074,491
		資本金	490,000
		利益剰余金	2,584,491
		利益準備金	122,990
		その他利益剰余金	2,461,501
		（うち当期純利益）	（12,077）
		純資産合計	**3,074,491**
資産合計	**3,415,932**	**負債・純資産合計**	**3,415,932**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都港区六本木６丁目７番６号

ラフォーレエンジニアリング株式会社

代表取締役　原　　和義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	92,228	流動負債	135,828
固定資産	21,865	固定負債	213,415
繰延資産	9	**負債合計**	**349,243**
		株主資本	△235,141
		資本金	100,000
		資本剰余金	155,000
		その他資本剰余金	155,000
		利益剰余金	△490,141
		その他利益剰余金	△490,141
		（うち当期純損失）	（28,141）
		純資産合計	**△235,141**
資産合計	**114,102**	**負債・純資産合計**	**114,102**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都中野区本町二丁目46番１号
株式会社ＮＨＳ
代表取締役　長澤　篤治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,216,444	流動負債	767,016
固定資産	695,919	賞与引当金	32,920
		解約引当金	180,205
		固定負債	1,122,724
		負債合計	1,889,740
		株主資本	22,624
		資本金	100,000
		資本剰余金	819,205
		その他資本剰余金	819,205
		利益剰余金	△896,580
		その他利益剰余金	△896,580
		（うち当期純利益）	（11,122）
		純資産合計	22,624
資産合計	1,912,364	負債・純資産合計	1,912,364

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都中野区本町二丁目46番１号
ＮＨＳインシュアランスグループ株式会社
代表取締役　樋口　公裕

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	521,076	流動負債	631,558
固定資産	2,861,496	賞与引当金	5,874
繰延資産	6,572	固定負債	992,937
		負債合計	1,624,496
		株主資本	1,764,648
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,368,198
		資本準備金	153,530
		その他資本剰余金	1,214,668
		利益剰余金	296,449
		その他利益剰余金	296,449
		（うち当期純利益）	（4,197）
		純資産合計	1,764,648
資産合計	3,389,145	負債・純資産合計	3,389,145

第 37 期 決 算 公 告

2026年７月10日　東京都港区赤坂五丁目３番１号
株式会社博報堂ＤＹミュージック＆ピクチャーズ
代表取締役　笠置　淳行

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,390,527	流動負債	6,615,686
固定資産	262,611	賞与引当金	189,675
		固定負債	40,721
		退職給付引当金	40,721
		株主資本	3,996,731
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,896,731
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,871,731
		（うち当期純利益）	（320,019）
資産合計	10,653,138	負債・純資産合計	10,653,138

第 36 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都墨田区石原二丁目29番10号
株式会社エーゼットサービス
代表取締役　鈴木　正博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	205,417	流動負債	10,668
固定資産	577,286	賞与引当金	902
		固定負債	1,117
		退職給付引当金	1,117
		株主資本	770,918
		資本金	15,000
		利益剰余金	756,168
		利益準備金	3,900
		その他利益剰余金	724,606
		（うち当期純利益）	（27,662）
		自己株式	△250
資産合計	782,704	負債・純資産合計	782,704

第 20 期 決 算 公 告

2026年７月10日　東京都港区芝浦一丁目13番10号
株式会社ＴＢＷＡ　ＨＡＫＵＨＯＤＯ
代表取締役社長　内田　　渉

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,912	流動負債	11,180
固定資産	1,107	賞与引当金	603
有形固定資産	315	固定負債	560
無形固定資産	22	退職給付引当金	511
投資その他の資産	770	株主資本	4,279
		資本金	50
		資本剰余金	1,550
		資本準備金	1,550
		利益剰余金	2,679
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	2,666
		（うち当期純損失）	（568）
資産合計	16,020	負債・純資産合計	16,020

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
ウェアラ株式会社
代表取締役　林　　達宏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,611,198	流動負債	3,257,336
固定資産	5,039,780	賞与引当金	705,320
		固定負債	1,097,957
		退職給付引当金	651,486
		株主資本	11,295,684
		資本金	490,000
		資本剰余金	14,513
		資本準備金	14,513
		利益剰余金	10,791,171
		利益準備金	107,986
		その他利益剰余金	10,683,184
		（うち当期純利益）	（1,062,039）
資産合計	15,650,978	負債・純資産合計	15,650,978

第 76 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地８
吉沢工業株式会社
代表取締役　谷藤　文昭

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	799,430	流動負債	427,307
固定資産	1,193,637	固定負債	317,303
		株主資本	850,979
		資本金	60,000
		利益剰余金	814,979
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	811,979
		（うち当期純利益）	（117,814）
		自己株式	△　24,000
		評価・換算差額等	397,478
		その他有価証券評価差額金	397,478
資産合計	1,993,067	負債・純資産合計	1,993,067

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
新潟市江南区茗荷谷711番地
新潟中央青果株式会社
代表取締役　大澤　厚志

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,376	流動負債	1,035
固定資産	4,719	固定負債	2,656
有形固定資産	2,923	負債合計	3,692
無形固定資産	60	株主資本	2,271
投資その他の資産	1,735	資本金	140
		利益剰余金	2,131
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	2,096
		（うち当期純利益）	（137）
		評価・換算差額等	132
		純資産合計	2,403
資産合計	6,095	負債・純資産合計	6,095

第 29 期 決 算 公 告

2026年６月25日　長野県松本市梓川倭3862番地の１

信州ミルクランド株式会社

代表取締役社長　久米　仁司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,191,789	流動負債	1,537,998
固定資産	1,675,344	固定負債	925,085
有形固定資産	1,648,407	**負債合計**	**2,463,083**
無形固定資産	12,120	株主資本	404,050
投資等	14,817	資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	284,050
		その他利益剰余金	284,050
		（うち当期純利益）	（30,346）
		純資産合計	**404,050**
資産合計	**2,867,133**	**負債・純資産合計**	**2,867,133**

第 90 期 決 算 公 告

2026年７月10日　富山県富山市荒町２番21号

北証パトナ株式会社

代表取締役　左伝　仁士

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	914,521	流動負債	27,509
固定資産	789	固定負債	144,898
		（退職給付引当金）	（4,141）
		（役員退職慰労引当金）	（891）
		株主資本	480,538
		資本金	20,000
		利益剰余金	496,538
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	491,538
		（うち当期純利益）	（10,497）
		自己株式	△36,000
		評価・換算差額等	262,364
資産合計	**915,311**	**負債・純資産合計**	**915,311**

第 83 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　兵庫県西宮市今津社前町４番５号

大関エステート株式会社

代表取締役　長部　正和

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	166,899	流動負債	29,925
固定資産	2,209,228	固定負債	69,196
		株主資本	2,277,005
		資本金	10,000
		資本剰余金	351,092
		資本準備金	3,292
		その他資本剰余金	347,800
		利益剰余金	1,915,913
		利益準備金	913
		その他利益剰余金	1,914,999
		（うち当期純利益）	（48,947）
資産合計	**2,376,128**	**負債・純資産合計**	**2,376,128**

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　大阪府守口市大日町１丁目３番７号

大宝ホールディングス株式会社

代表取締役　初田　勝俊

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	313,894	流動負債	1,046,649
固定資産	19,999,141	固定負債	11,637,500
		株主資本	7,628,887
		資本金	100,000
		資本剰余金	7,881,000
		資本準備金	4,786,724
		その他資本準備金	3,094,276
		利益剰余金	△311,989
		その他利益剰余金	△311,989
		（うち当期純利益）	（651,306）
		自己株式	△40,123
合計	**20,313,036**	**合計**	**20,313,036**

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月22日　神戸市中央区筒井町三丁目12番14号

みなとリース株式会社

代表取締役社長　上月　敏彦

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	18,803	流動負債	6,994
固定資産	391	固定負債	10,036
		株主資本	2,062
		資本金	30
		利益剰余金	2,498
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,491
		（うち当期純利益）	（28）
		自己株式	△465
		評価・換算差額等	101
		その他有価証券評価差額金	101
資産合計	**19,195**	**負債・純資産合計**	**19,195**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　横浜市港北区新横浜二丁目３番９号

ユナイトプラス株式会社

代表取締役社長　溝田　英明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	155,346	流動負債	148,052
固定資産	20,200	固定負債	26,368
		株主資本	1,126
		資本金	50,000
		資本剰余金	41,000
		資本準備金	40,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	△89,874
		利益準備金	700
		その他利益剰余金	△90,574
		（うち当期純損失）	（51,212）
資産合計	**175,546**	**負債・純資産合計**	**175,546**

第 49 期 決 算 公 告

2026年６月25日　神戸市中央区磯上通二丁目２番21号

神鋼環境メンテナンス株式会社

代表取締役　丸山　智裕

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,593,105	流動負債	4,167,776
固定資産	2,727,460	賞与引当金	509,007
		固定負債	2,238,214
		株主資本	3,913,181
		資本金	80,000
		利益剰余金	3,833,181
		（利益準備金）	（20,000）
		（その他利益剰余金）	（3,813,181）
		（うち当期純利益）	（487,090）
		評価・換算差額等	1,392
		その他有価証券評価差額金	1,392
資産合計	**10,320,566**	**負債・純資産合計**	**10,320,566**

第 19 期 決 算 公 告

2026年６月25日　福岡県京都郡苅田町新浜町１番地３

日産車体九州株式会社

取締役社長　冨山　　隆

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,083	流動負債	11,966
固定資産	1,306	（製品保証引当金）	（150）
		固定負債	986
		（製品保証引当金）	（376）
		（退職給付引当金）	（584）
		負債合計	**12,953**
		株主資本	2,436
		資本金	10
		利益剰余金	2,426
		その他利益剰余金	2,426
		（うち当期純利益）	（1,515）
		純資産合計	**2,436**
資産合計	**15,389**	**負債・純資産合計**	**15,389**

㈱　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

第 36 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　札幌市白石区北郷２条14丁目３番18号

株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道

代表取締役　渡邉　敏史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,917,584	流動負債	1,544,634
固定資産	2,220,528	固定負債	114,733
		負債合計	**1,659,368**
		株主資本	2,478,745
		資本金	43,000
		利益剰余金	2,435,745
		利益準備金	10,750
		その他利益剰余金	2,424,995
		（うち当期純利益）	（98,709）
		純資産合計	**2,478,745**
資産合計	**4,138,113**	**負債・純資産合計**	**4,138,113**

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　岡山市北区蕃山町３番７号

株式会社両備リソラ

代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,006,983	流動負債	2,902,067
固定資産	3,365,845	（賞与引当金）	（16,800）
		固定負債	613,672
		（退職給付引当金）	（11,030）
		（役員退職慰労引当金）	（75,125）
		株主資本	802,335
		資本金	25,000
		利益剰余金	2,841,035
		利益準備金	6,425
		その他利益剰余金	2,834,610
		自己株式	△2,063,700
		評価・換算差額等	54,753
資産合計	**4,372,828**	**負債・純資産合計**	**4,372,828**

(注)　当期純利益　227,560千円

第 35 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　埼玉県熊谷市小八林1458番地

株式会社山栄商事

代表取締役　山澤　雅樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	205,895	流動負債	100,826
固定資産	48,681	賞与引当金	3,324
		固定負債	36,295
		退職給付引当金	18,730
		役員退職慰労引当金	17,430
		負債合計	**137,121**
		株主資本	117,455
		資本金	13,000
		利益剰余金	104,455
		利益準備金	1,168
		その他利益剰余金	103,287
		（うち当期純利益）	（24,902）
		純資産合計	**117,455**
資産合計	**254,577**	**負債・純資産合計**	**254,577**

第 78 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　札幌市豊平区豊平６条６丁目５番８号

丸彦渡辺建設株式会社

代表取締役社長　鵜飼　勇人

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,559,654	流動負債	5,889,596
固定資産	4,066,565	（完成工事補償引当金）	（29,698）
		固定負債	2,184,880
		（退職給付引当金）	（2,124,880）
		株主資本	7,551,743
		資本金	476,000
		利益剰余金	7,089,503
		利益準備金	119,000
		その他利益剰余金	6,970,503
		（うち当期純利益）	（669,576）
		自己株式	△13,760
資産合計	**15,626,220**	**負債・純資産合計**	**15,626,220**

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都立川市錦町六丁目11番25号

株式会社ＹＡＺＡＷＡ　ＬＵＭＢＥＲ

代表取締役　矢澤　俊一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,069,940	流動負債	3,444,732
固定資産	5,033,160	修繕引当金	31,618
		工事損失引当金	33,759
		完成工事補償引当金	29,940
		固定負債	3,506,663
		負債合計	**6,951,395**
		株主資本	1,151,705
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,131,705
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,126,705
		（うち当期純利益）	（55,779）
		純資産合計	**1,151,705**
資産合計	**8,103,100**	**負債・純資産合計**	**8,103,100**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都立川市幸町一丁目21番地１

株式会社アスティーク

代表取締役　宮谷　祐介

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,457,051	流動負債	4,868,534
固定資産	2,714,612	賞与引当金	40,409
		修繕引当金	4,640
		固定負債	1,988,550
		退職給付引当金	13,206
		役員退職慰労引当金	16,441
		株主資本	2,314,579
		資本金	60,000
		利益剰余金	2,254,579
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,239,579
		（うち当期純利益）	（280,487）
資産合計	**9,171,663**	**負債・純資産合計**	**9,171,663**

決　算　公　告

令和８年７月10日

東京都中央区八丁堀一丁目７番７号

泰平商事株式会社

代表取締役　長井　隆慶

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,963	流動負債	1,662
固定資産	2,698	固定負債	1,191
		株主資本	1,743
		資本金	50
		利益剰余金	1,693
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	1,681
		（うち当期純利益）	（44）
		評価・換算差額等	64
		その他有価証券評価差額金	64
資産合計	**4,661**	**負債・純資産合計**	**4,661**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都立川市錦町六丁目11番25号

株式会社裕企画

代表取締役　矢澤　俊一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,882,115	流動負債	11,903,209
固定資産	10,066,145	賞与引当金	7,925
		修繕引当金	42,910
		固定負債	5,500,435
		株主資本	3,531,269
		資本金	10,000
		利益剰余金	3,521,269
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	3,518,769
		（うち当期純利益）	（331,575）
		評価・換算差額等	13,345
		繰延ヘッジ損益	13,345
資産合計	**20,948,260**	**負債・純資産合計**	**20,948,260**

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都墨田区横網一丁目６番１号
株式会社河内屋ジェノス
代表取締役　友利　恵一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,481,286	流動負債	5,006,042
固定資産	769,864	賞与引当金	66,154
		固定負債	29,970
		株主資本	5,211,873
		資本金	10,000
		資本剰余金	708,289
		利益剰余金	4,493,584
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	4,491,084
		（うち当期純利益）	(936,599)
		評価・換算差額等	3,264
		その他有価証券評価差額金	3,264
資産合計	10,251,150	負債・純資産合計	10,251,150

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都港区赤坂二丁目２番17号ニッセイ溜池山王ビル６階
株式会社マール
代表取締役　松田　正三

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,333,518	流動負債	2,702,055
固定資産	90,724	賞与引当金	7,454
		固定負債	320,653
		退職給付引当金	18,920
		役員退職慰労引当金	23,719
		株主資本	2,401,533
		資本金	20,000
		利益剰余金	2,381,533
		利益準備金	4,284
		その他利益剰余金	2,377,249
		（うち当期純利益）	(282,427)
資産合計	5,424,243	負債・純資産合計	5,424,243

第 16 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　東京都墨田区横網一丁目６番１号
みのりホールディングス株式会社
代表取締役　高尾　勝

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,859,427	流動負債	3,607,635
固定資産	7,968,453	賞与引当金	40,494
		固定負債	858,234
		株主資本	6,775,602
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,900,000
		資本準備金	1,900,000
		利益剰余金	4,775,602
		その他利益剰余金	4,775,602
		（うち当期純利益）	(85,437)
		評価・換算差額等	586,408
		その他有価証券評価差額金	586,408
資産合計	11,827,881	負債・純資産合計	11,827,881

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都国立市青柳一丁目26番５号
フィット株式会社
代表取締役　森岡　義峰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,147,498	流動負債	1,102,817
固定資産	832,661	賞与引当金	129,000
		固定負債	236,302
		退職給付引当金	14,414
		株主資本	1,641,039
		資本金	100,000
		資本剰余金	309,250
		資本準備金	309,250
		利益剰余金	1,231,789
		その他利益剰余金	1,231,789
		（うち当期純利益）	(382,232)
資産合計	2,980,159	負債・純資産合計	2,980,159

第 63 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　大阪市住之江区新北島一丁目２番１号
株式会社百一堂
代表取締役　米重　文博

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	379,145	流動負債	86,406
固定資産	73,414	賞与引当金	2,575
		負債合計	86,406
		株主資本	366,153
		資本金	48,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	400,956
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	388,956
		（うち当期純利益）	(11,543)
		自己株式	△132,803
		純資産合計	366,153
資産合計	452,559	負債・純資産合計	452,559

第 39 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　横浜市中区太田町二丁目23番地
チャネルオリジナル株式会社
代表取締役　家山　英宜

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,028,815	流動負債	1,171,159
固定資産	496,251	賞与引当金	36,000
		固定負債	1,146,293
		退職給付引当金	39,313
		役員退職慰労引当金	46,686
		負債合計	2,317,452
		株主資本	1,207,614
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,197,614
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,195,114
		（うち当期純利益）	(164,109)
		純資産合計	1,207,614
資産合計	3,525,067	負債・純資産合計	3,525,067

第 41 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号エコービル４階
株式会社リンネット
代表取締役　奥富　眞一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,172,196	流動負債	547,785
固定資産	197,689	賞与引当金	35,262
		固定負債	118,978
		退職給付引当金	40,848
		役員退職慰労引当金	35,325
		株主資本	703,122
		資本金	50,000
		利益剰余金	653,122
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	640,622
		（うち当期純利益）	(153,256)
資産合計	1,369,886	負債・純資産合計	1,369,886

第 62 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
神戸市中央区御幸通四丁目２番20号三宮中央ビル
丸永株式会社
代表取締役　小笹康次郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,610,993	流動負債	486,946
固定資産	1,711,009	賞与引当金	23,567
		固定負債	44,333
		退職給付引当金	31,752
		役員退職慰労引当金	12,580
		株主資本	4,790,723
		資本金	25,000
		資本剰余金	2,990
		利益剰余金	4,762,732
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	4,752,732
		（うち当期純利益）	(487,647)
資産合計	5,322,003	負債・純資産合計	5,322,003

第 33 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

福岡県糟屋郡宇美町貴船五丁目１―ウエスト

株式会社クイックス

代表取締役　髙畑　伸一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	775,680	流動負債	475,426
固定資産	1,276,927	固定負債	1,312,240
		役員退職慰労引当金	3,466
		株主資本	261,570
		資本金	10,000
		利益剰余金	251,570
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	249,070
		（うち当期純利益）	(89,036)
		評価・換算差額等	3,370
		その他有価証券評価差額金	3,370
資産合計	2,052,607	負債・純資産合計	2,052,607

第 21 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目５番12号

株式会社ワイテック

代表取締役　野口　信也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,120,476	流動負債	1,694,273
固定資産	413,822	賞与引当金	93,254
		固定負債	193,615
		退職給付引当金	3,772
		役員退職慰労引当金	1,208
		負債合計	1,887,889
		株主資本	1,646,409
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,596,409
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,583,909
		（うち当期純損失）	(176,645)
		純資産合計	1,646,409
資産合計	3,534,298	負債・純資産合計	3,534,298

第 40 期 決 算 公 告

2026年７月10日

福岡市中央区薬院三丁目16番26号

株式会社西鉄チケットサービス

代表取締役　松村　茂寿

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	831,641	流動負債	706,714
固定資産	27,195	（うち賞与引当金）	(12,279)
		固定負債	44,052
		（うち退職給付引当金）	(37,737)
		株主資本	108,069
		資本金	10,000
		利益剰余金	98,069
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	95,569
		（うち当期純利益）	(4,124)
資産合計	858,837	負債・純資産合計	858,837

第 61 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　福岡県八女市本町202番地の４

馬場飼料株式会社

代表取締役　米重　文博

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,882,213	流動負債	2,752,253
固定資産	3,546,442	賞与引当金	1,654
		固定負債	735,576
		退職給付引当金	3,600
		株主資本	3,813,683
		資本金	30,000
		利益剰余金	3,783,683
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	3,776,183
		（うち当期純利益）	(487,523)
		評価・換算差額等	127,142
		その他有価証券評価差額金	127,142
資産合計	7,428,655	負債・純資産合計	7,428,655

第 56 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　福岡県鞍手郡鞍手町大字古門字兵丹3109

東芝ＥＩコントロールシステム株式会社

代表取締役　梅田　賢治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,462,708	流動負債	5,355,952
固定資産	1,413,133	固定負債	495,620
		株主資本	1,024,269
		資本金	200,000
		資本剰余金	7,583
		利益剰余金	816,685
		利益準備金	42,416
		その他利益剰余金	774,269
		（うち当期純利益）	(747,786)
		評価・換算差額等	0
資産合計	6,875,842	負債・純資産合計	6,875,842

第 63 期 決 算 公 告

2026年６月19日　福岡市博多区美野島一丁目２番１号

ニシム電子工業株式会社

代表取締役社長　林田　道生

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,777	流動負債	11,484
固定資産	9,559	固定負債	3,429
		負債合計	14,914
		株主資本	12,824
		資本金	300
		利益剰余金	12,524
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	12,449
		（うち当期純利益）	(1,642)
		評価・換算差額等	598
		その他有価証券評価差額金	598
		純資産合計	13,422
資産合計	28,337	負債・純資産合計	28,337

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月23日　福岡市博多区東比恵四丁目５番14号

トヨタエルアンドエフ福岡株式会社

代表取締役社長　金子　直幹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,088,476	流動負債	8,150,954
固定資産	13,847,257	（賞与引当金）	(146,316)
		固定負債	3,178,246
		（退職給付引当金）	(1,097,656)
		株主資本	5,242,124
		資本金	40,000
		利益剰余金	5,202,124
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	5,192,124
		（うち当期純利益）	(763,970)
		評価・換算差額等	364,409
		その他有価証券評価差額金	364,409
資産合計	16,935,733	負債・純資産合計	16,935,733

第 17 期 決 算 公 告

令和８年５月28日

福岡県福岡市西区石丸４丁目９―15

博多まるきた水産株式会社

代表取締役社長　大嶺　啓介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,177,923	流動負債	1,954,790
固定資産	402,432	固定負債	32,552
有形固定資産	386,369	負債合計	1,987,342
無形固定資産	6,684	株主資本	△236,895
投資その他の資産	9,379	資本金	10,000
繰延資産	170,093	利益剰余金	△246,895
		その他利益剰余金	△246,895
		（うち当期純利益）	(52,732)
		純資産合計	△236,895
資産合計	1,750,448	負債・純資産合計	1,750,448

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　長崎市小ヶ倉町三丁目76番地75
長米株式会社
代表取締役　立山　康司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	390,835	流動負債	399,100
固定資産	89,341	賞与引当金	4,346
繰延資産	4,144	固定負債	32,611
		役員退職慰労引当金	12,570
		退職給付引当金	4,625
		負債合計	**431,712**
		株主資本	52,609
		資本金	10,000
		利益剰余金	42,609
		その他利益剰余金	42,609
		（うち当期純利益）	（19,714）
		純資産合計	**52,609**
資産合計	**484,321**	**負債・純資産合計**	**484,321**

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　　福岡市博多区博多駅南１丁目３番11号
九州ベルテクス株式会社
代表取締役　長谷川哲男

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,123,020	流動負債	782,369
固定資産	889,079	固定負債	423,138
		株主資本	806,592
		資本金	50,000
		資本剰余金	9,000
		利益剰余金	748,592
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	731,092
		（うち当期純利益）	（184,474）
		自己株式	△1,000
合計	**2,012,099**	**合計**	**2,012,099**

第 108 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　　千葉市中央区登戸二丁目２番７号
千葉トヨタ自動車株式会社
取締役社長　出野　祥平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,533	流動負債	12,494
固定資産	42,322	固定負債	7,603
		負債合計	**20,098**
		株主資本	40,955
		資本金	50
		資本剰余金	71
		利益剰余金	40,834
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	40,809
		評価・換算差額等	5,801
		純資産合計	**46,757**
資産合計	**66,856**	**負債・純資産合計**	**66,856**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	88,673
売上原価	70,323
売上総利益	18,349
販売費及び一般管理費	13,774
営業利益	4,575
営業外収益	1,119
営業外費用	73
経常利益	5,621
特別利益	193
特別損失	456
税引前当期純利益	5,358
法人税、住民税及び事業税	797
法人税等調整額	△34
当期純利益	4,595

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
埼玉県和光市広沢２番１号
株式会社理研イノベーション
代表取締役　山本　貴史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	348,551
	固定資産	5,857
	合計	**354,409**
負債及び純資産の部	流動負債	55,078
	固定負債	34,161
	株主資本	265,170
	資本金	90,000
	利益剰余金	175,170
	その他利益剰余金	175,170
	（うち当期純損失）	（100,214）
	合計	**354,409**

令和７会計年度決算公告

令和８年７月10日
名古屋市名東区名東本通２丁目22番地１
医療法人桂名会
理事長　木村　衛

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,249,714	流動負債	6,636,920
固定資産	12,539,406	賞与引当金	138,062
有形固定資産	7,913,540	その他	6,498,858
無形固定資産	178,037	固定負債	6,344,376
その他の資産	4,447,829	退職給付引当金	566,702
		その他	5,777,674
		負債合計	**12,981,296**
		出資金	10,000
		積立金	175,000
		繰越利益積立金	3,622,824
		純資産合計	**3,807,824**
資産合計	**16,789,120**	**負債・純資産合計**	**16,789,120**

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	14,210,652
本来業務	13,189,398
附帯業務	1,021,254
事業費用	13,723,642
本来業務	12,741,689
附帯業務	981,953
事業利益	487,010
事業外収益	12,006
事業外費用	321,025
経常利益	177,991
特別利益	327
特別損失	38,355
税引前当期純損失	139,963
法人税、住民税及び事業税	△7,727
当期純利益	132,236

第８期決算公告　令和８年７月10日

埼玉県戸田市川岸二丁目２番１号
株式会社インフォレスト
代表取締役　大道　啓二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	34,940
	固定資産	50
	資産合計	**34,991**
負債及び純資産の部	流動負債	1,443
	固定負債	2,016
	役員退職慰労引当金	2,016
	負債合計	**3,459**
	株主資本	31,531
	資本金	5,000
	利益剰余金	26,531
	その他利益剰余金	26,531
	（うち当期純利益）	（943）
	純資産合計	**31,531**
	負債・純資産合計	**34,991**

第 44 期 決 算 公 告

2026年７月10日
東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
民間航空機株式会社
代表取締役　並木　祐之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	308,303	流動負債	308,297
現金・預金	1,662	買掛金	222,975
売掛金	209,606	賞与引当金	13
その他流動資産	97,035	その他流動負債	85,309
固定資産	7	固定負債	3
有形固定資産	4	その他固定負債	3
その他固定資産	3	**負債合計**	**308,300**
		株主資本	10
		資本金	10
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	**10**
資産合計	**308,310**	**負債・純資産合計**	**308,310**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	302
売上原価	282
売上総利益	20
販売費及び一般管理費	41
営業損失	21
営業外収益	21
経常利益	0
当期純利益	0

第 24 期決算公告　令和８年７月10日

東京都立川市錦町六丁目11番25号
株式会社ＬＵＭＢＥＲ　ＯＮＥ
代表取締役　矢澤　俊一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,408,299
	固定資産	7,839,307
	資産合計	**15,247,606**
負債及び純資産の部	流動負債	9,159,915
	修繕引当金	8,800
	固定負債	4,547,552
	役員退職慰労引当金	18,050
	株主資本	1,540,138
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,530,138
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,527,638
	（うち当期純利益）	（417,596）
	負債・純資産合計	**15,247,606**

第25期決算公告　令和８年６月18日

東京都港区芝一丁目15番11号
ＮＥＣ　ＶＡＬＷＡＹ株式会社
代表取締役執行役員社長　馬場　昭文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,193,722
	固定資産	786,268
	合計	3,979,990
負債及び純資産の部	流動負債	1,573,341
	固定負債	52,641
	株主資本	2,354,008
	資本金	50,000
	資本剰余金	320,608
	その他資本剰余金	320,608
	利益剰余金	1,983,400
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,970,900
	(うち当期純利益)	(342,029)
	合計	3,979,990

第14期決算公告

令和８年６月17日
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根森山４番地２
株式会社デンソー岩手
取締役社長　鈴木　晴視

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	34,824	流動負債	27,447
固定資産	30,626	賞与引当金	807
有形固定資産	27,295	役員賞与引当金	1
無形固定資産	371	固定負債	712
投資その他の資産	2,958	退職給付引当金	552
		役員退職慰労引当金	1
		株主資本	37,290
		資本金	2,350
		資本剰余金	2,350
		資本準備金	2,350
		利益剰余金	32,590
		その他利益剰余金	32,590
資産合計	65,450	負債・純資産合計	65,450

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	53,605
売上原価	37,801
売上総利益	15,804
販売費及び一般管理費	1,429
営業利益	14,375
営業外収益	3,383
営業外費用	1,756
経常利益	16,001
特別損失	16
税引前当期純利益	15,984
法人税、住民税及び事業税	3,994
法人税等調整額	777
当期純利益	11,211

第22期決算公告　令和８年７月10日

横浜市中区太田町二丁目23番地
株式会社チャオ・ホールディングス
代表取締役　家山　英宜

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,175
	固定資産	87,571
	資産合計	95,746
負債及び純資産の部	流動負債	22,689
	賞与引当金	2,100
	株主資本	73,057
	資本金	7,000
	資本剰余金	25,087
	その他資本剰余金	25,087
	利益剰余金	40,970
	その他利益剰余金	40,970
	(うち当期純損失)	(6,743)
	負債・純資産合計	95,746

第39期決算公告

令和８年７月10日　茨城県つくば市千現２丁目１番６
株式会社つくば研究支援センター
代表取締役社長　箕輪　浩徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	584	流動負債	114
固定資産	3,127	うち賞与引当金	2
有形固定資産	2,256	固定負債	70
無形固定資産	2	うち退職給付引当金	7
投資その他の資産	868	負債合計	184
		株主資本	3,479
		資本金	2,800
		利益剰余金	679
		その他利益剰余金	679
		評価・換算差額等	47
		その他有価証券評価差額金	47
		純資産合計	3,527
資産合計	3,711	負債・純資産合計	3,711

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	457
売上原価	302
売上総利益	154
販売費及び一般管理費	88
営業利益	66
営業外損益	9
経常利益	75
特別損益	3
税引前当期純利益	76
法人税、住民税及び事業税	23
法人税等調整額	△1
当期純利益	54

第40期決算公告　令和８年６月30日

石川県金沢市古府１丁目217番地
株式会社ＪＡ建設エナジー
代表取締役社長　舘　　彦治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,007,029
	固定資産	382,882
	合計	2,389,911
負債及び純資産の部	流動負債	1,035,330
	固定負債	177,857
	株主資本	1,176,725
	資本金	100,000
	資本剰余金	46,500
	(資本準備金)	(46,500)
	利益剰余金	1,030,225
	(利益準備金)	(33,325)
	(その他利益剰余金)	(996,900)
	(うち当期純利益)	(96,474)
	合計	2,389,911

第４期決算公告

2026年６月12日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
ＢＳホールディングス株式会社
代表取締役　山﨑陽一郎

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,356,574	流動負債	297,142
固定資産	5,556,881	撤去費用引当金	21,520
		補助金返還引当金	187,475
		負債合計	297,142
		株主資本	6,616,312
		資本金	3,572,322
		資本剰余金	3,572,130
		資本準備金	3,572,130
		利益剰余金	△528,140
		その他利益剰余金	△528,140
		純資産合計	6,616,312
資産合計	6,913,455	負債・純資産合計	6,913,455

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	500,120
売上原価	359,301
売上総利益	140,818
販売費及び一般管理費	149,320
営業損失	8,501
営業外収益	234,806
営業外費用	249,353
経常損失	23,048
特別損失	482,542
税引前当期純損失	505,590
法人税、住民税及び事業税	△10,607
法人税等調整額	△169,326
当期純損失	325,656

第３期決算公告　令和８年７月10日

静岡市清水区相生町５番１号
株式会社ＦアンドＳ
代表取締役　山村日出夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,588
	固定資産	224,070
	資産合計	225,658
負債及び純資産の部	流動負債	2,192
	固定負債	143,947
	株主資本	79,518
	資本金	30,000
	資本剰余金	49,106
	その他資本剰余金	49,106
	利益剰余金	412
	その他利益剰余金	412
	(うち当期純利益)	(975)
	負債・純資産合計	225,658

第31期決算公告

2026年６月24日　東京都江東区木場一丁目５番25号
デンカポリマー株式会社
代表取締役　日向野正徳

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,796	流動負債	5,604
固定資産	5,230	固定負債	1,702
		負債合計	7,306
		株主資本	5,698
		資本金	2,080
		利益剰余金	3,618
		その他利益剰余金	3,618
		評価・換算差額等	22
		その他有価証券評価差額金	22
		純資産合計	5,720
資産合計	13,026	負債・純資産合計	13,026

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,305
売上原価	12,594
売上総利益	3,711
販売費及び一般管理費	3,330
営業利益	381
営業外収益	39
営業外費用	61
経常利益	359
税引前当期純利益	359
法人税、住民税及び事業税	61
法人税等調整額	36
当期純利益	262

第　46　期　決　算　公　告

2026年７月10日

静岡県浜松市中央区砂山町６番地の１

浜松ターミナル開発株式会社

代表取締役社長　滝澤　一博

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,753	流動負債	787
固定資産	3,988	（うち賞与引当金）	(11)
有形固定資産	3,946	固定負債	1,484
無形固定資産	11	（うち退職給付引当金）	(54)
投資その他の資産	30	株主資本	3,469
		資本金	600
		利益剰余金	2,878
		その他利益剰余金	2,878
		自己株式	△8
資産合計	5,741	負債・純資産合計	5,741

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,244
売上原価	1,543
売上総利益	701
販売費及び一般管理費	393
営業利益	308
営業外収益	12
営業外費用	0
経常利益	320
特別損失	69
税引前当期純利益	250
法人税、住民税及び事業税	77
法人税等調整額	△1
当期純利益	175

第17期決算公告　令和８年７月10日

静岡県浜松市浜名区本沢合164番地の１

株式会社不動産のおおさわ

代表取締役　大澤　公二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,864,561
	固定資産	779,186
	資産合計	2,643,747
負債及び純資産の部	流動負債	1,820,082
	賞与引当金	11,765
	固定負債	37,957
	役員退職慰労引当金	2,106
	株主資本	785,707
	資本金	1,000
	利益剰余金	784,707
	その他利益剰余金	784,707
	（うち当期純利益）	(71,066)
	負債・純資産合計	2,643,747

第　43　期　決　算　公　告

令和７年６月22日

滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘30番地

住友電工プリントサーキット株式会社

代表取締役　赤羽　良啓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,962	流動負債	8,970
固定資産	9,766	（うち賞与引当金）	(498)
有形固定資産	7,908	固定負債	730
無形固定資産	174	（うち退職給付引当金）	(580)
投資その他の資産	1,684	株主資本	3,027
		資本金	1,500
		利益剰余金	1,527
		利益準備金	174
		その他利益剰余金	1,353
資産合計	12,728	負債・純資産合計	12,728

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,386
売上原価	15,728
売上総利益	1,658
販売費及び一般管理費	1,397
営業利益	261
営業外収益	134
営業外費用	161
経常利益	234
特別利益	13
特別損失	13
税引前当期純利益	234
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等調整額	△42
当期純利益	270

第13期決算公告　令和８年７月10日

静岡県浜松市浜名区内野2987番地の１

心建設株式会社

代表取締役　宮越　和昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,590,315
	固定資産	266,954
	資産合計	8,857,269
負債及び純資産の部	流動負債	5,894,895
	賞与引当金	26,541
	固定負債	276,214
	役員退職給与引当金	1,950
	株主資本	2,686,160
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,681,160
	その他利益剰余金	2,681,160
	（うち当期純利益）	(550,962)
	負債・純資産合計	8,857,269

第　73　期　決　算　公　告

令和８年７月10日　大阪市中央区南本町２－３－12

光洋機械産業株式会社

代表取締役　直川　雅俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,186	流動負債	12,800
固定資産	9,958	（うち賞与引当金）	(394)
有形固定資産	2,835	固定負債	1,748
無形固定資産	373	（うち役員退職慰労引当金）	(283)
投資その他の資産	6,749	株主資本	12,461
		資本金	500
		利益剰余金	15,126
		利益準備金	98
		その他利益剰余金	15,028
		自己株式	△3,165
		評価・換算差額等	134
資産合計	27,145	負債・純資産合計	27,145

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,797
売上原価	10,923
売上総利益	4,873
販売費及び一般管理費	4,400
営業利益	473
営業外収益	753
営業外費用	123
経常利益	1,103
特別利益	0
特別損失	354
税引前当期純利益	749
法人税、住民税及び事業税	403
法人税等調整額	△44
当期純利益	391

第２期決算公告　令和８年７月10日

福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号

ヤマエグローバル株式会社

代表取締役　吉本　聖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	342,036
	固定資産	2,103,115
	資産合計	2,445,152
負債及び純資産の部	流動負債	2,386,180
	賞与引当金	5,670
	負債合計	2,386,180
	株主資本	58,972
	資本金	50,000
	利益剰余金	8,972
	その他利益剰余金	8,972
	（うち当期純利益）	(10,542)
	純資産合計	58,972
	負債・純資産合計	2,445,152

第　28　期　決　算　公　告

令和８年７月10日　奈良県生駒市北新町10番40号

奈良生駒高速鉄道株式会社

代表取締役社長　寺本　泰久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**123**	**流動負債**	**2,665**
現金及び預金	114	一年内返済長期借入金	2,467
その他	8	その他	198
固定資産	**21,341**	**固定負債**	**8,472**
鉄道事業固定資産	21,145	長期借入金	8,472
投資その他の資産	196	**負債合計**	**11,138**
		株主資本	**10,326**
		資本金	10,255
		利益剰余金	71
		純資産合計	**10,326**
資産合計	21,464	負債・純資産合計	21,464

損益計算書の要旨
（令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,914
営業費	1,022
営業利益	**892**
営業外収益	2
営業外費用	173
経常利益	**721**
特別利益	54
税引前当期純利益	**776**
法人税、住民税及び事業税	237
法人税等調整額	—
当期純利益	**538**

第25期決算公告　令和８年７月10日

福岡県飯塚市有安731番地

株式会社鹿島技研

代表取締役　原中　朋幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,986,276
	固定資産	2,375,602
	資産合計	4,361,878
負債及び純資産の部	流動負債	837,233
	賞与引当金	43,560
	固定負債	2,211,859
	役員退職慰労引当金	44,993
	株主資本	1,312,784
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,309,784
	その他利益剰余金	1,309,784
	（うち当期純利益）	(123,268)
	負債・純資産合計	4,361,878

第５期決算公告

令和８年７月10日
福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
あしたも株式会社
代表取締役　田島　徹治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,807
	資産合計	7,807
負純資産及び部	流動負債	2,412,713
	賞与引当金	3,985
	負債合計	2,412,713
	株主資本	△2,404,905
	資本金	80,000
	利益剰余金	△2,484,905
	その他利益剰余金	△2,484,905
	（うち当期純損失）	(756,857)
	純資産合計	△2,404,905
	負債・純資産合計	7,807

第39期決算公告

令和８年６月22日
愛媛県今治市大西町新町甲945番地
株式会社カナックス
代表取締役　石水　泰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	94,720	流動負債	70,249
固定資産	23,187	固定負債	1,957
有形固定資産	1,016	株主資本	40,736
無形固定資産	102	資本金	225
投資その他の資産	22,067	利益剰余金	40,511
		利益準備金	56
		その他利益剰余金	40,454
		評価・換算差額等	4,965
		その他有価証券評価差額金	5,235
		土地再評価差額金	△270
資産合計	117,907	負債・純資産合計	117,907

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	164,582
売上原価	161,065
売上総利益	3,517
販売費及び一般管理費	1,653
営業利益	1,863
営業外収益	1,220
営業外費用	721
経常利益	2,362
特別損益	△879
税引前当期純利益	1,483
法人税、住民税及び事業税	713
法人税等調整額	△313
当期純利益	1,083

第９期決算公告

令和８年７月10日
福岡県田川郡川崎町川崎3986番地
株式会社福岡ワールドグレインズ
代表取締役　福永　雄一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	224,896
	資産合計	224,896
負純資産及び部	流動負債	242,992
	負債合計	242,992
	株主資本	△18,095
	資本金	6,000
	利益剰余金	△24,095
	その他利益剰余金	△24,095
	（うち当期純利益）	(323)
	純資産合計	△18,095
	負債・純資産合計	224,896

決算公告

令和８年７月10日
宮城県仙台市青葉区貝ケ森一丁目27番11号
株式会社ＫＯＥＤＡ
代表取締役　奥薗　徹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,317
	資産合計	23,317
負純資産及び部	流動負債	2,768
	株主資本	20,548
	資本金	51,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△80,451
	その他利益剰余金	△80,451
	（うち当期純損失）	(44,524)
	負債・純資産合計	23,317

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千五百四十九万九千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
宮城県仙台市青葉区貝ケ森一丁目二七番一一号
株式会社ＫＯＥＤＡ
代表取締役　奥薗　徹

第４期決算公告

令和８年７月10日
福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
ヤマエリアルティ株式会社
代表取締役　山田　良二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,209,521
	固定資産	1,066,343
	資産合計	6,275,865
負純資産及び部	流動負債	5,157,905
	固定負債	1,098,343
	負債合計	6,256,249
	株主資本	19,616
	資本金	99,000
	利益剰余金	△79,383
	その他利益剰余金	△79,383
	（うち当期純損失）	(50,547)
	純資産合計	19,616
	負債・純資産合計	6,275,865

第53期決算公告

令和８年７月10日
東京都台東区入谷一丁目２番３号
Ｋ・Ｋビル６階
株式会社東京設計センター
代表取締役　柴田　勝己

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,208
	固定資産	7,958
	資産合計	26,167
負純資産及び部	流動負債	10,519
	固定負債	18,433
	株主資本	△2,785
	資本金	15,000
	利益剰余金	△4,785
	利益準備金	192
	その他利益剰余金	△4,977
	（うち当期純損失）	(2,537)
	自己株式	△13,000
	負債・純資産合計	26,167

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
東京都台東区入谷一丁目二番三号Ｋ・Ｋビル六階
株式会社東京設計センター
代表取締役　柴田　勝己

第１期決算公告

令和８年７月10日
福岡市博多区博多駅南三丁目11番７号
トライ・シー株式会社
代表取締役　田島　徹治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,903
	固定資産	24,489
	資産合計	71,393
負純資産及び部	流動負債	4,959
	賞与引当金	1,992
	負債合計	4,959
	株主資本	66,434
	資本金	80,000
	利益剰余金	△13,565
	その他利益剰余金	△13,565
	（うち当期純損失）	(13,565)
	純資産合計	66,434
	負債・純資産合計	71,393

第47期決算公告

令和８年７月10日
岐阜県可児市川合636番地
可茂市場管理株式会社
代表取締役　伊藤　友宏

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,611
	固定資産	141
	合計	58,752
負純資産及び部	流動負債	40,487
	株主資本	18,265
	資本金	4,860
	利益剰余金	13,405
	利益準備金	1,510
	その他利益剰余金	11,895
	（うち当期純利益）	(362)
	合計	58,752

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少し四百五十六万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
岐阜県可児市川合六三六番地
可茂市場管理株式会社
代表取締役　伊藤　友宏

第17期決算公告

令和８年７月10日
静岡県菊川市西方4200番地
ベルファーム株式会社
代表取締役　岡田　典久

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,825
	固定資産	247,090
	資産合計	344,915
負債及び純資産の部	流動負債	153,819
	固定負債	213,679
	株主資本	△22,582
	資本金	90,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△192,582
	その他利益剰余金	△192,582
	（うち純損失）	（△82,164）
	負債・純資産合計	344,915

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少し、それぞれ九千万円、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
静岡県菊川市西方四二〇〇番地
ベルファーム株式会社
代表取締役　岡田　典久

第9期決算公告

令和８年７月10日
福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
エコービル
デリカＳＦホールディングス株式会社
代表取締役　近藤　多吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,720,254
	固定資産	4,036,309
	資産合計	6,756,563
負債及び純資産の部	流動負債	8,234
	固定負債	365
	株主資本	6,747,962
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,698,009
	資本準備金	6,698,009
	利益剰余金	△50,046
	その他利益剰余金	△50,046
	（うち当期純損失）	（56,886）
	負債・純資産合計	6,756,563

令和８年７月10日
愛知県春日井市高蔵寺町三丁目39番地
王春工業株式会社
代表取締役　加藤久仁明

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,448,477
	固定資産	2,887,313
	繰延資産	32,137
	合計	4,367,928
負債及び純資産の部	流動負債	466,639
	固定負債	1,086,207
	株主資本	2,815,081
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,715,081
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,690,081
	（うち当期純利益）	（222,236）
	合計	4,367,928

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し一億円とすることにし、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
愛知県春日井市高蔵寺町三丁目三九番地
王春工業株式会社
代表取締役　加藤久仁明

第13期決算公告

令和８年７月10日
福岡県福岡市東区水谷２丁目50番１号
ＪＲ九州シニアライフサポート株式会社
代表取締役　若宮　暢子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,353
	固定資産	945
	資産合計	7,298
負債及び純資産の部	流動負債	7,964
	固定負債	51
	株主資本	△717
	資本金	100
	資本剰余金	49
	利益剰余金	△866
	その他利益剰余金	△866
	（うち当期純利益）	（56）
	負債・純資産合計	7,298

第3期決算公告

令和８年７月10日
愛知県尾張旭市北原山町六田池2140番地９
イルミメディカル株式会社
代表取締役　**塚**本　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,640
	固定資産	23,118
	資産合計	58,759
負債及び純資産の部	流動負債	11,026
	固定負債	28,193
	株主資本	19,539
	資本金	92,995
	資本剰余金	89,995
	資本準備金	89,995
	利益剰余金	△163,450
	その他利益剰余金	△163,450
	（うち当期純損失）	（127,544）
	負債・純資産合計	58,759

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千八十九万五千四十円（うち資本準備金とする額二億四千八十九万五千四十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
愛知県尾張旭市北原山町六田池二一四〇番地九
イルミメディカル株式会社
代表取締役　**塚**本　俊彦

第4期決算公告

2026年６月26日
福岡市博多区博多駅東１丁目17番１号
ＪＲ九州ホテルズアンドリゾーツ株式会社
代表取締役　角谷　英彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,814
	固定資産	4,365
	資産合計	9,180
負債及び純資産の部	流動負債	5,490
	固定負債	1,832
	負債合計	7,323
	株主資本	1,857
	資本金	100
	利益剰余金	1,757
	その他利益剰余金	1,757
	（うち当期純利益）	（1,544）
	純資産合計	1,857
	負債・純資産合計	9,180

第46期決算公告

令和８年７月10日
岡山県倉敷市連島一丁目15番10号
株式会社ヤマダ
代表取締役　山田　啓吾

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,450
	固定資産	2,182
	合計	4,633
負債及び純資産の部	流動負債	432
	固定負債	2,460
	株主資本	1,741
	資本金	150
	資本剰余金	70
	資本準備金	70
	利益剰余金	1,522
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	1,520
	（うち当期純利益）	（249）
	合計	4,633

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し八千万円とし、その全部を資本準備金とすることで、資本準備金の額を七千万円増加し一億三九七三万四千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十二日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
岡山県倉敷市連島一丁目一五番一〇号
株式会社ヤマダ
代表取締役　山田　啓吾

第20期決算公告

2026年６月22日
福岡市中央区薬院四丁目13番17号
株式会社キューデン・グッドライフ
代表取締役　新開　明彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,155
	固定資産	472,917
	合計	576,072
負債及び純資産の部	流動負債	6,207
	固定負債	205
	株主資本	569,659
	資本金	100,000
	資本剰余金	463,000
	利益剰余金	6,659
	その他利益剰余金	6,659
	（うち当期純損失）	（1,842）
	合計	576,072

第56期決算公告

令和８年６月15日
福岡県糟屋郡宇美町明神坂一丁目１番10号
粕屋ガス株式会社
代表取締役社長　田口　一彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,809
	固定資産	60,949
	合計	183,758
負債及び純資産の部	流動負債	19,722
	固定負債	2,490
	株主資本	161,546
	資本金	22,000
	利益剰余金	139,546
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	117,546
	（うち当期純利益）	(5,224)
	合計	183,758

第３期決算公告

令和８年７月10日
岡山県倉敷市玉島勇崎886番地１
ｌ　ｗｏｒｋｓ株式会社
代表取締役　佐藤　慎也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,475
	固定資産	2,099
	繰延資産	217
	合計	17,793
負債及び純資産の部	流動負債	5,539
	固定負債	8,104
	株主資本	4,149
	資本金	5,000
	利益剰余金	△850
	その他利益剰余金	△850
	（うち当期純利益）	(614)
	合計	17,793

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
岡山県倉敷市玉島勇崎八八六番地一
Ｉ　ｗｏｒｋｓ株式会社
代表取締役　佐藤　慎也

第64期決算公告

令和８年６月23日
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目４番35号
福岡昭和タクシー株式会社
代表取締役　金子　直幹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	292,351,116
	固定資産	392,398,974
	資産合計	684,750,090
負債及び純資産の部	流動負債	313,398,600
	固定負債	76,173,856
	株主資本	295,177,634
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	285,177,634
	利益準備金	5,700,000
	その他利益剰余金	279,477,634
	（うち当期純損失）	(3,172,715)
	負債・純資産合計	684,750,090

第18期決算公告

令和８年７月10日
横浜市磯子区田中一丁目23番６号
株式会社Ｎ・Ｓ・Ｅ
代表取締役　中　康彦

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	76,629,328
	固定資産	2,714,689
	合計	79,344,017
負債及び純資産の部	流動負債	27,758,637
	固定負債	6,735,000
	株主資本	44,850,380
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	36,850,380
	その他利益剰余金	36,850,380
	（うち当期純利益）	(20,588,606)
	合計	79,344,017

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十四日であります。

両社の株主総会の承認決議は令和八年六月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年七月十日
横浜市磯子区田中一丁目二三番六号
（甲）株式会社Ｎ・Ｓ・Ｅ
代表取締役　中　康彦
横浜市港南区日野四｜五｜一〇
（乙）有限会社中電業社
取締役　中　康彦

第64期決算公告

令和８年６月22日
福岡県福岡市東区箱崎七丁目９番58号
日本食品株式会社
代表取締役　末田　金次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,227,955
	固定資産	2,249,683
	合計	9,477,639
負債及び純資産の部	流動負債	2,211,263
	固定負債	345,207
	株主資本	6,921,168
	資本金	48,937
	利益剰余金	6,872,230
	利益準備金	5,872
	その他利益剰余金	6,866,358
	（うち当期純利益）	(694,718)
	合計	9,477,639

第７期決算公告

2026年７月10日
静岡県駿東郡小山町湯船字下原1278番地11
ＥＮボード株式会社
代表取締役　藤本　八郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,707	流動負債	5,120
固定資産	14,827	（うち賞与引当金）	(23)
		固定負債	26,936
		株主資本	△14,017
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	△14,217
		その他利益剰余金	△14,217
		評価・換算差額等	494
		繰延ヘッジ損益	494
資産合計	18,534	負債・純資産合計	18,534

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,915
売上原価	8,862
売上総損失	946
販売費及び一般管理費	279
営業損失	1,225
営業外収益	89
営業外費用	473
経常損失	1,609
特別利益	—
特別損失	5,170
税引前当期純損失	6,780
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	6,780

第68期決算公告

令和８年７月10日
福岡県糟屋郡篠栗町尾仲１丁目15番25号
豊鋼材工業株式会社
代表取締役社長　平澤　一介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,011,298
	固定資産	3,242,179
	合計	10,253,478
負債及び純資産の部	流動負債	4,002,195
	固定負債	477,239
	株主資本	5,774,042
	資本金	450,000
	利益剰余金	5,324,042
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	5,211,542
	（うち当期純利益）	(117,568)
	合計	10,253,478

第50期決算公告

令和８年７月10日
大阪府大阪市中央区備後町三丁目６番２号
ＫＦセンタービル
株式会社ウィザス
代表取締役社長　生駒　富男

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,171,303	流動負債	10,194,572
固定資産	9,786,394	固定負債	2,192,487
		株主資本	3,563,587
		資本金	1,299,375
		資本剰余金	1,562,650
		利益剰余金	1,317,196
		自己株式	△615,634
		評価・換算差額等	7,050
資産合計	15,957,697	負債・純資産合計	15,957,697

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	13,742,412
売上原価	9,748,843
売上総利益	3,993,568
販売費及び一般管理費	4,132,149
営業損失	138,580
営業外収益	82,114
営業外費用	39,140
経常損失	95,606
特別利益	280,499
特別損失	1,290,798
税引前当期純損失	1,105,906
法人税、住民税及び事業税	48,247
法人税等調整額	△395,376
当期純損失	758,776

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　鹿児島県曽於郡大崎町益丸651番地
株式会社ジャパンファーム
代表取締役　長瀬　伸弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,731	流動負債	14,588
固定資産	30,100	固定負債	1,933
有形固定資産	28,258	株主資本	30,300
無形固定資産	126	資本金	3,000
投資その他の資産	1,715	資本剰余金	1,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	26,300
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	25,550
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
資産合計	46,831	負債・純資産合計	46,831

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	76,073
売上原価	63,535
売上総利益	12,537
販売費及び一般管理費	2,630
営業利益	9,907
営業外収益	469
営業外費用	436
経常利益	9,940
特別利益	121
特別損失	203
税引前当期純利益	9,858
法人税、住民税及び事業税	3,119
法人税等調整額	△135
当期純利益	6,874

第 26 期決算公告　令和８年６月19日

北九州市若松区響町一丁目62番地の17
株式会社ジェイ・リライツ
代表取締役社長　三上　保人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	341,343
	固定資産	361,201
	合計	702,544
負債及び純資産の部	流動負債	127,383
	固定負債	160,000
	（特別修繕引当金）	(40,000)
	株主資本	415,161
	資本金	100,000
	資本剰余金	218,477
	利益剰余金	96,683
	その他利益剰余金	96,683
	（うち当期純利益）	(63,831)
	合計	702,544

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月18日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
ＳＢプレイヤーズ株式会社
代表取締役社長　藤井　宏明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	24,408	流動負債	17,800
固定資産	4,851	固定負債	—
有形固定資産	648	負債合計	17,800
無形固定資産	70	株主資本	11,459
投資その他の資産	4,131	資本金	575
		資本剰余金	575
		資本準備金	575
		利益剰余金	10,309
		その他利益剰余金	10,309
		純資産合計	11,459
資産合計	29,259	負債・純資産合計	29,259

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	12,978
営業費用	3,119
営業利益	9,858
営業外収益	304
営業外費用	71
経常利益	10,091
特別利益	35
特別損失	369
税引前当期純利益	9,757
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	9,754

第 41 期決算公告　2026年６月22日

福岡市中央区渡辺通２丁目９番22号
電気ビル渡辺通館４階
チクシ電気株式会社
代表取締役社長　寺本　和則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,937,615
	固定資産	474,280
	合計	3,411,896
負債及び純資産の部	流動負債	596,898
	固定負債	673,882
	株主資本	2,141,115
	資本金	35,000
	利益剰余金	2,114,115
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	2,105,365
	（うち当期純利益）	(253,595)
	自己株式	△8,000
	合計	3,411,896

第 14 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
キングダム特定目的会社
取締役　髙山　知也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	99,151	流動負債	270
流動資産	1,649	固定負債	73,965
固定資産	97,502		
特定資産合計	99,151	負債合計	74,236
その他の資産	6,991	社員資本	31,906
流動資産	5,920	特定資本金	0
固定資産	828	優先資本金	29,920
繰延資産	243	剰余金	1,986
その他の資産合計	6,991	純資産合計	31,906
合計	106,142	合計	106,142

㈱　端数は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年10月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,244
営業費用	1,211
営業外収益	12
営業外費用	58
経常利益	1,987
税引前当期純利益	1,987
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1,986
当期未処分利益	1,986

第３期決算公告　令和８年６月23日

福岡市中央区那の津五丁目３番１号
ＪＡファームサポート株式会社
代表取締役社長　泉　　英典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	16,394
	固定資産	334,077
	投資その他の資産	334,077
	資産合計	350,472
負債及び純資産の部	流動負債	4,830
	株主資本	345,641
	資本金	3,000
	資本剰余金	331,000
	その他資本剰余金	331,000
	利益剰余金	11,641
	その他利益剰余金	11,641
	（うち当期純利益）	(7,985)
	負債・純資産合計	350,472

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
スバルファイナンス株式会社
代表取締役　戸田　真介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	245,707	流動負債	157,752
固定資産	6,590	固定負債	52,438
		株主資本	41,476
		資本金	2,000
		資本剰余金	986
		資本準備金	986
		利益剰余金	38,490
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	38,467
		評価・換算差額等	631
		その他有価証券評価差額金	631
資産合計	252,297	負債・純資産合計	252,297

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	22,417
売上原価	15,305
売上総利益	7,112
販売費及び一般管理費	3,709
営業利益	3,403
営業外収益	35
営業外費用	0
経常利益	3,438
特別利益	8
特別損失	10
税引前当期純利益	3,435
法人税、住民税及び事業税	1,079
法人税等調整額	△7
当期純利益	2,362

第 33 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
福岡県糟屋郡篠栗町中央二丁目５番13号
株式会社アップルハウジング
代表取締役　田島　健一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	289,327
	固定資産	68,121
	資産合計	357,449
負債及び純資産の部	流動負債	73,803
	固定負債	39,573
	株主資本	244,072
	資本金	100,000
	利益剰余金	144,072
	その他利益剰余金	144,072
	（うち当期純利益）	(20,043)
	負債・純資産合計	357,449

第３期決算公告

令和８年７月10日
長崎県島原市新馬場町880番地
株式会社あじさいホールディングス
代表取締役　岸川　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,385
	固定資産	748,532
	資産合計	781,918
負純資債産及のび部	流動負債	286
	負債合計	286
	株主資本	781,632
	資本金	50,000
	資本剰余金	691,610
	利益剰余金	40,021
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	39,521
	（うち当期純利益）	(16,606)
	純資産合計	781,632
	負債・純資産合計	781,918

第 15 期 決 算 公 告

2026年７月10日
東京都中央区日本橋本石町三丁目２番２号
北越紙販売株式会社
代表取締役　杵村　裕之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	28,782		流動負債	26,560
固定資産	6,223		固定負債	992
有形固定資産	188		株主資本	5,706
無形固定資産	245		資本金	1,300
投資その他の資産	5,789		資本剰余金	1,455
			資本準備金	1,290
			その他資本剰余金	165
			利益剰余金	2,951
			その他利益剰余金	2,951
			評価・換算差額等	1,746
			その他有価証券評価差額金	1,746
資産合計	35,006		負債・純資産合計	35,006

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	59,708
売上原価	57,304
売上総利益	2,404
販売費及び一般管理費	2,048
営業利益	355
営業外収益	211
営業外費用	6
経常利益	560
特別損失	0
税引前当期純利益	560
法人税・住民税及び事業税	155
法人税等調整額	1
当期純利益	403

第 29 期決算公告

2026年７月10日
長崎県西海市大島町1813番地42
松島リソーシス株式会社
代表取締役　嶋田　純人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	94
	固定資産	1,507
	合計	1,602
負純資債産及のび部	流動負債	7
	固定負債	62
	株主資本	1,484
	資本金	100
	資本剰余金	10
	利益剰余金	1,374
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	1,361
	（うち当期純利益）	(7)
	評価・換算差額等	49
	合計	1,602

第 108 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号
電機資材株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,744	流動負債	22,047
固定資産	2,569	賞与引当金	138
		固定負債	422
		退職給付引当金	280
		役員退職慰労引当金	102
		株主資本	8,582
		資本金	310
		利益剰余金	8,272
		利益準備金	78
		その他利益剰余金	8,194
		評価・換算差額等	262
		その他有価証券評価差額金	262
資産合計	31,313	負債・純資産合計	31,313

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	57,771
売上原価	54,959
売上総利益	2,812
販売費及び一般管理費	1,612
営業利益	1,200
営業外収益	125
営業外費用	101
経常利益	1,225
税引前当期純利益	1,225
法人税、住民税及び事業税	398
法人税等調整額	△19
当期純利益	845

第１期決算公告

2026年７月10日
長崎県西海市大島町1813番地42
ストロビルスキャピタル株式会社
代表取締役　嶋田　純人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	357
	固定資産	50,000
	繰延資産	115
	合計	50,472
負純資債産及のび部	流動負債	5,401
	固定負債	44,960
	株主資本	111
	資本金	500
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△389
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△389
	（うち当期純損失）	(389)
	合計	50,472

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
東京都千代田区飯田橋３丁目10番10号
ａｕエネルギーホールディングス株式会社
代表取締役　都築　実宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	93,567	流動負債	39,501
固定資産	18,160	賞与引当金	48
		その他	39,452
		固定負債	14
		株主資本	72,212
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	72,012
		その他利益剰余金	72,012
資産合計	111,727	負債・純資産合計	111,727

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,907
売上原価	—
売上総利益	13,907
販売費及び一般管理費	610
営業利益	13,297
営業外収益	707
営業外費用	254
経常利益	13,749
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	13,749
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	△1
当期純利益	13,740

第３期決算公告

令和８年７月10日
熊本市北区津浦町31番１号
津浦ゴルフアリーナ株式会社
代表取締役　梅田　穣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,484
	固定資産	925,142
	資産合計	939,627
負純資債産及のび部	流動負債	1,085,197
	固定負債	916
	役員退職慰労引当金	916
	負債合計	1,086,113
	株主資本	△146,486
	資本金	10,000
	利益剰余金	△156,486
	その他利益剰余金	△156,486
	（うち当期純損失）	(15,976)
	純資産合計	△146,486
	負債・純資産合計	939,627

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
東京都千代田区飯田橋３丁目10番10号
ａｕエネルギー＆ライフ株式会社
代表取締役　齋藤　茂

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	101,153	流動負債	85,628
固定資産	1,320	賞与引当金	90
		その他	85,538
		固定負債	408
		負債合計	86,036
		株主資本	16,437
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	16,237
		その他利益剰余金	16,237
		純資産合計	16,437
資産合計	102,473	負債・純資産合計	102,473

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	359,971
売上原価	315,627
売上総利益	44,344
販売費及び一般管理費	23,863
営業利益	20,482
営業外収益	191
営業外費用	75
経常利益	20,597
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	20,597
法人税、住民税及び事業税	6,738
法人税等調整額	△167
当期純利益	14,026

第 23 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都港区北青山一丁目３番１号
アールキューブ青山３階
ＴＫＪＰ株式会社
代表取締役　佐野　　仁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,736	流動負債	53,475
固定資産	0	（貸倒引当金）	(389)
		株主資本	△51,739
		資本金	0
		利益剰余金	△51,739
		その他利益剰余金	△51,739
資産合計	1,736	負債・純資産合計	1,736

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	103
営業損失	103
営業外収益	25
営業外費用	0
経常損失	78
特別利益	44
特別損失	47
税引前当期純損失	81
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	0
当期純損失	82

第 20 期決算公告　令和８年７月10日

熊本県合志市幾久富357番地１
トップ卵ファーム株式会社
代表取締役　米重　文博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,793,742
	固定資産	1,582,569
	資産合計	3,376,311
負債及び純資産の部	流動負債	1,038,541
	賞与引当金	11,337
	災害損失引当金	20,140
	固定負債	1,777,200
	退職給与引当金	7,200
	株主資本	560,570
	資本金	300
	利益剰余金	560,270
	その他利益剰余金	560,270
	（うち当期純利益）	(28,571)
	負債・純資産合計	3,376,311

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423―３
社会医療法人三車会
理事長　殿尾　守弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,388	流動負債	1,810
固定資産	2,868	賞与引当金	145
有形固定資産	2,657	その他	1,664
無形固定資産	12	固定負債	2,723
その他の資産	198	退職給付引当金	225
		その他	2,498
		負債合計	4,533
		積立金	△276
		持分払戻積立金	36
		繰越利益積立金	△312
		純資産合計	△276
資産合計	4,257	負債・純資産合計	4,257

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	4,237
（うち本来業務）	(4,079)
（うち附帯業務）	(158)
事業費用	4,197
（うち本来業務）	(3,970)
（うち附帯業務）	(227)
事業利益	39
事業外収益	1
事業外費用	46
経常損失	5
特別損失	36
税引前当期純損失	41
当期純損失	41

第 41 期決算公告　令和８年７月10日

熊本県菊池市旭志麓1890番地
株式会社村上養鶏場
代表取締役　米重　文博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	231,001
	固定資産	541,543
	資産合計	772,544
負債及び純資産の部	流動負債	197,089
	賞与引当金	556
	固定負債	310,000
	株主資本	265,455
	資本金	10,000
	利益剰余金	255,455
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	252,955
	（うち当期純利益）	(1,002)
	負債・純資産合計	772,544

第 15 期決算公告　令和８年７月10日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
恵比寿ガーデンプレイスタワー18階
フィンテック株式会社
代表取締役　馬場　正孝

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	187,693,146
	固定資産	1,968,168,136
	資産合計	2,155,861,282
負債及び純資産の部	流動負債	46,078,790
	固定負債	1,867,671,770
	負債合計	1,913,750,560
	株主資本	242,110,722
	資本金	80,000,000
	利益剰余金	162,110,722
	その他利益剰余金	162,110,722
	（うち当期純利益）	(7,994,368)
	純資産合計	242,110,722
	負債・純資産合計	2,155,861,282

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年八月二十日付で予定している募集株式の発行にかかる払込みが行われ、資本金の額が金二億円増加することを条件として、資本金の額を一億八千万円減少し、一億円とすることにいたしました。なお、減少する資本金一億八千万円は、その他資本剰余金とします。この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月十日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階
フィンテック株式会社
代表取締役　馬場　正孝

第 37 期決算公告　令和８年７月10日

大分県宇佐市大字住江635番地の１
ハラダフーズ株式会社
代表取締役　福島　　康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,718
	固定資産	15,015
	資産合計	68,733
負債及び純資産の部	流動負債	157,617
	賞与引当金	547
	負債合計	157,617
	株主資本	△88,883
	資本金	48,000
	利益剰余金	△136,883
	その他利益剰余金	△136,883
	（うち当期純損失）	(9,237)
	純資産合計	△88,883
	負債・純資産合計	68,733

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
東京都港区虎ノ門五丁目11番１―1105号
オランダヒルズ森タワーＲｏＰ
株式会社Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｂｏｘ
代表取締役　石井　成俊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	76,489
	固定資産	91,483
	合計	167,973
負債及び純資産の部	流動負債	91,084
	株主資本	76,889
	資本金	87,000
	利益剰余金	△10,110
	その他利益剰余金	△10,110
	（うち当期純損失）	(7,937)
	合計	167,973

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日
東京都港区虎ノ門五丁目一一番一―一一〇五号オランダヒルズ森タワーＲｏＰ
株式会社Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｂｏｘ
代表取締役　石井　成俊

第 27 期決算公告　令和８年７月10日

大分県由布市庄内町大龍1255番地33
株式会社挟間物流サービス
代表取締役　佐藤　治夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	387,849
	固定資産	854,041
	繰延資産	1,116
	資産合計	1,243,007
負債及び純資産の部	流動負債	108,609
	固定負債	816,320
	負債合計	924,929
	株主資本	318,077
	資本金	10,000
	利益剰余金	308,077
	その他利益剰余金	308,077
	（うち当期純利益）	(20,682)
	純資産合計	318,077
	負債・純資産合計	1,243,007

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

三重県志摩市阿児町甲賀一四六九番地

株式会社ウィズアス

代表取締役　川口　孝之

決　算　公　告

令和８年７月10日

三重県志摩市阿児町甲賀1469番地13

株式会社ウィズアス

代表取締役　川口　孝之

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,804
	固定資産	2,335
	合計	29,139
負債及び純資産の部	流動負債	7,338
	株主資本	21,800
	資本金	17,000
	利益剰余金	4,800
	その他利益剰余金	4,800
	（うち当期純利益）	(1,729)
	合計	29,139

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社レベライズ（住所北九州市小倉南区八重洲町七番五五号）に対して当社の不動産賃貸・管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年七月三十一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい、

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

北九州市小倉南区八重洲町七番五五号

株式会社カヤ工業

代表取締役　鬼塚　昌憲

第36期決算公告

令和８年７月10日

北九州市小倉南区八重洲町７番55号

株式会社カヤ工業

代表取締役　鬼塚　昌憲

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	831,955
	固定資産	1,690,040
	繰延資産	2,386
	合計	2,524,381
負債及び純資産の部	流動負債	896,740
	固定負債	1,398,000
	株主資本	229,641
	資本金	31,000
	利益剰余金	198,641
	その他利益剰余金	198,641
	（うち当期純利益）	(3,253)
	合計	2,524,381

第37期決算公告

令和８年６月19日

山形県山形市清住町２－３－１

株式会社ニフコ山形

代表取締役社長　梅津　秀晴

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,483,696
	固定資産	775,666
	資産合計	3,259,362
負債及び純資産の部	流動負債	692,829
	賞与引当金	77,000
	その他	615,829
	固定負債	215,221
	退職給付引当金	215,221
	負債合計	908,051
	株主資本	2,351,310
	資本金	300,000
	利益剰余金	2,051,310
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,976,310
	（うち当期純利益）	(198,278)
	純資産合計	2,351,310
	負債・純資産合計	3,259,362

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

福岡市東区原田一丁目四四番八号

株式会社トーネンガス

代表取締役　泉　信夫

第31期決算公告

令和８年７月10日

福岡市東区原田一丁目44番８号

株式会社トーネンガス

代表取締役　泉　信夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	20,137
	固定資産	713
	合計	20,850
負債及び純資産の部	流動負債	2,304
	株主資本	18,546
	資本金	11,400
	利益剰余金	11,450
	利益準備金	2,833
	その他利益剰余金	8,617
	（うち当期純利益）	(787)
	自己株式	△4,304
	合計	20,850

第117期決算公告

2026年６月19日

埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目13番25号

東武運輸株式会社

代表取締役　須澤　広幸

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,777,566
	固定資産	17,452,406
	有形固定資産	15,352,031
	無形固定資産	152,424
	投資その他の資産	1,947,949
	資産合計	21,229,972
負債及び純資産の部	流動負債	13,479,633
	固定負債	4,657,942
	負債合計	18,137,575
	株主資本	2,808,867
	資本金	294,500
	資本剰余金	294,086
	資本準備金	88,586
	その他資本剰余金	205,500
	利益剰余金	2,220,280
	利益準備金	33,000
	その他利益剰余金	2,187,280
	（うち当期純利益）	(97,337)
	評価・換算差額等	283,529
	その他有価証券評価差額金	138,959
	土地再評価差額金	144,569
	純資産合計	3,092,396
	負債・純資産合計	21,229,972

第34期決算公告

令和８年６月22日　名古屋市瑞穂区二野町３番18号

東海マツダ販売株式会社

代表取締役社長　内田　正生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	13,808	流動負債	17,221
固定資産	29,647	固定負債	1,871
有形固定資産	26,190	負債合計	19,092
無形固定資産	656	純資産の部	
投資その他の資産	2,801	株主資本	24,363
		資本金	2,110
		資本剰余金	977
		利益剰余金	21,276
		利益準備金	492
		その他利益剰余金	20,784
		純資産合計	24,363
資産合計	43,455	負債・純資産合計	43,455

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	62,913
売上原価	49,128
売上総利益	13,785
販売費及び一般管理費	13,313
営業利益	472
営業外収益	178
営業外費用	45
経常利益	605
特別利益	18
特別損失	481
税引前当期純利益	142
法人税、住民税及び事業税	171
法人税等調整額	102
当期純損失	131

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都港区西新橋一丁目２番９号

三井物産フォーサイト株式会社

代表取締役社長　立石　善信

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,524,276
	固定資産	3,078,810
	資産合計	**7,603,086**
負債及び純資産の部	流動負債	3,106,999
	（うち賞与引当金）	(395,546)
	固定負債	2,481,227
	（うち役員退職慰労引当金）	(9,297)
	負債合計	**5,588,226**
	株主資本	1,998,096
	資本金	130,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,768,096
	利益準備金	32,500
	その他利益剰余金	1,735,596
	（うち当期純利益）	(483,983)
	評価・換算差額等	16,763
	その他有価証券評価差額金	16,763
	純資産合計	**2,014,860**
	負債・純資産合計	**7,603,086**

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

東京都千代田区神田錦町一丁目４番地３

住商セメント株式会社

代表取締役社長　北尾　純司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,881
	固定資産	1,299
	有形固定資産	19
	無形固定資産	4
	投資その他の資産	1,275
	資産合計	**22,180**
負債及び純資産の部	流動負債	18,092
	（うち賞与引当金）	(130)
	固定負債	1,016
	（うち退職給付引当金）	(130)
	（うち役員退職慰労引当金）	(22)
	負債合計	**19,108**
	株主資本	2,696
	資本金	200
	利益剰余金	2,496
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	2,446
	（うち当期純利益）	(1,231)
	評価・換算差額等	375
	その他有価証券評価差額金	375
	純資産合計	**3,071**
	負債・純資産合計	**22,180**

第 39 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号

丸紅テクノシステム株式会社

代表取締役社長執行役員　川島　孝樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,873
	固定資産	751
	資産合計	**12,625**
負債及び純資産の部	流動負債	6,924
	賞与引当金	209
	その他	6,715
	固定負債	245
	退職給付引当金	203
	その他	42
	負債合計	**7,170**
	株主資本	5,149
	資本金	480
	資本剰余金	500
	資本準備金	400
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	4,169
	利益準備金	1,086
	その他利益剰余金	3,082
	（うち当期純利益）	(684)
	評価・換算差額等	305
	その他有価証券評価差額金	182
	繰延ヘッジ損益	122
	純資産合計	**5,455**
	負債・純資産合計	**12,625**

第43期決算公告

2026年７月10日

香川県東かがわ市西山516番地１

四国化工株式会社

代表取締役　迫谷　浩司

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,547
	固定資産	2,979
	有形固定資産	2,510
	無形固定資産	24
	投資その他の資産	444
	資産合計	**7,526**
負債及び純資産の部	流動負債	1,570
	（賞与引当金）	(191)
	固定負債	198
	（退職給付引当金）	(182)
	負債合計	**1,769**
	株主資本	5,595
	資本金	220
	資本剰余金	200
	資本準備金	200
	利益剰余金	5,181
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	5,174
	（うち当期純利益）	(269)
	自己株式	△5
	評価・換算差額等	161
	その他有価証券評価差額金	157
	繰延ヘッジ損益	3
	純資産合計	**5,756**
	負債・純資産合計	**7,526**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

京都市左京区下鴨松原町29番地

ヤマナカヒューテック株式会社

代表取締役　島　　基之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,462,684
	固定資産	2,864,888
	繰延資産	12
	資産合計	**5,327,585**
負債及び純資産の部	流動負債	1,382,887
	引当金	139,497
	賞与引当金	50,642
	役員賞与引当金	4,300
	退職給与引当金	82,986
	役員退職給与引当金	1,568
	負債合計	**1,522,384**
	株主資本	3,805,200
	資本金	74,700
	資本剰余金	334,015
	その他資本剰余金	334,015
	利益剰余金	3,428,614
	利益準備金	18,675
	その他利益剰余金	3,409,939
	（うち当期純利益）	(334,201)
	自己株式	△32,129
	純資産合計	**3,805,200**
	負債・純資産合計	**5,327,585**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

名古屋市中区栄三丁目６番１号

株式会社エムジーホーム

代表取締役　阿部　洋二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,679,560
	固定資産	515,703
	資産合計	**9,195,263**
負債及び純資産の部	流動負債	4,151,119
	賞与引当金	28,092
	固定負債	1,857,617
	退職給付引当金	94,763
	役員退職慰労引当金	41,203
	負債合計	**6,008,737**
	株主資本	3,117,382
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,017,382
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,992,382
	（うち当期純利益）	(271,645)
	評価・換算差額等	69,144
	その他有価証券評価差額金	69,144
	純資産合計	**3,186,526**
	負債・純資産合計	**9,195,263**

第 94 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

栃木県宇都宮市横田新町３番47号

栃木トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長　新井　孝則

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,394
	固定資産	37,124
	繰延資産	7
	資産合計	**65,525**
負債及び純資産の部	流動負債	6,083
	賞与引当金	469
	その他	5,614
	固定負債	12,350
	役員退職慰労引当金	97
	その他	12,253
	負債合計	**18,434**
	株主資本	35,297
	資本金	100
	利益剰余金	35,197
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	35,172
	（うち当期純利益）	(3,037)
	評価・換算差額等	11,793
	その他有価証券評価差額金	11,793
	純資産合計	**47,091**
	負債・純資産合計	**65,525**

第 83 期 決 算 公 告

2026年６月24日

愛媛県新居浜市西原町３丁目５番３号

住鉱物流株式会社

代表取締役　大河原秀夫

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,826,428
	固定資産	1,233,976
	資産合計	**4,060,404**
負債及び純資産の部	流動負債	984,283
	（賞与引当金）	(77,687)
	固定負債	172,705
	（退職給付引当金）	(127,065)
	（特別修繕引当金）	(44,140)
	負債合計	**1,156,988**
	株主資本	2,903,416
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,853,416
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,840,916
	（うち当期純利益）	(367,255)
	純資産合計	**2,903,416**
	負債・純資産合計	**4,060,404**

第73期決算公告

令和８年７月10日

香川県高松市朝日新町32番45号

タチバナ工業株式会社

代表取締役　辻　　隆志

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,740
	固定資産	1,050
	資産合計	**3,791**
負債及び純資産の部	流動負債	807
	（うち賞与引当金）	(38)
	固定負債	188
	（うち退職給付引当金）	(169)
	（うち役員退職慰労引当金）	(0)
	負債合計	**996**
	株主資本	2,794
	資本金	70
	利益剰余金	2,725
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	2,708
	（うち当期純利益）	(253)
	自己株式	△1
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	**2,794**
	負債・純資産合計	**3,791**

第57期決算公告

2026年７月10日

福島県いわき市泉町下川字田宿１番地の１

永大小名浜株式会社

代表取締役　田部　忠光

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,873,127
	固定資産	2,397,557
	資産合計	**7,270,684**
負債及び純資産の部	流動負債	1,658,345
	（うち賞与引当金）	(43,141)
	固定負債	390,645
	（うち環境対策引当金）	(9,619)
	（うち退職給付引当金）	(368,693)
	負債合計	**2,048,991**
	株主資本	5,221,693
	資本金	337,500
	資本剰余金	542,500
	資本準備金	542,500
	利益剰余金	4,341,693
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	4,340,493
	（うち当期純利益）	(126,321)
	純資産合計	**5,221,693**
	負債・純資産合計	**7,270,684**

第 64 期決算公告　令和８年７月10日

札幌市中央区北４条西７丁目１番地８

株式会社ＨＢＡ

代表取締役執行役員社長　白幡　一雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	16,899
	固定資産	11,414
	資産合計	**28,314**
負債及び純資産の部	流動負債	10,561
	（賞与引当金）	(1,447)
	（工事損失引当金）	(70)
	（アフターコスト引当金）	(56)
	固定負債	1,294
	（役員退職慰労引当金）	(153)
	負債合計	**11,855**
	株主資本	15,881
	資本金	324
	利益剰余金	16,293
	利益準備金	81
	その他利益剰余金	16,212
	（うち当期純利益）	(1,461)
	自己株式	△735
	評価・換算差額等	576
	その他有価証券評価差額金	576
	純資産合計	**16,458**
	負債・純資産合計	**28,314**

第 75 期 決 算 公 告

2026年６月25日

横浜市西区みなとみらい四丁目３番５号

株式会社シンクロン

代表取締役　成田　正哉

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,132
	固定資産	11,088
	資産合計	**24,220**
負債及び純資産の部	流動負債	10,459
	賞与引当金	350
	製品保証引当金	1,007
	固定負債	646
	役員退職慰労引当金	214
	負債合計	**11,105**
	株主資本	13,089
	資本金	72
	資本剰余金	22
	資本準備金	22
	利益剰余金	12,994
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	12,969
	（うち当期純利益）	(301)
	評価・換算差額等	25
	その他有価証券評価差額金	22
	繰延ヘッジ損益	3
	純資産合計	**13,115**
	負債・純資産合計	**24,220**

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月22日

東京都渋谷区宇田川町41番１号

株式会社ＮＨＫエデュケーショナル

代表取締役社長　有吉　伸人

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,525
	固定資産	2,986
	有形固定資産	619
	無形固定資産	74
	投資その他の資産	2,291
	資産合計	**11,512**
負債及び純資産の部	流動負債	4,205
	賞与引当金	412
	その他流動負債	3,792
	固定負債	831
	退職給付引当金	831
	負債合計	**5,036**
	株主資本	6,459
	資本金	100
	利益剰余金	6,359
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	6,334
	（うち当期純利益）	(1,187)
	評価・換算差額等	15
	その他有価証券評価差額金	15
	純資産合計	**6,475**
	負債・純資産合計	**11,512**

第103期決算公告

2026年６月23日

大阪市北区中之島二丁目２番７号

白石カルシウム株式会社

代表取締役　白石　裕俊

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,379
	固定資産	11,889
	有形固定資産	1,833
	無形固定資産	12
	投資その他の資産	10,043
	資産合計	**37,269**
負債及び純資産の部	流動負債	13,410
	賞与引当金	200
	役員賞与引当金	216
	解体費用引当金	4
	その他	12,989
	固定負債	1,020
	退職給付引当金	275
	その他	744
	負債合計	**14,431**
	株主資本	21,187
	資本金	231
	利益剰余金	20,956
	利益準備金	57
	その他利益剰余金	20,898
	（うち当期純利益）	(1,341)
	評価・換算差額等	1,651
	その他有価証券評価差額金	1,651
	純資産合計	**22,838**
	負債・純資産合計	**37,269**

第15期決算公告

令和８年７月10日

東京都千代田区岩本町二丁目１番18号

日本高速道路インターナショナル株式会社

代表取締役　鈴木　　徹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,483,512
	固定資産	3,308,230
	資産合計	**5,791,742**
負債及び純資産の部	流動負債	16,917
	（うち賞与引当金）	(3,257)
	固定負債	3,403
	役員退職慰労引当金	3,403
	負債合計	**20,321**
	株主資本	4,900,528
	資本金	49,900
	資本剰余金	5,627,190
	資本準備金	2,838,545
	その他資本剰余金	2,788,645
	利益剰余金	△ 776,561
	その他利益剰余金	△ 776,561
	（うち当期純利益）	(315,364)
	評価・換算差額等	870,893
	その他有価証券評価差額金	870,893
	純資産合計	**5,771,421**
	負債・純資産合計	**5,791,742**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都台東区台東一丁目38番９号

株式会社トクヤマデンタル

代表取締役社長　西原　浩孝

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,003
	固定資産	6,657
	繰延資産	0
	資産合計	**20,660**
負債及び純資産の部	流動負債	3,510
	賞与引当金	242
	その他	3,268
	固定負債	332
	退職給付引当金	252
	その他	80
	負債合計	**3,842**
	株主資本	16,819
	資本金	100
	資本剰余金	1,325
	資本準備金	1,325
	利益剰余金	15,393
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	15,386
	（うち当期純利益）	(4,064)
	純資産合計	**16,819**
	負債・純資産合計	**20,660**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都中央区築地五丁目５番12号

エイチアールワン株式会社

代表取締役　武谷　　啓

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,098,073
	固定資産	1,408,788
	資産合計	**4,506,861**
負債及び純資産の部	流動負債	1,699,993
	賞与引当金	340,003
	その他	1,359,990
	固定負債	159,916
	退職給付引当金	159,916
	負債合計	**1,859,908**
	株主資本	2,646,953
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,118,200
	資本準備金	439,750
	その他資本剰余金	678,450
	利益剰余金	1,685,113
	その他利益剰余金	1,685,113
	（うち当期純利益）	(201,350)
	自己株式	△256,360
	純資産合計	**2,646,953**
	負債・純資産合計	**4,506,861**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都港区愛宕二丁目５番１号

株式会社ファミリーネット・ジャパン

代表取締役　野本　修司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,118,362
	固定資産	11,349,459
	資産合計	**21,467,822**
負債及び純資産の部	流動負債	8,876,178
	賞与引当金	291,248
	修繕引当金	71,444
	固定負債	3,872,944
	退職給付引当金	131,478
	負債合計	**12,749,122**
	株主資本	8,718,700
	資本金	490,000
	資本剰余金	377,424
	資本準備金	219,416
	その他資本剰余金	158,008
	利益剰余金	7,851,275
	利益準備金	67,500
	その他利益剰余金	7,783,775
	（うち当期純利益）	(1,275,794)
	純資産合計	**8,718,700**
	負債・純資産合計	**21,467,822**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

神奈川県横浜市港北区
新横浜三丁目18番地14
株式会社創企社
代表取締役　丸山　優貴

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	213,433
	固定資産	40,385
	資産合計	**253,819**
負債及び純資産の部	流動負債	108,226
	賞与引当金	3,984
	解約引当金	39,103
	固定負債	72,000
	負債合計	**180,226**
	株主資本	73,593
	資本金	100,000
	資本剰余金	162,539
	資本準備金	95,915
	その他資本剰余金	66,624
	利益剰余金	△188,945
	利益準備金	326
	その他利益剰余金	△189,271
	（うち当期純利益）	(38,188)
	純資産合計	**73,593**
	負債・純資産合計	**253,819**

第 22 期 決 算 公 告

2026年７月10日

東京都港区南青山一丁目１番１号
日本エアロスペース株式会社
代表取締役社長　蔵前　浩

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,534
	固定資産	1,202
	資産合計	**19,736**
負債及び純資産の部	流動負債	13,828
	（賞与引当金）	(486)
	（役員賞与引当金）	(38)
	（製品保証引当金）	(671)
	固定負債	334
	（退職給付引当金）	(133)
	負債合計	**14,163**
	株主資本	5,149
	資本金	490
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	4,658
	利益準備金	122
	その他利益剰余金	4,535
	（うち当期純利益）	(3,543)
	評価・換算差額等	423
	繰延ヘッジ損益	423
	純資産合計	**5,572**
	負債・純資産合計	**19,736**

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都千代田区飯田橋一丁目３番２号
株式会社クレデンス
代表取締役　福田　展生

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,283,607
	固定資産	551,324
	資産合計	**1,834,931**
負債及び純資産の部	流動負債	1,461,629
	債務保証損失引当金	25,918
	賞与引当金	46,407
	固定負債	79,655
	退職給付引当金	45,919
	役員退職慰労引当金	29,400
	負債合計	**1,541,284**
	株主資本	294,726
	資本金	90,000
	資本剰余金	71,993
	資本準備金	15,000
	その他資本剰余金	56,993
	利益剰余金	132,733
	利益準備金	7,556
	その他利益剰余金	125,177
	（うち当期純利益）	(115,656)
	評価・換算差額等	△1,079
	その他有価証券評価差額金	△1,079
	純資産合計	**293,647**
	負債・純資産合計	**1,834,931**

第57期決算公告

令和８年７月10日

東京都大田区昭和島二丁目４番４号
株式会社ＴＡＴＳＵＭＩ
代表取締役　嶋田　俊平

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,469,557
	固定資産	8,282,490
	資産合計	**13,752,048**
負債及び純資産の部	流動負債	4,694,490
	賞与引当金	112,000
	固定負債	138,054
	退職給付引当金	990
	役員退職慰労金引当	28,460
	負債合計	**4,832,544**
	株主資本	8,917,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,973,159
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	8,970,659
	（うち当期純利益）	(1,271,758)
	自己株式	△66,000
	評価・換算差額等	2,343
	その他有価証券評価差額金	2,343
	純資産合計	**8,919,503**
	負債・純資産合計	**13,752,048**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

神奈川県横浜市神奈川区栄町５－１
横浜クリエーションスクエア14Ｆ
株式会社ユアルート
代表取締役　玉谷　風輝

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	189,386,152
	固定資産	135,065,750
	資産合計	**324,451,902**
負債及び純資産の部	流動負債	129,247,726
	固定負債	188,071,000
	負債合計	**317,318,726**
	株主資本	△20,866,824
	資本金	57,340,000
	資本剰余金	52,021,904
	資本準備金	52,021,904
	利益剰余金	△130,228,728
	利益準備金	550,000
	その他利益剰余金	△130,778,728
	（うち当期純損失）	(152,252,252)
	新株予約権	28,000,000
	純資産合計	**7,133,176**
	負債・純資産合計	**324,451,902**

第 68 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

大阪府守口市大日町１丁目３番７号
大宝工業株式会社
代表取締役　初田　勝俊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,706,874
	固定資産	14,256,970
	合計	**21,963,844**
負債及び純資産の部	流動負債	4,947,575
	賞与引当金	337,403
	固定負債	1,682,705
	役員退職慰労引当金	159,570
	退職給付引当金	104,073
	修繕引当金	730,298
	株主資本	15,265,083
	資本金	100,000
	資本剰余金	82,742
	資本準備金	82,742
	利益剰余金	15,082,341
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	15,057,341
	（うち当期純利益）	(2,643,538)
	評価・換算差額等	68,480
	その他有価証券評価差額金	68,480
	合計	**21,963,844**

第５期決算公告

令和８年７月10日

福岡県八女市本町474番地の１

トップ卵株式会社

代表取締役　米重　文博

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,904,122
	固定資産	1,145,153
	資産合計	**3,049,276**
負債及び純資産の部	流動負債	1,928,039
	賞与引当金	11,495
	固定負債	1,430,747
	退職給付引当金	18,132
	役員退職慰労引当金	2,549
	負債合計	**3,358,786**
	株主資本	△309,510
	資本金	43,621
	資本剰余金	2,323,621
	資本準備金	36,121
	その他資本剰余金	2,287,500
	利益剰余金	△2,676,754
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△2,679,254
	（うち当期純利益）	(612,159)
	純資産合計	**△309,510**
	負債・純資産合計	**3,049,276**

第50期決算公告

令和８年７月10日

福岡県田川郡川崎町川崎3986番地

福岡農産株式会社

代表取締役　福永　雄一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,717,974
	固定資産	618,351
	資産合計	**2,336,325**
負債及び純資産の部	流動負債	1,747,220
	賞与引当金	11,100
	固定負債	337,852
	退職給付引当金	7,379
	役員退職慰労引当金	5,466
	負債合計	**2,085,073**
	株主資本	250,830
	資本金	45,000
	利益剰余金	205,830
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	194,580
	（うち当期純利益）	(33,001)
	評価・換算差額等	421
	その他有価証券評価差額金	421
	純資産合計	**251,252**
	負債・純資産合計	**2,336,325**

第67期決算公告

令和８年７月10日

広島県福山市南手城町二丁目12番13号

小畠酒類販賣株式会社

代表取締役　小林　祐三

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	310,065
	固定資産	152,797
	資産合計	**462,863**
負債及び純資産の部	流動負債	390,297
	賞与引当金	3,260
	修繕引当金	8,470
	固定負債	33,299
	役員退職慰労引当金	12,644
	負債合計	**423,597**
	株主資本	39,283
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,600
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	30,600
	（うち当期純利益）	(407)
	自己株式	△13,316
	評価・換算差額等	△17
	その他有価証券評価差額金	△17
	純資産合計	**39,265**
	負債・純資産合計	**462,863**

第72期決算公告

令和８年７月10日

長崎県島原市高島一丁目365番地

太洋食品株式会社

代表取締役　岸川　　徹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	961,433
	固定資産	431,115
	資産合計	**1,392,548**
負債及び純資産の部	流動負債	874,958
	賞与引当金	5,015
	固定負債	160,807
	役員退職給与引当金	6,649
	退職給付引当金	31,910
	負債合計	**1,035,766**
	株主資本	356,508
	資本金	80,000
	利益剰余金	276,508
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	256,508
	（うち当期純損失）	(347,022)
	評価・換算差額等	274
	その他有価証券評価差額金	274
	純資産合計	**356,782**
	負債・純資産合計	**1,392,548**

第77期決算公告

2026年６月23日

福岡市中央区渡辺通四丁目10番10号

林兼エスト株式会社

代表取締役社長　山本　義一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,030
	固定資産	4,478
	有形固定資産	2,823
	無形固定資産	71
	投資その他の資産	1,584
	資産合計	**14,509**
負債及び純資産の部	流動負債	7,966
	賞与引当金	92
	修繕引当金	14
	解体工事引当金	30
	その他	7,829
	固定負債	1,849
	退職給付引当金	482
	役員退職引当金	32
	修繕引当金	192
	その他	1,142
	負債合計	**9,815**
	株主資本	4,284
	資本金	100
	資本剰余金	129
	その他資本剰余金	129
	利益剰余金	4,055
	利益準備金	44
	その他利益剰余金	4,010
	（うち当期純利益）	(757)
	評価・換算差額等	408
	その他有価証券評価差額金	408
	純資産合計	**4,693**
	負債・純資産合計	**14,509**

第39期決算公告

2026年６月26日

福岡市中央区今泉一丁目12番23号

西鉄ビルマネージメント株式会社

代表取締役　髙松　健司

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,519,208
	固定資産	1,385,030
	資産合計	**5,904,238**
負債及び純資産の部	流動負債	1,763,352
	賞与引当金	352,783
	その他	1,410,569
	固定負債	484,983
	退職給付引当金	457,181
	その他	27,802
	株主資本	3,563,951
	資本金	55,000
	資本剰余金	99,850
	資本準備金	6,250
	その他資本剰余金	93,600
	利益剰余金	3,409,101
	利益準備金	13,750
	その他利益剰余金	3,395,351
	（うち当期純利益）	(293,547)
	評価・換算差額等	91,951
	その他有価証券評価差額金	91,951
	負債・純資産合計	**5,904,238**

第11期決算公告

令和８年７月10日
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田858番地３
株式会社屋久島地杉加工センター
代表取締役　家山　英宜

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,046
	固定資産	32,768
	資産合計	86,815
負純資債及産のび部	流動負債	56,792
	賞与引当金	585
	固定負債	48,412
	役員退職慰労引当金	1,200
	株主資本	△18,389
	資本金	10,000
	利益剰余金	△28,389
	その他利益剰余金	△28,389
	（うち当期純損失）	(1,181)
	負債・純資産合計	86,815

第55期決算公告

令和８年６月25日
岡山県倉敷市白楽町広堀250番地
一般財団法人倉敷成人病センター
代表理事　安藤　正明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,108	流動負債	6,501
固定資産	18,140	固定負債	16,075
基本財産	646	負債合計	22,577
その他固定資産	17,494	指定正味財産	201
繰延資産	1	（基本財産充当額）	(104)
		一般正味財産	1,472
		（基本財産充当額）	(541)
		正味財産合計	1,673
合計	24,250	合計	24,250

正味財産増減計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	18,287
経常費用	17,570
（うち事業費）	(17,150)
（うち管理費）	(420)
経常外収益	282
経常外費用	90
当期一般正味財産増減額	907
当期指定正味財産増減額	△6
当期正味財産増減額	901

第43期決算公告

令和８年６月25日
盛岡市本宮一丁目６番８号
株式会社東北ジェーシービーカード
代表取締役　高橋　寛行

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,248,152
	固定資産	23,946
	合計	3,272,098
負純資債及産のび部	流動負債	2,360,872
	固定負債	—
	株主資本	911,226
	資本金	20,000
	利益剰余金	891,226
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	886,226
	（うち当期純利益）	(27,811)
	合計	3,272,098

第３期決算公告

令和８年７月10日
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目８番36号
エコーデリカ株式会社
代表取締役　㐂山　賢治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,861,957	流動負債	4,083,965
固定資産	16,678,992	賞与引当金	76,738
		固定負債	18,852,724
		退職給付引当金	34,098
		役員退職慰労引当金	19,915
		負債合計	22,936,689
		株主資本	△4,395,739
		資本金	100,000
		利益剰余金	△4,495,739
		その他利益剰余金	△4,495,739
		純資産合計	△4,395,739
資産合計	18,540,950	負債・純資産合計	18,540,950

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	8,431,248
売上原価	8,612,372
売上総損失	181,124
販売費及び一般管理費	1,718,019
営業損失	1,899,143
営業外収益	114,395
営業外費用	686,042
経常損失	2,470,791
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失	2,470,791
法人税、住民税及び事業税	232
法人税等調整額	216,637
当期純損失	2,687,661

第152期決算公告

令和８年６月24日
群馬県前橋市高井町一丁目27番地６
群馬中央倉庫株式会社
代表取締役　北村　喜幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	372,418
	固定資産	595,477
	合計	967,896
負純資債及産のび部	流動負債	60,081
	固定負債	35,147
	株主資本	872,667
	資本金	16,000
	資本剰余金	384
	資本準備金	384
	利益剰余金	856,282
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	852,282
	（うち当期純利益）	(31,504)
	合計	967,896

第53期決算公告

2026年６月19日　北九州市戸畑区大字中原46番117
北九州エル・エヌ・ジー株式会社
代表取締役社長　水町　豊

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	21,413	固定負債	7,500
有形固定資産	21,078	流動負債	4,377
無形固定資産	18	負債合計	11,877
投資その他の資産	315	株主資本	13,477
流動資産	3,948	資本金	4,000
		利益剰余金	9,477
		利益準備金	72
		その他利益剰余金	9,405
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	13,484
資産合計	25,361	負債・純資産合計	25,361

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,692
営業費用	4,053
営業利益	638
営業外収益	80
営業外費用	56
経常利益	662
税引前当期純利益	662
法人税等	193
法人税等調整額	0
当期純利益	469

第22期決算公告

令和８年７月10日
東京都練馬区大泉学園町六丁目17番15号
株式会社クリスタルライフリゾート
代表取締役　宮代　昌三

貸借対照表の要旨
（令和８年３月29日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,601
	固定資産	5,696
	資産合計	8,297
負純資債及産のび部	流動負債	3,590
	固定負債	411
	株主資本	4,295
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,295
	その他利益剰余金	1,295
	（うち当期純損失）	(393)
	負債・純資産合計	8,297

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、この合併に伴い甲はその商号をM.Gマネジメント株式会社と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十日

東京都練馬区大泉学園町六丁目一七番一五号
（甲）株式会社クリスタルライフリゾート
代表取締役　宮代　昌三

埼玉県新座市栄五丁目三番三一号
（乙）有限会社陶遊房
取締役　宮代　昌秀

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月26日

福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目２番１号

一般財団法人平成紫川会

代表理事　腰地　孝昭

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	11,655,362	流動負債	6,297,570
固定資産	18,233,463	固定負債	7,998,283
基本財産	195,732	**負債合計**	**14,295,853**
特定資産	68,352	指定正味財産	264,083
その他固定資産	17,969,380	（基本財産充当額）	(195,732)
		（特定資産充当額）	(68,352)
		一般正味財産	15,328,889
		正味財産合計	**15,592,972**
合計	**29,888,825**	**合計**	**29,888,825**

正味財産増減計算書の要旨
（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
経常収益	32,345,292
経常費用	31,785,401
評価損益等	△26,456
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税、住民税及び事業税	14,767
法人税等調整額	1,229
当期一般正味財産増減額	517,439
当期指定正味財産増減額	△32,398

第 54 期決算公告

2026年７月10日
愛知県名古屋市中川区長良町１丁目１番地
株式会社名古屋鉄友社
代表取締役社長　平野　正敏

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	329,228
	固定資産	153
	資産合計	**329,381**
負純資産債及のび部	流動負債	61,328
	（賞与引当金）	(29,980)
	株主資本	268,053
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,500
	（資本準備金）	(1,500)
	利益剰余金	256,553
	（利益準備金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(254,053)
	（うち当期純利益）	(7,518)
	負債・純資産合計	**329,381**

第 38 期決算公告

令和８年７月10日
千葉県館山市北条2617番地
宍倉株式会社
代表取締役　佐生　基

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	338,257
	固定資産	1,129,313
	資産合計	**1,467,570**
負純資産債及のび部	流動負債	601,555
	固定負債	680,419
	株主資本	185,596
	資本金	50,000
	資本剰余金	106,090
	資本準備金	21,090
	その他資本剰余金	85,000
	利益剰余金	29,505
	その他利益剰余金	29,505
	（うち当期純損失）	(404,399)
	負債・純資産合計	**1,467,570**

第 47 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
千葉県館山市北条2617番地
株式会社おどや
代表取締役　佐生　基

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,060,148
	固定資産	3,725,545
	繰延資産	4,643
	資産合計	**10,790,338**
負純資産債及のび部	流動負債	1,453,547
	固定負債	324,940
	株主資本	9,011,849
	資本金	30,000
	利益剰余金	8,981,849
	その他利益剰余金	8,981,849
	（うち当期純利益）	(240,575)
	負債・純資産合計	**10,790,338**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

千葉県館山市北条二六一七番地
（甲）株式会社おどや
代表取締役　佐生　基

千葉県館山市北条二六一七番地
（乙）宍倉株式会社
代表取締役　佐生　基

第７期決算公告

令和８年７月10日
東京都中野区本町二丁目46番１号
ライフナビパートナーズ株式会社
代表取締役　扇　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	423,741
	固定資産	56,291
	資産合計	**480,032**
負純資産債及のび部	流動負債	353,204
	賞与引当金	3,000
	固定負債	138,480
	負債合計	**491,685**
	株主資本	△11,652
	資本金	10,000
	利益剰余金	△21,652
	その他利益剰余金	△21,652
	（うち当期純損失）	(18,014)
	純資産合計	**△11,652**
	負債・純資産合計	**480,032**

第 16 期決算公告

令和８年７月10日
東京都中野区本町二丁目46番１号
株式会社ＦＥＡ
代表取締役　扇　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,560,216
	固定資産	98,029
	資産合計	**1,658,245**
負純資産債及のび部	流動負債	1,187,581
	賞与引当金	15,000
	固定負債	12,442
	負債合計	**1,200,023**
	株主資本	458,222
	資本金	30,000
	利益剰余金	428,222
	その他利益剰余金	428,222
	（うち当期純利益）	(38,103)
	純資産合計	**458,222**
	負債・純資産合計	**1,658,245**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月三十一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

東京都中野区本町二丁目四六番一号
（甲）株式会社ＦＥＡ
代表取締役　扇　直樹

東京都中野区本町二丁目四六番一号
（乙）ライフナビパートナーズ株式会社
代表取締役　扇　直樹

決　算　公　告

令和８年７月10日
横浜市中区住吉町一丁目13番地
松村ビル別館６階
エリトラ株式会社
代表取締役　櫻井　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,978
	固定資産	0
	合計	**4,978**
負純資産債及のび部	流動負債	34,792
	株主資本	△29,814
	資本金	3,000
	利益剰余金	△32,814
	その他利益剰余金	△32,814
	（うち当期純利益）	(1,980)
	合計	**4,978**

決　算　公　告

令和８年７月10日
横浜市中区住吉町一丁目13番地
松村ビル別館６階
飛鳥ホールディングス株式会社
代表取締役　櫻井　誠

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	33,613
	固定資産	8,718
	合計	**42,332**
負純資産債及のび部	流動負債	52,227
	固定負債	87,562
	株主資本	△97,457
	資本金	10,000
	利益剰余金	△107,457
	その他利益剰余金	△107,457
	（うち当期純利益）	(27,503)
	合計	**42,332**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

横浜市中区住吉町一丁目一三番地松村ビル別館六階
（甲）飛鳥ホールディングス株式会社
代表取締役　櫻井　誠

横浜市中区住吉町一丁目一三番地松村ビル別館六階
（乙）エリトラ株式会社
代表取締役　櫻井　誠

第 47 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

大分県宇佐市大字長洲927番地の４
スターフーズ株式会社
代表取締役　福島　康

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	203,633	流動負債	167,800
固定資産	1,267	（うち賞与引当金）	(436)
		固定負債	450
		役員退職慰労引当金	450
		株主資本	36,657
		資本金	30,000
		利益剰余金	6,657
		その他利益剰余金	6,657
		（うち当期純利益）	(7,633)
		評価・換算差額等	△6
		その他有価証券評価差額金	△6
資産合計	204,901	負債・純資産合計	204,901

第 43 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　熊本市中央区水前寺四丁目19番26号
ヤマエＢＵＩＬＤ株式会社
代表取締役　宮田　修照

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,386,368	流動負債	603,124
固定資産	3,887,365	賞与引当金	8,979
		完成工事補償引当金	730
		固定負債	2,148,932
		役員退職慰労引当金	15,628
		株主資本	3,521,676
		資本金	20,000
		資本剰余金	80,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	3,421,676
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	3,416,676
		（うち当期純利益）	(316,390)
資産合計	6,273,734	負債・純資産合計	6,273,734

2025年度（37期）決算公告

2026年６月26日　東京都港区元赤坂１丁目１番５号
カジマメカトロエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　池田　邦彦

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,360	流動負債	3,850
固定資産	925	固定負債	447
		退職給付引当金	329
		株主資本	1,989
		資本金	400
		利益剰余金	1,589
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,566
		（うち当期純利益）	(356)
合計	6,286	合計	6,286

第 52 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

岩手県二戸市石切所字火行塚25番地
株式会社チキンカンパニー
代表取締役　十文字保雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,097,114	流動負債	18,555,253
固定資産	56,329,755	固定負債	3,001,634
繰延資産	47,624	株主資本	63,917,606
		資本金	100,000
		資本剰余金	28,059
		利益剰余金	63,804,547
		利益準備金	1,900
		その他利益剰余金	62,162,947
		（うち当期純利益）	(11,898,428)
		自己株式	△15,000
資産合計	85,474,493	負債・純資産合計	85,474,493

第 24 期 決 算 公 告

令和８年７月10日
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番２号
ジャパン マリンユナイテッド株式会社
代表取締役社長　廣瀬　崇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,156	流動負債	3,078
固定資産	1,484	（賞与引当金）	(124)
		（工事に係る引当金）	(83)
		固定負債	375
		（従業員退職に係る引当金）	(307)
		（役員退職に係る引当金）	(1)
		負債合計	3,454
		株主資本	1,193
		資本金	575
		資本剰余金	1,128
		資本準備金	574
		その他資本剰余金	553
		利益剰余金	△ 510
		繰越利益剰余金	△ 510
		評価・換算差額等	△ 7
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	△ 14
		純資産合計	1,186
資産合計	4,640	負債・純資産合計	4,640

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
売上高	3,684	経常利益	275
売上原価	3,290	特別利益	52
売上総利益	393	税引前当期純利益	328
販売費及び一般管理費	114	法人税、住民税及び事業税	46
営業利益	279	法人税等調整額	△ 33
営業外収益	27	当期純利益	315
営業外費用	31		

第 77 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都千代田区丸の内２丁目７番２番
大和製罐株式會社
代表取締役社長　山口　裕久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**100,713**	**流動負債**	**66,060**
現金・預金	3,318	買掛金	43,341
受取手形	1,460	短期借入金	4,435
電子記録債権	13,218	賞与引当金	1,487
売掛金	37,150	その他	16,796
棚卸資産	26,585	**固定負債**	**47,004**
その他	18,980	長期借入金	32,968
固定資産	**114,910**	退職給付引当金	11,289
有形固定資産	**72,213**	その他	2,746
建物・構築物	11,956	**負債合計**	**113,065**
機械装置	27,755	**株主資本**	**96,787**
土地	17,168	**資本金**	**2,400**
その他	15,333	**資本剰余金**	**1,020**
無形固定資産	**1,071**	資本準備金	1,020
投資その他の資産	**41,624**	利益剰余金	147,417
投資有価証券	15,349	**利益準備金**	**600**
その他	26,275	その他利益剰余金	146,817
		自己株式	△ **54,051**
		評価・換算差額等	**5,770**
		純資産合計	**102,558**
資産合計	**215,623**	**負債・純資産合計**	**215,623**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	162,172	経常利益	979
売上原価	138,900	特別利益	482
売上総利益	23,272	特別損失	1,060
販売費及び一般管理費	23,092	税引前当期純利益	400
営業利益	180	法人税・住民税及び事業税	49
営業外収益	2,201	法人税等調整額	△ 1,036
営業外費用	1,402	当期純利益	1,388

第 83 期 決 算 公 告

2026年６月22日　　東京都中野区若宮二丁目55番５号

株式会社鷺宮製作所

取締役社長　西見　成之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	32,147	流動負債	9,407
固定資産	22,312	賞与引当金	1,012
有形固定資産	8,967	偶発損失引当金	100
無形固定資産	214	製品保証引当金	28
投資その他の資産	13,130	未払法人税等	200
		その他	8,065
		固定負債	8,440
		退職給付引当金	2,280
		役員退職慰労引当金	569
		その他	5,590
		負債合計	**17,847**
		株主資本	34,569
		資本金	960
		資本剰余金	3,217
		その他資本剰余金	3,217
		利益剰余金	30,392
		利益準備金	240
		その他利益剰余金	30,152
		評価・換算差額等	2,042
		その他有価証券評価差額金	2,042
		純資産合計	**36,612**
資産合計	**54,459**	**負債・純資産合計**	**54,459**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	37,764	経常利益	1,912
売上原価	30,356	特別利益	20
売上総利益	7,408	特別損失	80
販売費及び一般管理費	6,660	税引前当期純利益	1,852
営業利益	747	法人税、住民税及び事業税	255
営業外収益	1,316	法人税等調整額	289
営業外費用	151	当期純利益	1,307

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月10日

東京都千代田区神田三崎町三丁目１番16号

全農パールライス株式会社

代表取締役　山本　貞郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**78,186**	**流動負債**	**73,152**
固定資産	**11,930**	賞与引当金	210
有形固定資産	8,114	契約損失引当金	4,577
無形固定資産	486	その他	68,365
投資その他の資産	3,329	**固定負債**	**2,930**
		退職給付引当金	1,247
		役員退職慰労引当金	76
		その他	1,606
		負債合計	**76,083**
		株主資本	**13,724**
		資本金	4,031
		資本剰余金	287
		資本準備金	4
		その他資本剰余金	283
		利益剰余金	9,406
		利益準備金	187
		その他利益剰余金	9,218
		評価・換算差額等	**308**
		その他有価証券評価差額金	308
		純資産合計	**14,033**
資産合計	**90,117**	**負債・純資産合計**	**90,117**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	223,273	経常利益	4,799
売上原価	208,513	特別利益	779
売上総利益	14,759	特別損失	1,270
販売費及び一般管理費	9,923	税引前当期純利益	4,309
営業利益	4,836	法人税、住民税及び事業税	3,171
営業外収益	193	法人税等調整額	719
営業外費用	230	当期純利益	419

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都千代田区麹町五丁目４番地

ＩＤ＆Ｅホールディングス株式会社

代表取締役社長　新屋　浩明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	46,540	流動負債	50,944
固定資産	80,863	賞与引当金	39
		役員賞与引当金	92
		その他	50,812
		固定負債	18,459
		その他	18,459
		負債合計	**69,404**
		株主資本	57,926
		資本金	7,553
		資本剰余金	46,222
		資本準備金	6,253
		その他資本剰余金	39,969
		利益剰余金	4,151
		その他利益剰余金	4,151
		評価・換算差額等	72
		その他有価証券評価差額金	72
		純資産合計	**57,999**
資産合計	**127,403**	**負債・純資産合計**	**127,403**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	4,870	経常利益	1,452
売上原価	2,266	特別利益	2,969
売上総利益	2,603	税引前当期純利益	4,421
販売費及び一般管理費	1,570	法人税、住民税及び事業税	310
営業利益	1,033	法人税等調整額	△ 39
営業外収益	1,004	当期純利益	4,151
営業外費用	585		

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　　東京都千代田区神田練塀町３番地

エナジーウィズ株式会社

代表取締役　石井　義人

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	33,105	流動負債	22,259
固定資産	42,882	固定負債	33,028
		退職給付引当金	1,746
		その他	31,282
		負債合計	**55,287**
		株主資本	20,801
		資本金	1,000
		資本剰余金	13,533
		資本準備金	10,416
		その他資本剰余金	3,117
		利益剰余金	6,268
		その他利益剰余金	6,268
		評価・換算差額等	△ 101
		繰延ヘッジ損益	△ 101
		純資産合計	**20,700**
資産合計	**75,987**	**負債・純資産合計**	**75,987**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	60,967	経常利益	3,672
売上原価	48,985	特別利益	336
売上総利益	11,982	特別損失	802
販売費及び一般管理費	9,415	税引前当期純利益	3,206
営業利益	2,567	法人税、住民税及び事業税	50
営業外収益	2,546	法人税等調整額	△ 2,054
営業外費用	1,441	当期純利益	5,210

第 78 期 決 算 公 告

2026年６月26日　愛知県犬山市字上小針１番地

エナジーサポート株式会社

代表取締役社長　藤原　聖

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,156	流動負債	2,196
固定資産	4,349	（賞与引当金）	(189)
有形固定資産	2,103	固定負債	1,176
無形固定資産	31	（退職給付引当金）	(598)
投資その他の資産	2,215	（製品保証引当金）	(296)
		株主資本	13,204
		資本金	5,197
		資本剰余金	3,468
		資本準備金	3,468
		利益剰余金	4,537
		利益準備金	369
		その他利益剰余金	4,167
		評価・換算差額等	929
		その他有価証券評価差額金	929
資産合計	17,506	負債・純資産合計	17,506

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	13,102	経常利益	1,494
売上原価	9,661	特別利益	0
売上総利益	3,440	特別損失	24
販売費及び一般管理費	2,125	税引前当期純利益	1,469
営業利益	1,314	法人税、住民税及び事業税	211
営業外収益	181	法人税等調整額	27
営業外費用	2	当期純利益	1,230

第 85 期 決 算 公 告

2026年７月10日　札幌市中央区北１条西８丁目１番地１

札幌テレビ放送株式会社

代表取締役社長　小山　章司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,110,606	流動負債	2,455,899
固定資産	27,026,009	固定負債	3,243,586
		（退職給付引当金）	(8,833)
		（役員退職慰労引当金）	(104,400)
		負債合計	5,699,485
		株主資本	29,310,362
		資本金	750,000
		資本剰余金	89,541
		その他資本剰余金	89,541
		利益剰余金	28,470,822
		利益準備金	187,500
		その他利益剰余金	28,283,322
		評価・換算差額等	5,126,769
		その他有価証券評価差額金	5,126,769
		純資産合計	34,437,131
資産合計	40,136,616	負債・純資産合計	40,136,616

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	15,336,408	経常利益	1,000,242
売上原価	9,056,696	特別利益	17,864
売上総利益	6,279,712	特別損失	5,073
販売費及び一般管理費	5,643,510	税引前当期純利益	1,013,033
営業利益	636,203	法人税、住民税及び事業税	179,317
営業外収益	377,675	法人税等調整額	123,990
営業外費用	13,636	当期純利益	709,726

第 48 期 決 算 公 告

令和８年７月10日　山形県山形市大字中野字的場936番地

株式会社山形県食肉公社

代表取締役社長　金澤　淳一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,648,525	流動負債	709,077
固定資産	3,059,107	固定負債	932,495
有形固定資産	2,977,583	負債合計	1,641,572
無形固定資産	1,165	株主資本	2,175,292
投資その他の資産	80,357	資本金	1,682,880
		利益剰余金	492,412
		その他利益剰余金	492,412
		評価・換算差額等	890,766
		土地再評価差額金	890,766
		純資産合計	3,066,059
資産合計	4,707,632	負債・純資産合計	4,707,632

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	7,790,524	経常利益	70,821
営業原価	7,269,830		
営業総利益	520,694	特別損失	3,330
販売費及び一般管理費	453,185	税引前当期純利益	67,491
営業利益	67,508	法人税、住民税及び事業税	29,027
営業外収益	4,379	法人税等調整額	△ 7,683
営業外費用	1,066	当期純利益	46,146

第 89 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目３番７号

宮城トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長　後藤　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	44,044	流動負債	30,434
固定資産	11,638	（賞与引当金）	(671)
		固定負債	5,716
		（退職給付引当金）	(3,362)
		（役員退職慰労引当金）	(1,271)
		株主資本	17,362
		資本金	40
		資本剰余金	3,529
		資本準備金	13
		その他資本剰余金	3,516
		利益剰余金	13,793
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	13,762
		評価・換算差額等	2,169
		その他有価証券評価差額金	2,169
資産合計	55,683	負債・純資産合計	55,683

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	64,848	経常利益	3,140
売上原価	49,714	特別利益	29
売上総利益	15,134	特別損失	29
販売費及び一般管理費	12,612	税引前当期純利益	3,140
営業利益	2,521	法人税、住民税及び事業税	872
営業外収益	1,070	法人税等調整額	340
営業外費用	452	当期純利益	1,926

第 120 期 決 算 公 告

2026年７月10日　　大阪市北区天満橋三丁目３番５号

中西金属工業株式会社

代表取締役社長　中西　竜雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	35,088	流動負債	14,052
固定資産	26,916	（賞与引当金）	(777)
		固定負債	6,218
		（退職給付引当金）	(744)
		（役員退職慰労引当金）	(2,958)
		負債合計	20,270
		株主資本	40,290
		資本金	90
		資本剰余金	1,861
		資本準備金	1,855
		その他資本剰余金	6
		利益剰余金	38,338
		利益準備金	227
		その他利益剰余金	38,111
		評価・換算差額等	1,444
		その他有価証券評価差額金	1,444
		純資産合計	41,734
資産合計	62,005	負債・純資産合計	62,005

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	53,757	特別利益	537
売上原価	40,740	特別損失	383
売上総利益	13,017	税引前当期純利益	4,072
販売費及び一般管理費	12,245	法人税、住民税及び事業税	928
営業利益	771	法人税等調整額	51
営業外収益	3,338	当期純利益	3,091
営業外費用	192		
経常利益	3,917		

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　埼玉県戸田市美女木北二丁目11番地の12

ＪＡ全農青果センター株式会社

代表取締役社長　小野　俊明

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,391	流動負債	6,645
固定資産	12,856	（うち賞与引当金）	(256)
有形固定資産	12,266	固定負債	5,747
無形固定資産	162	（うち退職給付引当金）	(209)
投資その他の資産	428	（うち役員退職慰労引当金）	(32)
		負債合計	12,392
		株主資本	9,844
		資本金	2,940
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	6,903
		利益準備金	169
		その他利益剰余金	6,733
		評価・換算差額等	11
		その他有価証券評価差額金	11
		純資産合計	9,856
資産合計	22,248	負債・純資産合計	22,248

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	149,906	特別利益	7
売上原価	135,913	特別損失	23
売上総利益	13,992	税引前当期純利益	832
販売費及び一般管理費	13,543	法人税、住民税及び事業税	330
営業利益	448	法人税等調整額	△ 54
営業外収益	473	当期純利益	556
営業外費用	73		
経常利益	848		

第 78 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　大阪市福島区福島一丁目４番26号

大阪ダイハツ販売株式会社

代表取締役　三宮　士郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,838	流動負債	19,049
固定資産	23,244	賞与引当金	580
繰延資産	33	固定負債	12,140
		退職給付引当金	2,814
		役員退職慰労引当金	179
		株主資本	5,089
		資本金	80
		資本剰余金	190
		その他資本剰余金	190
		利益剰余金	4,819
		利益準備金	67
		その他利益剰余金	4,752
		評価・換算差額等	836
		その他有価証券評価差額金	836
資産合計	37,116	負債・純資産合計	37,116

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	41,771	営業外費用	369
売上原価	31,226	経常利益	1,203
売上総利益	10,545	税引前当期純利益	1,203
販売費及び一般管理費	9,199	法人税、住民税及び事業税	372
営業利益	1,346	法人税等調整額	15
営業外収益	226	当期純利益	815

第 89 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　　大阪府堺市堺区熊野町西三丁２番７号

日鉄プロセッシング株式会社

代表取締役社長　赤松　將雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,797	流動負債	26,375
固定資産	19,576	賞与引当金	680
有形固定資産	18,432	その他	25,694
無形固定資産	269	固定負債	1,273
投資その他の資産	873	退職給付引当金	761
		役員退職慰労引当金	184
		その他	327
		負債合計	27,648
		株主資本	17,658
		資本金	1,530
		資本剰余金	1,710
		資本準備金	814
		その他資本剰余金	895
		利益剰余金	14,813
		利益準備金	224
		その他利益剰余金	14,588
		自己株式	△ 395
		評価・換算差額等	66
		その他有価証券評価差額金	66
		純資産合計	17,725
資産合計	45,374	負債・純資産合計	45,374

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	69,227	特別損失	31
売上原価	63,624	税引前当期純利益	1,683
売上総利益	5,603	法人税、住民税及び事業税	295
販売費及び一般管理費	3,906	法人税等調整額	250
営業利益	1,696	当期純利益	1,137
営業外収益	142		
営業外費用	122		
経常利益	1,715		

第２０期決算公告

令和８年７月10日

埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
ＵＤトラックス株式会社
代表取締役　伊藤　公一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	215,469	流動負債	317,117
固定資産	157,037	賞与引当金	4,227
有形固定資産	115,615	製品保証引当金	1,081
無形固定資産	18,260	その他	311,808
投資その他の資産	23,161	固定負債	11,403
		製品保証引当金	1,651
		退職給付引当金	5,370
		役員退職慰労引当金	17
		その他	4,363
		負債合計	328,520
		株主資本	40,575
		資本金	10,000
		資本剰余金	17,653
		その他資本剰余金	17,653
		利益剰余金	12,922
		その他利益剰余金	12,922
		評価・換算差額等	3,409
		その他有価証券評価差額金	3,409
		純資産合計	43,985
資産合計	372,506	負債・純資産合計	372,506

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	439,614	経常利益	8,912
売上原価	353,081	特別利益	1,262
売上総利益	86,533	特別損失	297
販売費及び一般管理費	78,013	税引前当期純利益	9,877
営業利益	8,520	法人税、住民税及び事業税	2,679
営業外収益	1,656	法人税等調整額	△1,421
営業外費用	1,265	当期純利益	8,619

備考　金額は百万円未満切捨て表示

第45回（令和８年度）社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習の実施について

社会保険労務士法第11条の規定に基づく厚生労働大臣の指定による標記講習を下記のとおり実施します。本講習を受講し、修了試験において良好な成績を修めた科目については、申請することにより社会保険労務士国家試験が免除されることとなります。

令和８年７月10日
全国社会保険労務士会連合会

記

１．講習の方法及び期間
(1)通信指導　令和８年10月１日～令和９年３月31日（６月間）
(2)面接指導　令和９年３月８日～３月27日（１科目につき３日間の講義及び最終日に修了試験を行います。会場：東京都）

２．講習科目（希望する科目を選択して受講できます。）
(1)労働者災害補償保険法　(2)雇用保険法　(3)労働保険の保険料の徴収等に関する法律　(4)厚生年金保険法　(5)国民年金法　(6)労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

３．受講資格者
労働社会保険法令事務の従事期間が通算して15年以上（又は近い将来その期間に該当するもの）ある次の①又は②に該当する者。ただし、①と②の従事期間は通算されません。
①社会保険労務士事務所又は社会保険労務士法人事務所の補助者
②健康保険組合・厚生年金基金・労働保険事務組合等の指定団体の役員又は従業者

４．申込期間
令和８年８月３日（月）～９月３日（木）

５．受講料
１科目につき45,000円

６．申込・問合先
全国社会保険労務士会連合会　研修・社会貢献課
電話　03-6225-4864
〒103-8346　東京都中央区日本橋本石町３－２－12
社会保険労務士会館６階

第79期決算公告

令和８年６月24日　大阪府吹田市垂水町３丁目33番18号
株式会社モリタ
代表取締役社長　森田　晴夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	37,496	流動負債	28,848
固定資産	22,029	賞与引当金	1,713
		役員賞与引当金	24
		その他	27,110
		固定負債	2,582
		役員退職慰労引当金	269
		その他	2,312
		負債合計	31,430
		株主資本	25,930
		資本金	584
		資本剰余金	3
		資本準備金	3
		利益剰余金	25,343
		利益準備金	146
		その他利益剰余金	25,196
		評価・換算差額等	2,165
		その他有価証券評価差額金	1,545
		土地再評価差額金	619
		純資産合計	28,095
資産合計	59,526	負債・純資産合計	59,526

損益計算書の要旨（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	108,183	経常利益	1,542
売上原価	88,250	特別利益	1,989
売上総利益	19,932	特別損失	140
販売費及び一般管理費	18,842	税引前当期純利益	3,391
営業利益	1,089	法人税、住民税及び事業税	589
営業外収益	514	法人税等調整額	478
営業外費用	61	当期純利益	2,322

第１０期決算公告

令和８年７月10日　東京都港区赤坂５丁目３―1
株式会社Ｈａｋｕｈｏｄｏ　ＤＹ　ＯＮＥ
代表取締役社長　北爪　宏彰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,759	流動負債	37,475
固定資産	14,953	（うち賞与引当金）	(3,463)
		（うち役員賞与引当金）	(85)
		（うちＬＳＰ引当金）	(142)
		固定負債	478
		（うち役員退職慰労引当金）	(280)
		負債合計	37,953
		株主資本	50,250
		資本金	100
		資本剰余金	22,621
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	21,621
		利益剰余金	29,236
		その他利益剰余金	29,236
		自己株式	△1,706
		評価・換算差額等	1,508
		その他有価証券評価差額金	1,508
		純資産合計	51,759
資産合計	89,713	負債・純資産合計	89,713

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
収益	44,932	経常利益	4,602
売上原価	5,175	特別利益	11,424
売上総利益	39,756	特別損失	4,278
販売費及び一般管理費	36,477	税引前当期純利益	11,748
営業利益	3,279	法人税、住民税及び事業税	1,245
営業外収益	1,436	法人税等調整額	116
営業外費用	113	当期純利益	10,386

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

三重県伊勢市小俣町湯田四四番地

（甲）株式会社エムケイ・コーポレーション

代表取締役　平林　勇二

三重県度会郡南伊勢町泉三〇九番地一

（乙）株式会社ｎａｎｏヘルスケア

代表取締役　前田　葵

第４期決算公告

令和８年７月10日

三重県度会郡南伊勢町泉309番地１

株式会社ｎａｎｏヘルスケア

代表取締役　前田　葵

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,871
	固定資産	383
	資産合計	24,254
負純資債及産びの部	流動負債	3,565
	固定負債	12,475
	株主資本	8,214
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,214
	その他利益剰余金	7,214
	（うち当期純損失）	(6,282)
	負債・純資産合計	24,254

第31期決算公告

令和８年７月10日

三重県伊勢市小俣町湯田44番地

株式会社エムケイ・コーポレーション

代表取締役　平林　勇二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,110
	固定資産	23,960
	資産合計	136,070
負純資債及産びの部	流動負債	37,282
	（うち賞与引当金）	(7,869)
	株主資本	98,788
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,741
	資本準備金	4,741
	利益剰余金	84,047
	その他利益剰余金	84,047
	（うち当期純利益）	(1,474)
	負債・純資産合計	136,070

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十日

兵庫県加古川市尾上町池田一八八四番地の一

（甲）シマブンテック株式会社

代表取締役　山下　智也

神戸市灘区岩屋中町四丁目二番七号

（乙）シマブンスチールパートナーズ株式会社

代表取締役　大西　茂

第27期決算公告

令和８年７月10日

神戸市灘区岩屋中町四丁目２番７号

シマブンスチールパートナーズ株式会社

代表取締役　大西　茂

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	525,224
	固定資産	1,465
	合計	526,690
負純資債及産びの部	流動負債	309,483
	固定負債	250,055
	退職給付引当金	249,626
	株主資本	△32,848
	資本金	10,000
	資本剰余金	12,000
	その他資本剰余金	12,000
	利益剰余金	△54,848
	その他利益剰余金	△54,848
	（うち当期純損失）	(47,160)
	合計	526,690

第61期決算公告

令和８年７月10日

兵庫県加古川市尾上町池田1884番地の１

シマブンテック株式会社

代表取締役　山下　智也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	452,357
	固定資産	8
	合計	452,366
負純資債及産びの部	流動負債	6,812
	固定負債	5,616
	退職給付引当金	5,616
	株主資本	439,936
	資本金	10,000
	利益剰余金	429,936
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	427,436
	（うち当期純損失）	(4,749)
	合計	452,366

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年七月十日

鹿児島市金生町三番一号

（甲）株式会社山形屋

代表取締役　岩元　純吉

鹿児島市金生町三番一号

（乙）山形屋商事株式会社

代表取締役　岩元　修士

令和８年７月10日

鹿児島市金生町３番１号

株式会社山形屋

代表取締役　岩元　純吉

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,808	流動負債	8,448
固定資産	23,496	賞与引当金	86
		固定負債	18,622
		債務保証損失引当金	1,252
		関係会社事業損失引当金	481
		負債合計	27,070
		株主資本	1,234
		資本金	50
		資本剰余金	1,502
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	1,452
		利益剰余金	△ 318
		利益準備金	115
		その他利益剰余金	△ 433
		純資産合計	1,234
資産合計	28,304	負債・純資産合計	28,304

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	14,842	経常損失	275
売上原価	6,628	特別利益	2,283
売上総利益	8,213	特別損失	205
販売費及び一般管理費	8,103	税引前当期純利益	1,802
営業利益	110	法人税、住民税及び事業税	6
営業外収益	111	法人税等調整額	45
営業外費用	497	当期純利益	1,750

令和８年７月10日

鹿児島市金生町３番１号

山形屋商事株式会社

代表取締役　岩元　修士

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	452	流動負債	621
固定資産	138	固定負債	1,035
		退職給付引当金	35
		株主資本	△ 1,066
		資本金	100
		資本剰余金	3
		資本準備金	3
		利益剰余金	△ 1,169
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	△ 1,184
		（うち当期純損失）	(136)
資産合計	591	負債・純資産合計	591